

2026

市政概要

市川市議会事務局



議長
大久保 たかし



副議長
にしむた 勲

市川市市民憲章

わたくしたちは

江戸川の流れと松の緑に象徴される郷土市川とその自然を
愛し由緒ある史跡と伝承をまもり育て文教都市にふさわ
しく教育と文化を重んじ人間性豊かな調和のとれた明るい
まちをつくるためにつぎのことを定めます

1. きれいで安全なより住みよい

まちをつくります

1. 親切であたたかい希望にみちた

まちをつくります

1. 教育と文化をそだてかおり高い

まちをつくります

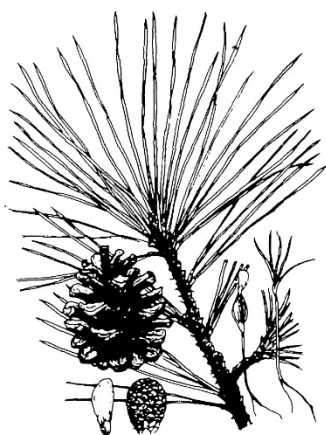
1. 健康で楽しく働くたくましい

まちをつくります

1. みんなの幸せを願い豊かな福祉の

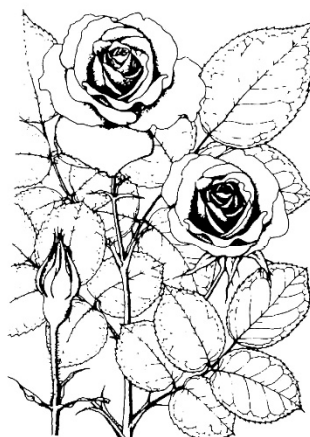
まちをつくります

市川市の木、市民の花・鳥・昆虫



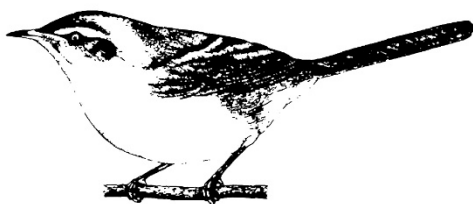
市の木 クロマツ

(S 45. 12. 2 指定)



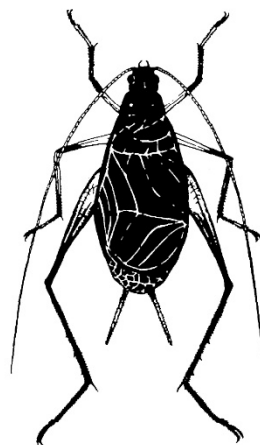
市民の花 バラ

(S 50. 7. 21 決定)



市民の鳥 ウグイス

(S 51. 10. 21 決定)

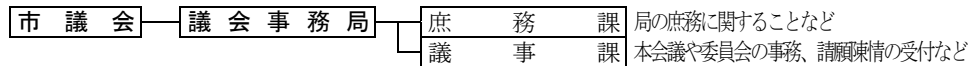


市民の昆虫 スズムシ

(S 51. 10. 21 決定)

行政機構図（令和8年4月1日）／行政経営・D X課

◎議 決 機 関



◎執 行 機 関



市 民 部	自治振興課	コミュニティ振興や自治会に関することなど
	NPO・市民活動支援課	市民活動に関すること、市民活動団体事業補助金、地域ふれあい館に関することなど
	八幡市民交流館	八幡市民交流館の管理運営に関することなど
	市民安全課	犯罪実態の把握・分析、自主防犯組織の活動の支援、暴力団排除条例・客引き行為等禁止条例・市民マナー条例の推進に関することなど
	市 民 課	戸籍・住民異動届の受付、住民票等各種証明書・印鑑登録証・個人番号カードの交付など 信篤窓口連絡所、中山窓口連絡所、国分窓口連絡所
	総合市民相談課	市民の総合相談に関すること 消費生活センター 消費生活に関する相談及び苦情処理、消費者啓発など (まちの相談直行便) 市民生活の要望等の迅速な対応連絡
	大 柏 出 張 所	戸籍・住民異動届の受付、住民票・印鑑登録証・市税の諸証明書等の交付、国民年金・国民健康保険の資格得喪、出張所管内の自治会に関することなど
	市川駅行政サービスセンター	住民異動届の受付、住民票等各種証明書等の交付、パスポート申請等の受付・交付、国民年金・国民健康保険の資格得喪、アイ・リンクセンターに関することなど
経済観光部	商 工 課	経済政策の企画及び総合調整、起業家支援、新しい産業の育成、商店街の整備及び振興、中小企業等の資金融資及び利子補給、雇用及び労政に関することなど 勤労福祉センター 勤労者や地域の人々のための施設
	デジタル地域通貨推進課	デジタル地域通貨、ふるさと納税に関することなど
	観 光 振 興 課	観光の振興、観光地域づくり、観光資源の創出及び周知宣伝に関することなど
	農 政 課	農業の振興、農業災害対策、市民農園に関することなど
	動 植 物 園 課	動植物園に関する企画および計画など 動植物園 動物・植物の公園施設
こども家庭部 ★・福祉事務所の 構成課	こども家庭施策課	こどもに関する施策の計画・立案、こども・若者・子育て支援、保育施策等の計画及び推進、保育園及び公立幼稚園等の整備等に関することなど
	妙典こども地域交流館	児童の健全育成、安全な居場所の提供、妙典こども地域交流館の管理運営に関することなど
	こども館11館	児童の健全育成、安全な居場所の提供、乳幼児を持つ保護者の交流・情報提供、子育て相談など
	こども家庭相談課★	こどもや妊産婦・子育て世帯への包括的な相談支援、こどもの虐待対策、母子保健に関することなど
	発 達 支 援 課 ★	児童発達支援センター、子どもの発達支援など あおぞらキッズ、おひさまキッズ、こども発達相談室、大洲こども館
	子 育 て 給 付 課 ★	子ども医療費、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭相談など
	こども施設入園課★	保育園・幼稚園の入退園、保育料の徴収、特定教育・保育施設等への運営費の支弁に関することなど
	幼保施設管理課★	公立保育園及び公立幼稚園の管理運営、特定教育・保育施設等の指導監査に関することなど 保育園16園
福 祉 部 ★・福祉事務所の 構成課	地 域 共 生 課 ★	地域福祉計画、福祉よりいそいそ相談窓口、重層的支援体制整備事業の総合調整、地域ケアシステム、高齢者クラブの助成、民生委員、低所得世帯等に対する給付金、災害弔慰金・見舞金、各種募金に関することなど 老人福祉センター・老人いきいきの家（いきいきセンター）、地域共生センターなど
	地域包括支援課★	高齢者の保健福祉サービス、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、介護の相談、介護予防、認知症施策、地域包括支援センター、老人福祉施設への措置に関することなど
	介 護 保 険 課 ★	介護保険制度、介護サービス事業者、高齢者福祉施設の整備等及び補助、介護人材に関することなど
	障がい者支援課★	障がい者の日常生活に関する支援や医療費助成、福祉手当、障がい者就労支援など 障害者いきいきの家
	障がい者施設課	公立障がい者施設の一元管理 明松園、身体障害者福祉センター、フォルテ行徳
	生 活 支 援 課 ★	生活保護に関することなど
	市 営 住 宅 課	市営住宅、住宅セーフティネットに関することなど
保 健 部	保 健 医 療 課	保健・医療施策の推進、公衆衛生、献血の推進に関することなど
	施設整備担当室	保健福祉施設の建設等に関すること 急病診療所 休日急病歯科・障がい者等歯科診療所
保健センター	健 康 支 援 課	成人の保健指導、特定健康診査及び特定保健指導、各種検診、心の健康支援、各種予防接種、感染症その他疾病の予防及び対策など
	国 保 年 金 課	国民健康保険の届出・給付、保険料の賦課・収納、後期高齢者医療及び国民年金に関することなど
	斎場霊園整備・管理課	斎場・霊園の維持管理、整備、霊園の使用許可、市内墓地の改葬許可、斎場の建設に関することなど 霊園管理事務所 斎場
環 境 部	総 合 環 境 課	環境基本計画、一般廃棄物処理計画、地球温暖化対策実行計画、再生可能エネルギーに関することなど

		自然環境課	自然環境の保全及び再生、生物多様性いとかち戦略、家庭動物の適正飼養の啓発に関することなど
		行徳野鳥観察舎(あいねすと)	
		地域の猫活動支援拠点	
		生活環境保全課	環境の監視、公害の指導・規制、アスベスト対策、ネズミ・ユスリカに関することなど
		清掃事業課	ごみ収集、ごみ集積場、資源物の回収、廃棄物の不法投棄等、し尿の収集運搬、空き地の雑草除去に関することなど
		クリーンセンター建設課	一般廃棄物処理施設等の建設等に関することなど
		クリーンセンター	ごみの焼却・破砕処理施設、衛生処理場、余熱利用施設、資源物の中間処理受託業者の指導監督に関することなど
街づくり部	街づくり計画課	都市計画の決定・変更・基礎調査、地区計画の決定・変更、都市景観形成の計画・立案に関することなど	
	街づくり整備課	地域の街づくり及びまち並み景観の整備、市街地の再開発事業、土地区画整理事業、住宅ストックの良質化に関することなど	
	公園緑地課	公園・緑地の整備・維持管理、街路樹・公衆トイレの維持管理、生産緑地の指定、ガーデニングシティいとかち、水辺のまちづくりに関することなど	
	開発指導課	開発行為、宅地開発条例、中高層建築物の事前協議、紛争の調整など	
	建築指導課	建築基準法の許認可・確認申請、違反建築対策、耐震診断・改修の促進に関することなど	
	空家対策課	空家対策に関することなど	
道路交通部	交通計画課	道路網構想、交通安全思想の普及、放置自転車対策、自転車等駐車場の維持管理・整備、交通公園の管理、仮ナンバーの交付など	
	道路管理課	道路管理の引継、路線の認定・改廃、道路台帳整備、道路の境界協議、屋外広告物・道路占用の許可など	
	道路建設課	道路の計画及び工事、道路の用地取得及び損失補償、都市計画道路の事業認可に関することなど	
	道路安全課	道路の機能維持、道路清掃、側溝清掃及び揚土回収、橋りょうの維持補修計画及び工事、交通安全施設の整備及び維持に関することなど	
下水道部	下水道経営課	下水道事業の経営、下水道使用料の賦課徴収、水洗化及び排水設備に関することなど	
	下水道建設課	下水道・治水の計画、治水対策施設・排水機場の新設・長寿命化対策、公共下水道の新設・長寿命化対策など	
	河川・下水道管理課	治水対策施設・排水機場の維持管理、公共下水道の維持管理、浄化槽、雨水浸透施設など	
		終末処理場	下水を最終的に処理して公共用水域に放流するための施設
行徳支所	総務課	市税証明の発行や市税関係の相談、その他窓口業務、支所庁舎の維持管理、地域行事の企画運営、支所管内の自治会及び防犯対策に関することなど	
	郷土資料館構想室	郷土資料館構想に関することなど	
	市民課	戸籍・住民異動届の受付、住民票等各種証明書・印鑑登録証・個人番号カードの交付など	
	福祉課	国民健康保険、国民年金、福祉事務など	
	臨海整備課	市川漁港の整備及び管理、行徳臨海部のまちづくり、水産業の振興、港湾の連絡及び調整、漁業災害対策など	
	南行徳市民センター	戸籍・住民異動届の受付、住民票等各種証明書・印鑑登録証・市税の諸証明書の交付、南行徳市民談話室など	
	(行徳子育て総合案内)	保育園・幼稚園等の入園案内、保育所申請、子育て相談などに関すること	
会計管理者	会計課	公金の管理など	
消防局	消防総務課	消防職員の人事・福利・研修、消防予算の編成、消防防災広報など	
	企画管理課	消防施設や消防機械器具の整備、重要施策等の企画立案及び管理、公有財産の管理など	
	指令課	消防通信の運用、消防通信施設設備の維持管理、ちば北西部消防指令センターの共同運用など	
	予防課	防火思想の普及、住宅防火の推進、予防査察、建築許可に係る同意、火災・災害統計など	
	警防課	水害・火災・地震等の警戒鎮圧、消防訓練、消防団、女性消防クラブとの連絡調整など	
	救急課	救急業務の計画、救急隊の運用、救急隊員の養成など	
	東消防署	中山出張所・高谷出張所	
	西消防署	国府台出張所・大洲出張所	
	南消防署	行徳出張所・広尾出張所	
	北消防署	曽谷出張所	
固定資産評価員			

行政委員会・行政委員

教育委員会



選挙管理委員会	事務局	選挙人名簿の調製・縦覧・閲覧、投票や開票、選挙啓発など
監査委員	事務局	事務事業の監査など
公平委員会		公務員の勤務条件の措置要求、審査要求の審査など
農業委員会	事務局	農地の移動調整、転用、農業経営の合理化など
固定資産評価審査委員会		固定資産税の不服申し立て審査など

区 分	部・部相当	課・課相当	担当室・構想室
市長部局	19	89	5
議会事務局	1	2	0
選挙管理委員会事務局	1	1	0
監査委員会事務局	1	1	0
農業委員会事務局	1	1	0
教育委員会	2	11	0
消防局	1	10	0
合 計	26	115	5

第 1 編	総 説	1
第 2 編	議 会	11
第 3 編	施政方針・総合計画等	31
第 4 編	当 初 予 算 ・ 決 算	49
第 5 編	総 務 委 員 会	67
第 6 編	健 康 福 祉 委 員 会	145
第 7 編	環 境 文 教 委 員 会	197
第 8 編	建 設 経 済 委 員 会	267
第 9 編	外 郭 団 体 等	321

目 次

第1編 総 説

1. 地 勢	3
2. 人口の推移	4
3. 市川市の最近のあゆみ	4
4. 歴代市長、副市長	7
5. 市川市名誉市民	8

第2編 議 会

1. 議会の機構	13
2. 議会の運営	16
3. 議会の活動状況	20
4. 議員報酬等	23
5. 議会事務局	24
6. 議員名簿等	28

第3編 施政方針・総合計画等

1. 令和8年度 所信表明	33
2. 市川市総合計画2050	43
3. 核兵器廃絶平和都市宣言	43
4. ウィズプラン（市川市男女共同参画基本計画）	43
5. 第2次市川市文化振興ビジョン	43
6. 市川市地域福祉計画	44
7. 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	44
8. 市川市障害者計画	44
9. 市川市障害福祉計画・市川市障害児福祉計画	45
10. 市川市こども計画	45
11. WHO憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言	45
12. 市川市健康増進計画 健康いちかわ21（第3次）	46
13. 市川市環境基本計画	46
14. 市川市生活排水対策推進計画	46
15. 市川市地球温暖化対策実行計画	47
16. 生物多様性いちかわ戦略	47
17. 市川市一般廃棄物処理基本計画 “いちかわじゅんかんプラン21”	47
18. 都市計画マスタープラン	48
19. 市川市景観基本計画	48
20. 市川市みどりの基本計画	48
21. 第2期市川市スポーツ推進計画	48

第4編 当初予算・決算

1. 令和8年度 当初予算総括表	51
2. 一般会計	52
3. 特別会計	61
4. 公営企業会計	64
5. 決算状況・指数等（普通会計）	66

第5編 総務委員会

市長公室	69
危機管理室	73
総務部	77
企画部	89
財政部	93
管財部	99
情報管理部	107
市民部	111
行徳支所	125
消防局	129
選挙管理委員会	141
監査委員	142
公平委員会	144
固定資産評価審査委員会	144
議会事務局（第2編）	24

第6編 健康福祉委員会

こども家庭部	147
福祉部	165
保健部	179

第7編 環境文教委員会

文化国際部	199
スポーツ部	213
環境部	217
教育振興部（教育委員会）	237
学校教育部（ 〃 ）	255

第8編 建設経済委員会

経済観光部	269
街づくり部	283
道路交通部	305
下水道部	313
農業委員会	319

第9編 外郭団体等

市川市土地開発公社	323
公益財団法人 市川市清掃公社	323
公益財団法人 市川市文化振興財団	324
公益財団法人 市川市花と緑のまちづくり財団	326
社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	326
公益社団法人 市川市シルバー人材センター	330
いちかわクリーンエネルギー株式会社	331

※市川市福祉公社は、平成23年4月1日から一般財団法人へ移行した。

第1編 総 説

1. 地 勢	3
2. 人口の推移	4
3. 市川市の最近のあゆみ	4
4. 歴代市長、副市長	7
5. 市川市名誉市民	8

1. 地 勢

市川市は千葉県北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と東京湾に面し、また、江戸川を隔てて東京都江戸川区・葛飾区と相對している。

都心から20km圏内にあり、文教・住宅都市として発展している。都心部と県内各地域を結ぶ広域交通が集中しており、JR総武線・京葉線・武蔵野線、京成線、東京メトロ東西線、都営新宿線、北総線といった鉄道網が発達し、京葉道路・湾岸道路・国道14号などの幹線道路が東西方向に、東京外かく環状道路が南北方向に通っている。

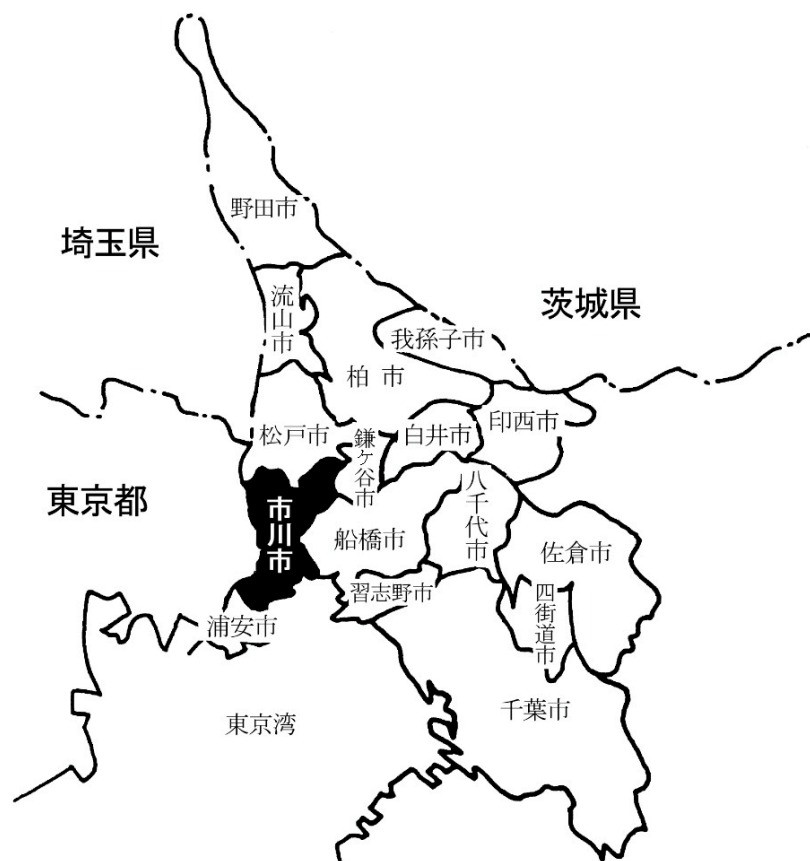
地形は、北部に標高20m前後の台地がある他は、おおむね平坦である。北部は、大野・大町の台地を中心に梨栽培などの農業が盛んで、屋敷林や斜面林などの緑も多い。中央部は、古くからの住宅地が多く、京成線に沿った菅野・八幡の一帯には市の木であるクロマツが点在し、市の代表的景観を形成している。南部は、埋め立てによってできた部分が多く、高度成長期以降、東西線開業を機にマンションなどの高層住宅が発達した。東京湾に面した臨海部には、湾岸道路を中心に物流の拠点や工業地帯が広がっている。

位 置 東経 139度55分
北緯 35度43分
(第1庁舎)

面 積 56.39km²
東西延長 8.2km
南北延長 13.4km
市制施行 昭和9年11月3日

(令和8年6月30日)

人口	501,111人
男	252,916人
女	248,195人
世帯	268,062世帯
(住民基本台帳人口)	



2. 人口の推移／総務課

(1) 世帯数及び人口の推移

(各年10月1日)

年	世帯数	人 口			人口密度 (1km ² 当たり)	世帯人員 (1世帯当たり)
		総 数	男	女		
平成12年	193,582	448,642	232,473	216,169	7,956	2.3
17	208,168	466,608	239,659	226,949	8,275	2.2
22	220,582	473,919	239,222	234,697	8,404	2.2
27	228,845	481,732	242,652	239,080	8,543	2.1
令和2	242,970	496,676	251,351	245,325	8,808	2.0

(国勢調査)

(2) 人口動態

令和7年	自 然 動 態			社 会 動 態		
	出 生	死 亡	自然増減	転 入	転 出	社会増減
	3,420	4,522	△1,102	34,456	29,524	4,932

(3) 産業別就業者（15歳以上）

(令和2年10月1日)

区 分	就業者数	男	女	構 成 比
第 1 次 産 業	1,242人	766人	476人	0.52%
第 2 次 産 業	37,222	28,115	9,107	15.57
第 3 次 産 業	190,838	100,438	90,400	79.82
分類不能の産業	9,769	5,285	4,484	4.09
合 計	239,071	134,604	104,467	100.00

(令和2年国勢調査)

3. 市川市の最近のあゆみ

平成28年	1月	○スマートフォン・タブレット端末用アプリ「i広報紙」（その後「マチイロ」に名称変更）での「広報いちかわ」の配信開始
	3月	○パートナーシティを締結しているフランスのイッシー・レ・ムリノー市に、市川市が技術指導した日本式庭園が完成
	4月	○塩浜学園が全国に先がけて義務教育学校として開校（県内初）
	5月	○待機児童対策緊急対応プランを策定
	6月	○市川市の人口が初めて48万人を突破 ○市川市公式インスタグラム運用開始
	7月	○市川市パスポートセンターを開設
	8月	○市川市名誉市民 高橋國雄氏逝去
	9月	○ふるさと納税制度により募った熊本地震災害義援金約5,300万円を、熊本・大分両県へ送金
	11月	○都市計画道路3・4・18号（浦安鎌ヶ谷線）が全線開通 ○市町村税徴収率が2年連続県内1位となり、千葉県知事表彰を受賞

平成29年	3月	○全日警ホール（八幡市民会館）がオープン
	4月	○総労働時間の短縮を一層推進し仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図るため、「労働時間革命自治体宣言」を行う
	5月	○市川市南八幡に仮本庁舎（新第2庁舎）が完成し、仮本庁舎での業務を開始
	6月	○市川市新田の後藤家住宅主屋・稲荷社が国登録有形文化財となる
	7月	○市川市動植物園が開園30周年を迎える ○J：COM北市川スポーツパークがオープン
	11月	○市川市長選挙で、いずれの候補者も当選に必要な法定得票を獲得できず再選挙に
平成30年	4月	○再選挙で村越祐民氏が市長に当選 ○道の駅いちかわがオープン ○組織改正、経営改革室を廃止し企画部に統合
	5月	○タウンミーティングを開始 ○ジャガーさん・チーバくんのグッズ等をふるさと納税に
	6月	○東京外かく環状道路千葉県区間の供用開始
	7月	○市川市行徳ふれあい伝承館がオープン
	10月	○「広報いちかわ」をリニューアル ○ジャポニスム「地方の魅力ー祭りと文化」に行徳神輿が参加
平成31年	3月	○LINEでの行政手続き開始 ○妙典橋開通 ○多文化共生推進事業「シェフ先生」が地方創生大賞を受賞
令和元年	4月	○いちかわ未来創造会議設立
	5月	○カゼルタ市と自治体連携協定締結
	7月	○やんべえGYOTOKU開催 ○市川市型地産地消エネルギーモデル事業計画策定 ○登下校見守りシステム導入
	10月	○パルス市と自治体連携協定締結 ○コミュニティバス 北国分ルートの実証実験開始
	11月	○自治体初のビッグデータ（非識別加工情報）の活用に対する事業者提案
令和2年	2月	○自治体連携協定に基づくエストニアとの交流
	4月	○市川市DX憲章策定 ○新型コロナウイルス感染症に関連した様々な取り組みを実施
	5月	○市川ナンバープレート交付開始
	7月	○第1庁舎竣工・供用開始
	9月	○市議会での中核市への移行表明
	10月	○行徳野鳥観察舎「あいねすと」オープン
	11月	○オンラインいちかわ市民まつり開催 ○市川市観光大使に愛月ひかる氏就任
令和3年	1月	○第1庁舎が全面供用開始 ○都市計画道路3・4・12号 北国分線が全線開通
	4月	○市川市行徳パスポートセンターがオープン ○待機児童数ゼロ（国基準）を達成
	9月	○公共の場所における客引き行為等を禁止する市川市客引き禁止条例施行 ○学習端末を使った学習活動（GIGAスクール）開始
	10月	○東京2020オリンピック・パラリンピックで顕著な成績を収めた4名の選手に市民栄誉賞贈呈を決定
	11月	○市川駅北口に本を介した学びと交流の場「市本」がオープン

令和4年	3月	○クラブブルーサンダースと協定締結
	4月	○市川市文化会館リニューアルオープン ○田中甲氏が市長に当選
	7月	○千葉ジェッツと協定締結
	9月	○市川市シェアサイクル事業開始
	10月	○全国消防操法大会で準優勝
	11月	○いちかわ検定（初級）を開催 ○ぴあばーく妙典の公園エリアの一部がオープン
令和5年	1月	○学校給食費無償化開始（中学校1月～、小学校4月～）
	4月	○子ども医療費助成制度の拡大
	5月	○デジタル地域通貨 ICHICO 実証実験、健康ポイント事業 Aruco スタート
	8月	○児童議会開催
	10月	○第2子以降の保育料無償化
	11月	○市制施行90周年カウントダウン開始
	12月	○ゴールドシニア75外出支援事業「チケット75」開始
令和6年	3月	○市川市消防団が日本消防協会特別表彰「まとい」受賞
	5月	○さだまさし氏が親善大使に就任
	8月	○新電力会社設立に向けた京葉瓦斯株式会社との協定締結 ○片岡直公氏、中津攸子氏が名誉市民に決定
	9月	○パリ2024パラリンピック競技大会で顕著な成績を収めた2名の選手に市民 栄誉賞贈呈を決定
	11月	○卒寿の卒業式を開催 ○市制施行90周年記念式典を挙行政 ○永井荷風文学賞を創設
令和7年	1月	○新電力会社「いちかわクリーンエネルギー株式会社」設立
	3月	○八幡市民交流館ニコット、ぴあばーく妙典COCOオープン
	4月	○国府台スタジアムオープン
	5月	○脱炭素先行地域に選定
	8月	○「富士の大仕掛け」花火が世界記録に認定
	10月	○全国国府サミット in 市川
	11月	○核なき世界への連携フォーラム in いちかわ ○第1回永井荷風文学賞授賞式

4. 歴代市長、副市長／秘書課

(1) 市 長

歴代	氏 名	就・退任年月日	歴代	氏 名	就・退任年月日
初代	浮谷竹次郎	昭9.12.6～11.1.11	16	鈴木忠兵衛	49.1.30～52.12.11
2	浮谷竹次郎	11.3.20～14.6.21	17	高橋 國雄	52.12.25～56.12.24
3	浮谷竹次郎	14.12.2～15.4.28	18	高橋 國雄	56.12.25～60.12.24
4	稲内 清二	15.6.11～16.10.7	19	高橋 國雄	昭60.12.25～平元.12.24
5	林 幸司	17.7.1～18.12.5	20	高橋 國雄	平元.12.25～5.12.24
6	高橋 統閏	19.3.5～21.11.11	21	高橋 國雄	5.12.25～9.12.24
7	浮谷竹次郎	22.4.9～26.4.3	22	千葉 光行	9.12.25～13.12.24
8	浮谷竹次郎	26.4.26～30.5.1	23	千葉 光行	13.12.25～17.12.24
9	織田 智	30.5.2～31.2.15	24	千葉 光行	17.12.25～21.12.24
10	浮谷竹次郎	31.3.25～35.3.24	25	大久保 博	21.12.25～25.12.24
11	浮谷竹次郎	35.3.25～39.3.24	26	大久保 博	25.12.25～29.12.24
12	浮谷竹次郎	39.3.25～39.12.15	27	村越 祐民	30.4.22～令4.4.21
13	浮谷 元吉	40.1.31～40.12.12	28	田中 甲	令4.4.22～8.4.21
14	富川 進	41.1.30～45.1.29	29	田中 甲	8.4.22～
15	富川 進	45.1.30～49.1.29			

(2) 副市長

※ 第2助役

歴代	氏 名	就・退任年月日	歴代	氏 名	就・退任年月日
初代	並木重太郎	昭10.7.5～13.10.6	17	湯浅 秋良	平2.7.1～6.3.31
2	近藤 洋雄	13.11.16～16.10.6	18	橋本喜久三	6.4.1～10.3.31
3	阿部 真竜	17.8.13～18.12.7	18	増田 三郎	6.4.1～9.9.5
4	藤原 誠	19.5.11～21.11.15	19	浅野 正隆	10.4.1～14.3.31
5	伊原 晋一	22.8.31～23.3.1	19	土屋 光博	10.4.1～13.7.15
6	神作 治平	23.10.27～27.10.26	20	尾藤 勇	13.7.16～16.7.1
※6	鈴木竹次郎	26.8.30～30.8.29	21	浅野 正隆	14.4.1～18.3.31
7	神作 治平	27.10.27～31.10.26	22	永田 健	16.7.2～18.7.10
8	神作 治平	31.10.27～35.10.26	23	浅野 正隆	18.4.1～20.6.30
9	神作 治平	35.10.27～39.10.26	24	平出 純一	18.7.11～20.6.30
※9	脇屋 義郎	36.7.15～40.7.14	25	土屋 光博	20.7.1～24.6.30
10	彦坂宏三郎	40.7.1～44.6.30	26	遠峰 正徳	21.4.1～25.3.31
11	彦坂宏三郎	44.7.1～47.1.31	27	土屋 光博	24.7.1～26.3.31
※11	高橋 國雄	47.1.1～47.1.31	28	佐藤 尚美	25.4.1～29.3.31
12	高橋 國雄	47.2.1～50.12.31	29	佐藤 尚美	平29.4.1～令元.8.31
13	高橋 國雄	51.1.1～52.11.24	30	笠原 智	平29.12.18～令3.12.17
14	浦田 信治	53.4.1～57.3.31	31	大津 政雄	令2.4.1～4.7.1
15	浦田 信治	57.4.1～61.3.31	32	笠原 智	3.12.18～4.4.21
16	平野 義雄	昭61.7.1～平2.6.30	33	松丸 多一	4.7.13～8.7.12
※16	湯浅 秋良	昭61.7.1～平2.6.30	34	本間 和義	5.7.18～
17	平野 義雄	平2.7.1～6.3.31	35	松丸 多一	8.7.13～

地方自治法改正により、平成19年4月1日から助役制度が廃止、副市長制度に移行。

5. 市川市名誉市民／秘書課

市民または市に縁故の深い人で市に功績のあった人、広く社会の進展・学術文化の興隆に貢献した人のうち功績が特に顕著な人に称号を贈り、市民の敬愛の対象として顕彰する。

氏 名	決定年度	功 績
東山 魁夷 氏	昭和63年	明治41年生まれ。国際的に知られる日本画家。新宮殿壁画及び唐招提寺障壁画をはじめ多数の名作を生み出した。昭和44年文化勲章受賞。享年90歳。
浮谷竹次郎 氏	昭和63年	明治20年生まれ。昭和9年に市制施行と同時に初代市川市長となる。以降昭和39年までに通算8期22年在職。享年77歳。
秋山 逸生 氏	平成元年	明治34年生まれ。工芸家。金属、特に金を活用した木象嵌で独創的な世界を生み出した。千葉県初の人間国宝。享年86歳。
麻生 磯次 氏	平成元年	明治29年生まれ。文芸研究家。江戸文学の権威として知られる。市川市文化財審議会の委員長を15年務めた。昭和45年文化功労者。享年83歳。
大須賀 力 氏	平成6年	明治39年生まれ。昭和初期から彫刻家として作家活動に入り、彫刻界の発展向上に尽力すると共に、市川市役所前や市民会館前に野外彫刻を制作する。享年103歳。
佐治 賢使 氏	平成6年	大正3年生まれ。日本を代表する漆工芸家として蒔絵、螺鈿の技法を駆使し、鋭い現代感覚で漆芸に新境地を切り開いた。平成7年文化勲章受賞。享年85歳。
伊藤 友作 氏	平成6年	明治14年生まれ。戦後の混乱期を乗り越え、「明敏謙譲」を教育理想に掲げ、幼稚園から短期大学まで一貫教育の昭和学院を築いた。享年83歳。
平田 萃藏 氏	平成6年	明治16年生まれ。仏教による女子教育を志し国府台高等女学校を創設、「敬虔、勤労、高雅」の教育を実践し、私学教育の振興に尽力した。享年85歳。
古賀 米吉 氏	平成6年	明治24年生まれ。私学教育の果たす役割の重要性を確信し、私学振興の先駆者として尽力。市川学園の礎を築いた。享年92歳。
高橋 國雄 氏	平成11年	大正9年生まれ。第17～21代市長。5期20年にわたり市長を務め、市職員時とも合わせ58年もの間、市政発展のため、数々の施策を実施した。享年95歳。
式場隆三郎 氏	平成11年	明治31年生まれ。式場病院を創設。精神科医としての活躍の一方で、芸術、文化をはじめ幅広い分野に関係し、各界に多大な貢献をした。享年67歳。
藤田 喬平 氏	平成11年	大正10年生まれ。ガラス工芸家。日本の伝統美に時代性、国際性を合わせ持つその作風は「フジタガラス」として、国際的にも評価が高い。平成14年文化勲章受賞。享年83歳。
宗 左近 氏	平成16年	大正8年生まれ。詩人。現代の日本詩壇を代表する一人として、数多くの詩集を残すと共に、校歌や合唱曲の作詞、美術評論、フランス文学の翻訳など幅広く活動し市民文化の発展に貢献した。享年87歳。
靱島 正次 氏	平成16年	大正11年生まれ。財団法人市川市文化振興財団元理事長。地元信用金庫の理事長並びに会長として、地域の商工業の発展に貢献すると共に、市川の歴史・文化継承運動のリーダーとして活躍。享年90歳。
永井 荷風 氏	平成16年	明治12年生まれ。小説家。近代日本文学史上、耽美派文学の一つの時代をつくり、小説、随筆、戯曲と幅広い創作を行い、多くの名作を残す。随筆「葛飾土産」では、戦後移り住んだ市川の風景、自然を高らかに謳いあげている。昭和27年文化勲章受賞。享年79歳。

氏 名	決定年度	功 績
水木 洋子 氏	平成 16年	明治43年生まれ。脚本家。「また逢う日まで」「ひめゆりの塔」「浮雲」など日本映画史上に残る数々の名作を手掛ける。平成15年には、所有財産の全てを市川市に遺贈、旧自宅や生活資料は一般公開し、市民文化施設の拠点として活用している。享年92歳。
中村勝五郎 氏	平成 16年	大正2年生まれ。味噌醸造所代表。戦後の混乱期に父勝五郎（2代目）と共に、若手芸術家の育成や美術界の興隆に力を尽くす。また、財団法人市川市高齢者事業団を設立し、社会福祉の向上に貢献。享年80歳。
村上 正治 氏	平成 16年	大正3年生まれ。音楽家。青少年への音楽教育を推進。市内や県内の小・中・高等学校等の校歌の作曲を数多く手掛け、市川市芸術文化団体協議会の結成にも参画するなど、芸術文化全般の振興に貢献。平成4年市川市民栄誉賞受賞。享年88歳。
小島 貞二 氏	平成 16年	大正8年生まれ。相撲・演芸評論家。専門である相撲と寄席・演芸などの伝統文化、庶民芸能の振興と普及に尽力し、納涼市民寄席や寄席清華亭を主宰するなど、市川出身・ゆかりの芸人たちの育成にも力を注いだ。享年84歳。
星野 道夫 氏	平成 16年	昭和27年生まれ。アラスカの雄大な自然とそこに生きる動物や植物、人々を写真や文章を通じて表現した世界的な写真家。その写真と文章は、現代における地球、自然、生命、人間、文明の関わりについて数多くの示唆を残す。享年43歳。
中山 忠彦 氏	平成 26年	昭和10年生まれ。日本の洋画壇を牽引するひとりとして活躍。白日会会長、日展理事長などを務め、後進の育成のために「アカデミー中山」を開設するなど、美術界の発展に尽力された。芸術文化に対する豊富な知識と経験を活かし、市川市文化振興財団理事などを務め、本市の芸術文化の向上に多大な貢献をされた。享年89歳。
片岡 直公 氏	令和 6年	昭和12年生まれ。市川商工会議所元名誉会頭。 株式会社全日警の創業者として、インフラや公共施設の警備など、防犯・防災の観点から国民生活の安全や産業発展に尽力された。 また、市川商工会議所の会頭、名誉会頭として長年にわたり、中小企業の活力化に向けた政策の提言、東京外かく環状道路の整備・推進、地域イベントの支援など地域経済社会の発展及び産業の振興に貢献された。 享年88歳。
中津 攸子 氏	令和 6年	昭和10年生まれ。作家。 『市川の歴史』『真間の手児奈』『万葉集の中の市川』等、市川に関する歴史書や小説、絵本などの著作を数多く手がけられ、本市の歴史、文化の普及に尽力された。 また、「新樹の会」を主宰し、俳句や短歌など文学を通じて、長きにわたり高齢者の生きがいづくりや子どもたちの教育の向上にも力を注がれ、市政の発展に多大なる貢献をされた。

市川市特別名誉市民

親善その他の目的で、賓客として来訪した外国人又は市に縁故の深い外国人に対し、市川市特別名誉市民の称号を贈る。

氏 名	決定年度	功 績
アグス サリム ランクティ 氏	平成 2 年	メダン市長として、姉妹都市締結に尽力され、本市との親善等のため貢献した。
H. バクティアル ジャファール 氏	平成 8 年	メダン市姉妹都市締結後の 2 代目の市長であり交流事業の発展に貢献した。
薛 万才 氏 佘 国華 氏	平成 8 年	元樂山市人民政府市長であり、友好親善交流の発展に貢献した。

第2編 議 会

1. 議会の機構	13
2. 議会の運営	16
3. 議会の活動状況	20
4. 議員報酬等	23
5. 議会事務局	24
6. 議員名簿等	28

1. 議会の機構

(1) 議員

①議員数及び任期（令和8年7月1日現在）

条例定数 42人 現員数 41人（男33人、女8人）

任 期 令和5年5月2日～9年5月1日

※平成11年7月の地方自治法改正により、本市の議員定数は46人を超えない範囲内で、14年12月までに条例で定めることになり、14年11月の臨時会において、議員定数を42人とする「市川市議会議員定数条例」を制定し、15年4月27日の一般選挙から適用している。なお、同条例の施行前（11年4月の一般選挙まで）は、「市川市議会の議員の定数を減少する条例」により議員定数を44人としていた。

また、15年1月からは同法により、地方公共団体の議会の議員定数は人口に応じて上限が定められていた（本市の場合、46人）が、23年の改正により上限は撤廃された。

②会派別・所属政党別構成（令和8年7月1日現在）

（人）

会派 \ 所属政党	公明党	自由民主党	日本共産党	立憲民主党	日本維新の会	れいわ新選組	無所属	合 計
公 明 党	8							8
創 生 市 川 ・ 自 民 党		2					5	7
新 し い 流 れ		1		1		1	2	5
自 由 民 主 の 会		3					1	4
未 来 市 川		1			1		2	4
地域政党チームいちかわ							3	3
日 本 共 産 党			3					3
いちかわ市民クラブ				2			1	3
会派に所属していない議員							4	4
合 計	8	7	3	3	1	1	18	41

③年齢別議員数（令和8年7月1日現在）

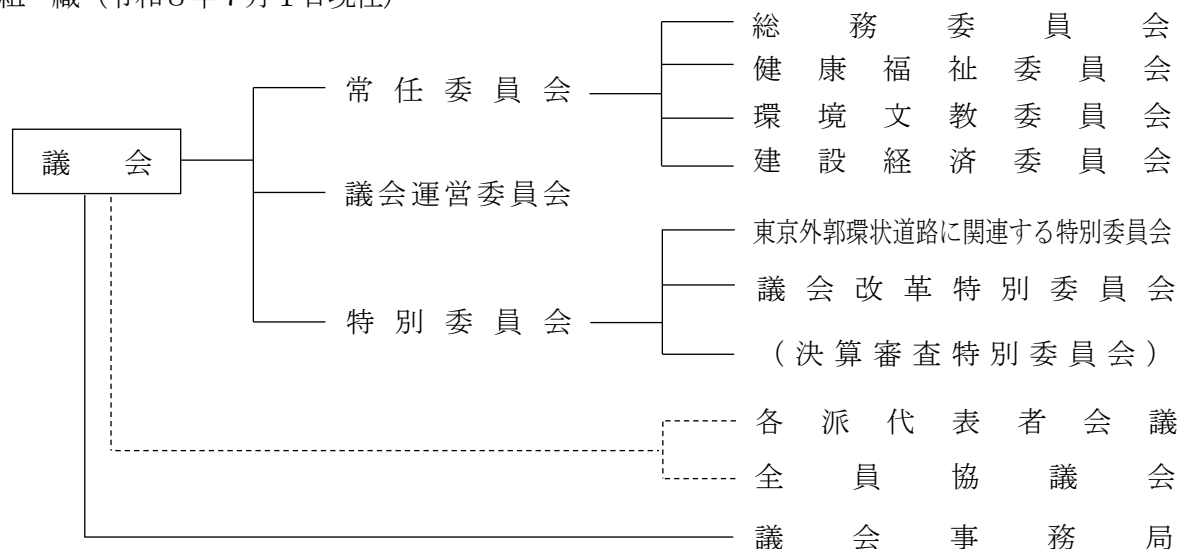
年 齢	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	平均年齢	最年少	最年長
人 数	0人	1人	8人	11人	14人	7人	59.4歳	39歳	79歳

④当選回数別議員数（令和8年7月1日現在）

当選回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回
人 数	10人	9人	4人	9人	3人	4人	1人	0人	0人	1人

(2) 議会構成

①組 織（令和8年7月1日現在）



②常任委員会（令和8年7月1日現在）

（人、年）

委 員 会	定 数	任 期	所 管 事 項	会 派 別 委 員 数								
				公 明 党	創 生 市 川 ・ 自 民 党	新 し い 流 れ	自 由 民 主 の 会	未 来 市 川	地 域 政 党 チ ー ム い ち か わ	日 本 共 産 党	い ち か わ 市 民 ク ラ ブ	会 派 に 所 属 し て い な い 議 員
総務	11	2	市長公室、危機管理室、総務部、企画部、財政部、管財部、情報管理部、市民部、消防局、議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	2	1	2	1	1	1	1	－	2
健康福祉	11	2	こども家庭部、福祉部及び保健部の所管に属する事項	2	2	1	1	－	1	－	1	2
環境文教	10	2	文化国際部、スポーツ部、環境部及び教育委員会の所管に属する事項	2	2	1	1	2	－	1	1	－
建設経済	10	2	①経済観光部、街づくり部、道路交通部、下水道部及び農業委員会の所管に属する事項 ②行徳支所の所管に属する事項のうち①に相当する事項及び水産業に関する事項	2	2	1	1	1	1	1	1	－
現 員 数				8	7	5	4	4	3	3	3	4
選 任 方 法		あらかじめ各派代表者会議において各会派への割り振りを協議し、各会派で選定された者を議長が指名する										

③議会運営委員会（令和8年7月1日現在）

（市川市議会委員会条例を平成3年6月15日に改正。第4条「議会運営委員会の設置」を新設）
（人、年）

定数	任期	所管事項	会派別委員数							
			公明党	創生市川・自民党	新しい流れ	自由民主の会	未来市川	地域政党チームいちかわ	日本共産党	いちかわ市民クラブ
11	2	議会運営、会議規則、委員会条例、議長の諮問に関する事項	2	2	2	1	1	1	1	1
選任方法			会派に按分して選任する							

※無会派議員については、会議の日時、事件等を通知する。

※定数を14人から11人に変更（令和5年5月2日改正条例施行）。

④特別委員会

東京外郭環状道路に関連する特別委員会（令和5年6月13日設置）

所管事項	東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討
定数・選任方法	定数は11人とし、会派に按分して選任する

議会改革特別委員会（令和5年9月19日設置）

所管事項	議会改革の推進その他議員活動に必要な事項に関する調査・検討
定数・選任方法	定数は11人とし、会派に按分して選任する

決算審査特別委員会（毎年9月定例会で設置）

所管事項	一般会計、特別会計及び公営企業会計決算認定の件の審査
定数・選任方法	定数は任期中4年間の初年度を11人、次年度を10人、以降11人、10人とし、議員は任期中一度は委員に就任する。ただし、監査委員たる議員は委員に就任せず、所属会派のうちから選任する

⑤各派代表者会議

目的	会派間の意見調整その他議会の運営上必要と認める事項に関する協議又は調整
構成	正・副議長及び会派の代表者
協議事項	・市長から追加提出された人事議案の説明 ・議会内の人事の調整 ・議員提出議案の調整 ・その他各会派間の調整が必要な事項
少数会派の措置	無会派議員については、オブザーバーとして出席を認めるが、発言は議長の許可を要する

⑥全員協議会

議員全員で構成し、市議会や市政について重要案件が生じた都度開いて協議する。

令和5年5月10日に、改選後の初顔合わせのため開催した。

2. 議会の運営

(1) 本会議

①定例会の招集回数及び時期

年4回とし、2月、6月、9月及び12月に招集する。

②会議時間

午前10時から午後5時までとする。

③議事の順序

議会開会日前日に議会運営委員会を開き、議案付託先、会期等を審査する。なお、2月定例会については、開会日当日、同委員会を開き、議案付託先等を審査し、代表質問初日の前日に会期日程等を審査する。

ア. 2月定例会

本会議【招集日・・・施政方針、教育行政運営方針演説・議案の一括上程・提案説明】
——→ 休会【議案調査】——→ 本会議【代表質問～委員会付託】——→ 休会【常任委員会～委員会終了後の事務処理】——→ 本会議【委員長報告・質疑・討論・採決～一般質問～閉会】

イ. 6・9・12月定例会

本会議【招集日・・・議案の一括上程・提案説明～代表質問】——→ 本会議【代表質問～委員会付託】——→ 休会【常任委員会～委員会終了後の事務処理】——→ 本会議【委員長報告・質疑・討論・採決～決算審査特別委員会（9月定例会）～一般質問～決算表決（9月定例会）～閉会】

④代表質問

2月定例会は、平成26年2月定例会まで、当初予算（施政方針、教育行政運営方針を含む）及び当初予算に関連する条例案を一括議題とし質疑する会派代表質疑制、その他の議案を一括議題とし質疑する会派別質疑制で行っていたが、平成27年2月定例会から、市長提出議案等を全て一括議題とし、施政方針及び教育行政運営方針を含め、議案に対する質疑及び政策的な質問を行う代表質問制を採用している。

6・9・12月定例会は、平成27年9月定例会まで、全議案を一括議題とし質疑する会派別質疑制で行っていたが、平成27年12月定例会から、市長提出議案等を全て一括議題とし、議案に対する質疑及び政策的な質問を行う代表質問制を採用している。

なお、令和7年6月定例会から、会派を結成するには3人以上の議員を要し、会派を結成していない議員は一律に無会派としている。また、無会派議員は、全ての定例会において、代表質問をすることができないこととしている。

ア. 質問方法

総括質問者の初回は必ず総括で行うこととし、再質問以降は総括または一問一答を選択する。補足質問者は、総括または一問一答を選択することができる。

イ. 発言通告書の提出期限及び通告内容

2月定例会は、原則として議案等が議長に送付された日の翌々日の午前9時から起算して7日目の午後5時までとする。通告内容は、質問の場合はその要旨を、議案に対する質疑の場合は議案番号を記して要旨を記載する。

6・9・12月定例会は、原則として議案等が議長に送付された日の翌々日の午前9時から開会日4日前の午後5時までとし、通告内容は2月定例会と同様とする。

ウ. 発言順位

2月定例会は大会派順に行い、所属議員同数の会派においては、くじにより決定する。

6・9・12月定例会は通告順とする。

エ. 時間制限

2月定例会は、会派均等割時間60分に、会派所属議員数に15分を乗じて得た時間を加えた時間とする。

6・9・12月定例会は、代表質問を原則3日間以内とし、3日間の会議時間である990分から、市長による議案等の提案理由の説明（30分）を差し引いた時間のうち、4分の1を会派数で除して得た時間を会派均等割時間とし、これに残り4分の3を議員数で除した時間に会派所属議員数を乗じて得た時間を加えた時間とする。

オ. 人数制限

補足質問者を含め一会派3人以内とする。

カ. その他

令和7年12月定例会から、会派に所属する議員に係る先議・追加議案・臨時会等における議案質疑の発言時間は、以下の計算式により算出される時間を上限としている。なお、無会派議員については、議案質疑を行えないものとしている。

会派所属議員数×5分+会派均等割時間5分

代表質問を行った者（補足質問者含む）は、一般質問を差し控える。

キ. 討 論

令和7年12月定例会から、会派に所属する議員に係る討論の発言時間は、以下の計算式により算出される時間を上限とする。なお、無会派議員については、一律5分を上限としている。

・6・9・12月定例会における一括議題とした市長提出議案等及び先議・追加議案・臨時会等

会派所属議員数×5分+会派均等割時間5分

・2月定例会における一括議題とした市長提出議案等

会派所属議員数×5分+会派均等割時間10分

⑤一般質問

一般質問は個人質問制とする。

ア. 質問方法

平成20年6月定例会までは全て総括質問としていたが、同年9月定例会から一問一答制を導入した。質問の方法は、「総括」、「初回総括2回目以降一問一答」、「初回から一問一答」の3つから選択する。

イ. 通告書の提出期限及び通告内容

招集告示日翌日の午前9時から開会日前々日の午前10時までとし、内容は質問事項及び要旨を具体的に通告すると共に質問方法（ア参照）を選択した上で通告する。

なお、2月定例会については、議案等が議長に送付された日の翌日午前9時から代表質問初日の前々日の午前10時までとする。

ウ. 発言順位

通告順とする。

エ. 時間制限

答弁を含め1人60分以内とし、その時間内であれば質問回数の制限は行っていない。

⑥採 決

平成20年6月定例会までは起立による採決方法をとっていたが、同年9月定例会に電子採決表示システムを導入し、賛成の場合、各議席に設置した「賛成」ボタン(※)を押すと、同じく各議席に1台ずつ設置した採決表示モニターに表決総数・賛成数・反対数が表示され、賛否を確認できる。また、各議員名を表示した議席レイアウト画面に賛成・反対・退席の結果を色分けして表示することで、議員ごとの賛否も確認できる。

※「賛成」ボタンのみであり、「反対」ボタンはない。

⑦予算・決算の審査

ア. 一般会計予算の審査

所管の常任委員会に分割付託する。

歳出予算、繰越明許費、継続費及び債務負担行為は所管の各常任委員会に、歳入歳出予算の総額、歳入予算、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用は総務委員会に付託する。

イ. 特別会計・公営企業会計予算の審査

所管の常任委員会に付託する。

ウ. 一般会計・特別会計・公営企業会計決算の審査

毎年9月定例会に提出され、毎年設置される決算審査特別委員会に付託し、審査を行った上で同定例会で委員長報告を行い、議決する。

⑧意見書案・決議案の取り扱い

意見書案・決議案が提出されたときは、議長は当該定例会で取り扱う意見書案・決議案の提出期限等を記した文書を意見書案・決議案と併せて各代表者及び無党派議員に配付する。

議会運営委員会で上程時期、提案説明及び委員会付託の省略などを審査し、会期最終日の会議において議決する。

(2) 委員会

①所管事項

それぞれの所管事項については「1 議会の機構、(2) 議会構成、②常任委員会・③議会運営委員会・④特別委員会」の表のとおり。

なお、市議会だよりの編集に関する事項については、議会運営委員会の所管としている。

②常任委員会の開催方法

会期中において付託された事件を審査するための常任委員会は、同時に開催する。

③委員長報告

委員会に付託された事件の審査又は調査を終了したときは、報告書を作成して委員長から議長に提出し、委員長報告を行う会議において、委員長は審査の経過並びに結果（論議内容等の概要）を口頭で報告している。

④常任委員会記録

平成20年6月定例会までは要点筆記により会議概要記録を作成し、市川市公文書公開条例による開示請求があった場合のみ開示していたが、同年9月定例会からほぼ全文の概要記録を作成し、市公式ウェブサイト上で公開している。

(3) 請願・陳情の取り扱い

①請 願

ア. 紹介議員

- ・議長、副議長は請願の紹介議員にならないのが例である。
- ・常任委員会の正副委員長は、自己の所属する委員会に付託される請願の紹介議員にはならないのが例である。

イ. 受理・審査

- ・招集告示日の翌々日（2月定例会においては開会日の翌々日）の午後5時までに受理したものは、当該定例会の委員会に付託し審査する。
- ・締め切り後、閉会日の前日までに受理したものは、最終日の会議において所管の委員会に付託した後、直ちに閉会中の継続審査事件とすることを諮る。
- ・閉会日以後に受理したものは、次期定例会で審査する。

ウ. みなし採択、趣旨採択、一部採択等

過去において、みなし採択、一部採択を行った事例はあるが、現在では行わない方針である。

しかし、平成5年2月定例会の東京外郭環状道路対策特別委員会で不採択となった請願・陳情334件と同趣旨の陳情238件を、同特別委員会に付託せず、本会議でみなし不採択とした。

また、5年2月、8年9月、9年2月、16年2月、23年9月、26年9月、27年9月、28年9月の各定例会でみなし不採択を行った。

エ. 審議結果の通知

請願が採択もしくは不採択または審議未了となったときは、請願者にその旨を文書で通知する。ただし、閉会中の継続審査事件となったものについては、初回のみその旨を通知し、その後は採択もしくは不採択または審議未了となったときその旨を通知する。

②陳 情

陳情書は、その内容が請願に適合するものは請願書の例により処理することとしていたが、平成23年2月定例会審査分より、原則、委員会に付託せず、各会派及び無会派議員への参考配付にとどめている。

(4) 会議の傍聴

①本会議

ア. 傍聴席数 94席（うち4席は車いす席）

イ. 傍聴者数（令和7年度）

（人）

6月定例会	9月定例会	12月定例会	1月臨時会	2月定例会	合 計
112	137	139	4	172	564

②委員会

委員会条例第19条第1項に「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」と規定し、制限公開制を採用している。ただし、平成11年2月定例会から運用上は原則として公開している（傍聴席7席）。

なお、昭和62年から各任期において東京外郭環状道路問題に対して特別委員会を設置しているが、この特別委員会は市川市の将来を左右する重要事項を審査するためのもので、報道の自由及び傍聴の自由（30人程度）を保障している。

傍聴者数（令和7年度）

・常任委員会

（人）

委 員 会	6月定例会	9月定例会	12月定例会	1月臨時会	2月定例会	合 計
総 務	2	0	0	1	0	3
健康福祉	0	0	0	0	0	0
環境文教	1	0	0	0	0	1
建設経済	0	0	0	2	1	3
合 計	3	0	0	3	1	7

・東京外郭環状道路に関連する特別委員会

（人）

6月20日	9月26日	12月8日	3月9日	3月18日	合 計
0	0	0	0	1	1

・議会改革特別委員会

（人）

4月15日	5月9日	6月24日	8月21日	9月29日	10月24日
2	1	0	0	0	0

11月18日	12月11日	2月5日	3月11日	合 計
0	0	0	0	3

・決算審査特別委員会

（人）

9月5日	9月16日	9月17日	9月18日	合 計
0	0	0	0	0

3. 議会の活動状況

(1) 本会議開議及び議決状況（令和7年度）

区 分	開会日 ～閉会日	会期	開議 日数	実 質 会議時間	議決事件※1			選挙・ 推せん	一 般 質問者	代 表 質問者
					市長 提出	議員 提出	請願			
6月定例会	7年6月6日 ～6月25日	20	11	32時間21分	24	10	－	3	20	8会派 10人
9月定例会	7年9月5日 ～10月2日	28	10	36時間55分	12	14	2	－	23	9会派 12人
12月定例会	7年11月28日 ～12月12日	15	8	34時間21分	10	10	－	－	23	9会派 12人
1月臨時会	8年1月19日	1	1	2時間26分	1	1	－	－	－	－
2月定例会	8年2月12日 ～3月12日	29	11	40時間43分	42	8	－	2	23	9会派 11人
合 計		93	41	146時間46分	89	43	2	5	延べ 89	延べ 45人

※ 議決事件の件数には、撤回された議案、閉会中継続審査は含まない。

(2) 議案提出別内訳（令和7年度）

①市長提出

区 分	市 長 提 出 (件)						審 議 結 果 (件)								
	条 例	予 算	決 算	他 の 事 件	専 （法 決 処 分 179 条）	計	原 案 可 決	同 意	異 議 な い 旨 答 申	承 認	認 定	修 正 可 決 ※	否 決	その他 〔 継 続 撤 回 〕 審議未了	計
6月定例会	5	1	-	11	7	24	12	4	1	7	-	-	-	-	24
9月定例会	6	3	1	3	-	13	11	-	-	-	1	-	-	1（撤回）	13
12月定例会	4	5	-	1	-	10	10	-	-	-	-	-	-	-	10
1月臨時会	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1
2月定例会	15	12	-	14	1	42	34	3	4	1	-	-	-	-	42
合 計	30	22	1	29	8	90	68	7	5	8	1	-	-	1	90

※ 修正議決した部分を除く、その他の部分について原案のとおり可決

②議員提出（令和7年度）

区 分	議 員 提 出 (件)					審 議 結 果 (件)						
	条 例	意 見 書	決 議	規 則 他	計	原 案 可 決	修 正 案 可 決	推 薦	否 決	修 正 案 否 決	そ の 他 ※	計
6月定例会	-	5	5	-	10	2	-	-	8	-	-	10
9月定例会	-	13	1	-	14	5	-	-	9	-	-	14
12月定例会	-	10	-	-	10	7	-	-	3	-	-	10
1月臨時会	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	1
2月定例会	2	2	3	1	8	4	-	-	4	-	-	8
合 計	2	30	9	2	43	18	-	-	24	1	-	43

※その他＝継続・撤回・審議未了

(3) 請願審議状況（令和7年度）

受理件数 2件
 処理件数 採 択 2件 不採 択 0件
 審議未了 0件 取り下げ 0件
 ※継続審査（延べ）0件

区 分	審 議 件 数 (件)																本会議審議結果(件)				
	常任委員会								議 会 運 営 委 員 会	特別委員会※				計		採 択	不 採 択	取 り 下 げ	審 議 未 了	継 続 審 査	
	総務	健康 福祉	環境 文教	建設 経済																	
6 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
9 月	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	-	-	-		
	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
12 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
2 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
合 計	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	-	-			
	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

※特別委員会には、東京外郭環状道路に関連する特別委員会、議会改革特別委員会が含まれている。

1	2	・・・新たに付託された件数	}	合計件数
1		・・・前議会からの継続審査件数		

(4) 陳情受理状況（令和7年度）

受理件数 14件

※陳情は、その内容が請願に適合するものは請願書の例により処理することとしていたが、平成23年2月定例会審査分より、委員会に付託せず、各会派及び無会派議員への参考配付にとどめている。

4. 議員報酬等

(1) 議員報酬の改定状況

(月額/円)

適用年月日	平成8年1月1日	平成15年7月1日	平成19年5月2日
議長	784,000	760,000	724,000
副議長	706,000	685,000	652,000
議員	654,000	634,000	604,000

(2) 議員の期末手当 (令和8年度)

6月支給 … 報酬月額 × 120/100 × 232.5/100

12月支給 … 報酬月額 × 120/100 × 232.5/100

(3) 議員の費用弁償

平成22年4月1日廃止

(4) 視察旅費 (令和8年度)

① 国内

(1人年額/円)

区分	金額	備考
常任委員会	220,000	(内訳) 委員会120,000円、行政視察100,000円
議会運営委員会	120,000	
特別委員会	60,000	

② 海外

・予算額 …… 686,000円

○友好都市訪問派遣旅費 (686,000円)

③ 旅費支給基準

車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
37円	3,300円	16,500円	3,300円

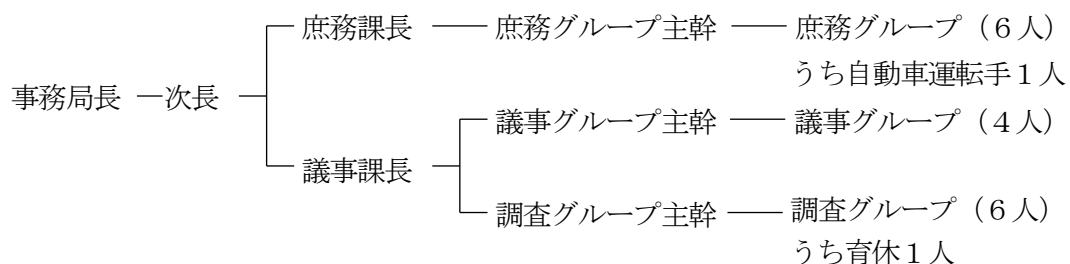
※鉄道賃、船賃及び航空賃は、市川市職員旅費支給条例の規定により、市の9級職員に支給される額となっている。

(5) 政務活動費 (「市川市議会政務活動費の交付に関する条例」(一部改正) 令和8年3月24日施行)

議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派(議員3人以上で構成する会派であって、議長に届け出たものに限る。)のうち、会派として政務活動費の交付を受けることを選択したもの(交付対象会派)及び交付対象会派の所属議員以外の議員(交付対象議員)に対して交付する。

5. 議会事務局

(1) 構成（令和8年7月1日現在）



定数 22人 現員 22人
※上記の他議事課に会計年度
任用職員1名

(2) 議会費当初予算（令和8年度） 817,000 千円

(3) 議会刊行物（令和7年度）

刊行物	発行回数	発行冊(部)数	規格	配布先
会議録	定例・臨時会ごと	95冊	A4判	議員、部長以上、図書館等
市議会だより	定例会号(年4回)・新年号・臨時号	69,850部 (※1)	A4判	新聞折込、市内広報スタンド等
市政概要	年1回	190冊	A4判	議員、部長以上、図書館等
議会の概要	年1回	500冊	A4判	議員、視察市等
市議会関係例規集 先例・事例集	隔年に1回 (※2)	260冊	A4判	議員、次長以上

※1 市議会だよりの発行部数は、令和8年2月定例会号（令和8年5月9日発行）の実績による。

※2 直近では令和7年度に発行。

市議会だより

ア. 規格

区分	発行時期	ページ数
定例会号	2月定例会 5月第2土曜日	8ページまたは10ページ
	6月定例会 8月第2土曜日	8ページ
	9月定例会 11月第2土曜日	
	12月定例会 2月第2土曜日	4ページ
新年号	1月1日	
臨時号※改選の年のみ	6月	2ページ

- ・1ページ9段（1段12字×50行）、縦書き
- ・オフセット印刷（カラー）

イ. 配布方法 新聞折り込み（購読全世帯配布）、市内広報スタンドほか

ウ. 市議会だより関連予算（令和8年度） 8,344,853 円

(4) 議会図書室

面 積 52m²

蔵書数（行政資料・定期刊行物を除く） 1,453冊（令和8年7月1日）

予算（令和8年度）

消耗品費図書費	222,728 円
定期刊行物費	1,258,364 円
法令追録	730,064 円
新聞等	454,368 円
雑誌等	73,932 円
合計	1,481,092 円

(5) インターネット市議会ホームページ

市川市公式Webサイトの中の1コーナーとして平成10年1月16日開設

(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/cou01/1541000002.html>)

掲載内容

最新ニュース（更新情報）

定例会・臨時会：会期予定表、提出議案一覧、議案等の審議結果一覧、代表質問通告者一覧、
代表質問通告書写、一般質問通告者一覧、一般質問通告書写、常任委員会
記録（平成20年9月定例会分から）他

会議録データベース（平成11年9月定例会分から）

議長・副議長あいさつ、傍聴の案内、請願・陳情の提出方法、議員名簿、議席表、議長交際
費、政務活動費、いちかわ市議会だより他

アクセス数（市議会トップページ） 月平均3,574件（令和7年度）

(6) インターネット市議会中継

本会議の模様をインターネット上でノーカット放送

・放送開始 平成14年6月定例会

・放送形態 ライブ中継 <http://gikailive.city.ichikawa.lg.jp/live/>
録画放送（VOD） YouTube 市川市議会チャンネル【公式】
(<https://www.youtube.com/channel/UCg5uRc6ZrIzsN-9WGf2caqg>)

○タブレット端末・スマートフォンへの対応状況

録画放送 平成29年9月定例会から対応（YouTubeへの移行による）

ライブ中継 平成30年2月定例会から対応

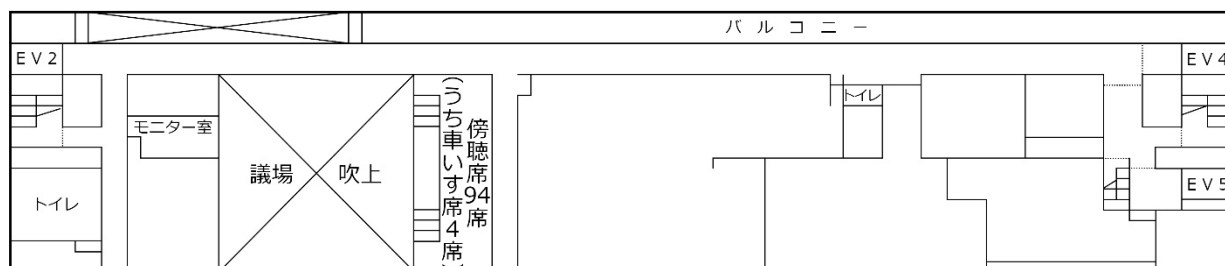
(7) 議場内の諸設備

議場会議システム

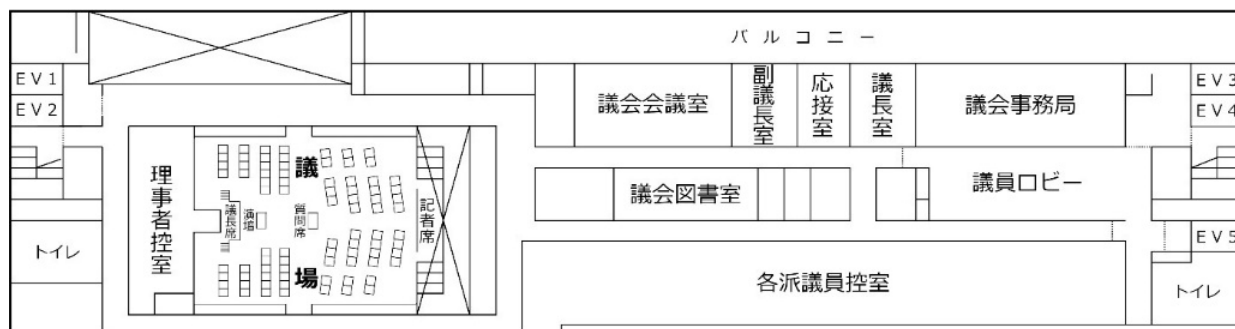
- ・操作卓 1式
- ・マイクロフォン（全席に設置）
- ・スピーカーパネル（ 〃 ）
- ・運用用モニター（ 〃 ）
- ・投票スイッチ 43台
- ・プリセットドームカメラ 5台

(8) 議会の諸施設（令和8年7月1日現在）

第1庁舎 7階



第1庁舎 6階



第1庁舎 5階



(9) 行政視察・調査

① 他市等からの視察状況

年 度	来 市 数	人 数	内 訳	
			議 員	随 行 等
令和3	1	8	0	8
4	14	108	84	24
5	37	221	189	32
6	28	156	142	14
7	23	140	116	24

年 度	主な視察項目（件数）
令和3	新庁舎移転後の議場及び委員会室（1）
4	D Xの推進（5） 義務教育学校（塩浜学園）（2） 新庁舎建設及び新議場の議会設備（2）
5	デジタル地域通貨 ICHICO（6） 健康寿命日本一の取り組み（6） D Xの推進（3）
6	デジタル地域通貨 ICHICO（8） 健康ポイント Aruco（3） D Xの推進（3）
7	デジタル地域通貨 ICHICO（4） D Xの推進、ワンストップ窓口（3）

② 他市等からの調査依頼件数

年 度	令和3	4	5	6	7
件 数	66	72	54	55	42

6. 議員名簿等

(1) 議員名簿

(令和8年7月1日現在)

議席 番号	氏 名	連絡先等
1	門 田 直 人	市公式Web サイトをご覧ください。
2	野 口 じ ゆ ん	
3	丸 金 ゆ き こ	
4	富 家 薫	
5	沢 田 あ き ひ と	
6	太 田 丈 之	
7	小 山 田 な お と	
8	川 畑 い つ こ	
9	(欠 員)	
10	国 松 ひ ろ き	各議員の連絡先（住所、電話番号など）、 会派、所属政党、年齢等はこちら
11	や な ぎ 美 智 子	
12	と く た け 純 平	
13	中 町 け い	
14	つ ち や 正 順	
15	つかこし たかのり	
16	加 藤 圭 一	
17	浅 野 さ ち	
18	久 保 川 隆 志	
19	西 村 敦	
20	中 村 よ し お	
21	大 久 保 た か し	
22	石 原 た か ゆ き	
23	清 水 み な 子	
24	廣 田 徳 子	
25	にしむた 勲	各議員の所属委員会はこちら
26	石 崎 ひ で ゆ き	
27	堀 内 し ん ご	
28	細 田 伸 一	
29	青 山 ひ ろ か ず	
30	石 原 み さ 子	
31	宮 本 均	
32	大 場 諭	
33	稲 葉 健 二	
34	小 泉 文 人	
35	石 原 よ し の り	
36	増 田 好 秀	
37	越 川 雅 史	
38	中 山 幸 紀	
39	松 永 鉄 兵	
40	竹 内 清 海	
41	加 藤 武 央	
42	岩 井 清 郎	



(2) 歴代正・副議長一覧表

歴代	議 長	在 任 期 間	歴代	副 議 長	在 任 期 間
初	岡 田 耕 平	昭和9.12.16～11.7.25	初	中 島 一 郎	昭和9.12.16～11.7.25
2	後 藤 仁 助	11.7.25～13.11.24	2	小 林 勝太郎	11.7.25～13.11.24
3	監 物 正三郎	13.12.16～14.6.20	3	山 田 万 吉	13.12.16～14.6.16
4	高 原 正 高	14.6.29～15.1.8	4	山 下 角太郎	14.6.29～15.2.1
5	長 田 多 一	15.2.1～15.6.22	5	染 谷 元 治	15.2.1～16.9.1
6	監 物 正三郎	15.7.23～16.2.22	6	鳥 羽 辰之助	16.9.1～17.11.24
7	染 谷 元 治	16.9.1～17.11.24	7	鳥 羽 辰之助	17.12.3～22.4.29
8	保 々 誠次郎	17.12.3～21.1.7	8	横 山 富 治	22.5.13～23.3.12
9	山 田 万 吉	21.1.31～22.3.26	9	鳥 羽 辰之助	23.5.6～24.8.30
10	内田 安右衛門	22.5.13～24.8.30	10	鳥 羽 辰之助	24.8.30～26.4.29
11	内田 安右衛門	24.8.30～26.4.29	11	時 田 梅 松	26.5.21～27.5.26
12	長 田 多 一	26.5.21～27.5.26	12	上 田 千 之	27.5.26～28.5.28
13	大 川 勇	27.5.26～28.5.28	13	吉 田 彰	28.5.28～29.5.28
14	高 橋 健 夫	28.5.28～29.5.28	14	平 山 進	29.5.28～30.5.1
15	内田 安右衛門	29.5.28～30.5.1	15	猪 瀬 孝	30.5.26～31.6.30
16	富 川 進	30.5.26～31.5.24	16	五 関 清三郎	31.6.30～32.5.29
17	江 尻 平八郎	31.5.24～32.5.29	17	松 丸 石五郎	32.5.29～32.6.26
18	江 尻 平八郎	32.5.29～33.5.24	18	中 川 元 吉	32.6.26～33.5.26
19	江 尻 平八郎	33.5.24～34.5.1	19	松 丸 正	33.5.26～34.5.1
20	中 山 利 静	34.5.20～35.7.21	20	山 本 彌三吉	34.5.21～35.7.21
21	秋 元 重一郎	35.7.21～36.7.15	21	中 野 伊三郎	35.7.21～36.7.17
22	吉 田 彰	36.7.15～37.10.1	22	石 井 昇	36.7.17～37.10.1
23	五 関 清三郎	37.10.1～38.5.1	23	小 南 彌三次	37.10.1～38.5.1
24	秋 本 金 一	38.5.21～39.5.23	24	今 野 房 治	38.5.22～39.5.23
25	田 中 秀 穂	38.5.23～40.6.3	25	戸 田 鎮 雄	39.5.23～40.6.3
26	山 本 彌三吉	40.6.3～41.5.25	26	小 岩 井 実	40.6.3～41.5.25
27	吉 田 彰	41.5.25～42.5.1	27	菊 地 松太郎	41.5.25～42.5.1
28	吉 田 彰	42.5.19～44.5.17	28	戸 田 鎮 雄	42.5.19～44.5.17
29	田 中 秀 穂	44.5.17～45.5.14	29	井 出 千代寿	44.5.17～45.5.14
30	吉 田 彰	45.5.14～46.5.1	30	大 迫 栄 治	45.5.14～46.5.1
31	川 部 保 雄	46.5.25～47.7.4	31	遠 藤 良 昭	46.5.25～47.7.4
32	川 部 保 雄	47.7.4～48.6.29	32	菊 地 松太郎	47.7.4～48.6.29
33	川 部 保 雄	48.6.29～50.5.1	33	近 藤 喜 重	48.6.29～50.5.1
34	倉 橋 忠五郎	50.5.23～52.5.20	34	手 塚 信 男	50.5.23～52.5.20
35	倉 橋 忠五郎	52.5.20～54.5.1	35	小 岩 井 清	52.5.20～54.3.27
36	榊 原 稔 雄	54.5.23～56.5.22	36	角 義 夫	54.5.23～56.5.22
37	榊 原 稔 雄	56.5.22～58.5.1	37	音 部 繁 雄	56.5.22～58.5.1
38	村 越 静 雄	58.5.25～60.6.11	38	岡 部 寛 治	58.5.25～60.6.13
39	今 井 嗣 行	60.6.12～62.5.1	39	松 永 しげる	60.6.13～62.5.1
40	渡 辺 道 生	62.5.20～63.6.14	40	小 原 一 之	62.5.20～平成元.6.14
41	芝 田 康 雄	63.6.14～平成元.6.13	41	谷 島 重 夫	平成元.6.14～2.6.13
42	芝 田 康 雄	平成元.6.13～2.6.12	42	田 中 種 治	2.6.13～3.5.1
43	角 義 夫	2.6.12～3.5.1	43	岩 本 道 夫	3.5.22～5.6.16
44	川 下 佳 節	3.5.22～4.6.11	44	岡 崎 光 男	5.6.17～7.5.1
45	小屋敷 正 明	4.6.12～5.6.16	45	村 上 克 子	7.5.17～9.6.12
46	近 藤 喜久夫	5.6.16～6.6.8	46	山 本 次 郎	9.6.12～11.5.1

歴代	議 長	在 任 期 間	歴代	副 議 長	在 任 期 間
47	高 崎 勝	6. 6. 8～7. 5. 1	47	金 子 正	11. 5. 18～13. 6. 14
48	小 島 武 久	7. 5. 16～9. 6. 11	48	三 宮 美 道	13. 6. 14～14. 6. 12
49	西 原 勝 彦	9. 6. 12～9. 11. 13	49	石 橋 定 七	14. 6. 12～15. 5. 1
50	杉 沢 順 一	10. 1. 19～11. 5. 1	50	笹 浪 保	15. 5. 20～17. 6. 8
51	山 口 龍 雄	11. 5. 17～12. 6. 9	51	大 川 正 博	17. 6. 9～19. 5. 1
52	海 津 勉	12. 6. 9～13. 6. 13	52	小 林 妙 子	19. 5. 21～21. 6. 5
53	高 安 紘 一	13. 6. 13～14. 6. 12	53	戸 村 節 子	21. 6. 5～22. 6. 4
54	寒 川 一 郎	14. 6. 12～15. 5. 1	54	荒 木 詩 郎	22. 6. 4～23. 5. 1
55	岩 井 清 郎	15. 5. 19～16. 6. 9	55	松 葉 雅 浩	23. 5. 23～25. 6. 10
56	鈴 木 衛	16. 6. 9～17. 6. 8	56	松 永 鉄 兵	25. 6. 10～27. 1. 14
57	井 上 義 勝	17. 6. 8～18. 6. 8	57	かつまた 竜大	27. 1. 14～27. 5. 1
58	佐 藤 義 一	18. 6. 8～19. 5. 1	58	かつまた 竜大	27. 5. 18～29. 6. 16
59	松 井 努	19. 5. 21～20. 6. 4	59	堀 越 優	29. 6. 16～令和元. 5. 1
60	金 子 正	20. 6. 4～21. 6. 5	60	秋 本 のり子	令和元. 5. 16～3. 6. 14
61	竹 内 清 海	21. 6. 5～22. 6. 4	61	大 場 諭	3. 6. 14～5. 5. 1
62	笹 浪 保	22. 6. 4～23. 5. 1	62	つちや 正 順	5. 5. 17～7. 6. 9
63	松 永 修 巳	23. 5. 23～24. 6. 8	63	にしむた 勲	7. 6. 9～
64	加 藤 武 央	24. 6. 8～25. 6. 7			
65	岩 井 清 郎	25. 6. 7～26. 12. 24			
66	宮 田 かつみ	27. 1. 14～27. 5. 1			
67	中 山 幸 紀	27. 5. 18～28. 6. 10			
68	稲 葉 健 二	28. 6. 10～29. 6. 16			
69	松 井 努	29. 6. 16～30. 6. 6			
70	竹 内 清 海	30. 6. 6～令和元. 5. 1			
71	中 山 幸 紀	令和元. 5. 15～2. 6. 12			
72	松 永 修 巳	2. 6. 12～3. 6. 14			
73	金 子 正	3. 6. 14～4. 1. 2			
74	松 永 修 巳	4. 2. 8～5. 5. 1			
75	稲 葉 健 二	5. 5. 17～7. 6. 9			
76	大久保たかし	7. 6. 9～			

第3編 施政方針・総合計画等

1. 令和8年度 所信表明	33
2. 市川市総合計画2050	43
3. 核兵器廃絶平和都市宣言	43
4. ウィズプラン（市川市男女共同参画基本計画）	43
5. 第2次市川市文化振興ビジョン	43
6. 市川市地域福祉計画	44
7. 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	44
8. 市川市障害者計画	44
9. 市川市障害福祉計画・市川市障害児福祉計画	45
10. 市川市こども計画	45
11. WHO憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言	45
12. 市川市健康増進計画 健康いちかわ21（第3次）	46
13. 市川市環境基本計画	46
14. 市川市生活排水対策推進計画	46
15. 市川市地球温暖化対策実行計画	47
16. 生物多様性いちかわ戦略	47
17. 市川市一般廃棄物処理基本計画 “いちかわじゅんかんプラン21”	47
18. 都市計画マスタープラン	48
19. 市川市景観基本計画	48
20. 市川市みどりの基本計画	48
21. 第2期市川市スポーツ推進計画	48

1. 令和8年度 所信表明

本年4月の選挙において、再選を果たすことができましたのは、市議会議員の皆様、また市役所の職員に協力いただいた4年間の市政運営のおかげと心から感謝申し上げます。

今議会は、2期目の最初の市議会定例会となります。開会に際し、市長として今後の市政運営について、私の所信の一端を述べさせていただきます。

【はじめに】

ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナなど紛争の終息が見えない中、新たに核を持つ国が核の脅威に脅え、武力を発動させ世界経済に混乱を起こしています。既にエネルギー価格に対しては、政府の対応が進められていますが、連動する物価高騰は、日々の生活や経済活動に影響を及ぼし、市民生活を逼迫させ、様々な「格差」を拡大させていることを深刻に受け止めなければなりません。

また、経済的な格差は、教育の格差につながります。こどもは自ら生まれ育つ環境を選択することはできません。その違いが、教育の質や量に差を生じさせ、こどもたちの人生までも左右します。

すべてのこどもたちは、無限の可能性を持っています。生まれ育った環境に関係なく、自らが希望する道を選択できる「機会の平等」を与えてあげなければなりません。

私は前期の4年間、市政に対する信頼の回復を最優先に、「市民目線」と「現場主義」を掲げて、市政運営に取り組んでまいりました。

その中で、子育て支援の充実、地域経済の活性化、健康寿命の延伸、防犯・減災対策の強化などを含め、1期目の公約を96.9%達成できました。

市制施行から92年で、「人口50万都市」となった今、本市が抱える課題は、より広範かつ複雑になってくると思われます。本市は、市民に最も近い基礎自治体として、弱い人やハンディキャップがある人の声にも耳を傾け、必要な支援を届けていかなければなりません。

これからは、50万都市にふさわしい行政サービスと都市の在り方を考え、従来の枠組みや、目に見えない壁に惑わされることなく「住民のためにどうあるべきか」「こどもの未来のためにどうあるべきか」を基本に、柔軟な発想とスピード感をもって、本市を新たなステージに乗せていく決意でいます。

【施策】

本市は「健康寿命日本一」をスローガンに掲げています。

今後も、健康寿命の延伸をさらに加速させるため、「健康ポイント Aruco」や「ゴールドシニア」を対象とした施策を推進していくとともに、健康診断や各種がん検診の受診率を向上させるほか、予防接種や健康相談を実施するなど、病気の予防と早期発見に努めてまいります。

医療・介護需要が増大する中、健康維持に不可欠な医療体制に不安を抱える声が届いています。

本市の南部では近隣市も含め、高度医療機関へのアクセスが可能となりましたが、中部では中核的な医療機関の体制に変化があり、これを契機に、3次救急を目指していかなければなりません。

北部においては、基幹病院と呼べる規模の医療機関が不足しているなど、地域格差が顕在化しています。

そこで、市全体を俯瞰したうえで、持続可能な医療体制を構築していくため、本年1月に「市川市基幹病院会議」を開催し、市内医療機関の皆さんと現状や課題を共有いたしました。

これを足掛かりとして、市民の皆さんが適切な医療を受けられるよう、医師会や医療機関との連携強化を図ってまいります。

本市ではこれまで、国に先んじて「学校給食費の無償化」や「第2子以降の保育料無償化」また「子ども医療費助成の拡大」など子育て家庭の経済的な負担を軽減する施策を進めてまいりました。

さらに、より多くの家庭が安心して子どもを育てられる環境を整えるため、新たに「第1子の保育料を無償化」したいと考えています。

あわせて、幼稚園・保育施設に入る前の子どもをご家庭で育てている世帯に対し、月額1万5千円を支給する「市川子ども手当」も創設して、幼保の共存を図りつつ、家庭での子育ても選択肢とすることで、多様な子育てスタイルを社会全体でしっかりと支援してまいります。

また「新婚生活住まい応援補助金」を引き続き実施することで、若い世代の結婚と定住を促進してまいります。

子育てをしたいまちを考えるうえで、大切なのは教育です。

令和8年度は「教育改革元年」と位置づけ、5つの重点方針を掲げ、教育委員会とともに推進することで、子どもたちの育成に取り組みます。

その一環として、「(仮称)言語探究科」を新設し、探究的な学びを通じた読解力とコミュニケーション能力を高めつつ、英語教育のモデルを構築してまいります。

学校施設の老朽化が課題となっております。宮田小学校をはじめとした校舎の建替えを計画的に進めるとともに、エアコンの設置、トイレの洋式化などはスピード感を持って整備してまいります。

「教育改革元年」は、新たな選択肢と目標を創出することで、本市の公教育を次の段階へと進めていくものです。少子化が進む時代だからこそ、より丁寧に子ども達一人ひとりに寄り添い、個性や可能性を伸ばす特色ある学校づくりを本市が本腰を入れて考えていかなければなりません。

そこで、子どもたちの新たな目標として、魅力ある「市立高等学校の創設」を考えていきたいと思っています。その学校では、国際的な教育プログラムである「インターナショナル・バカロレア認定校」として、知識の習得にとどまらず、自ら考え、表現し、世界の大学へ進学する資格の取得を後押ししていきたいと考えております。

さらに「民間からの校長登用」やスポーツ分野における「優秀な指導者の招へい」など、志を持って挑戦できる環境を整え、子どもたちの能力を大切に育てる教育の実現を目指したいと思うのです。

また、支援が必要な児童生徒の増加に対応するため、「特別支援学校」を増設してまいります。

教育は、国の将来そのものであり、市川で育った子どもたちの選択肢を広げることは、市川市の未来の可能性を広げることに繋がります。

引き続き、教育長とともに、魅力ある新たな教育環境の実現に向け、着実に歩みを進めてまいります。

人生100年時代、より豊かな人生を送るために、「いちかわ市民アカデミー講座」など生涯を通じて学び続けられる仕組みを整えるとともに、民間企業や「大学コンソーシアム市川」との産官学連携を深めることで、地域コミュニティを活性化させ、活気あふれるまちづくりへと繋げてまいります。

人と人とのつながりが希薄化する中で、誰もが社会から孤立することなく、つながり支え合う「地域共生社会」の大切さが再認識されています。

児童虐待やヤングケアラー、ダブルケアや8050問題、地域からの孤立やひきこもりなど、従来の制度や分野の枠に当てはまらない「制度の狭間にある課題」にも対応するため、「福祉よりそい相談窓口」をはじめとする包括的な相談・支援体制を充実させ、社会参加につなげてまいります。

ゴールドシニアの皆さんには、引き続き、「チケット75」による外出支援や、リハビリテーション専門職が指導する「いちわかプログラム」によるフレイル予防など、健康づくりに取り組めるよう後押しします。

障害福祉サービスの利用者は年々増加し続けています。本市では、医療的ケアを必要とする方の受け入れ可能な施設が不足しているため、行徳地域に新たな生活介護施設を整備します。

生活困窮世帯が抱える複合的な課題に寄り添う相談機関や、「いちカレ」やフードリボン、こども食堂、フードバンクなどの関係団体との連携を深め、孤立を防ぎながら、誰もが安心して暮らし続けられるよう、社会保障と生活支援の充実を図ってまいります。

また、地域福祉を支える基盤として、民生委員・児童委員、保護司、さらには社会福祉協議会の皆さんが、それぞれの立場から重要な役割を担っていただいております。

今後も、これら関係団体との連携を一層強化し、情報共有や支援体制の充実を図りながら、地域全体で支え合う福祉のまちづくりを推進してまいります。

本市はこれまで、国に先駆けて「多様性を尊重する社会を推進するための指針」を策定し、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入や性の多様性への理解を深める教育環境の整備、ジェンダーレス制服の普及などに取り組んでまいりました。

男女共同参画社会の実現に向け、女性の地位向上や男性の家庭参画の推進に取り組み、男女の不平等感や性別による役割分担意識の解消に努めます。

引き続き人権をテーマにしたヒューマンフェスタ開催や、適正な時期にLGBTQ+の理解促進に向けた講座など、多様な価値観を認め合いながら、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて歩んで

まいります。

本市の外国人住民は、112ヶ国2万5千人を超え、近年さらに増加が進んでいます。多文化共生社会の実現には国籍や文化の違いを、たとえ時間をかけてでも互いに理解し尊重し合う社会にしていかなければなりません。

まずは、日本での生活ルールやマナーへの理解を深めてもらえるよう、やさしい日本語で作成したチラシの配布を通じた情報発信を充実させてまいります。

本市は、姉妹・友好都市やパートナーシティである「アメリカ合衆国のガーデナ市」「中華人民共和国の樂山市」「インドネシア共和国のメダン市」「ドイツ連邦共和国のローゼンハイム市」「フランス共和国のイッシー・レ・ムリノー市」と様々な分野で交流を進めてきました。

今後も、市川市国際交流協会などと連携しながら、友好な交流を通して、相互理解と信頼醸成を図り、国際平和実現の一助としてまいります。

地震大国である我が国では、市民一人ひとりの防災意識を醸成するとともに、地域防災の核となるリーダーや消防団員、女性消防クラブ員の確保・育成に努め、「人を育てる防災」を推進してまいります。

避難所では、精神的・身体的に大きな負荷がかかります。せっかく助かった命が間違っても避難所生活で失われることがないよう、避難所環境のハード面の整備に加え、民間企業や他自治体との災害協定などにより、ソフト面においても災害時の支援体制を強固なものにしてまいります。

また、防災 DX を推進することで、現場の情報を正確かつ迅速に災害対策本部へ伝達し、的確な判断を下すことを可能にしてまいります。

火災や災害などから市民の生命と暮らしを守る消防行政は、地域社会の安全と安心の礎となるものです。

行徳地域を管轄する南消防署は、老朽化が進んでいます。住民と話し合いのうえ、南消防署を新浜幼稚園跡地へ移転し、これまでの消防機能に加え、救急搬送、また災害時の拠点として十分な規模を有する施設を整備してまいります。

令和7年には、過去5年間で最多となる2,900件もの犯罪が市内で発生いたしました。多発している犯罪を未然に防止し、市民の皆さんが不安を感じることもない、安全で安心なまちをつくらなければなりません。

現在、市内には約1,600台の防犯カメラが設置されておりますが、自治会を通じて、市民の皆さんのご要望や、市川警察署と行徳警察署の意見などを聞きながら、より犯罪抑止効果の高い場所へ防犯カメラを新設いたします。

また、路上喫煙禁止区域の適正な管理やマナーの向上のため、市民マナー条例推進指導員の巡回を継続するとともに、適切な場所に喫煙所の設置も検討してまいります。

自転車の交通ルール違反が事故につながっているケースが日常的に起こっています。昨年 の 事故件

数は820件で、そのうち3分の1は自転車が絡んでいる事故です。

このような事故を減少させるため、今年の4月1日に改正された道路交通法の周知啓発に努めるとともに、自転車レーンの整備を進め、誰もが安心して快適に通行できるまちを目指します。

今年度より、2050年までのまちづくりの方針を定めた「都市計画マスタープラン」が始まりました。その中では、都市整備の基本目標を定め、より多くの人に「本市に住み続けたい」と思ってもらえるまちづくりを進めてまいります。

本八幡駅北口駅前地区の再開発は、権利変換に進む段階です。駅前エリアの商業施設の充実や、狭い道路の拡幅などを課題とし、地域住民の声に耳を傾けながら、本八幡駅北口駅前地区市街地再開発組合と行政が連携し、災害に強く賑わいがあるエリアとしてまいります。

また、信篤地域においては、公民連携（PPP）の手法を取り入れ、計画されている複合施設は、従来の公共施設に加え、地域の多様なニーズに応える新たな拠点として整備し、災害時には防災拠点としての機能も備えることができるように進めてまいります。

現在、北千葉道路や新湾岸道路、江戸川水閘門、（仮称）押切・湊橋など、大規模な整備計画が複数進んでいます。

これらの道路や橋は、本市から東京都や成田空港などへの物や人の流れを活性化させる、交通の新たな要となるものです。事業の早期実現に向けて国や県に市長自ら働きかけるとともに、これらの道路を十分に活かしたまちの姿を検討してまいります。

また、街なかの交通渋滞を解消するため、道路の拡幅や右折レーンの新設など、道路の整備や無電柱化の計画を加速させるなど、歩行者が安心して通行できる環境を一つ一つ整えてまいります。

公共交通機関が手薄となっている地域においては、引き続き「移動プラン75」におけるデマンド型乗合タクシーにより移動手段を確保してまいります。

下水道普及率は、令和7年度末で81.2%に達し、ようやく80%台に乗せることができました。しかし、同時に施設の老朽化という大きな課題も抱えており、管の腐食や破損による道路陥没などのリスクが顕在化しております。

下水道施設を健全に維持するため、定期的な調査によるリスク管理の徹底と「市川市下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的な長寿命化を図ってまいります。

また、近年の気候変動に伴う台風の大型化や集中豪雨は、私たちの暮らしを脅かす深刻な問題となっています。浸水被害を最小限に食い止めるため、雨水管渠など下水道施設の計画的な整備により、本市の排水機能を強化してまいります。市川南ポンプ場は、令和9年3月の完成を予定しており、これにより治水対策を一層強固なものとしていきます。

本市の空き家は増加傾向にあり、その一部は適切な管理がなされていない状況です。実態の把握を徹底し、空き家の除去に伴う費用や、地域活性化に資する施設に改修する際の費用の補助を行います。

また、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部長を空家対策推進参与にお招きし、空き家活用を促進しているところです。

老朽化した市営住宅に対しては、「市川市住宅セーフティネット計画」に基づき、誰もが安心して暮らせるよう計画的な改修工事や設備更新を行い、安全性を確保します。

また、住宅のリフォーム支援やマンションの耐震診断に対する補助を継続してまいります。

夏季における猛暑から市民の生命を守るため、民間施設も含めて市内各地にクーリングシェルターを利用できる環境を整えてまいります。

また、地球温暖化の問題から目をそらすことなく、できる限りの対策を行い、二酸化炭素排出量を2030年までに50%削減、2050年までに実質ゼロという温室効果ガス削減に向けた取り組みを進めてまいります。

本市が国から選定を受けた「脱炭素先行地域」としての取り組みは、賃貸集合住宅が多い都市部におけるモデルケースとして期待されています。太陽光パネルの設置・窓の断熱化・クリーンエネルギーへの転換を3本の柱として、成果を出し、本市の「いちかわクリーンエネルギー株式会社」を核としたエネルギーの地産地消を加速させ、まちの魅力を高めてまいります。

「ごみの分別収集」については、今まで徹底できていなかったことを反省しなくてはなりません。

既に横浜市では、市長のリーダーシップにより、市民・事業者・行政が一体となって15品目の分別を定着させ、ピーク時に比べ、ごみの排出量を半分近くまでに減少させました。

本市におきましても、市民の皆さんのご理解とご協力のもと、ごみの分別収集を徹底し、再資源化・減量化を着実に進め、環境先進都市いちかわを実現してまいります。

「生命の尊厳」とは、人や動物の命を守ることだけではありません。

北部に多く見られる緑地や減少しつつあるクロマツなどの樹木の保存に努めてまいります。

里海である三番瀬の自然環境を再生するためには、傷ついたままの自然に手を加え、浅瀬に住む生態系の復元に努めてまいります。事前覆砂は、その効果が検証され、今後は、漁業協同組合や環境団体と協力して、生命あふれる海とするため、三番瀬の干潟再生を行い、次世代へつないでまいります。

去年は、「いちにゃんサポート」を開設しましたが、地域猫活動への支援をさらに改善し、中核市に移行した際には、動物愛護センターも視野に入れ、多様な生きもののいのちが尊重される施策を進めてまいります。

老朽化する公園施設については、定期的な点検を行い、誰もが安全に安心して利用できるよう整備するとともに、インクルーシブ遊具の導入も検討し、年齢の差や障がいの有無に関わらず、誰もが笑顔で遊べる環境を広げてまいります。

市川の象徴である江戸川や真間川、大柏川などの水辺空間は、都市の魅力を高めるかけがえのない財産です。治水対策とともに、水の浄化を進め、市民の皆さんの心に潤いを与える交流の拠点にした

いと考えています。

今後も「江戸川・水フェスタ in いちかわ」や、水辺ウォーク・水辺クルーズなどのイベントを通じて、市民参加による水辺のまちづくりを進めてまいります。

市民ニーズや地域課題が複雑化する中では、地域住民の支え合いが欠かせません。そのため、市内225自治会と各地区の連携を深める自治会連合協議会が果たす役割は重要となっています。今後も、自治会コミュニティ活動支援補助金や集会施設の建替費用補助など、自治会活動を積極的に支援してまいります。

また、人と人とのつながりや地域への愛着を育むため、市民まつりをはじめとする地域の祭りやイベントを後押ししてまいります。

さらに、デジタル時代に即した支援として、これまで回覧板や掲示板で確認していた情報を配信し、スマートフォンでタイムリーに受け取ることができる電子回覧板の導入、デジタル地域通貨 ICHICO を活用した地域活動の活性化を図ってまいります。

市民活動団体が活躍しやすいよう公民館や「八幡市民交流館ニコット」「ぴあばーく妙典 COCO」などを活用していただき、イベントや講座開催で、市民の交流を深める取り組みも充実させてまいります。

本市は、古くから文人墨客に愛されたまちです。

三田文学会のご協力のもと、永井荷風文学賞を創設し、本年は第二回の授賞式を行う予定であります。

日本を代表する芸術家120人からなる国の荣誉機関「日本芸術院」の会員であり、日展理事長も務められた市川市名誉市民の洋画家、中山忠彦先生がお亡くなりになられたことは残念でなりません。

中山先生をはじめ、市内の芸術家の作品を鑑賞できる場として、市内に点在する芳澤ガーデンギャラリーや木内ギャラリー、東山魁夷記念館、郭沫若記念館などの施設を活かすため、拠点となる美術館を開設したいと考えております。

これからも、市民の皆さんが文化・芸術を身近に感じ、自ら創造を楽しむことができるイベントの開催や文化施設の充実、各団体との連携強化などを進めてまいります。

昨年、「第6回全国国府サミット in 市川」が開催され、国府があつたまち、市川の発信をすることができました。

今後も本市に残された、多くの歴史・文化遺産を後世に継承してまいります。

また、「行徳の神輿文化と祭礼」を、市の無形民俗文化財に指定いたしましたが、無形民俗文化財の維持管理に係る補助金を交付するほか、担い手の発掘・育成に取り組んでまいります。

かつて塩田として栄えた歴史を活かし、「行徳の塩」を現代に復活させることで、郷土への愛着を醸成したいと考えております。

令和6年度から市内全域で運用を開始したデジタル地域通貨 ICHICO による令和7年度の経済効果は20.8億円と試算されました。5月中旬時点で、加盟店舗数は1,223店舗、利用者数も16万3,833人まで増加しております。

今後も、地域経済活性化の核として、物価高騰にも対応していくほか、クリーン作戦への参加やカーボンニュートラルの推進などの取り組みには、行政ポイントを発行してまいります。

活力あるまちであり続けるためには、商店会の存続や商店街の活性化は不可欠です。

中山参道活性化事業をはじめ、集客力を高めるためのイベントへの助成などを進めるとともに、街路灯やアーケードの電灯設置など商店街を整備するための補助金を交付してまいります。

中小企業事業者の経営基盤の安定化を図るため、融資制度を通じた支援を実施します。

今後も、市川商工会議所の親会・女性会・青年部や市川市商店会連合会、また市内工業会と連携を深め、地域商工業の振興と活性化に取り組みます。

本市の農業は、「市川のなし」をはじめ、都市近郊の立地を活かした野菜、花き栽培が盛んです。

JA いちかわ（市川市農業協同組合）と協力し、梨の花粉を採取する「梨花隊」への参加を推進してまいります。また、農作業の効率化を図るとともに、加工品開発の支援を通じた農産物の付加価値を高めることで、販路拡大を牽引してまいります。

本市は、市川市漁業協同組合と連携して「いちかわ三番瀬まつり」などのイベントを開催し、市民が海に親しめる機会を創出していますが、一方で、市川漁港の改修を行い、漁業環境を整備しなければなりません。ノリ養殖やアサリ・ホンビノス漁などを営む漁業経営者を支援します。

引き続き、力強いトップセールスと、農業・漁業の協同組合との緊密な連携、そして現場の環境整備を統合的に進めることで、農林水産業が持続できるように協力を続けてまいります。

思いがけず、市川市動植物園のニホンザル「パンチくん」が世界的な注目を集めて、話題となっていますが、職員、スタッフの努力を多としたいと思います。また、クラウドファンディングによる「おさる一む」の整備もあり、「市川ファン」の輪が広がっています。

この好機を逃さず、歴史・文化・自然が調和した市川市を SNS などで発信してまいります。

本年開催されたミラノ・コルティナ冬季オリンピックにおいて、本市在住の「中井 亜美 選手」が見事、銅メダルを獲得されました。今議会中に市民栄誉賞をお渡ししたいと思います。

長い間、市民に親しまれた既存の市民プールは、施設としては老朽化し、いつ事故が起こるか心配していました。大変残念ですが、本年の夏をもって終了し、三番瀬や行徳近郊緑地があるオーシャンビューの開放的な景観を持つ塩浜にプールの移設を計画しています。

スポーツには人と人とをつなぎ、まちに一体感を生み出す力があります。市民がスポーツに触れられる機会を創出するため、今後も、包括協定などを締結している「千葉ジェッツ」や「千葉ロッテマリーンズ」「ブルーサンダース」「クボタスピアーズ船橋・東京ベイ」と力を

合わせてまいります。

さらに、本市をホームタウンとするサッカーチーム「ブリオベッカ浦安・市川」などから、引き続き、Ｊリーグ参画基準を満たすスタジアムを求められた際には、整備を検討してまいります。

また、新たなスポーツ分野として、こどもから高齢者まで幅広い世代が交流できるeスポーツの振興に取り組んでまいります。

市川市スポーツ協会やスポーツ推進委員などと連携しながら、スポーツが持つ多面的な魅力を最大限に活かし、障がいの有無や年齢にかかわらず、全ての市民が自分に合った形でスポーツができる環境を充実させてまいります。

デジタル地域通貨 ICHICO と併せて、各種オンライン申請など、電子市役所を目指した DX を推進してまいりました。今後は、こうした取り組みを一歩進め、法令や業務マニュアルなどの情報を学習させた生成 AI を導入し、全庁的な活用を本格化します。

さらに、外部有識者を CIO 補佐官として招へいすることを検討し、高度な知見を最大限に活用することで、最新のテクノロジーを市民一人ひとりの幸せにつなげる、次世代の行政運営を強力に押し進めてまいります。

これまで、広報いちかわにおいて市長コラムを95回にわたり掲載し、市長をより身近に感じていただけるように、意識してまいりました。

また、タウンミーティングを4年間で40回開催したのも、様々な地域の現場に赴き、直接市民の声に耳を傾けるべきだと思ったからです。

今後も、こうした対話の機会を大切にし、市民の皆さんが地域で望んでいることを確認したうえで、順次対応してまいります。

また、防災や災害時の緊急情報を迅速かつ分かりやすく届けるため、広報いちかわや SNS、YouTube などを活用してまいります。加えて、インフラが被災した場合でも、より幅広い世代へ情報が届けられる仕組みを考えてまいります。

【むすび】

市川市を愛し、このまちで生きることを選んでいただいた皆さんが増え、今、人口50万人という節目を超えることができました。

しかし、こどもたちがお腹一杯食べ物を食べ、笑顔で暮らせるまちになっているのか！？

誰もが最善の医療や福祉サービスを受けられるまちになっているのか！？

義務教育に留まらず高等学校も含め、連続した学びの中でこども達が世界に羽ばたく可能性を秘めたまちになっているのか！？

市民の協力を得て、本気でごみの分別を行うまちになっているのか！？

と自分自身に問いかけているのです。

もしかすると、本市は緑や自然を残してはいるものの、東京に隣接するという地政学的優位性だけに依存して、あぐらをかいてきたまちだったのではないのでしょうか？

これからの市川市は、本当の意味で、誰一人取り残すことなく、自立し、自らの意志で歩み続けるまちへと変貌を遂げなければならないのではないのでしょうか！！

その第一歩として、人口規模にふさわしい行政サービスを市民の皆さんに届けていくため、中核市への移行に向けて検討を進めたいと考えております。

これまで県が担ってきた「保健所」や「児童相談所」、さらには「動物愛護センター」など、市民生活に密接に関わる分野において、市がより主体的に役割を担うことが可能となり、とりわけ、こどもや高齢者、障がいのある方など、支援を必要とする方々やネグレクト、ヤングケアラーといった、表面化しにくく、家庭や地域の中に埋もれがちな課題にも責任を持ち、スピーディーな対応ができるようになります。

さらに、感染症対策をはじめとする保健分野においても、市民に近い立場で情報を集約し、迅速に意思決定ができれば、よりきめ細やかな支援が可能となるでしょう。

本市は、東京23区を除き、全国の市町村のうち28番目の人口規模を有する都市となりました。そのうち、約370万人を有する横浜市から20番目の静岡市までは政令指定都市、21番目から26番目までは中核市となり、地方行政を運営しております。

未だ一般市のままなのは、27番目の松戸市と本市だけという事実があります。

中核市への移行をためらうことは、本来自分たちで担えるはずの権限を県に委ね続けることであり、自治体としての積極的な役割を遠ざけているものにほかなりません。

中核市移行については、ぜひ市議会の皆様と議論を重ねていきたいと考えております。

本市が将来にわたり持続可能な発展を遂げていくため、そしてこどもから高齢者まで、誰一人取り残すことなく50万人すべての市民が心身ともに健康で、生きがいと安心を実感しながら暮らすことができるまちとなるため、私はこれからも、「市民目線」と「現場主義」を信条に、公正で透明性の高い市政運営を徹底し、精力的に活動を続けるとともに、市民の皆さんから信頼される行政を目指すことをお約束いたします。

リーダーとして2期目に託された責任の重みをしっかりと受け止め、両副市長と協力し、このまちを次のフェーズに進めていくため、全力で舵取りをしまいたします。

市民の皆さん、そして議員各位のご理解とご協力を心よりお願い申し上げ、私の所信表明といたします。

2. 市川市総合計画2050（令和8年4月）／企画課

市川市総合計画2050は、長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、本市のあるべき姿とそこに進むべき方向性を明示するもの。

「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」の3層構造としている。

(1) 基本構想

地域における総合的かつ計画的な行政運営を行うために、目指すべき将来都市像や基本目標を定めたもの。令和8年度から32年度までの25年間を計画期間とし、目指すべき将来都市像として、『いのちを尊び 知性と希望を育み 環境と共生して 和がつながるまち いちかわ ～住み続けたいまちを次世代へ～』を掲げている。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で明らかにした将来都市像や基本目標を具現化するための基本的な施策を定めたもの。令和8年度から16年度までの9年間を計画期間としている。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めたもの。令和8年度から12年度までの5年間を計画期間としている。

3. 核兵器廃絶平和都市宣言（昭和59年11月）／総務課

市川市は生命の尊厳を深く認識し、国是である非核三原則が完全実施されることを願い、いかなる国のいかなる核兵器に対してもその廃絶と軍縮を訴え、人類共通の願いである世界の恒久平和確立のため「核兵器廃絶平和都市」となることを宣言した。

4. ウィズプラン（市川市男女共同参画基本計画）（令和8年4月）

／ダイバーシティ推進課

本市は、昭和63年1月策定の「男女平等社会への市川市行動計画」を平成7年に改定し、さらに14年に「男女共同参画社会基本法」に基づく初めての法定計画となる「市川市男女共同参画基本計画」を策定した。19年度の「市川市男女共同参画社会基本条例」施行に伴う同計画の翌年の改定を経て、令和8年3月に満了を迎えるまで、同計画に基づき施策を推進した。

新たに策定した「ウィズプラン」は、「人権の尊重」という基本理念を踏まえ、「あらゆる場面で男女が共に活躍できる社会の実現」「暴力で苦しむことのない社会の実現」「すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現」という3つの基本目標を掲げ、各事業を定めた計画となっている。

5. 第2次市川市文化振興ビジョン（令和8年3月）／文化芸術課

本ビジョンは、市川市文化振興ビジョン（第1次）を改定し、市川市総合計画2050を上位計画として策定された文化振興に関する中長期プランである。2050年度を目標年次とする本ビジョンでは、「ともに育む 文化が息づき多彩な感性が輝くまち」を目指すとし、これまでに整備した文化施設のさらなる活用を図るとともに、引き続き誰もが日常的に文化芸術を楽しめる環境整備を推進し、共創型ミュージアム都市の実現を目指す。

6. 市川市地域福祉計画（令和6年3月）／地域共生課

本計画は、市川市総合計画（I & I プラン21）における基本理念や基本目標、施策の方向を踏まえ、地域における福祉施策を総合的に推進するもので、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定した。

第5期地域福祉計画は、計画期間を令和6年度から11年度までの6年間としている。第5期計画では、基本理念を「だれもが住み慣れた地域で安心して、自分の望む生活を送ることのできる「地域共生社会」の実現を目指す」、行動指針を「個人を尊重し、多様性を認め合い、それぞれが役割を認識しながら、行動する」とし、自助、互助・共助、公助のそれぞれが連携し、地域福祉の推進を図っていくこととしている。

地域福祉推進体制としては、小域福祉圏（14地区）の核となる「地域ケアシステム推進連絡会」、地域課題の検討の場である「地区推進会議」から地域活動の報告・提案を受けて課題解決への支援及び政策的課題への取り組みにつなげて、その結果を地域住民と共有することで、ともに解決に向けた取り組みをさらに進めていくこととしている。

7. 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年3月）／地域包括支援課

市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者を取り巻くさまざまな課題に対して本市が目指すべき施策を定めるとともに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築、推進する計画である。

3年を一期として介護保険サービス及び地域支援事業の見込みから計画期間の介護保険料を定める「介護保険事業計画」と、老人福祉事業の供給体制の確保に関する「高齢者福祉計画」とを一体的に策定する法定計画であり、令和6年度から8年度までを計画期間とする第9期計画には、新たに「市川市認知症施策推進計画」を位置付けている。

8. 市川市障害者計画（令和6年4月）／障がい者支援課

障害者基本法に基づく市町村障害者計画で、市川市における障がい者のための施策に関する基本的な計画である。策定は市町村の義務となっている。理念を「このまちで共に生きる」、将来像を「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」とし、①障がい児支援、②就労支援・雇用促進、③地域生活の支援、④相談、⑤災害や感染症の対策、⑥障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供、⑦支援人材の確保と質の向上の7項目を、市が今回の計画年度において特に重点的に取り組むべき施策（重点施策）としている。第7期市川市障害福祉計画・第3期市川市障害児福祉計画とあわせて「第5次いちかわハートフルプラン」としており、計画期間は令和6年度から8年度までの3年間としている。

9. 市川市障害福祉計画・市川市障害児福祉計画（令和6年4月）

／障がい者支援課、発達支援課

市川市障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画のことであり、「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」とされている。平成18年度から20年度までの3年間を計画の期間とした「第1期市川市障害福祉計画」から3年ごとに作成していて、今期の計画は第7期に当たる。

市川市障害児福祉計画は、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画のことであり、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」とされている。平成30年度から令和2年度までの3年間を計画の期間とした「第1期市川市障害児福祉計画」から3年ごとに作成していて、今期の計画は第3期に当たる。

両計画は、両法律において「一体のものとして作成することができる」とされているため、本市では一体のものとして作成している。

両計画とも、国が定める基本指針に即して定めるものとされており、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援、障害児相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項や、各年度における指定障害福祉サービス、指定通所支援、指定地域相談支援、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込みなどを定めることとされている。

市川市障害者計画とあわせて「第5次いちかわハートフルプラン」としており、計画期間は令和6年度から8年度までの3年間としている。

10. 市川市こども計画（令和7年4月）／こども家庭施策課

令和5年4月にこども基本法が成立し、全てのこどもが健やかに成長し、自立した個人としての人格形成を支援することを目的として、こどもの権利を保障し、心身の状況や環境にかかわらず、誰一人取り残さない社会の実現を目指し様々な施策が推進されている。同法に基づき策定した「市川市こども計画」は、既存の市川市子ども・子育て支援事業計画や市川市子どもの貧困対策計画等の行政計画を統合し「こどもが育ち、若者を支え、こども・若者を育て合うまちづくりを目指して」という基本理念のもと、こども関連施策を総合的に推進する計画として、令和11年までの5年間の施策の進捗管理を行っている。

11. WHO憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言（平成16年11月）

／健康都市推進課

市川市は、WHO（世界保健機関）が提唱し、世界の都市が取り組んでいる「健康都市」を目指すため、平成16年11月3日の市制施行70周年記念式典の中で、WHO憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言を行った。

12. 市川市健康増進計画 健康いちかわ21（第3次）（令和8年4月）

／健康都市推進課

本計画は、平成28年3月に策定した「市川市健康増進計画健康いちかわ21（第2次）」が令和7年度末で終了となったことから、あらたな市民の行動計画として策定したものである。

前計画の基本目標である「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を承継し、国・県および市内関連計画との連携のもと、急激な社会環境変化にも対応した健康づくりを推進することで、子どもから高齢者までのすべての方がお互いに支え合い、ライフステージに応じて心豊かに生活できる「誰もが健康なまち」の実現を、目指すものである。

計画期間は、令和8年度から令和18年度までの11年間である。

13. 市川市環境基本計画（令和3年3月策定）／総合環境課

本市では市民の健康で文化的な生活の確保に加え、環境負荷の少ない社会の実現などを目指し、市川市環境基本条例を平成10年7月に公布・施行した。その後、12年2月には、同条例に基づき市川市環境基本計画を、24年3月には「第二次市川市環境基本計画」を策定し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきた。

一方で、最近では、異常気象の増加をはじめとした気候変動への対策や、プラスチックごみの海洋汚染といった新たな課題も生じており、これらの課題に対応していくために計画の見直しを行い、令和3年3月に「第三次市川市環境基本計画」を策定した。

本計画では、世界共通の目標であるSDGsのゴールを見据え、基本目標「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」の実現に向けて施策を推進している。なお、関連計画の改定等を踏まえた中間見直しを行い、8年4月に改訂した。

14. 市川市生活排水対策推進計画（令和5年3月改定）／生活環境保全課

平成4年3月に水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」に指定されたことを受け、5年3月に市川市生活排水対策推進計画を策定した。

本計画は、「みんなの力でふるさとの川・真間川に清流を取り戻す」を将来ビジョンに掲げ、「水を汚さず、きれいにする」、「生活排水に対する意識を高める」、「水に親しみ、環境に学ぶ」、「水循環を守る」を柱に、生活排水対策を推進してきた。

15年3月には、「第二次市川市生活排水対策推進計画」を策定し、25年3月には、「第三次市川市生活排水対策推進計画」を策定し、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及、家庭での浄化対策普及のための啓発活動等に取り組んできた。

令和5年3月には、「第四次市川市生活排水対策推進計画」を策定し、「施設の整備に関する取り組み」、「啓発活動を進める取り組み」、「清流を取り戻す取り組み」を計画の柱に生活排水対策の推進に取り組んでいる。

15. 市川市地球温暖化対策実行計画（令和8年3月策定）／総合環境課

市では、世界的に進行する地球温暖化を抑制するために「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成21年3月に「市川市地球温暖化対策地域推進計画」を策定した。その後、28年3月に「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を、令和3年3月には「第二次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市域から排出される温室効果ガスの排出抑制等のため、総合的かつ計画的に地球温暖化対策の推進を図ってきた。

一方で、地球温暖化は進んでおり、国内でも平均気温の上昇、猛暑日や集中豪雨の増加、台風の大規模化といった様々な影響が報告されており、地球温暖化対策は喫緊の課題となっていることから、より地球温暖化対策を強化するために、計画の見直しを行い、令和7年3月に「第三次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。令和8年3月には、「市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」及び「気候変動適応計画」を統合し、新たに「市川市地球温暖化対策実行計画」を策定した。

本計画では、2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを具体的な目標に掲げ、その実現を図るため、3つの基本目標と3つの重点施策を設定し、市民、事業者、市の各主体の協働の下に、市川市の特性を踏まえて地球温暖化対策に取り組んでいる。

16. 生物多様性いちかわ戦略（令和8年3月策定）／自然環境課

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことであり、生態系、種、遺伝子の3つのレベルの多様性があるとされている。本市は台地や谷津、川や海など多様な自然に恵まれ、個性豊かな生きものが暮らす土地であり、現在でも、市域の各所に特徴のある自然が残され、神社仏閣などの織りなす文化的景観とともに「まちの魅力」となっている。

一方、都市化の進展により、自然環境間のつながりや人と自然のつながりなど、自然に根差した地域のつながりが薄れつつあるのが現状であることから、生物多様性の保全と持続可能な利用を地域から進めていくため、生物多様性基本法第13条に基づき、平成26年3月に生物多様性いちかわ戦略を策定した。

令和8年3月には、生物多様性国家戦略2023-2030を基本として、「水環境の改善」を最大のテーマとして掲げた「第二次生物多様性いちかわ戦略」を策定し、水は生き物の命の源であるという考えのもと、生物多様性の保全・再生に向けた取り組みを進めている。

17. 市川市一般廃棄物処理基本計画“いちかわじゅんかんプラン21”

ごみ処理編（令和5年4月改定）、生活排水処理編（平成31年3月改定）

／総合環境課

市川市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本的な方針を定めたものであり、ごみ処理編（令和5年4月改定、目標年次：令和12年度）と生活排水処理編（平成31年3月改定、目標年次：令和10年度）で構成されている。

策定にあたっては、市川市廃棄物減量等推進審議会の答申や、公募による市民等で行う市川市環境市民会議での提案などを参考にしており、目指すべき将来像として掲げる「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けた持続可能な循環型社会づくりを、市民や事業者との協働により推進している。

18. 都市計画マスタープラン（令和8年3月）／街づくり計画課

「市川市都市計画マスタープラン」は、「市川市総合計画」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した、総合的なまちづくりの方針で、市民との協働により平成16年3月に策定した。

その後、まちづくりの進捗による都市構造の変化等を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応したまちづくりを進めていくため、令和32年を目標年次とした新たな計画を8年3月に策定した。

都市づくりの目標を掲げた「目指す都市像」、本市全域を対象とした「全体構想」、生活に密着した「地域別構想」、そしてこれらの構想を実現していくための考え方を示した「まちづくりの推進方策」で構成している。

19. 市川市景観基本計画（平成16年5月）／街づくり計画課

市川市景観基本計画は、市民等と行政の協働により、より良い景観を創りあげる、景観まちづくり活動の指針となるもので、総合的かつ体系的な景観づくりを目指して平成13年度に作業に着手し、多くの市民参加を経て16年5月に策定した。

本市では、この基本計画に即して18年4月に景観法に基づく「市川市景観計画」を策定し、良好な景観形成の推進に取り組んでいる。

令和2年12月には中山参道地区の景観を守り、また、より良いものとしていくことを目的に「中山参道景観重点地区」を指定し、景観計画別冊を追加した。

20. 市川市みどりの基本計画（平成16年3月）／公園緑地課

本市では、緑の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に推進するため、都市緑地法第4条に基づき、平成16年3月に「市川市みどりの基本計画」を策定した。本計画では令和7年を目標年次と定め、6つの基本方針と計画実現のための基本的な施策及び計画の目標水準、緑地の配置方針などについて明確にし、その実施計画として「アクションプラン」を策定し、基本計画の効率的な推進を図っている。

また、現行計画の計画期間終了に伴い、8年度中に計画の改定作業を進め、9年度中に次期計画の公表を目指す。

21. 第2期市川市スポーツ推進計画（令和5年3月）／スポーツ推進課

「市川市スポーツ振興基本計画」の計画期間終了に伴い、これまでのスポーツ施策を継承しつつさらなるスポーツの推進を図るため、令和5年3月に「第2期市川市スポーツ推進計画」を策定し、「健康なからだと明るい人間をつくるスポーツのまち いちかわ」を基本理念として「する・みる・ささえる・知る」の4つの視点から、市民と行政が一体となった各種取り組みを推進している。

令和7年度で第2期市川市スポーツ推進計画に基づく、第1次事業計画の期間が終了したことから、これまでの事業実績などを踏まえ、市川市スポーツ推進審議会に諮り、計画の見直し・改定等を行った。

第4編 当初予算・決算

1. 令和8年度 当初予算総括表	51
2. 一般会計	52
3. 特別会計	61
4. 公営企業会計	64
5. 決算状況・指数等（普通会計）	66

※構成比の積み上げや合計等は、表示単位未満を四捨五入しているため、一致しない場合がある。

1. 令和8年度 当初予算総括表／財政課

(単位：千円、%)

会 計 名	令和8年度	令和7年度	増 減 率
1. 一般会計	202, 200, 000	188, 600, 000	7. 2
2. 特別会計	83, 933, 000	80, 808, 000	3. 9
(1) 国民健康保険特別会計	38, 720, 000	38, 785, 000	△0. 2
(2) 介護保険特別会計	36, 897, 000	34, 820, 000	6. 0
(3) 後期高齢者医療特別会計	8, 316, 000	7, 203, 000	15. 5
3. 公営企業会計	25, 773, 000	22, 854, 000	12. 8
下水道事業会計	25, 773, 000	22, 854, 000	12. 8
(収益の支出)	9, 990, 688	9, 424, 379	6. 0
(資本の支出)	15, 782, 312	13, 429, 621	17. 5
合 計	311, 906, 000	292, 262, 000	6. 7

2. 一般会計／財政課

(1) 令和8年度一般会計当初予算

①歳入・歳出当初予算額

歳入

(単位：千円、%)

款	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1. 市 税	100,527,000	49.7	96,239,000	51.0	4,288,000	4.5
2. 地 方 譲 与 税	768,200	0.4	765,300	0.4	2,900	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	452,000	0.2	57,000	0.0	395,000	693.0
4. 配 当 割 交 付 金	1,165,000	0.6	748,000	0.4	417,000	55.7
5. 株式等譲渡所得割交付金	1,019,000	0.5	856,000	0.5	163,000	19.0
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	853,000	0.4	801,000	0.4	52,000	6.5
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	12,720,000	6.3	11,690,000	6.2	1,030,000	8.8
8. 地 方 特 例 交 付 金	540,700	0.3	455,600	0.3	85,100	18.7
9. 地 方 交 付 税	1	0.0	1	0.0	0	0.0
10. 交通安全対策特別交付金	40,228	0.0	43,569	0.0	△3,341	△7.7
11. 分 担 金 及 び 負 担 金	1,073,156	0.5	1,208,373	0.6	△135,217	△11.2
12. 使 用 料 及 び 手 数 料	4,355,031	2.2	4,286,717	2.3	68,314	1.6
13. 国 庫 支 出 金	45,375,356	22.5	40,209,603	21.3	5,165,753	12.8
14. 県 支 出 金	17,450,369	8.6	15,514,020	8.2	1,936,349	12.5
15. 財 産 収 入	752,783	0.4	501,712	0.3	251,071	50.0
16. 寄 附 金	303,030	0.1	298,990	0.1	4,040	1.4
17. 繰 入 金	295,113	0.1	289,575	0.2	5,538	1.9
18. 繰 越 金	500,000	0.2	500,000	0.3	0	0.0
19. 諸 収 入	5,840,733	2.9	5,673,840	3.0	166,893	2.9
20. 市 債	8,169,300	4.1	8,285,700	4.4	△116,400	△1.4
△ 環 境 性 能 割 交 付 金	-	-	176,000	0.1	△176,000	皆減
合 計	202,200,000	100.0	188,600,000	100.0	13,600,000	7.2

歳出

(単位：千円、%)

款	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1. 議会費	817,000	0.4	811,000	0.4	6,000	0.7
2. 総務費	26,581,000	13.1	23,021,000	12.2	3,560,000	15.5
3. 民生費	99,154,000	49.0	95,075,875	50.4	4,078,125	4.3
4. 衛生費	21,393,000	10.6	21,564,000	11.4	△171,000	△0.8
5. 労働費	121,000	0.1	148,000	0.1	△27,000	△18.2
6. 農林水産業費	700,000	0.4	529,000	0.3	171,000	32.3
7. 商工費	4,350,000	2.2	3,138,000	1.7	1,212,000	38.6
8. 観光費	1,019,000	0.5	909,000	0.5	110,000	12.1
9. 土木費	12,320,000	6.1	11,027,000	5.8	1,293,000	11.7
10. 消防費	6,488,000	3.2	5,956,000	3.2	532,000	8.9
11. 教育費	20,098,000	9.9	17,447,000	9.2	2,651,000	15.2
12. 公債費	8,822,000	4.4	8,588,000	4.6	234,000	2.7
13. 諸支出金	37,000	0.0	47,000	0.0	△10,000	△21.3
14. 予備費	300,000	0.1	339,125	0.2	△39,125	△11.5
合計	202,200,000	100.0	188,600,000	100.0	13,600,000	7.2

②財源内訳（令和8年度当初予算）

自主財源・依存財源別内訳

（単位：千円、％）

款		予 算 額					
		総 額	構成比	一般財源	構成比	特定財源	構成比
自主財源	1. 市 税	100,527,000	49.7	100,527,000	83.5	0	0.0
	11. 分担金及び負担金	1,073,156	0.5	0	0.0	1,073,156	1.3
	12. 使用料及び手数料	4,355,031	2.2	809,651	0.7	3,545,380	4.4
	15. 財 産 収 入	752,783	0.4	331,841	0.3	420,942	0.5
	16. 寄 附 金	303,030	0.1	302,470	0.2	560	0.0
	17. 繰 入 金	295,113	0.1	0	0.0	295,113	0.4
	18. 繰 越 金	500,000	0.2	500,000	0.4	0	0.0
	19. 諸 収 入	5,840,733	2.9	420,573	0.3	5,420,160	6.6
	計	113,646,846	56.1	102,891,535	85.4	10,755,311	13.2
依存財源	2. 地 方 譲 与 税	768,200	0.4	768,200	0.6	0	0.0
	3. 利 子 割 交 付 金	452,000	0.2	452,000	0.4	0	0.0
	4. 配 当 割 交 付 金	1,165,000	0.6	1,165,000	1.0	0	0.0
	5. 株式等譲渡所得割交付金	1,019,000	0.5	1,019,000	0.8	0	0.0
	6. 法人事業税交付金	853,000	0.4	853,000	0.7	0	0.0
	7. 地方消費税交付金	12,720,000	6.3	12,720,000	10.6	0	0.0
	8. 地方特例交付金	540,700	0.3	540,700	0.5	0	0.0
	9. 地 方 交 付 税	1	0.0	1	0.0	0	0.0
	10. 交通安全対策特別交付金	40,228	0.0	40,228	0.0	0	0.0
	13. 国 庫 支 出 金	45,375,356	22.5	0	0.0	45,375,356	55.5
	14. 県 支 出 金	17,450,369	8.6	0	0.0	17,450,369	21.3
	20. 市 債	8,169,300	4.1	0	0.0	8,169,300	10.0
	計	88,553,154	43.9	17,558,129	14.6	70,995,025	86.8
合 計		202,200,000	100.0	120,449,664	100.0	81,750,336	100.0

款別財源内訳

(単位：千円、%)

款	予 算 額							(B) ／ (A)
	総 額 (A)	構成比	特 定 財 源				一般財源 (B)	
			国県支出金	地方債	その他	合 計		
1. 議 会 費	817,000	0.4	0	0	0	0	817,000	100.0
2. 総 務 費	26,581,000	13.1	2,370,822	228,800	2,147,028	4,746,650	21,834,350	82.1
3. 民 生 費	99,154,000	49.0	52,662,887	324,300	2,082,187	55,069,374	44,084,626	44.5
4. 衛 生 費	21,393,000	10.6	1,322,934	2,009,100	3,204,337	6,536,371	14,856,629	69.4
5. 労 働 費	121,000	0.1	0	0	14,910	14,910	106,090	87.7
6. 農林水産業費	700,000	0.4	171,582	132,300	4,660	308,542	391,458	55.9
7. 商 工 費	4,350,000	2.2	2,437,125	0	1,410,480	3,847,605	502,395	11.5
8. 観 光 費	1,019,000	0.5	0	45,200	103,981	149,181	869,819	85.4
9. 土 木 費	12,320,000	6.1	751,565	2,230,900	707,004	3,689,469	8,630,531	70.1
10. 消 防 費	6,488,000	3.2	130,037	493,200	38,518	661,755	5,826,245	89.8
11. 教 育 費	20,098,000	9.9	2,925,873	2,705,500	921,574	6,552,947	13,545,053	67.4
12. 公 債 費	8,822,000	4.4	52,900	0	108,717	161,617	8,660,383	98.2
13. 諸支出金	37,000	0.0	0	0	11,915	11,915	25,085	67.8
14. 予 備 費	300,000	0.1	0	0	0	0	300,000	100.0
合 計	202,200,000	100.0	62,825,725	8,169,300	10,755,311	81,750,336	120,449,664	59.6

③経常収支比率の状況（当初予算比較）

(単位：千円、%)

区 分			令和8年度当初		令和7年度当初	
			総 額	経常収支比率	総 額	経常収支比率
経常経費充当一般財源等額			103, 295, 366	92. 7	99, 591, 097	94. 6
内 訳	義 務 的 経 費		62, 763, 789	56. 3	59, 728, 782	56. 7
	内 訳	人 件 費	32, 934, 570	29. 5	30, 792, 126	29. 3
		扶 助 費	21, 168, 836	19. 0	20, 517, 706	19. 5
		公 債 費	8, 660, 383	7. 8	8, 418, 950	8. 0
	物 件 費		24, 386, 844	21. 9	24, 616, 747	23. 4
	維 持 補 修 費		1, 612, 914	1. 4	1, 293, 743	1. 2
	補 助 費 等		4, 549, 139	4. 1	4, 349, 762	4. 1
	貸 付 金		0	0. 0	0	0. 0
	繰 出 金		9, 982, 680	9. 0	9, 602, 063	9. 1
経 常 一 般 財 源 総 額			111, 415, 183	—	105, 251, 986	—

④性質別分類

(単位：千円、%)

区 分		令和 8 年度当初予算額				令和 7 年度当初予算額			
		総 額	構成比	一般財源	構成比	総 額	構成比	一般財源	構成比
消費的経費	人 件 費	35,200,794	17.4	33,374,534	27.7	33,014,529	17.5	31,234,055	27.4
	物 件 費	38,502,050	19.0	28,094,823	23.3	35,781,151	19.0	27,509,669	24.1
	維持補修費	2,748,748	1.4	1,855,878	1.6	2,019,397	1.0	1,462,743	1.3
	扶 助 費	71,095,246	35.2	21,204,836	17.6	67,925,790	36.0	20,517,706	18.0
	補 助 費 等	13,230,624	6.5	7,331,285	6.1	10,670,379	5.7	6,828,816	6.0
	小 計	160,777,462	79.5	91,861,356	76.3	149,411,246	79.2	87,552,989	76.7
投資的経費	普通建設事業費	13,078,073	6.5	3,884,651	3.2	13,438,650	7.1	3,997,756	3.5
	(補助事業費)	3,136,993	1.6	224,329	0.2	2,258,271	1.2	240,114	0.2
	(単独事業費)	9,941,080	4.9	3,660,322	3.0	11,180,379	5.9	3,757,642	3.3
	災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小 計	13,078,073	6.5	3,884,651	3.2	13,438,650	7.1	3,997,756	3.5
その他の	公 債 費	8,822,000	4.4	8,660,383	7.2	8,588,000	4.6	8,418,950	7.4
	積 立 金	2,844,012	1.4	2,463,886	2.0	1,692,411	0.9	1,557,188	1.4
	投資及び出資金	620,000	0.3	620,000	0.5	0	0.0	0	0.0
	貸 付 金	903,600	0.4	0	0.0	910,300	0.5	0	0.0
	繰 出 金	14,854,853	7.4	12,659,388	10.5	14,220,268	7.5	12,224,157	10.7
	予 備 費	300,000	0.1	300,000	0.3	339,125	0.2	339,125	0.3
	小 計	28,344,465	14.0	24,703,657	20.5	25,750,104	13.7	22,539,420	19.8
合 計		202,200,000	100.0	120,449,664	100.0	188,600,000	100.0	114,090,165	100.0

⑤市 税

(単位：千円、%)

税 目		令和 8 年度 当 初 予 算 額	令和 7 年 度 当 初 予 算 額	対前年度比較	
				増 減 額	増減率
市 民 税	個 人	47,639,000	44,813,000	2,826,000	6.3
	法 人	3,539,000	3,386,000	153,000	4.5
	計	51,178,000	48,199,000	2,979,000	6.2
固 定 資 産 税		36,181,000	35,086,000	1,095,000	3.1
軽 自 動 車 税		420,000	435,000	△15,000	△3.4
市 た ば こ 税		2,852,000	2,896,000	△44,000	△1.5
事 業 所 税		1,782,000	1,772,000	10,000	0.6
都 市 計 画 税		8,114,000	7,851,000	263,000	3.3
合 計		100,527,000	96,239,000	4,288,000	4.5

⑥地方債の現在高に関する調書（令和７年度末）

（単位：千円、％）

区 分	令和６年度末 現債額 (A)	令和７年度 発行額 (B)	令和７年度 償還額 (C)	令和７年度末 現債額 (A+B-C)	構成比
総 務 債	10,197,257	441,200	1,193,345	9,445,112	8.1
民 生 債	3,144,506	361,000	566,850	2,938,656	2.5
衛 生 債	2,112,195	2,537,300	579,420	4,070,075	3.5
労 働 債	64,610	24,700	13,890	75,420	0.1
農 林 水 産 業 債	972,839	92,100	193,902	871,037	0.8
商 工 債	159,533	0	20,477	139,056	0.1
観 光 債	125,400	36,900	15,090	147,210	0.1
土 木 債	22,052,386	1,496,000	3,062,630	20,485,756	17.7
消 防 債	1,319,895	206,500	292,306	1,234,089	1.1
教 育 債	7,984,450	2,064,400	1,162,839	8,886,011	7.7
減 税 補 て ん 債	179,504	0	123,825	55,679	※0.0
臨時財政対策債	5,403,273	0	1,184,378	4,218,895	3.6
小 計	53,715,848	7,260,100	8,408,952	52,566,996	45.3
下水道事業債	57,373,475	8,146,400	2,125,713	63,394,162	54.7
小 計	57,373,475	8,146,400	2,125,713	63,394,162	54.7
合 計	111,089,323	15,406,500	10,534,665	115,961,158	100.0

※減税補てん債の構成比は0.048％であることから0.0としている。

(2) 令和6年度一般会計決算

①歳入・歳出決算額

歳入

(単位：円、%)

款	予算現額	調 定 額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	収入率	
						対 予算	対 調定
1. 市 税	91,531,000,000	92,900,838,099	92,020,043,343	80,597,718	800,197,038	100.5	99.1
2. 地 方 譲 与 税	786,100,000	784,689,709	784,689,709	—	0	99.8	100.0
3. 利子割交付金	64,000,000	57,516,000	57,516,000	—	0	89.9	100.0
4. 配当割交付金	748,000,000	970,511,000	970,511,000	—	0	129.7	100.0
5. 株式等譲渡所得割交付金	733,000,000	1,456,787,000	1,456,787,000	—	0	198.7	100.0
6. 法人事業税交付金	779,000,000	769,280,000	769,280,000	—	0	98.8	100.0
7. 地方消費税交付金	11,386,000,000	11,580,636,000	11,580,636,000	—	0	101.7	100.0
8. 環境性能割交付金	114,000,000	148,532,000	148,532,000	—	0	130.3	100.0
9. 地方特例交付金	2,865,199,000	2,865,000,000	2,865,000,000	—	0	100.0	100.0
10. 地 方 交 付 税	1,000	142,814,000	142,814,000	—	0	14,281,400.0	100.0
11. 交通安全対策特別交付金	47,572,000	38,731,000	38,731,000	—	0	81.4	100.0
12. 分担金及び負担金	1,159,254,000	1,172,276,533	1,141,916,424	902,767	29,457,342	98.5	97.4
13. 使用料及び手数料	4,282,516,000	4,084,335,262	4,031,843,826	3,191,440	49,299,996	94.1	98.7
14. 国 庫 支 出 金	46,562,920,836	42,668,771,833	42,668,771,833	—	0	91.6	100.0
15. 県 支 出 金	15,190,374,000	14,271,118,332	14,271,118,332	—	0	93.9	100.0
16. 財 産 収 入	435,797,000	452,981,965	452,981,965	—	0	103.9	100.0
17. 寄 附 金	426,242,000	473,581,812	473,581,812	—	0	111.1	100.0
18. 繰 入 金	262,154,000	232,712,756	232,712,756	—	0	88.8	100.0
19. 繰 越 金	2,892,141,946	2,892,142,301	2,892,142,301	—	0	100.0	100.0
20. 諸 収 入	6,179,990,000	6,805,495,514	5,934,169,011	57,343,755	813,982,748	96.0	87.2
21. 市 債	11,244,400,000	7,671,200,000	7,671,200,000	—	0	68.2	100.0
22. 自動車取得税交付金	—	2	2	—	0	—	100.0
合 計	197,689,661,782	192,439,951,118	190,604,978,314	142,035,680	1,692,937,124	96.4	99.0

歳出（目的別）

（単位：円、％）

款	予算現額（A）	支出済額（B）	翌年度繰越額	不用額	執行率 (B)/(A)
1. 議 会 費	815,596,000	791,054,782	—	24,541,218	97.0
2. 総 務 費	25,534,031,547	24,461,759,804	372,904,000	699,367,743	95.8
3. 民 生 費	100,824,215,943	95,673,732,719	1,595,119,092	3,555,364,132	94.9
4. 衛 生 費	20,888,981,102	19,182,911,698	897,600,000	808,469,404	91.8
5. 労 働 費	123,107,000	114,395,908	—	8,711,092	92.9
6. 農林水産業費	858,660,826	578,310,872	258,911,100	21,438,854	67.4
7. 商 工 費	3,587,469,368	3,252,140,287	290,088,241	45,240,840	90.7
8. 観 光 費	1,028,076,000	1,004,027,151	—	24,048,849	97.7
9. 土 木 費	11,476,815,222	10,180,228,159	866,688,543	429,898,520	88.7
10. 消 防 費	5,898,148,008	5,786,733,083	38,553,000	72,861,925	98.1
11. 教 育 費	18,341,516,200	16,183,713,180	1,604,000,000	553,803,020	88.2
12. 公 債 費	8,024,245,000	8,024,244,485	—	515	100.0
13. 諸 支 出 金	56,792,000	50,813,885	—	5,978,115	89.5
14. 予 備 費	232,007,566	—	—	232,007,566	—
合 計	197,689,661,782	185,284,066,013	5,923,863,976	6,481,731,793	93.7

歳出（性質別）

（単位：千円、％）

区 分	決 算 額	構成比
人 件 費	32,208,171	17.4
物 件 費	33,211,775	17.9
維 持 補 修 費	1,294,924	0.7
扶 助 費	68,005,776	36.7
補 助 費 等	11,857,382	6.4
普 通 建 設 事 業 費	14,043,635	7.6
補 助 事 業 費	2,084,294	1.1
単 独 事 業 費	11,959,341	6.5
災 害 復 旧 事 業 費	0	0.0
公 債 費	8,024,245	4.3
積 立 金	1,408,126	0.8
投資及び出資金・貸付金	939,550	0.5
繰 出 金	14,290,482	7.7
合 計	185,284,066	100.0

②市税決算額

(単位：円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
普 通 税	78,035,269,065	77,900,718,822	79,972,931,287	81,646,795,882	82,687,478,562
市 民 税	44,021,543,012	43,540,422,510	44,756,244,778	45,501,257,707	45,398,711,032
固 定 資 産 税	30,814,816,083	30,584,050,168	31,553,654,502	32,692,901,622	33,884,067,438
軽 自 動 車 税	366,377,296	383,400,499	408,490,124	415,401,987	431,446,069
市 た ば こ 税	2,832,532,674	3,392,845,645	3,254,541,883	3,037,234,566	2,973,254,023
目 的 税	8,527,501,757	8,605,224,675	8,769,945,274	9,115,374,456	9,332,564,781
事 業 所 税	1,647,730,600	1,768,546,300	1,724,152,100	1,846,775,600	1,760,161,100
都 市 計 画 税	6,879,771,157	6,836,678,375	7,045,793,174	7,268,598,856	7,572,403,681
合 計	86,562,770,822	86,505,943,497	88,742,876,561	90,762,170,338	92,020,043,343

③市民の負担額

令和7年3月31日現在

人口 496,089人 世帯 262,047世帯

(単位：円)

税 目	令和6年度収入済額	一人当たり負担額	一世帯当たり負担額
市 民 税	45,398,711,032	91,513	173,247
固 定 資 産 税	33,884,067,438	68,303	129,305
軽 自 動 車 税	431,446,069	870	1,647
市 た ば こ 税	2,973,254,023	5,993	11,346
事 業 所 税	1,760,161,100	3,548	6,717
都 市 計 画 税	7,572,403,681	15,264	28,897
合 計	92,020,043,343	185,491	351,159

(住民基本台帳人口及び世帯による)

3. 特別会計／財政課

(1) 令和8年度特別会計当初予算

①国民健康保険特別会計

歳入

(単位：千円、%)

款	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1. 国民健康保険税	8,846,499	22.8	8,706,406	22.4	140,093	1.6
2. 使用料及び手数料	120	0.0	132	0.0	△12	△9.1
3. 国庫支出金	19,344	0.1	1	0.0	19,343	1,934,300.0
4. 県支出金	24,864,179	64.2	25,481,847	65.7	△617,668	△2.4
5. 財産収入	3,225	0.0	916	0.0	2,309	252.1
6. 繰入金	4,560,000	11.8	4,380,000	11.3	180,000	4.1
7. 繰越金	1,000	0.0	1,000	0.0	0	0.0
8. 諸収入	425,633	1.1	214,698	0.6	210,935	98.2
合 計	38,720,000	100.0	38,785,000	100.0	△65,000	△0.2

歳出

(単位：千円、%)

款	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1. 総務費	825,310	2.1	639,837	1.7	185,473	29.0
2. 保険給付費	24,642,558	63.7	25,228,262	65.0	△585,704	△2.3
3. 国民健康保険事業費納付金	12,829,092	33.1	12,495,552	32.2	333,540	2.7
4. 保健事業費	311,012	0.8	328,292	0.9	△17,280	△5.3
5. 基金積立金	3,225	0.0	916	0.0	2,309	252.1
6. 諸支出金	98,803	0.3	82,141	0.2	16,662	20.3
7. 予備費	10,000	0.0	10,000	0.0	0	0.0
合 計	38,720,000	100.0	38,785,000	100.0	△65,000	△0.2

②介護保険特別会計

歳入

(単位：千円、%)

款	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1. 保 険 料	8,273,310	22.4	8,011,860	23.0	261,450	3.3
2. 使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0	0	0.0
3. 国 庫 支 出 金	7,387,240	20.0	7,063,200	20.3	324,040	4.6
4. 支払基金交付金	9,631,040	26.1	9,107,395	26.2	523,645	5.7
5. 県 支 出 金	5,159,740	14.0	4,881,410	14.0	278,330	5.7
6. 財 産 収 入	7,817	0.0	2,483	0.0	5,334	214.8
7. 繰 入 金	6,362,486	17.3	5,750,107	16.5	612,379	10.6
8. 繰 越 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
9. 諸 収 入	75,365	0.2	3,543	0.0	71,822	2,027.2
合 計	36,897,000	100.0	34,820,000	100.0	2,077,000	6.0

歳出

(単位：千円、%)

款	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1. 総 務 費	950,376	2.6	818,785	2.4	131,591	16.1
2. 保 険 給 付 費	35,000,000	94.9	33,059,828	95.0	1,940,172	5.9
3. 地域支援事業費	772,611	2.1	776,991	2.2	△4,380	△0.6
4. 基金積立金	7,817	0.0	2,483	0.0	5,334	214.8
5. 諸 支 出 金	156,196	0.4	151,913	0.4	4,283	2.8
6. 予 備 費	10,000	0.0	10,000	0.0	0	0.0
合 計	36,897,000	100.0	34,820,000	100.0	2,077,000	6.0

③後期高齢者医療特別会計

歳入

(単位：千円、%)

款	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1. 後期高齢者医療保険料	7,046,404	84.7	6,116,269	84.9	930,135	15.2
2. 使用料及び手数料	10	0.0	10	0.0	0	0.0
3. 繰 入 金	1,175,000	14.1	1,048,000	14.6	127,000	12.1
4. 繰 越 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5. 諸 収 入	79,130	1.0	38,720	0.5	40,410	104.4
6. 国 庫 支 出 金	15,455	0.2	0	0.0	15,455	皆増
合 計	8,316,000	100.0	7,203,000	100.0	1,113,000	15.5

歳出

(単位：千円、%)

款	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1. 総 務 費	208,942	2.5	131,078	1.8	77,864	59.4
2. 後期高齢者医療広域連合負担金	8,079,146	97.2	7,042,631	97.8	1,036,515	14.7
3. 諸 支 出 金	26,912	0.3	28,291	0.4	△1,379	△4.9
4. 予 備 費	1,000	0.0	1,000	0.0	0	0.0
合 計	8,316,000	100.0	7,203,000	100.0	1,113,000	15.5

(2) 令和6年度特別会計決算

歳入

(単位：円、%)

会 計 名	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収 入 未 済 額	収入率	
						対 予算	対 調定
国民健康保険 特 別 会 計	40,264,570,000	42,164,390,634	39,777,927,494	206,368,007	2,180,095,133	98.8	94.3
介 護 保 険 特 別 会 計	34,536,679,000	34,263,559,787	34,136,258,027	33,806,410	93,495,350	98.8	99.6
後期高齢者医療 特 別 会 計	7,019,672,000	7,069,454,225	6,995,933,454	12,684,000	60,836,771	99.7	99.0
合 計	81,820,921,000	83,497,404,646	80,910,118,975	252,858,417	2,334,427,254	98.9	96.9

歳出

(単位：円、%)

会 計 名	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度繰越額	不用額	執行率 (B/A)
国民健康保険 特 別 会 計	40,264,570,000	39,708,538,789	—	556,031,211	98.6
介 護 保 険 特 別 会 計	34,536,679,000	33,957,192,317	—	579,486,683	98.3
後期高齢者医療 特 別 会 計	7,019,672,000	6,971,139,258	—	48,532,742	99.3
合 計	81,820,921,000	80,636,870,364	—	1,184,050,636	98.6

4. 公営企業会計／財政課

(1) 令和8年度公営企業会計当初予算

下水道事業会計

(収益の収入及び支出)

収入

(単位：千円、%)

款	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1. 下水道事業収益	9,768,395	100.0	9,582,529	100.0	185,866	1.9
合 計	9,768,395	100.0	9,582,529	100.0	185,866	1.9

支出

(単位：千円、%)

款	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1. 下水道事業費用	9,990,688	100.0	9,424,379	100.0	566,309	6.0
合 計	9,990,688	100.0	9,424,379	100.0	566,309	6.0

(資本の収入及び支出)

収入

(単位：千円、%)

款	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1. 資 本 的 収 入	13,782,212	100.0	10,806,478	100.0	2,975,734	27.5
合 計	13,782,212	100.0	10,806,478	100.0	2,975,734	27.5

支出

(単位：千円、%)

款	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1. 資 本 的 支 出	15,782,312	100.0	13,429,621	100.0	2,352,691	17.5
合 計	15,782,312	100.0	13,429,621	100.0	2,352,691	17.5

(2) 令和6年度公営企業会計決算

下水道事業会計

(収益の収入及び支出)

収入

(単位：円)

款	予 算 現 額	決 算 額
1. 下水道事業収益	9,389,874,000	9,497,268,879
合 計	9,389,874,000	9,497,268,879

支出

(単位：円)

款	予 算 現 額	決 算 額	不 用 額
1. 下水道事業費用	9,040,094,000	8,804,538,225	235,555,775
合 計	9,040,094,000	8,804,538,225	235,555,775

(資本の収入及び支出)

収入

(単位：円)

款	予 算 現 額	決 算 額
1. 資 本 の 収 入	18,190,497,867	10,902,770,625
合 計	18,190,497,867	10,902,770,625

支出

(単位：円)

款	予 算 現 額	決 算 額	翌年度繰越額	不 用 額
1. 資 本 の 支 出	20,789,912,631	13,418,875,635	5,972,118,865	1,398,918,131
合 計	20,789,912,631	13,418,875,635	5,972,118,865	1,398,918,131

5. 決算状況・指数等（普通会計）／財政課

（単位：千円）

区 分		令和6年度	令和5年度	令和4年度
1. 歳入総額	A	190,306,093	177,336,668	180,022,385
2. 歳出総額	B	184,985,181	172,384,526	174,968,715
3. 形式収支 A－B	C	5,320,912	4,952,142	5,053,670
4. 翌年度に繰り越すべき財源	D	1,295,444	833,594	817,692
5. 実質収支 C－D	E	4,025,468	4,118,548	4,235,978
6. 単年度収支	F	△93,080	△117,430	△657,742
7. 積立金	G	58,337	21,749	15,548
8. 繰上償還金	H	0	0	0
9. 積立金取崩し額	I	0	0	0
10. 実質単年度収支 F+G+H－I	J	△34,743	△95,681	△642,194
基準財政需要額		69,536,919	68,716,587	67,902,119
基準財政収入額		77,709,268	75,450,859	73,473,326
標準財政規模		100,062,310	96,941,066	94,453,318
財政力指数		1.10	1.07	1.07
実質収支比率		4.0%	4.2%	4.5%
経常収支比率		92.7%	92.5%	91.2%
公債費負担比率		6.2%	6.7%	6.5%
将来負担比率		—	—	—
実質公債費比率		2.6%	2.1%	1.7%
積立金現在高		53,723,110	50,363,100	45,519,981
地方債現在高		52,714,556	52,500,026	56,197,827
債務負担行為支出予定額		26,509,707	14,782,473	14,907,741

第5編 総務委員会

◎市長公室	69
◎危機管理室	73
◎総務部	77
◎企画部	89
◎財政部	93
◎管財部	99
◎情報管理部	107
◎市民部	111
◎行徳支所	125
◎消防局	129
◎選挙管理委員会	141
◎監査委員	142
◎公平委員会	144
◎固定資産評価審査委員会	144
◎議会事務局（第2編）	24

◎市長公室

1. 広報・広聴	70
----------------	----

1. 広報・広聴／広報広聴課

(1) 広報活動

本市では、昭和26年から発行している広報いちかわをはじめ、SNSなど多様な情報媒体を活用して市政や地域の取り組みに関する様々な情報を提供することで、市政への関心や地域への愛着を高めている。

①刊行物の発行

ア. 広報いちかわ

内 容 市からのお知らせにとどまらず、市政を市民と共に考える紙面づくりに努め、市民参加の意識を高揚する。

発 行 毎月2回（第1・3週の土曜日）、各7万9,450部（令和8年7月現在）

規 格 タブロイド判：第1週12ページ（4色）、第3週8ページ（2色）

配 布 日刊7紙新聞折り込み、市内及び近郊各駅広報スタンド、公共施設、コンビニエンスストア、スーパー、郵便局等で配布。希望者への郵送も行っている。視覚障がいがあり障害者手帳1、2級を持つ希望者を対象に、「点字広報」、CDによる「声の広報」を発行。

イ. いちかわ便利帳

内 容 本市の施設・事業や手続きなどの行政情報を掲載するもの。（株）サイネックスと共同発行。

規 格 A4判 本文160ページ（うち行政情報が145ページ）

発 行 令和8年5月 26万6,500部

配 布 発行の際、市内全世帯へ配布。転入者には手続き時に窓口でWeb版を案内（希望者には配布）。

ウ. いちかわガイド（市川市案内図）

内 容 公共施設を中心に紹介する市内地図。裏面に観光マップや写真、バス路線を掲載。（株）ゼンリンと共同発行。

規 格 A1判

発 行 令和7年2月 2万8,000部

配 布 転入者へ配布する他、広報広聴課、市民課、行徳支所市民課、大柏出張所、南行徳市民センター、市川駅行政サービスセンター、中央図書館、いちかわ観光物産インフォメーション、アイリンクタウン展望施設などで希望者へ配布。

②メールマガジン「いちかわ夢マガジン」

市政をより身近に感じていただけるよう、「広報いちかわ」の情報を中心に、平成13年7月から電子メールで配信している。

内 容 市政の動き

配信日 毎月第1・3土曜日

③マチイロ

市政情報の入手機会を拡大するため、スマートフォン・タブレット端末用アプリ「マチイロ」で、「広報いちかわ」の情報を配信している。

配信開始日 平成28年1月16日

④市公式W e b サイト

市政情報発信の場として、平成9年9月15日に開設。市の施策やイベント等に関する様々な情報を掲載している。

令和7年度に全面リニューアルを行い、A I 検索やページ I D 検索等の新機能を追加した。

URL : <https://www.city.ichikawa.lg.jp/>

⑤市公式X

スマートフォンからも容易に閲覧できるXを、行政・地域に密着した情報発信のツールとして活用している。1回の配信につき写真の添付枚数や文字数の制約(140字)があるため、提供できる内容には限りがあるが、特に緊急時には大きな活用効果が期待される。

運用開始日：平成23年6月30日

アカウント名：市川市

ユーザー名：ichikawa_shi

⑥市公式F a c e b o o k

スマートフォンからも容易に閲覧できるF a c e b o o kを、行政・地域に密着した情報の他、災害情報発信のツールとして活用している。

運用開始日：平成24年6月30日(試験運用)、平成25年2月12日(本運用)

アカウント名：市川市役所

ユーザー名：@city.ichikawa

⑦市公式I n s t a g r a m

スマートフォンからも容易に閲覧できるI n s t a g r a mを、美しい景観やイベントなど市川市の魅力発信のツールとして活用している。

運用開始日：平成28年6月1日

アカウント名：市川市役所

ユーザー名：ichikawa_city

⑧市公式Y o u T u b e チャンネル

パソコンやスマートフォンから容易に閲覧できるY o u T u b e チャンネルで、市政情報などの動画を配信している。映像ならではの美しさやわかりやすさで、これまで以上により伝わりやすい市政情報を提供している。

運用開始日：平成29年11月1日

チャンネル名：市川市公式チャンネル

⑨メール情報配信サービス

市から伝えたい情報を、電子メールを利用して、携帯電話やパソコンに配信している。

内容は、緊急情報、地震情報、津波情報、気象情報等、大気環境情報(光化学スモッグ等)、火災情報、消防局からのお知らせ、防犯情報、いちモニ、メールマガジン、消費生活情報、商工業の情報が、受け取る情報を自分で選択できる。

⑩市公式LINE

市政情報、イベント情報、アンケート等さまざまな市の情報を配信しており、利用者は個々の状況に合わせ、受け取る情報を自分で選択できる。また、情報配信以外にAIチャットボットを使って子育て等の問い合わせ自動応答サービスを行っている。

令和6年7月からは旬の情報に簡単にアクセスできる「いちトピ」の提供を開始したほか、令和7年7月からはメール情報配信サービスからの連携配信を行っている。

運用開始日：平成31年3月6日

⑪デジタルサイネージ

駅周辺に設置され公共施設等の地図を表示する公共サインにデジタルサイネージ（電子看板）機能を持たせたもので、通行者に向けて市政情報を発信している。

設置場所：市川駅北口、本八幡駅北口、本八幡駅南口、行徳駅北口、南行徳駅

⑫大型モニター

第1庁舎1階に設置された大型モニターにて、来庁者に向けて市政情報などの動画を放映している。

⑬市政情報モニター

市民が集まる場所に大型モニターを設置し、設置事業者が募集した広告と行政情報を交互に放映している。

設置場所：行徳支所、南行徳市民センター、市川駅行政サービスセンター

(2) 広聴活動

① Web アンケート制度（いちモニ）

インターネットを活用した匿名制の住民意向調査。アンケート等の情報を配信し、市民の行政ニーズを的確に把握することで、効果的に市政へ反映させている。

また、アンケートに回答いただいた謝礼として、市内の加盟店での買い物や飲食に利用できる「ICHICOポイント」を付与することで、行政ポイントとの連携を図っている。

②市民の意見箱・各課問い合わせフォーム

本庁・支所・出張所等の窓口を設置した投稿箱や市公式Webサイト内の投稿フォームから、市政に関する意見、提案等を広く受け付けている。また、所管課へダイレクトに問い合わせができる各課問い合わせフォーム機能により、投稿者に回答するまでの時間短縮を図っている。寄せられた意見提案等は各所管が連携して対応し、効果的に施策へ反映している。市政に関する建設的な意見・提案等の一部を市公式Webサイトに掲載している。

③タウンミーティング

市長と市民が直接対話する場を設け、市民と意見交換を行うことで、市民の市政に対する関心を高め、市政参加につなげることを目的とする。

◎危機管理室

1. 防災対策	74
---------------	----

1. 防災対策／危機管理課、地域防災課

本市では、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」の定めるところにより、市の地域並びに市民の生命・身体・財産を災害から保護するために総合的かつ計画的に防災体制の整備を推進している。

特に地震防災対策では、震災による被害を最小限にするために必要な事項を「市川市震災予防条例」（昭和55年10月9日施行）に定めているほか、地域防災計画において「災害に強い協力体制の確立」を基本目標の一つとし、市・防災関係機関等と市民が一体となって震災の予防対策・応急対策等行うことを定めており、より一層の防災対策を推進している。

また、防災用資器材や非常用食糧の備蓄、防災対策機器の整備、防災倉庫その他の防災用施設の整備拡充を図るなど、充実強化に努めている。

(1) 防災知識の普及

①市民自らが実施する防災意識の高揚と防災知識の普及等を図るための自主防災訓練に対し、補助並びに支援を行っている。

②自主防災組織資器材購入費等補助金の交付

市川市震災予防条例に基づき結成した自主防災組織の活動を支援するため、平成26年度より、防災資器材（51品目）の購入及び修繕に要する費用の一部に対し補助金を交付している。

（令和7年度実績）

申請数	補助金額計
35件	3,581,800円

(2) 食糧供給対策

災害時における応急用食糧確保のため、非常用食糧としてビスケット等を備蓄。

ビスケット・クラッカー類 116,354食（令和8年6月30日現在）

アルファ化米 69,470食（令和8年6月30日現在）

(3) 災害通信整備

災害時の情報連絡及び広報用として市川市防災行政無線装置を昭和55年度から整備し、また、以前より運用していたアナログ式地域防災無線が電波法の改正により平成23年6月以降使用することができなくなったため、20年度よりMCA無線を災害対策本部や、災害発生時避難所となる小中学校や公民館、医療機関、関係機関などへ災害情報伝達手段として配備している。

○防災行政無線 同報系無線 基地局一式・子局207局・電話自動応答装置

○地域防災無線 MCA無線 平成20年度 60台、21年度 60台、22年度 46台、
23年度 20台、27年度 7台、28年度 3台、
令和元年度 10台 計206台

(4) 防災倉庫

災害応急物資器材を備蓄するため防災倉庫を設置している。

年 度	設 置 名	設 置 場 所	構 造	面 積
昭和54年度	柏井防災倉庫	柏井町2丁目844番	鉄筋コンクリート造1階	90.00㎡
56年度	須和田防災倉庫	真間5丁目1番13号	同 上	45.00㎡
57年度	相之川防災倉庫	相之川1丁目6番	同 上	87.77㎡
59年度	北方防災倉庫	本北方3丁目19番16号	同 上	41.50㎡
60年度	塩浜防災倉庫	塩浜4丁目3番1号棟	鉄筋コンクリート造 1階部分	66.15㎡
61年度	大洲防災倉庫	大洲4丁目18番1号	鉄筋コンクリート造1階	41.50㎡
63年度	曾谷防災倉庫	曾谷6丁目10番1号	同 上	40.80㎡
平成2年度	国分防災倉庫	中国分1丁目22番1号	鉄筋コンクリート造 2階部分	50.00㎡
8年度	塩浜第二防災倉庫5号棟	塩浜4丁目2番5号棟	鉄筋コンクリート造 1階部分	334.10㎡
	塩浜第二防災倉庫9号棟	塩浜4丁目2番9号棟		281.46㎡
10年度	妙典防災倉庫	妙典2丁目14番2号	同 上	75.46㎡
16年度	大洲防災公園備蓄倉庫	大洲1丁目18番	鉄骨造1階部分	334.00㎡
17年度	信篤防災倉庫	高谷1丁目8番3号	軽量鉄骨造1階	52.99㎡
22年度	広尾防災公園備蓄倉庫	広尾2丁目3番2号	鉄骨2階建	320.00㎡

(5) 給水対策

災害時に必要な生活用水を迅速に確保するため、耐震性貯水槽の設置及び浄水機を備えている。

種 類	設 置 場 所	処 理 能 力	数 量 (貯水量)	備 考
耐 震 性 貯水槽付 井 戸	行 徳 支 所 (末広1丁目1番31号)	5 m ³ /時	1 基 (40m ³)	浄水装置、非常電源装置付
	須 和 田 公 園 (真間5丁目1番13号)	9 m ³ /時	1 基 (40m ³)	同 上
耐 震 性 貯 水 槽	大 洲 防 災 公 園 (大洲1丁目18番)	—	1 基 (100m ³)	水道管直結方式
	広 尾 防 災 公 園 (広尾2丁目3番2号)	—	1 基 (120m ³)	同 上
非常電源 付井戸	じゅん菜池緑地 (中国分4丁目27番)	33m ³ /時	1 基	
	姥山貝塚公園 (柏井町1丁目1235番)	3 m ³ /時	1 基	

種 類	設 置 場 所	処 理 能 力	数 量 (貯水量)	備 考
井 戸	柏 井 市 営 住 宅 (柏井町2丁目1358番地)	16.5m ³ /時	1 基	
	国際医療福祉大学市川総合病院 (菅野5丁目11番13号)	4.2m ³ /時	1 基	
	市 川 ク リ ニ ッ ク (平田1丁目17番19号)	4.2m ³ /時	1 基	
	福 栄 中 学 校 (福栄3丁目4番1号)	1 m ³ /時	1 基	
	第 四 中 学 校 (中山1丁目11番1号)	1 m ³ /時	1 基	
	第 三 中 学 校 (曾谷3丁目2番1号)	1 m ³ /時	1 基	
	曾 谷 小 学 校 (曾谷7丁目18番1号)	1 m ³ /時	1 基	
	北 方 小 学 校 (北方町4丁目1356番地1)	18m ³ /時	1 基	
浄 水 機	防 災 倉 庫 等	10m ³ /時	5 台	2 m ³ /時×5 台

(6) 防災コミュニティセンター

地域自主防災組織の活動拠点として活用するため防災コミュニティセンターを設置。

年 度	施 設 名	設 置 場 所	構 造	面 積
平成3年度	国 分 地 域 防 災 コミュニティセンター	国 分 2 丁 目 9 番	軽 量 鉄 骨 2 階	66.24m ²
4年度	南 行 徳 地 域 防 災 コミュニティセンター	南行徳4丁目7番	鉄 骨 2 階	82.81m ²
	曾 谷 地 域 防 災 コミュニティセンター	曾 谷 5 丁 目 16 番	鉄 骨 2 階	74.52m ²

◎総 務 部

1. 核兵器廃絶平和都市宣言	78
2. 公文書公開等	78
3. 職員の配置状況	79
4. 職員の研修	83
5. 給料・報酬等	84
6. 男女共同参画	86
7. 男女共同参画センター	86
8. 条例・規則等	88

1. 核兵器廃絶平和都市宣言（第3編に掲載）／総務課

2. 公文書公開等／総務課

(1) 公文書公開（令和7年度）

公文書公開請求件数	316
公開等決定の内訳	358
公 開（全部）	129
公 開（一部請求拒否）	181
請求拒否（非公開）	3
請求拒否（存否不回答）	5
請求拒否（文書不存在）	36
請求拒否（その他）	4
請求の取下げ件数	7

※ 1件の請求に対して、複数の決定をすることがあるため、請求件数と決定件数は一致しない。

(2) 個人情報保護（令和7年度）

保有個人情報の開示請求件数	105
開示等決定の内訳	111
全部開示	12
部分開示	76
不 開 示	23
そ の 他	3
請求の取下げ件数	3

※ 1件の請求に対して、複数の決定をすることがあるため、請求件数と決定件数は一致しない。

(3) 市政情報資料交付状況（令和7年度）

規 格	交付枚数（枚）／実費（円）
白黒で複写又は出力（A3判まで一面10円）	2,545／25,450
カラーで複写又は出力（A3判まで一面20円）	0／0

※ A3判を超える規格の用紙を用いたときは、A3判を用いた場合の枚数に換算して算定する。

3. 職員の配置状況／人事課

(1) 市長部局

(次ページ)

(2) 教育委員会

(次ページ)

(3) 議会事務局

(令和8年4月1日)

別 表 第 1									別 表 第 2									合計 人員
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級					
書 記	主任 書記	主 任	主 査	副 主幹	主 幹	課 長	参 事 事務局次長	事務 局長	技 師 補	業 務 補	技 師	業 務 員	主 任 業務主任	主 査 業務主査	主 査 業務主査	主 査 業務主査		
2	1	7	3	2	3	2	1	1			1						23	

(4) 選挙管理委員会事務局

(令和8年4月1日)

別 表 第 1								合計 人員
1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
書記	主任書記	主任	主査	副主幹	主幹	事務局次長	参事 事務局長	
2			4		1	1	1	9

(5) 監査委員事務局

(令和8年4月1日)

別 表 第 1								合計 人員
1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
書記	主任書記	主任	主査	副主幹	主幹	副参事 事務局次長	参事 事務局長	
		3	1	4	1	1	1	11

(1) 市長部局

所 属	別 表 第 1										
	1級		2級		3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	主 事	技 師	主任主事	主任技師	主 任	主 査	副 主 幹	主 幹	副 担 課 参 当 室 長	参 次 等 事 長	部 長 等
市 長 公 室	2		9		9	3	3	6	3	2	1
危 機 管 理 室	3		3		2	5	3	2	3	1	2
総 務 部	7		14		16	16	6	10	6	1	1
企 画 部	1		4		4	6	2	3	4	1	1
財 政 部	31		26		23	24	23	11	6	1	1
管 財 部	6		12		16	11	20	10	5	1	1
情 報 管 理 部	5				7	8	5	3	3	1	1
文化国際部	3		4		4	4	5	4	6	1	1
ス ポ ー ツ 部	4		3		3	2	7	4	4	1	1
市 民 部	30		18		17	21	42	12	10	2	1
経 済 観 光 部	5	3	7	2	12	10	12	10	7	1	1
こ ど も 部	89	6	22	8	85	75	166	36	9	1	1
福 祉 部	41	1	44	2	51	52	68	29	10	1	1
保 健 部	14	1	15	6	17	17	32	11	7	1	1
環 境 部	14		14		14	23	22	14	8	1	1
街 づ くり 部	12		11		19	18	23	13	6	2	1
道 路 交 通 部	6		11		13	23	24	11	6	1	1
下 水 道 部	5		6		13	19	23	10	4	1	1
行 徳 支 所	7		8		9	8	38	8	6	1	1
会 計 管 理 者	1				2	2	6	2		1	
総 計	286	11	231	18	336	347	530	209	113	23	20

(2) 教育委員会

所 属	別 表 第 1										
	1級		2級		3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	主 事	技 師	主任主事	主任技師	主 任	主 査	副 主 幹	主 幹	副 担 課 参 当 室 長	参 次 等 事 長	部 長 等
教 育 振 興 部	12		6		22	11	46	17	25	2	1
学 校 教 育 部	4		2	1	7	20	44	18	6	2	1
小 学 校				5	3	1	1				
中 学 校		1					1				
義務教育学校							1				
特別支援学校											
幼 稚 園	6		5		5	5	6	4			
総 計	22	1	13	6	37	37	99	39	31	4	2

(令和8年4月1日)

別 表 第 2										部 課 別 合 計 人 数
1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		
技 師 補	業 務 補	技 師	業 務 員	主 任	業 務 主 任	主 查	業 務 主 查	主 查	業 務 主 查	
				1				1		40
										24
										77
										26
										146
					4			2		88
										33
										32
										29
										153
					3					73
			1		4				8	511
									1	301
									3	125
				8	3			22	1	145
					2			1	4	112
					1			9	5	111
					1			7		90
										86
										14
			1	9	18			42	22	2, 216

(令和8年4月1日)

別 表 第 2										合 計 人 数
1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		
技 師 補	業 務 補	技 師	業 務 員	主 任	業 務 主 任	主 査	業 務 主 査	主 査	業 務 主 査	
				1						143
										105
	4				4				16	34
	2								1	5
										1
					1				2	3
										31
	6			1	5				19	322

(6) 農業委員会事務局

(令和8年4月1日)

別 表 第 1								合計 人員
1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
書記	主任書記	主任	主査	副主任	主幹	事務局次長	参事 事務局長	
		1	1	2		1	1	6

(7) 消防局

(令和8年4月1日)

所 属	別 表 第 1									合計 人員
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
	主 事	主任 主事	主 任	主 査	副 主 幹	主 幹	副 課 参 事	参 次 事 長	局 長	
消 防 局	1	2	8	22	24	22	12	2	1	94
東 消 防 署	14	7	12	43	31	8	3	1		119
西 消 防 署	11	14	18	28	22	8	3	1		105
南 消 防 署	15	18	14	35	29	8	3	1		123
北 消 防 署	11	14	9	19	15	6	3	1		78
合 計	52	55	61	147	121	52	24	6	1	519

(8) 派遣職員（相当職）

(令和8年4月1日)

所 属	別 表 第 1											合計 人員
	1級		2級		3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
	主事	技師	主任主事	主任技師	主任	主査	副主任	主幹	副課 参事長	参次 事長	理事	
千葉県後期高齢者医療広域連合					1			1				2
千葉県健康福祉部					1							1
ス ポ ー ツ 庁			1									1
自治体国際化協会			1									1
合 計			2		2			1				5

(9) 職員定数・実数

(令和8年4月1日)

区分	市長 部 局	議会 事務局	選挙管理 委員会 事務局	監査委員 事務局	農業 委員会 事務局	教育 委員会	消防局	派遣	合計
定数	2,300	22	10	12	11	390	520	－	3,265
実数(※)	2,216	23	9	11	6	322	519	5	3,111

※育児休業中の職員を含む実数

4. 職員の研修／人事課

時代の変化や市政の課題に的確に対応できる知識・能力を持った職員を育成するため、「人材育成基本方針」に基づき、指定研修、法令研修、派遣研修などを実施する。

(1) 指定研修

(2) 法令研修

(3) 派遣研修

①総務省自治大学校

②市町村職員中央研修所

③千葉県自治研修センター

④自治体国際化協会

⑤全国地域リーダー養成塾

⑥スポーツ庁

5. 給料・報酬等／職員課

(1) 市長等及び委員会等の委員について

(令和8年4月1日)

職 名			給料又は報酬
市	長		月額 1,016,000円
副 市	長		月額 837,000
議 会	議 長		月額 724,000
	副 議 長		月額 652,000
	議 員		月額 604,000
教 育 委 員 会	教 育 長		月額 744,000
	委 員		月額 106,600
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長		月額 63,800
	委 員		月額 38,300
公 平 委 員 会	委 員 長		月額 23,700
	委 員		月額 22,100
監 査 委 員	常 勤 委 員		月額 621,000
	識見を有する者のうちから 選任された非常勤委員		月額 113,100
	議会の議員のうちから 選任された委員		月額 61,500
農 業 委 員 会	会 長		月額 74,000
	委 員		月額 52,400
	農地利用最適化推進委員		月額 44,500
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	委 員 長		日額 10,200
	委 員		日額 9,100

※市長の給料は、令和8年4月21日までに限り、月額711,200円。

(2) 附属機関の委員等について

原則 報酬日額 9,100円

(3) 投票管理者等について

(令和8年4月1日)

職 名	報 酬
投 票 所 の 投 票 管 理 者	1回につき 14,500円
	従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合 7,250
期日前投票所の投票管理者	1回につき 12,800
	従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合 6,400
開 票 管 理 者	1回につき 12,200
選 挙 長	1回につき 12,200
投 票 所 の 投 票 立 会 人	1回につき 12,400
	従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合 6,200
期日前投票所の投票立会人	1回につき 10,900
	従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合 5,450
開 票 立 会 人	1回につき 10,100
選 挙 立 会 人	1回につき 10,100

(4) 市長等の給料の改定状況

(月額)

適用年月日	平成15年7月1日	平成19年4月1日	平成27年4月1日
市長	1,067,000円	1,016,000円	(改定なし)
副市長	879,000	837,000	(改定なし)
教育長	765,000	728,000	744,000円
常勤監査委員	652,000	621,000	(改定なし)

(5) 特別職報酬等審議会の設置

区分	事項
条例の名称	市川市特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月13日制定）
任 務	市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料並びに市長等の退職手当について調査審議し、市長に対し建議するとともに、特別職報酬等について市長から諮問があったときは、答申する（本審議会は昭和53年10月19日から常設となった）。
組 織	非常勤の委員15名をもって組織し、その委員は、市の区域内の公共的団体等を代表する者その他住民の中から市長が委嘱する。

(6) 一般職員について

(令和8年4月1日)

区分	級	職 務	人数	平均給料月額
一 般	9	部 長	24人	538,708円
	8	次 参 事	37	488,992
	7	課 担 当 室 長 副 参 事	162	446,805
	6	主 幹	294	418,298
	5	副 主 幹	735	383,910
	4	主 査	521	347,205
	3	主 任	409	296,402
	2	主 任 主 事	326	265,107
	1	主 事	217	241,910
計			2,725	348,477
技 能 労 務 職	5	主 業 務 主 査	83	340,576
	4	主 業 務 主 査	0	0
	3	主 業 務 主 任	4	291,325
	2	技 業 務 師 員	2	274,500
	1	技 業 師 務 補 補	6	253,967
計			95	331,641
合 計			2,820	347,910

※職員の人数には、任期付職員、再任用職員は含まない。

(7) ラスパイレス指数

(各年4月1日)

年	令和5年	令和6年	令和7年
指 数	101.0	101.1	100.8

6. 男女共同参画／ダイバーシティ推進課

国連では、昭和50年を「国際婦人年」とし「平等・開発・平和」をスローガンに女性の地位向上のための「世界行動計画」を定め、51年から10年間を「国連婦人の10年」として、男女平等の推進、経済・社会・文化の発展への女性の参加、国際友好と協力への女性の貢献のための世界的な運動を進めた。

我が国は、60年に「女子差別撤廃条約」を批准し、62年には「新国内行動計画」を定めた。その後平成11年6月には、男女共同参画社会についての基本理念と方向性を示した「男女共同参画社会基本法」を制定した。

本市では、昭和63年1月に「男女平等社会への市川市行動計画」を策定し、その後平成7年に改定した。14年には「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画である「市川市男女共同参画基本計画」を策定し、計画に基づき施策を推進してきたが、令和8年3月で満了を迎えたため、8年度施行の新計画「ウィズプラン（市川市男女共同参画基本計画）」（第3編に掲載）を策定した。また、平成15年度に施行した「市川市男女平等基本条例」を18年度で廃止し、19年度より男女が対等の立場で協力し補完し合って、個性と能力を発揮していくことをうたった「市川市男女共同参画社会基本条例」を施行している。

7. 男女共同参画センター／ダイバーシティ推進課

男女共同参画センターは、男女共同参画社会の形成の促進に関する学習・活動・交流の場として、男女を問わず利用できる施設。

(1) 利用者数

(令和7年度)

利用 状況等	開館日数	女	男	合計	利用率	利用団体	使用料
	330日	22,311人 (70.9%)	9,172人 (29.1%)	31,483人 (100.0%)	36.5%	4,627件	3,746,630円

(2) 相談事業

(令和7年度)

一般 相談	日数	件数（DV相談含む）			相 談 内 容 （ 延 べ 件 数 ）					
		電話	面談	合計	家族関係	対人関係	生活関係	医療関係	法律関係	その他
	282日	1,912件	620件	2,532件	1,369件	136件	264件	151件	179件	951件

法律 相談	日数	件数	相 談 内 容 （ 延 べ 件 数 ）					
			家族関係	不動産関係	相隣関係	取引関係	事故賠償	その他
	50日	81件	119件	0件	2件	0件	2件	5件

(3) 情報資料室

(令和7年度)

蔵書数	9,911冊	(1カ月平均)
貸出冊数	3,722冊	338.4冊
利用者数	946人	86.0人
内 訳	図書貸出	932人
	資料閲覧	14人

(4) 男女共同参画センター講座・講演会

(令和7年度)

講 座 名	開催回数	参加人数	託児人数
ウィズカレッジ' 25「楽しく学び、賢く備え、自分で考え行動できる防災を！」	1	37	1
名もなき家事発見ラボ～親子で見つける我が家の家事～	1	13	0
就労支援セミナー（ステップアップセミナー）	6	133	0
ワーク・ライフ・バランスセミナー ～家族もキャリアも大切にしたいあなたへ～	1	12	6
アンガーマネジメント講座～怒りやイライラ、ためこんでいませんか？～	1	29	0
デジタル人材育成講座 ～基礎から学ぶ、仕事に役立つChatGPT～	1	14	0
DV防止講座 不機嫌という名の暴力～モラルハラスメントを理解する～	1	25	2
男女共同参画推進講座 親子 DE クッキング	1	29	0
アンコンシャスバイアスセミナー あなたの“当たり前”、見つめ直してみませんか？	1	18	0
ハピキャリセミナー ～育休復帰に向けて両立体制をつくろう！～	1	22	0
政治参画推進講座 私たちの声を届ける社会のつくり方	1	14	0
いち☆カフェ@ウィズ	8	67	10
LGBTQ+講座 LGBTQ+の中の多様性 - アセクシャルやノンバイナリーの視点から -	1	16	0
LGBTQ+講座 無自覚の一言を考える - 映画「片袖の魚」から -	1	23	0
LGBTQ+講座 多様な性と「こころの健康」を考える	1	11	0
-戦後80年-「平和について考える」（市川女性の集い連絡会主催）	1	60	0
女性のための情報&アートスペース ベルヴィ（ウィル市川主催）	4	20	2
合 計	32	543	21

(人数は延べ)

(5) 人権啓発事業

①人権啓発事業

地域住民に人権問題に対する正しい認識を広め、人権尊重意識の普及、高揚を図るため事業を実施し、人権擁護に資した。

ア. 「人権の花」運動

市内公立小学校、義務教育学校全39校と特別支援学校2校舎へ人権の花の苗等を配付

イ. 人権週間（12月4日～10日）記念事業

人権週間懸垂幕の掲示

千葉県子どもの人権ポスター原画コンテスト作品展の開催

ヒューマンフェスタいちかわ2025の開催

②千葉縣市町村人権施策連絡会

県内市町村における人権問題及び人権施策に関わる情報を交換することで、効果的な人権施策の推進に資するとともに、住民サービスの向上に寄与する。

ア. 開催日等

令和7年度 幹事市：佐倉市 書面開催

イ. 内容

○情報交換会

- ・人権啓発活動関係
- ・パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度関係
- ・人権施策に関する指針や計画関係

8. 条例・規則等／法務課

例規件数

(1) 条 例

(令和8年4月1日)

分 類	件 数	分 類	件 数
総 規	3	市 民 生 活	23
議 会	10	社 会 福 祉	34
行政委員会及び委員	10	保 健 ス ポ ー ツ	14
行 政 通 則	21	環 境 衛 生	12
人 事	20	産 業	9
給 与	14	建 設	37
財 務	32	教 育	25
危 機 管 理	11	消 防	8
合 計			283

(2) 規則、訓令等

(令和8年4月1日)

区 分	規 則	訓 令 等	合 計
市 長	301	33	334
議 会	2	6	8
教 育 委 員 会	33	8	41
選 挙 管 理 委 員 会	0	5	5
公 平 委 員 会	9	0	9
監 査 委 員	0	4	4
農 業 委 員 会	0	2	2
固定資産評価審査委員会	0	1	1
消 防 局	0	15	15
合 計	345	74	419

◎企 画 部

1. 市川市総合計画2050	90
2. 行政評価の取り組み	90
3. デジタルトランスフォーメーションの推進	90
4. 行財政改革	90
5. 広域行政	91
6. WHO憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言	91
7. 市川市健康増進計画 健康いちかわ21（第3次）	91
8. 健康都市推進事業	91
9. 健康寿命延伸事業	91

1. 市川市総合計画2050（第3編に掲載）／企画課

2. 行政評価の取り組み／企画課

「行政評価」とは、行政運営を、政策形成（PLAN）→実施（DO）→評価（CHECK）→改善（ACTION）というマネジメントサイクルで捉え、行政が実施する施策や事業の現状、成果を評価することで、継続的に改善を加えていくための手法である。

本市では、実施計画において進捗を管理する事業を定め、年度ごとの事業の評価に加え、施策評価を行い、予算編成などにその結果を反映していく仕組みを確立させるとともに、市民に分かりやすい、透明度の高い行政運営を目指す。

3. デジタルトランスフォーメーションの推進／行政経営・DX課

本市を取り巻く様々な社会課題を解決するため、情報通信技術（以下、「ICT」）を積極的に活用することで業務を効率化し、新たな価値を創造するデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」）を推進することで、社会課題の解決に取り組むプロジェクトを実行してきた。

市民サービスの向上として、24時間どこでも手続きが可能な環境を整えるため、マイナンバーカードを活用したびったりサービスや、キャッシュレス決済をはじめとするオンラインサービスを拡充し、市民の利便性向上を図っている。

また、内部事務の改善として、デジタル技術の拡大や、ペーパーレス化を推進するとともに、各部署の業務改善を担うDX推進員を設置するなど、職員の業務効率を図っている。

4. 行財政改革／行政経営・DX課

本市ではこれまで、地方自治法第2条第14項にある「最少の経費で最大の効果を挙げる」ため、効率かつ効果的な行政運営の確立に向けて、積極的に行財政改革に取り組んできた。

例えば、職員定数の削減や委託化の推進などによる「減量的な改革」、人事給与制度改革やICTの活用などによる「構造的な改革」、市税収納環境の整備に伴う収納率の向上などによる「歳入の確保」など、強固な行財政基盤の構築に向けた内容を中心に推進した。

今後は、社会情勢の変化や将来的な市の人口動態や財政状況を見据えながら、中長期的な視点を持ち庁内全体で不断の改革を実行できるよう、DXの推進、外部の経営資源の活用、柔軟な組織編成を図るなど、適時適切な対応に努めていく。

5. 広域行政／都市制度推進課

(1) 京葉広域行政連絡協議会

市川市、船橋市及び浦安市の3市は、広域的な行政課題の解決に向けた調査・研究及び取組を推進するため、相互に連絡調整を図ることを目的に「京葉広域行政連絡協議会」を設置している。

主な事業内容

- ①広域行政事業の調査・研究
- ②県に対する要望活動
- ③広域行政課題への対応

(2) 市川市・松戸市 行政パートナー協定

市川市及び松戸市が有する教育、医療及び公共施設等、それぞれの地域資源や特色を生かし、住民サービスの向上、地域交流の活性化、街づくりの推進等を図るために相互に連携協力することを目的として、行政パートナー協定を締結している。

6. WHO憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言（第3編に掲載）

／健康都市推進課

7. 市川市健康増進計画 健康いちかわ21（第3次）（第3編に掲載）／健康都市推進課

8. 健康都市推進事業／健康都市推進課

市川市は平成16年11月にWHO（世界保健機関）憲章の精神を尊重した、誰もが個々の能力を生かしながら健やかに、生き生きと暮らせる「健康都市いちかわ」を目指すことを宣言してから現在まで継続して健康に着目したまちづくりに取り組んでいる。また、地域に根差した健康づくり活動を主体的に展開する健康都市推進員との協働により、市民の理解と参加の促進を図っていく。加えて、健康都市連合及び健康都市連合日本支部への加盟による都市間ネットワークを活用した情報共有、先進事例研究等を通じて、「健康都市いちかわ」のさらなる推進を図る。

9. 健康寿命延伸事業／健康都市推進課

本市では「健康寿命日本一のまち」を目指し、市民の健康意識の更なる向上と、より良い生活習慣の実践、継続に向けた啓発を強く推進するため、令和4年度より健康寿命延伸事業に取り組んでいる。

令和7年度は、健康に関する知識と教養を高め、より良い生活習慣の実践に向けた行動の変容を促すため、健康講演会を3回開催した。

また、市内20箇所に体組成計と血圧計を設置し、自由に自身の健康に関するデータを測定できる環境を整備するとともに、健康ポイント事業「A r u c o（あるこ）」を運用していくことで、市民が自身の健康状態をデータで意識し、健康的な生活習慣を継続することができるよう支援していく。

◎財 政 部

1. 当初予算・決算	94
2. 税率一覧	94
3. 個人・法人市民税決算額の推移	96
4. 固定資産税・都市計画税決算額の推移	97
5. 市税収納率の推移	98

1. 当初予算・決算（第4編に掲載）／財政課

2. 税率一覧／税制課、市民税課、固定資産税課

1	市 民 税 人 個	(1)所 得 割	区分				税率	
			総合課税	—	—	—	6%	
		分離課税	短期譲渡 所得金額	一般の譲渡		—	5.4%	
				軽減の譲渡		—	3%	
			長期譲渡 所得金額	一般の譲渡		—	3%	
				優良住宅地の 造成等による譲渡	2,000万円以下		2.4%	
					2,000万円超		3%	
				10年超の居住 用財産の譲渡	6,000万円以下		2.4%	
					6,000万円超		3%	
			株式等の譲渡所得金額			一般株式等		3%
						上場株式等		3%
			上場株式等の配当等に係る所得金額					3%
			先物取引に係る所得金額					3%
(2)均 等 割	3,000円							
2	市 民 税 人 法	(1)法人税割	資本金の額又は出資金の額5億円以上				8.4%	
			資本金の額又は出資金の額1億円以上5億円未満				7.2%	
			資本金の額又は出資金の額1億円未満				6.0%	
		(2)均 等 割	資本金等の額		市内の従業者数		税 率	
			1,000万円以下		50人以下		50,000円	
			1,000万円以下		50人超		120,000	
			1,000万円超1億円以下		50人以下		130,000	
			1,000万円超1億円以下		50人超		150,000	
			1億円超10億円以下		50人以下		160,000	
			1億円超10億円以下		50人超		400,000	
			10億円超		50人以下		410,000	
			10億円超50億円以下		50人超		1,750,000	
			50億円超		50人超		3,000,000	
3	固定資産税	1.4%						
4	軽自動車税	(1)原動機付 自 転 車	排気量50cc以下又は定格出力0.6kw以下				2,000円	
			排気量50cc超90cc以下					
			又は定格出力0.6kw超0.8kw以下				2,000	
			排気量125cc以下かつ最高出力4.0kw以下				2,000	
			排気量90cc超125cc以下					
			又は定格出力0.8kw超1.0kw以下				2,400	
			ミニカー				3,700	

		(2)軽自動車	二輪（125cc超250cc以下）		3,600円	
			新規登録が平成27年4月1日以降の車両		新規登録が平成27年3月31日以前の車両	
			三輪	3,900円	三輪	3,100円
			四輪乗用 営業用	6,900	四輪乗用 営業用	5,500
			四輪乗用 自家用	10,800	四輪乗用 自家用	7,200
			四輪貨物 営業用	3,800	四輪貨物 営業用	3,000
			四輪貨物 自家用	5,000	四輪貨物 自家用	4,000
		(注) 初度検査年月日や車両の環境性能により、軽課・重課がある				
		(3)小型特殊自動車	農耕作業用2,400円、特殊作業用5,900円			
		(4)二輪の小型自動車	二輪の小型自動車（250cc超）6,000円			
5	環境性能割 (令和7年度まで)	燃費基準達成度に応じて決定し、非課税、0.5%、1%、2%の4段階を基本とする				
6	市たばこ税	従量税	1,000本当たり 6,552円			
7	事業所税	(1)資産割	600円／㎡			
		(2)従業者割	0.25%			
8	都市計画税	0.3%				
9	地方揮発油譲与税	地方揮発油税の収入額の42／100に相当する額を市町村の道路延長、面積により按分し譲与する				
10	自動車重量譲与税	自動車重量税の収入額の407／1000に相当する額を市町村の道路延長、面積により按分し譲与する				
11	森林環境譲与税	森林環境税の収入額の9／10に相当する額の55%を私有林人工林の面積、20%を林業就業者数、25%を人口で按分し譲与する (注) 令和2年度から6年度までの各年度は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用				
12	特別とん譲与税	特別とん税の収入額に相当する額を開港市町村の入港実績等により按分し譲与する				
13	利子割交付金	県民税利子割の収入額に99／100を乗じて得た額の3／5に相当する額を市町村の県民税決算額の割合に応じて交付する				
14	配当割交付金	県民税配当割の収入額に99／100を乗じて得た額の3／5に相当する額を市町村の県民税決算額の割合に応じて交付する				
15	株式等譲渡所得割交付金	県民税株式等譲渡所得割の収入額に99／100を乗じて得た額の3／5に相当する額を市町村の県民税決算額の割合に応じて交付する				
16	法人事業税交付金	法人事業税額の7.7／100に相当する額を市町村の従業者数で按分し交付する				
17	地方消費税交付金	国から県に払込まれた地方消費税の収入額の1／2に相当する額を市町村の人口と従業者数により按分し交付する (注) 平成26年4月1日からの税率引上げ分と、令和元年10月1日からの税率引上げ分に係る交付金については、全額、人口により按分し交付する				
18	環境性能割交付金	自動車税環境性能割額に95／100を乗じて得た額の43／100に相当する額を市町村の道路延長、面積により按分し交付する				

3. 個人・法人市民税決算額の推移／市民税課

(1) 個人市民税

※現年課税分のみ

区分 \ 年度	令和4年度 決 算 額	令和5年度 決 算 額	令和6年度 決 算 額
均 等 割	973,462千円	983,220千円	859,536千円
所 得 割	39,931,600千円	40,978,577千円	40,400,555千円
合 計	40,905,062千円	41,961,797千円	41,260,091千円
1月1日人口	491,001 人	491,668 人	493,047 人
1人当たり	83,310 円	85,346 円	83,684 円
1月1日世帯数	250,541世帯	253,058世帯	256,317世帯
1世帯当たり	163,267 円	165,819 円	160,973 円
納税義務者数	280,380 人	283,500 人	289,044 人
1人当たり	145,892 円	148,013 円	142,747 円

(2) 法人市民税

※現年課税分のみ

区分 \ 年度	令和4年度 決 算 額	令和5年度 決 算 額	令和6年度 決 算 額
均 等 割	1,149,644千円	1,140,721千円	1,134,878千円
法 人 税 割	2,340,314千円	2,046,214千円	2,638,148千円
合 計	3,489,958千円	3,186,935千円	3,773,026千円
納税義務者数	11,147 社	11,375 社	11,511 社
1社当たり	313,085 円	280,170 円	327,776 円
赤字法人	57.3%	62.5%	61.6%

(3) 個人・法人市民税

※現年課税分のみ

区分 \ 年度	令和4年度 決 算 額	令和5年度 決 算 額	令和6年度 決 算 額
合 計	44,395,020千円	45,148,732千円	45,033,117千円

4. 固定資産税・都市計画税決算額の推移／固定資産税課

(1) 固定資産税

※現年課税分のみ。交付金は除く。

区分 \ 年度	令和4年度 決 算 額	令和5年度 決 算 額	令和6年度 決 算 額
土 地	13,822,682千円	14,245,174千円	15,371,247千円
家 屋	13,692,423千円	14,244,240千円	14,227,775千円
償 却	3,849,748千円	4,027,286千円	4,088,990千円
合 計	31,364,853千円	32,516,700千円	33,688,012千円
1月1日人口 1人当たり	491,001 人 63,879 円	491,668 人 66,135 円	493,047 人 68,326 円
1月1日世帯数 1世帯当たり	250,541世帯 125,189 円	253,058世帯 128,495 円	256,317世帯 131,431 円
納税義務者数 1人当たり	150,855 人 207,914 円	151,473 人 214,670 円	151,864 人 221,830 円

(2) 都市計画税

※現年課税分のみ。

区分 \ 年度	令和4年度 決 算 額	令和5年度 決 算 額	令和6年度 決 算 額
土 地	4,075,248千円	4,186,753千円	4,487,920千円
家 屋	2,941,909千円	3,056,611千円	3,054,651千円
合 計	7,017,157千円	7,243,364千円	7,542,571千円
1月1日人口 1人当たり	491,001 人 14,291 円	491,668 人 14,732 円	493,047 人 15,298 円
1月1日世帯数 1世帯当たり	250,541世帯 28,008 円	253,058世帯 28,623 円	256,317世帯 29,427 円
納税義務者数 1人当たり	140,755 人 49,854 円	141,085 人 51,340 円	141,312 人 53,375 円

5. 市税収納率の推移／納税・債権管理課

(単位：％)

税目 年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	収納率	増減	収納率	増減	収納率	増減
市 税	99.0	0.0	99.1	0.1	98.8	△0.3
現年課税分	99.3	△0.1	99.4	0.1	99.3	△0.1
滞納繰越分	58.7	△0.7	59.9	1.2	41.7	△18.2
市 民 税	98.4	0.0	98.4	0.0	98.0	△0.4
現年課税分	99.0	△0.1	99.1	0.1	98.9	△0.2
滞納繰越分	53.2	0.2	52.5	△0.7	36.6	△15.9
(1) 個 人	98.3	△0.1	98.3	0.0	98.0	△0.3
現年課税分	99.0	△0.1	99.0	0.0	98.8	△0.2
滞納繰越分	54.6	0.3	53.8	△0.8	37.7	△16.1
(2) 法 人	98.8	△0.3	99.0	0.2	98.9	△0.1
現年課税分	99.6	△0.1	99.7	0.1	99.7	0.0
滞納繰越分	24.4	2.1	28.3	3.9	17.0	△11.3
固定資産税	99.6	0.0	99.7	0.1	99.6	△0.1
現年課税分	99.6	△0.1	99.7	0.1	99.7	0.0
滞納繰越分	86.1	△1.9	94.7	8.6	72.9	△21.8
軽自動車税	95.6	△0.3	95.6	0.0	95.4	△0.2
現年課税分	98.2	△0.3	98.4	0.2	98.4	0.0
滞納繰越分	28.1	△5.9	28.6	0.5	23.5	△5.1
市たばこ税	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
現年課税分	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—
事業所税	99.9	△0.1	100.0	0.1	100.0	0.0
現年課税分	99.9	△0.1	100.0	0.1	100.0	0.0
滞納繰越分	—	—	100.0	100.0	—	—
都市計画税	99.6	0.0	99.7	0.1	99.6	△0.1
現年課税分	99.6	0.0	99.7	0.1	99.7	0.0
滞納繰越分	89.5	△3.2	97.4	7.9	76.7	△20.7

◎管 財 部

1. 市庁舎の概要	100
2. 庁用自動車の管理	101
3. 市有財産の状況	102
4. 公共施設のマネジメント	104
5. 建設工事等入札実施状況（資格審査会取扱い案件）	104
6. 指定管理者制度	105
7. 業務委託の事前相談及び建設工事の発注前協議等	105
8. 各種検査の実施状況	105

1. 市庁舎の概要／管財課（令和8年4月1日現在）

(1) 第1庁舎

所在地	市川市八幡1丁目1番1号
敷地面積	7,559.66㎡
構造	S造、一部RC造、SRC造、免震構造7階、地下1階
延べ床面積	30,480.13㎡
竣工年月日	令和2年7月22日

(2) 第2庁舎

所在地	市川市南八幡2丁目20番2号
敷地面積	4,532.93㎡
構造	S造、一部RC造、免震構造5階
延べ床面積	11,044.25㎡
竣工年月日	平成29年4月28日

(3) 分庁舎

分庁舎C棟

所在地	市川市東大和田1丁目2番10号
敷地面積	1,344.98㎡
構造	軽量鉄骨造2階
延べ床面積	993.71㎡
竣工年月日	平成7年1月31日

旧本庁舎については、3つの棟に分かれ、最も古いもので築50年以上が経過し、老朽化に加え耐震性が不足し、耐震補強も困難な状況にあった。この他、狭あいな執務空間やバリアフリー化の遅れ等様々な問題を抱えていた。このため、平成22年度より庁舎の建て替えを含めた検討に着手し、23年度に建て替えによる整備を決定した。

27年度には、南分庁舎を解体し、新第2庁舎の建設を開始した。

29年度には、新第2庁舎を完成させるとともに、本庁舎機能を移転し、仮本庁舎として供用を開始した。その後、旧本庁舎の解体及び新第1庁舎の建設を開始した。

令和2年度には、新第1庁舎を完成させ、8月に一部の供用を開始し、3年1月に全ての供用を開始した。また、新第2庁舎の本供用に向けた改修工事を行い、3年1月に一部の供用を開始した。

3年度には、5月に新第2庁舎の全ての供用を開始し、南八幡仮設庁舎及び市川南仮設庁舎の解体を行い、新庁舎整備は完了した。

2. 庁用自動車の管理／管財課

(1) 市有車車種別一覧

(令和8年4月1日現在 消防を除く)

車 種		台数	車 種		台数	車 種	台数
乗合	中 型	1	小型	貨 物	61	小 型 特 殊	2
	マイクロ	15	軽	乗 用	102	特 種	25
乗用	普 通	18		貨 物	86	合 計	352
	小 型	7	バ イ ク		11		
普通	貨 物	23	大 型 特 殊		1		

(2) 各課自動車保有台数

(令和8年4月1日現在 消防を除く)

課 名	台数	課 名	台数	課 名	台数
危 機 管 理 課	3	障 が い 者 支 援 課	1	下 水 道 経 営 課	1
地 域 防 災 課	5	障 が い 者 施 設 課	5	下 水 道 建 設 課	3
管 財 課	133	生 活 支 援 課	8	河 川 ・ 下 水 道 管 理 課	16
設 計 監 理 課	1	市 営 住 宅 課	1	行 徳 支 所 総 務 課	2
文 化 芸 術 課	2	斎場霊園整備・管理課	5	議 会 事 務 局	1
ス ポ ー ツ 計 画 課	1	自 然 環 境 課	1	農 業 委 員 会 事 務 局	1
ス ポ ー ツ 推 進 課	1	清 掃 事 業 課	21	教 育 総 務 課	9
ス ポ ー ツ 施 設 課	9	ク リ ー ン セ ン タ ー	3	教 育 施 設 課	1
市 民 安 全 課	5	街 づ く り 整 備 課	1	生 涯 学 習 振 興 課	4
総 合 市 民 相 談 課	2	公 園 緑 地 課	9	文 化 財 課	4
農 政 課	2	交 通 計 画 課	2	図 書 館 課	3
動 植 物 園 課	5	道 路 管 理 課	3	指 導 課	55
こ ど も 施 策 課	1	道 路 建 設 課	2	合 計	352
発 達 支 援 課	6	道 路 安 全 課	14		

3. 市有財産の状況／管財課

(1) 総括 (単位：㎡、千円)

区 分	面 積			価 格		
	令和7年 3月末現在	増 減	令和8年 3月末現在	令和7年 3月末現在	増 減	令和8年 3月末現在
1. 公有財産						
(1)土 地	3,103,365.01	4,087.43	3,107,452.44			
(2)建 物	948,682.90	3,881.58	952,564.48			
(3)物 権	11,582,298.20	0	11,582,298.20			
(4)無体財産権	21件	0件	21件			
(5)有 価 証 券				271,350	0	271,350
(6)出資による 権 利				979,231	△152	979,079
2. 債 権				6,762,549	527,261	7,289,810
3. 基 金				59,141,753	5,123,432	64,265,185

※物権 11,582,298.20㎡の内訳

- ・ 地上権 7,365.46㎡
- ・ 地役権 332.74㎡
- ・ 鉱業権 11,574,600.00㎡ (内訳は、市川市有の鉱区2,233,200.00㎡と千葉県、市川市の共同鉱区3,472,500.00㎡と千葉県、市川市、船橋市の共同鉱区5,868,900.00㎡)

(2) 土地・建物 (単位：㎡)

区 分		土 地			建 物		
		令和7年 3月末現在	増 減	令和8年 3月末現在	令和7年 3月末現在	増 減	令和8年 3月末現在
公 用 財 産	本 庁 舎	19,193.42	0.00	19,193.42	42,518.09	0.00	42,518.09
	消 防 施 設	20,500.96	0.00	20,500.96	15,200.04	0.00	15,200.04
	そ の 他 の 施 設	86,111.73	1,137.07	87,248.80	39,435.04	2.44	39,437.48
公 共 用 財 産	学 校	789,140.19	0.00	789,140.19	473,211.64	△119.21	473,092.43
	公 営 住 宅	106,200.77	0.00	106,200.77	132,293.01	38.88	132,331.89
	公 園	981,011.15	9,461.59	990,472.74	5,363.12	0.00	5,363.12
	そ の 他 の 施 設	842,142.34	△11,523.50	830,618.84	211,173.28	3,148.40	214,321.68
普 通 財 産	原 野	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	雑 種 地	68,154.29	4,021.00	72,175.29	0.00	0.00	0.00
	宅 地	190,910.16	991.27	191,901.43	29,488.68	811.07	30,299.75
合 計		3,103,365.01	4,087.43	3,107,452.44	948,682.90	3,881.58	952,564.48

(3) その他の主要財産

(単位：千円)

区 分		令和7年 3月末現在	増 減	令和8年 3月末現在
1.	有 価 証 券	271,350	0	271,350
	株 券	271,350	0	271,350
2.	出 資 に よ る 権 利	979,231	△152	979,079
	千葉県信用保証協会出捐金	64,389	0	64,389
	千葉県農業信用基金協会出資金	1,760	0	1,760
	公益財団法人 市川市清掃公社出資金	30,000	0	30,000
	市川市土地開発公社出資金	10,000	0	10,000
	公益財団法人 市川市文化振興財団出捐金	50,000	0	50,000
	社会福祉法人 南台五光福祉協会出資金	1,000	0	1,000
	公益財団法人 千葉交響楽団出捐金	1,000	0	1,000
	公益財団法人 千葉県文化振興財団出捐金	6,364	0	6,364
	公益財団法人 市川市花と緑のまちづくり財団出資金	650,000	0	650,000
	公益財団法人 リバーフロント研究所出捐金	2,500	0	2,500
	公益財団法人 ちば国際コンベンションビューロー出捐金	5,000	0	5,000
	公益財団法人 千葉県暴力追放運動推進センター出捐金	12,336	0	12,336
	公益財団法人 千葉ヘルス財団出捐金	6,230	△152	6,078
	公益財団法人 千葉県建設技術センター出捐金	4,200	0	4,200
	公益財団法人 千葉県動物保護管理協会出捐金	3,569	0	3,569
	千葉県スポーツ振興基金出捐金	17,183	0	17,183
	千葉園芸プラスチック加工株式会社出資金	100	0	100
	成田高速鉄道アクセス株式会社出資金	53,000	0	53,000
	地方公共団体金融機構出資金	17,000	0	17,000
	株式会社ジェイコム千葉出資金	10,000	0	10,000
	いちかわクリーンエネルギー株式会社出資金	33,600	0	33,600
3.	債 権	6,762,549	527,261	7,289,810
	貸 付 金 (3 件)	136,539	70,159	206,698
	敷 金 ・ 保 証 金 (1 件)	200,000	0	200,000
	そ の 他 (5 件)	6,426,010	457,102	6,883,112
4.	基 金	59,141,753	5,123,432	64,265,185
	財 政 調 整 基 金	32,985,121	2,171,618	35,156,739
	土 地 開 発 基 金	2,065,315	12,652	2,077,967
	職 員 退 職 手 当 基 金	3,790,357	32,311	3,822,668
	国民健康保険事業財政調整基金	1,326,356	△315,306	1,011,050
	一般廃棄物処理施設建設等基金	9,021,631	79,209	9,100,840
	文 化 振 興 基 金	18,810	△1,142	17,668
	青 少 年 教 育 国 際 交 流 基 金	148,708	△6,752	141,956
	大 畑 恣 教 育 基 金	120,292	△27,116	93,176
	平 和 基 金	58,606	△5,293	53,313
	福 祉 基 金	412,170	5,507	417,677
	介護保険事業財政調整基金	2,026,972	△136,166	1,890,806
	水 木 洋 子 文 化 基 金	29,736	△3,988	25,748
	市民活動総合支援基金	13,665	38	13,703
	森林環境譲与税基金	180,723	36,376	217,099
	こどもたちの未来支援基金	135,178	123,498	258,676
	公共施設整備基金	6,709,482	3,169,983	9,879,465
	ワクチン健康被害見舞金基金	58,635	0	58,635
	犬 猫 い の ち の 基 金	39,996	△11,997	27,999

4. 公共施設のマネジメント／公共施設マネジメント課

本市は高度経済成長期に首都圏の良好なベッドタウンとして急速に発展し、昭和40年代後半から50年代後半をピークに学校をはじめとする多くの公共施設が集中的に建設された。これら多くの建物は老朽化が進んでいる状況にあり、大規模修繕や建て替えの時期が集中して到来することが予想される。

また、今後予測される人口動態や少子高齢化の進展に伴う人口構成の変化、価値観の多様化などにより、公共施設に対するニーズも建設当時のものとは変化してきている。

加えて、厳しい財政状況にある中、建て替えに係る費用や施設の管理・保全に係る費用など、将来にわたって公共施設を持続的に運営していくには、人口構成の変化に見合った施設総量の適正化を図り、これらの費用を抑制もしくは平準化することが求められる。

これまで本市では、平成26年度に策定した「市川市公共施設白書」に基づき、27年度に「市川市公共施設等総合管理計画」（令和4年度補記改訂）、令和元年度にはその実行計画である「公共施設個別計画」（4年度改訂）を策定し、施設の再編・整備における基本方針や時期、手法等を示している。

また、今後継続して行われる施設の建て替え費用の財源を安定的に確保し、年度ごとの負担を平準化するため、4年度に公共施設整備基金を設立した。今後の建て替え費用を確保しつつ、各年度の一般財源負担を抑制するため、必要な金額を基金へ積立、基金からの繰入を行っていく。公共施設整備基金の7年度末残高は約99億円。

5. 建設工事等入札実施状況（資格審査会取扱い案件）／契約課

(1) 一般競争入札（価格競争方式）

工 種	令和7年度	
	件 数	入札額（税込）
土 木 一 式	40件	4,907,694,000円
建 築 一 式	5	640,186,800
電 気	1	94,600,000
管	8	931,530,600
解 体	1	57,464,000
合 計	55	6,631,475,400

(2) 一般競争入札（総合評価方式）

工 種	令和7年度	
	件 数	入札額（税込）
土 木 一 式	2件	194,150,000円
とび・土工・コンクリート	1	103,840,000
合 計	3	297,990,000

6. 指定管理者制度／契約課

「公の施設」の管理は、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に委託先が限られていたが（管理運営委託）、平成15年の地方自治法改正により指定管理者制度が導入され、民間事業者の能力やノウハウを取り入れることが可能となった。

令和8年4月現在、「市川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づく審査を経た放課後保育クラブ、文化施設など54施設が指定施設となっており、これらの施設の管理運営において、設置目的並びに公共性の確保、サービス水準維持についてモニタリングを実施し確認を行っている。

7. 業務委託の事前相談及び建設工事の発注前協議等／技術管理課

業務委託を適正な内容で契約するために、発注する前の段階において、業務の内容（仕様書及び積算）を精査する、事前相談を実施している。事前相談の対象は、設計金額が100万円（令和7年9月改正）を超える業務委託である。7年度に実施する案件においては、約700件、金額にして約200億円にのぼる案件の事前相談を実施した。

建設工事については、発注前の段階において、施工性、安全性及び経済性等の観点で、工事内容（設計図面、仕様、施工条件、施工計画、及び積算）の妥当性を確認・調整する、工事発注協議を実施し、公共調達の適正化を図っている。

また、7年6月より、工事着手後において、様々な理由で変更が生じた際に、変更内容・変更金額・工期延伸等の妥当性の確認や地域住民・関係機関等との調整を的確に行うため、設計変更協議を行っている。

なお、業務委託の事前相談及び建設工事の発注前協議には、民間企業等での経験を有する専門員を活用している。

8. 各種検査の実施状況／技術管理課

(1) 工事検査

工事検査は、本市発注の全ての建設工事を対象に実施する完成検査、及び必要な工事に対して実施する中間検査、出来形検査を行っている。

検査方法は、設計図書（仕様書、図面）と契約者が給付する目的物が適合しているかについて、書面及び実地により確認するものである。

工事検査実施状況

令和7年度 完成検査件数：172件 中間検査件数：2件 出来形検査件数：4件

(2) 業務委託検査

業務委託は、市の業務のうち、民間事業者等外部に委託した方が効率的かつ経済的な場合、もしくは、専門性が高いまたは特殊な業務である等の場合に行うものである。

検査方法は、主に書面による給付の確認であり、具体的には、契約の相手方が給付する内容と契

約内容が適合しているか、について、契約書、仕様書等を基に、確認するものである。なお、業務委託の検査は、契約金額に応じて、技術管理課（検査員及び指定検査員）または担当課が実施する。
業務委託検査実施状況（検査員及び指定検査員実施分）

令和7年度 検査件数：634件

(3) 製造請負の検査

製造請負は、既製品の一部若しくは全部の改造を発注するもので、市が必要とする物品が既製品として販売されていない場合等に行うものである。

検査方法は、書面及び実地による給付の確認であり、具体的には、契約の相手方が給付する目的物と契約内容が適合しているか、について、契約書、仕様書等を基に、確認するものである。

製造請負の検査実施状況

令和7年度 検査件数：6件

(4) 施設修繕検査

施設修繕は、市が管理・運営する施設（建物、道路、公園等）が破損し、危険回避等の理由で緊急対応する場合等において、民間の専門事業者に依頼して実施するものである。

検査方法は、書面及び実地による給付の確認であり、具体的には、修繕した目的物が契約の内容に適合しているか、契約書、仕様書等を基に確認するものである。なお、施設修繕の検査は、契約金額に応じて、技術管理課（検査員及び指定検査員）または担当課が実施する。

施設修繕検査実施状況（検査員及び指定検査員実施分）

令和7年度 検査件数：224件

◎情報管理部

1. 市民利便性の向上	108
2. 情報セキュリティ環境の整備	109

1. 市民利便性の向上／情報システム課

(1) コンビニ交付サービス

平成22年度より住基カード（令和7年12月末をもって終了）を利用して、住民票の写しと印鑑登録証明書をコンビニエンスストアで取得できる交付サービスを開始した。その後24年度には、戸籍の証明書と税の各種証明書の交付サービスを追加した。当初セブン-イレブンでサービスを開始し、新たに参加する事業者が増えている。また、27年度にはマイナンバーカードを利用したサービスも開始した。

交付時間

6時30分～23時（但し、戸籍の証明書は月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8時45分～17時15分）

提供サービス

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、市県民税課税証明書、市県民税非課税証明書、市県民税納税証明書、固定資産評価額証明書、固定資産税・都市計画税公課証明書、固定資産税・都市計画税納税証明書

(2) 行政サービス端末

平成27年度よりコンビニ交付サービスのシステムを活用した行政サービス端末を設置し、マイナンバーカードを利用した証明書の自動交付サービスを提供している。

設置場所（令和8年4月1日現在）

第1庁舎、第2庁舎、行徳支所、市川駅行政サービスセンター
計4カ所（5台）

(3) 施設予約システム

平成12年度からサービスを開始した。

あらかじめ登録された個人や団体に発行されたID番号とパスワードを使って、希望日の施設予約や予約状況の確認、予約の取り消しなどを行うことができる。また、空き状況の確認は、だれでも検索することができる。

○施設予約システムの対象となる公共施設（令和8年4月1日現在）

- ・公民館（15館）
- ・スポーツ施設（19カ所）

野球場（国府台スタジアム、江戸川河川敷野球場、江戸川河川敷少年野球場、福栄スポーツ広場野球場）

テニスコート（国府台テニスコート、菅野終末処理場テニスコート、塩浜市民体育館テニスコート、福栄スポーツ広場テニスコート、行徳・塩焼中央公園テニスコート、J:COM北市川スポーツパークテニスコート）

体育館（国府台市民体育館、塩浜市民体育館、信篤市民体育館）

サッカー場（江戸川河川敷サッカー場）

多目的広場（青葉少年スポーツ広場、原木公園運動広場、国分川調節池緑地多目的広場、広尾防災公園健康の広場）

ゲートボール場（福栄スポーツ広場ゲートボール場）

- ・バーベキュー施設（2カ所）

大洲防災公園ピクニック広場、広尾防災公園デイキャンプ広場

・文化・集会・勤労福祉施設（11カ所）

急病診療・ふれあいセンター、市川こども館、文学ミュージアム、I-linkルーム／ホール、
南行徳市民談話室、勤労福祉センター本館、勤労福祉センター分館、男女共同参画センター、
全日警ホール（市川市八幡市民会館）、妙典こども地域交流館、八幡市民交流館

(4) 市民向け地図情報サービス

市民向け地図情報サービスについて、Googleマップを利用した「いち案内」の機能を、利便性の向上を目的として拡充し、公共施設マップ・都市計画情報を公開するだけでなく、スマートフォンやタブレット端末に対応し、現在地表示機能、ルート検索機能、書き込み機能等を導入している。

2. 情報セキュリティ環境の整備／情報管理課

庁内LANの整備や様々な業務の電算化、住基ネット、マイナンバーの導入などにより、業務の効率化や住民サービスが向上する中で、情報セキュリティ対策を継続して取り組み、より安全・確実な情報資産の運用及び管理に努めている。

平成27年11月末の期限満了により情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際認証（ISO27001）を返上し、ISO27001と同等のレベルである総務省ガイドラインに準拠した「市川市情報セキュリティポリシー」を定め、自主運用している。

また、近年サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることから、令和8年4月1日に、「市川市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ基本方針」を地方自治法第244条の6第1項に示されている「市川市サイバーセキュリティを確保するための方針」に位置付け、サイバー攻撃から情報資産を守るために、情報セキュリティ対策を推進している。

◎市 民 部

1. コミュニティ	112
2. 自治（町）会活動	112
3. 地域ふれあい館	113
4. 市民活動の推進	114
5. 八幡市民交流館	115
6. 市民マナー条例推進	115
7. 防犯対策	116
8. 戸籍の証明等	118
9. 市民相談・消費生活	120
10. まちの相談直行便	122
11. I-linkルーム／ホール	122
12. 市川市パスポートセンター	123
13. 市川市行徳パスポートセンター	123

1. コミュニティ／自治振興課

経済社会の変化に伴う人口の都市集中、職住分離等の生活圏の拡大、核家族化の進行などにより、市民の地域社会への関心は薄らいできている。このため、地域の人々が互いに理解しあい連帯意識のもとに快適な日常生活を営むことができるよう、心のふれあう温かい近隣社会、いわゆるコミュニティの形成が必要である。コミュニティづくりは、本来、住民自身の自主性と合意性のもとに推進されるものであることから、市としては側面からこうした活動を援助し、育成を図る。

2. 自治（町）会活動／自治振興課

市内には自主的に組織された自治（町）会が226団体（令和8年4月1日現在）あり、会員相互の親睦はもとより地域社会の発展と福祉の増進に努めている。また、市から依頼する文書等の配布並びに調査、その他行政への協力を通じ、市と市民とを結びつけるパイプ役としての重要な役割を果たしている。

(1) 委託事務

市から依頼する文書の配布並びに調査、その他市が依頼する事務事業、行事等への協力。

(2) 地区別自治（町）会数・世帯数

（令和7年4月1日）

地 区	自治(町) 会数	世帯数	地 区	自治(町) 会数	世帯数	地 区	自治(町) 会数	世帯数
市 川 第 1	13	8,662	菅野・須和田	12	7,698	大 柏	33	9,345
市 川 第 2	11	17,489	曾 谷	7	4,539	信 篤・二俣	10	9,559
国 府 台	6	1,647	宮久保・下貝塚	5	4,651	行 徳	30	10,989
真 間	8	2,736	市 川 東 部	21	13,939	南 行 徳	39	20,969
八 幡	19	9,890	国 分	12	8,240	合 計	226	130,353

(3) 自治会加入率

（令和7年4月1日）

全世帯数	加入世帯数	自治会加入率
262,047	130,353	49.7%

(4) 各種補助金制度

地域住民の交流の場、安心・安全、地域情報の共有化を図るため、自治（町）会に対し、集会施設・防犯灯・掲示板等の整備のため、補助金を交付している。

（令和8年4月1日）

補 助 金	種 類	補助率	限 度 額
自治会集会施設 整備事業等補助金	新築 ※建て替えを含む	3/4	1,500万円
	建 物 購 入		1,500万円
	用 地 購 入		1,000万円
	増 築・改 築（一 部）	1/2	500万円
	耐 震 補 強		500万円
	改 修 及 び 修 繕		100万円
	倉 庫 整 備		100万円
	建 物 借 上		単一自治会 月20,000円 複数自治会 月30,000円
	用 地 借 上 ※ 申 請 から 10 年 間 限 定		単一自治会 月20,000円 複数自治会 月30,000円

補 助 金	種 類		補助率	限 度 額		
防犯灯設置費等 補 助 金	設 置 費		9.5／10	L E D 灯 (1,070ルーメン以上)	共架	57,000円
				L E D 灯 (1,070ルーメン未満)	共架	42,750円
			7.5／10	カメラ付き防 犯 灯	共架	150,000円
			9.5／10	建 柱	61,750円	
			9／10	中 継 柱	18,900円	
			維 持 管理費	電 気 料 金	10／10	全額
	維 持 費	20W蛍光灯		年額1灯当たり 500円		
		42W蛍光灯				
		L E D 灯				
	撤 去 費		9／10	共 架	6,750円	
				建 柱	22,500円	
				中 継 柱	6,750円	
掲 示 板 設 置 費 等 補 助 金	設 置 費	3／5	90,000円			
	修 繕 費	1／2	25,000円			
自治会コミュニティ活動支援補助金	消 耗 品 費		1／2	10万円 (消耗品費は上限3万円)		
	委 託 料					
	備 品 購 入 料					
	使 用 料 及 び 賃 借 料					
	バ ス 借 上 料					

(5) 自治（町）会の法人化

自治会等の「地縁による団体」が、一定の要件を満たす場合に、法人格を取得し、不動産登記等の名義人となることのできる認可地縁団体制度の運用を行っている。

令和8年4月1日時点で、27団体が認可地縁団体として登録されている。

3. 地域ふれあい館／NPO・市民活動支援課

地域ふれあい館は、地域住民相互の交流及び市民が地域で自主的に行う活動の促進を図ることにより、新たな地域コミュニティの形成を目指すことを目的とした施設である。

① 令和7年度延べ利用者数 82,638人

② 設置状況

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
1 市川地域ふれあい館	市川2-7-7	8 奉免地域ふれあい館	柏井町2-49-6
2 宮田地域ふれあい館	新田5-16-6	9 行徳地域ふれあい館	富浜2-5-19
3 平田地域ふれあい館	平田2-16-7	10 湊地域ふれあい館	湊11-18
4 八幡地域ふれあい館	八幡1-21-10	11 香取地域ふれあい館	香取2-19-1
5 本八幡地域ふれあい館	八幡3-7-9	12 富美浜地域ふれあい館	欠真間2-31-5
6 鬼越・鬼高地域ふれあい館	鬼越2-15-10	13 新井地域ふれあい館	新井3-31-1
7 大野地域ふれあい館	大野町3-1625-1		

4. 市民活動の推進／NPO・市民活動支援課

様々な分野で展開されている市民活動団体による活動を更に活発化していくために、だれもが身近な活動として理解し、関心を持ち、参加できる環境を整備している。具体的には、活動場所の整備・充実、活動団体からの相談対応、いちかわ市民活動サポート制度の運用などを通し、市民・団体等との協働を推進している。

(1) 市民活動支援センター

第1庁舎に開設している市民活動支援センターでは、市民活動に関する様々な情報提供や相談のほかに、印刷機や紙折り機などを設置し資料づくりなどの作業ができるものづくり工房、ミーティングや講座を開催することができるミーティングスペースを利用することができる。また、行徳地区の活動場所として、行徳支所2階には市民活動支援センター行徳を開設している。

(2) 普及・啓発事業

市民活動団体が活動に必要な知識、スキルを学ぶためのステップアップ講座等を通し、それぞれの団体が活動の場を更に広げ、自立するための支援を行っている。

(3) 情報提供事業

広報紙、インターネットなど各種メディアを活用し、市民活動団体の紹介、研修会・イベント等のPR、活動の紹介等を行っている。また、地域共生課および当課で管理・運営している生活支援・社会参加情報サイト「いちかわ支え合いネット」では、登録している市民活動団体が自ら活動内容やボランティア情報を発信でき、その情報をパソコン、スマートフォン等から手軽に閲覧することができる。

(4) 市民活動に関する相談

活動に参加したいがどうしてもわからない、きっかけがつかめない人などに対して、活動の機会や団体の情報提供、団体の活動上の悩みなどの相談に応じている。

(5) いちかわ市民活動サポート制度事業

市内で公共性の高い活動や社会貢献活動を行っている団体の1事業に対し、事業費の1/2、上限30万円まで（4回目以降上限15万円まで）の補助金を交付している。また、個人や企業からの寄附金を積み立てる市民活動総合支援基金の活用により、市民活動全体へのサポートを実施している。

(6) 協働事業提案制度運営事業

市民が感じていることや気がついたことなど地域の身近な課題について、市への要望ではなく、市へ事業として提案し、それぞれが持っている力を出し合い、協働して課題解決に取り組んでいくもので、提案は随時受け付けている。

(7) 市民活動災害保障保険（ふれあい保険）事業

市内に活動の拠点を置く市民団体等が市民活動中、不測の事故により当該活動の参加者又は第三者の生命・身体もしくは財物に損害を与え、指導者等が法律上の賠償責任を負った場合及び指導者等又は参加者が急激かつ偶然な事故により死亡あるいは傷害を負った場合に保障することにより、市民活動の健全な発展を図ると共に地域社会の振興に寄与することを目的としている。

昭和60年4月1日から実施。

賠償責任保険	対人賠償	限度額	1人	6,000万円		
			1事故	2億円	※免責額	1万円
	対物賠償	限度額	1事故	100万円	※免責額	1万円

傷 害 保 険	死 亡	200万円	後遺障害	8万円～200万円
	入 院	1日 3,000円 ※事故の日から起算して7日経過後もその状態にある場合に適用 (期間の制限有)		
	通 院	1日 2,000円 ※事故の日から起算して7日経過後もその状態にある場合に適用 (期間の制限有)		

(8) 自治会活動促進事業

自治会の活動を促進することを目的に活動の実績に応じてデジタル地域通貨ICHICOのポイント
を付与する。防犯パトロールと地域清掃活動を対象とし、ポイントの付与は自治会単位で行う。

5. 八幡市民交流館／NPO・市民活動支援課

八幡市民交流館（愛称：八幡市民交流館 ニコット）は、多世代が気軽に集い、個性を活かした交流が生まれることを目的とし、集会機能や子育て支援機能を兼ね備えた施設である。

愛称は、広く市民に親しみを持って来館してもらえよう、「にこっと」笑顔で過ごせる場所という意味を込めて名付けられた。

① 令和7年度延べ利用者数 250,420人

② イベント実施状況 45回（大型イベント、音楽会、講座、その他交流イベント等）

所 在 地	八幡4-2-1
施 設 内 容	和室、多目的室、軽運動室、クリエイティブルーム、音楽スタジオ、カフェ、フリースペース、つどいの広場 等

6. 市民マナー条例推進／市民安全課

本市では、平成16年4月1日より「市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例」（通称：市民マナー条例）を施行し、これまで市民のマナーやモラルの問題として取り扱ってきた歩行喫煙等について、基本的なルールを定めることで、健康と安全で清潔な生活環境の実現を図っている。

(1) 路上禁煙・美化推進地区の指定

歩行喫煙による火傷等の危険、吸い殻や空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置による生活環境の悪化防止のため、市内各駅周辺を「路上禁煙・美化推進地区」として指定し、同地区の道路上での喫煙や、吸い殻・空き缶等のポイ捨て、飼い犬のふんの放置の禁止行為を行った違反者には、2,000円の過料を科している。

また、同地区内には、禁止行為を表示した路面シートや電柱標示板等を設置して条例の周知徹底を図っている。

(2) 市民マナー条例推進指導員の巡回指導

路上禁煙・美化推進地区内の道路上では、市民マナー条例推進指導員が巡回指導を行い、過料徴

収の他、自転車マナー等に関する注意・指導を行っており、健康と安全で清潔な生活環境の実現を図っている。

令和7年度は、456件の過料を科した。

(3) 健康・安全・清潔な地域づくり協議会の設置

健康・安全・清潔な地域づくり協議会は、市内15カ所にある路上禁煙・美化推進地区内の自治会、商店会、PTA等の代表者により構成され、条例に関する協議等を必要に応じて実施し、健康と安全で清潔な生活環境の実現を図っている。

(4) 市民マナー条例啓発事業

市民マナー条例の市民等への周知徹底を図るため、マナーサポーター、自治（町）会やPTA等関係団体と連携し、啓発活動やイベント等を実施している。

また、市内の児童及び生徒を対象に、市民マナー条例等をテーマにしたポスター・標語コンクールを実施し、優秀・優良作品をポスターやポケットティッシュ等の啓発物資の作成に活用して、イベントでの配布や各所への掲示により啓発を行っている。

その他、主要5駅（市川、八幡、妙典、行徳、南行徳）に路上喫煙禁止の大型看板を設置し駅利用者への啓発や市民課等の各窓口での転入者へのリーフレット配布、他市と連携した合同キャンペーンの開催等により、周知を図っている。

(5) 市民マナーサポーターによる条例の推進

市民マナーサポーターは、市内各駅周辺やイベント会場など人々が集まる場所で啓発物資の配布や地域清掃等を行い、健康と安全で清潔な生活環境の実現を図っている。

令和8年3月末時点で、122名が登録している。

(6) 市民マナー協力団体による条例の推進

市民マナー協力団体は、市内で活動している非営利の市民団体や、市内に店舗等を有する事業者が、市から腕章や清掃用具の貸与等の支援を受けて地域の見回り活動や清掃活動等を行い、健康と安全で清潔な生活環境の実現を図っている。

令和8年3月末時点で、民間企業や大学、高齢者クラブ等の23団体が登録している。

7. 防犯対策／市民安全課

平成17年度に、市民に不安を与える身近な場所での犯罪を防止し、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現に寄与することを目的とした「市川市防犯まちづくりの推進に関する条例」を施行している。この条例に基づき、警察、市、市民等の関係団体が連携・協働し、各種の防犯対策を講じている。

(1) 街の安全パトロールの実施

市、市民、自治（町）会、関係機関・団体による街の環境整備（迷惑な客引き行為等の禁止）や電話・詐欺による被害防止啓発等のパトロールを実施し、各団体の連帯感を高め、地域ぐるみの防犯活動を促進している。

(2) 防犯講演会・講習会の実施

防犯に関する専門家を講師とした「いちかわ市民防犯講演会」を開催し、実践的な防犯に関する知識の普及を図る。また、市職員が自治（町）会等で防犯に関する講話を実施し、地域の状況に応じた防犯に関する知識を提供している。

(3) 青色防犯パトロールの推進

青色防犯パトロールを実施する自治（町）会、PTA、事業者等の団体に、必要物品の貸与、団体登録申請の補助、実施者講習会の開催等の支援を行い、市内の青色防犯パトロールを推進している。

また、市は独自に、白黒塗装のパトロール専用車を使用した青色防犯パトロールを市内全域で行っている。

(4) 犯罪発生情報の提供

市広報媒体（公式サイト、広報いちかわ、メール情報配信サービス、防災無線等）を活用し、定期的に市内の犯罪発生状況とそれに伴う対処方法を提供している。

(5) ボランティアパトロールの推進

日常のジョギングや犬の散歩などの外出の際に、市で提供した帽子を着用しボランティアとして地域のパトロールを行う「いちかわボランティアパトロール」事業を実施している。

令和8年3月末現在2,339人が登録している。

(6) 自主防犯活動の支援

自治（町）会や自主的な防犯活動を行う団体に蛍光ベストや赤色停止棒等の防犯物品を提供し、自主防犯活動の支援を行っている。

(7) 街頭防犯カメラの維持管理・設置

「市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例」に基づき、街頭防犯カメラの設置及び維持管理を実施し、犯罪抑止と市民の体感治安の改善を図っている。

また、令和6年に市内で悪質な強盗事件が発生したことを受け、より安全で安心して暮らすことができるまちの構築を目指し、効果的な場所にカメラ付き防犯灯の設置を行っている。

令和8年3月末現在418台の防犯カメラを設置している。

(8) 暴力団の排除

暴力団の排除に関する基本理念を定め、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し「市川市暴力団排除条例」を施行している。

(9) 防犯ボックスの運営

市内2カ所（北国分・下貝塚）に設置した防犯ボックスでは、自治（町）会や自主的な防犯活動を行う団体との合同パトロールをはじめ、実施や子供や女性の帰宅時間の見守り活動、防犯指導などを実施している。

(10) 特殊詐欺対策電話機等購入費補助金

多発する特殊詐欺による被害防止のため、迷惑電話防止機能付きの電話機等を購入した65歳以上の市民に購入費の一部を補助している。補助金額は、購入金額の4分の3以内、7,000円を上限とする。

(11) 簡易型自動録音機の譲与

多発する特殊詐欺による被害防止のため、65歳以上の市民に簡易型自動録音機を譲与している。

(12) 客引き行為等の禁止

居酒屋、カラオケ等の客引き行為等が数多く見受けられ、客引き行為全般の禁止を求める要望が多く寄せられたため、公共の場所における客引き行為等を禁止し、特定地区では過料等の罰則規定を設ける「市川市客引き行為等禁止条例」を令和3年9月1日（罰則規定に関しては12月1日）より施行している。

8. 戸籍の証明等／市民課

市民課は、市民の身分関係、居住関係を記録・公証し、私的経済の取引・登記などに必要な印鑑登録の証明、更に住民異動に伴う国民健康保険の資格取得・喪失、入学通知書の発行など総合窓口サービスを実施している。

昭和59年1月には住民記録を、同年9月には印鑑登録証明事務を、また、平成11年12月には戸籍事務のオンライン化を図った。

平成16年11月には自動交付機の証明交付サービスを、22年2月にはコンビニ交付サービスを、また、27年10月のマイナンバー制度導入に伴い、28年2月からは行政サービス端末による証明書交付サービスの開始をするなど、市民サービスの向上を図っている。

(1) 窓口連絡所

名 称	所 在 地	取り扱い時間	取 り 扱 い
信篤窓口連絡所	信篤公民館・体育館裏	午前8時45分～午後5時	・戸籍証明書、住民票、年金現況届 ・印鑑登録証明書、身分証明書 ・不在（籍・住）証明書 ・予防接種手帳の交付 ※信篤・中山窓口連絡所では、転入・転出・転居・印鑑登録も受け付けている
中山窓口連絡所	中山法華経寺参道沿い		
国分窓口連絡所	市川市農業協同組合国分支店内		

※土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始（12月29日から1月3日）は休み

(2) マイナンバーの通知及びカードの交付

マイナンバー制度の導入により、平成27年10月から市民にマイナンバーを通知、28年1月からは、希望者にマイナンバーカードの交付を行っている。

(3) 公的年金現況届と戸籍証明書の無料化

平成3年4月から公的年金受給権者に対する現況届けについて、証明手数料の無料化を実施。

28年8月から公的年金受給申請等に伴う戸籍証明手数料の無料化を実施。

(4) 行徳支所・大柏出張所・南行徳市民センター・市川駅行政サービスセンター

行徳支所は昭和53年9月に行徳公民館との複合施設として開設。大柏出張所は56年9月に大野町2丁目から現在の南大野2丁目へ大野公民館との複合施設として移転。また、南行徳市民センターは平成12年4月に南行徳窓口連絡所の機能を、市川駅行政サービスセンターは20年12月に市川窓口連絡所の機能を拡大して開設。

いずれも、戸籍（市川駅行政サービスセンターを除く）・住民異動の受け付け、各種証明の交付業務及び国民健康保険や国民年金の資格取得・喪失、各種税金の収納（南行徳市民センター、市川駅行政サービスセンターを除く）、福祉関係の申請書受け付けなどを行い、幅広い市民サービスの向上を図っている。

(5) 各種事務登録数・本籍数

①住民基本台帳人口

（令和8年3月31日）

区分 窓口	住民基本台帳人口				戸 籍	
	男 性	女 性	合 計	世帯数	本 籍 数	本籍人口
本 庁	145,602	145,817	291,419	151,592	147,125	353,069
行徳支所	87,653	82,109	169,762	96,196		
大柏出張所	19,280	19,743	39,023	19,100		
合 計	252,535	247,669	500,204	266,888		

②外国人住民人口

(令和8年3月31日)

国 籍 別	登録者数	国 籍 別	登録者数	国 籍 別	登録者数
中 国 及 び 台 湾	7,566人	ベ ト ナ ム	3,025人	米 国	299人
韓 国 及 び 朝 鮮	1,462	ス リ ラ ン カ	884	ミ ャ ン マ ー	1,576
フ ィ リ ピ ン	1,829	イ ン ド	781	そ の 他	3,589
ネ パ ー ル	3,553	タ イ	523	合 計	25,087

(6) 窓口取り扱い状況

住民基本台帳及び戸籍関係

(令和7年度)

区 分			本 庁	行 徳 支 所	大 柏 出 張 所	合 計
住 民 関 係	届 出 件 数	転 入	17,132件	11,286件	668件	29,086件
		転 出	16,599	6,112	546	23,257
		転 居	4,839	3,478	335	8,652
		そ の 他	14,468	6,551	1,645	22,664
		計	53,038	27,427	3,194	83,659
	証 明 等 件 数	住 民 票 の 写 し	97,495	33,974	7,144	138,613
		印 鑑 登 録 証 明 書	31,809	15,855	5,931	53,595
		印 鑑 登 録	10,235	5,471	912	16,618
		関 覧	6,781	-	-	6,781
		そ の 他	23,037	3,026	1,086	27,149
		計	169,357	58,326	15,073	242,756
	合 計		222,395	85,753	18,267	326,415
戸 籍 関 係	届 出 件 数	出 生	1,961	1,155	151	3,267
		婚 姻	1,840	1,077	28	2,945
		死 亡	2,780	628	913	4,321
		転 籍	584	252	54	890
		そ の 他	1,342	662	80	2,084
		計	8,507	3,774	1,226	13,507
	証 明 件 数	謄 本	83,064	17,125	5,857	106,046
		抄 本	3,315	493	289	4,097
		そ の 他	3,515	1,805	96	5,416
		計	89,894	19,423	6,242	115,559
	合 計		98,401	23,197	7,468	129,066
	総 計		320,796	108,950	25,735	455,481

※本庁(郵送含む)には市川駅行政サービスセンターが含まれるが、市川駅行政サービスセンターでは戸籍届出を取り扱っていないため、戸籍関係届出件数は本庁のみの件数となっている。

※行徳支所には南行徳市民センターが含まれる。

(7) 窓口以外による証明等の発行状況

(令和7年度)

区 分	コンビニ交付サービス	行政サービス端末
住 民 票 の 写 し	95,584通	11,147通
印 鑑 登 録 証 明 書	53,952	8,171
戸 籍 関 係 証 明	9,070	3,848

(8) 個人番号カードの交付状況

(令和7年度)

区 分	本 庁 管 内	行徳支所管内	合 計
交 付 枚 数	51,364件	27,957件	79,321件
保 有 枚 数	-	-	406,393枚
保 有 率	-	-	82.1%

9. 市民相談・消費生活／総合市民相談課

(1) 市民相談

市民相談は、昭和34年7月開設以来、身近な相談窓口として市民の日常生活における様々な問題の解決のための相談にあたっている。53年9月には行徳支所に分室を開設した。

市民相談は一般相談と特別相談に分けられる。一般相談は市民相談員が相談に応じ、特別相談は弁護士や司法書士など専門家が相談に応じている。

①一般相談の種類

市政相談（社会福祉、戸籍・住民基本台帳、税金・財政等）、民事相談（相続・遺言、相隣関係、離婚・内縁等）、簡易相談（公共施設に関する問合せ、行政事務の担当組織の案内等）

②特別相談の種類

法律相談（弁護士、司法書士）、行政相談（行政相談委員）、不動産取引相談（宅地建物取引士）、登記相談（司法書士、土地家屋調査士）、税金相談（税理士）、交通事故相談（県交通事故相談員）、行政書士相談（行政書士）

③市民相談受理件数

(令和7年度)

相 談 内 容		件数 (件)	相 談 内 容		件数 (件)	相 談 内 容		件数 (件)
一 般 相 談	市 政 相 談		市 政 相 談			民 事 相 談		
	広 報 ・ 広 聴	0	下 水 ・ 治 水	2	一 般 相 談	小 計 (B)	2,583	
	税 金 ・ 財 政	6	市 営 住 宅	2		簡易相談 (C)	201	
	戸籍・住民基本台帳	7	教 育	4		一般相談計 (A+B+C)	2,868	
	年 金	1	消 防	0				
	児 童 福 祉	2	そ の 他	22	特 別 相 談	行 政 書 士	67	
	社 会 福 祉	20	小 計 (A)	84		弁 護 士 法 律	659	
	保 健 ・ 医 療	0	民 事 相 談			行 政	1	
	国民健康保険	2	離 婚 ・ 内 縁	211		不 動 産 取 引	74	
	公 害	0	家 庭 問 題	178		登 記	129	
	動 物	0	相 続 ・ 遺 言	899		税 金	178	
	ゴ ミ ・ し 尿	6	土 地 ・ 家 屋	167		交 通 事 故	21	
	空地・産業廃棄物	0	金 錢 貸 借	50		司 法 書 士 法 律	149	
	公 園	2	契 約 ・ 保 証	38		特別相談計 (D)	1,278	
	土木・道路・側溝	1	事 故 ・ 損 害 賠 償	22				
	交 通	1	人 権 ・ 労 働	41				
	霊 園 ・ 斎 場	3	相 隣 関 係	322		総 合 計 (A+B+C+D)	4,146	
	建 築	3	そ の 他	655				

(2) 消費生活センター

消費者行政の一環として、昭和52年に「市川市消費生活センター」を開設し、消費生活相談員による消費生活に関する相談及び苦情処理のためのあっせんを行っている。

また、消費者被害の注意喚起のため、講座の開催、啓発紙の発行や資料配布及び消費者団体への支援などを行い、消費者行政の推進を図っている。

①センターの概要

所在地 市川市八幡1丁目1番1号 第1庁舎 総合市民相談課内
(令和6年3月25日、第1庁舎に移転)

②消費生活相談

ア. 相談件数

(令和7年度)

品目	食料品	住居品	光熱 水品	被服品	保 健 衛生品	教 養 娯楽品	車両・ 乗り物	役務	商品関 連役務	その他	合計
件数 (件)	219	149	73	203	279	255	57	1,436	519	569	3,759

イ. 相談日時

消費生活センター

- ・月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前10時から午後4時（窓口及び電話相談）
- ・第2・第4土曜日（祝日を除く） 午前10時から午後4時（電話相談）

③多重債務相談

多重債務者の救済を図るため、平成20年度より弁護士による多重債務専門の法律相談を月2回実施。また、25年度からは行徳支所市民相談室でも年3回実施。

午後1時から4時 面接による相談（予約制）

- ・総合市民相談課市民相談室 原則、毎月第1・第3火曜日
- ・行徳支所市民相談室 原則、6・10・2月の第4火曜日

④消費者啓発

ア. 消費生活講座

消費生活に関する身近な問題について、専門の講師を招き講座を開催し、幅広く市民に最新情報や専門的な知識を提供している。

令和7年度講座開催回数5回、延べ受講者数72人

イ. 出前消費者講座

悪質商法等による被害を未然に防止するため、市内各種団体・学校等からの要請により相談員及び職員が出向き、講座を開催している。

令和7年度講座開催回数15回、延べ受講者数645人

ウ. 啓発紙の発行等

消費生活に関する最新情報や消費者被害の注意喚起のため、啓発紙の発行や資料配布及び高齢者や若年層を対象に作成された啓発用DVDを購入し、講座等で活用するとともに学校や各種団体へ貸し出しをしている。

⑤立入検査

消費者保護のため、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、消費生活用製品安全法に基づき、販売店に立入調査を行い、生活用品の適正表示、安全マーク等の確認を行っている。

(令和7年度)

関係法律	調査品目数 (品目)	調査店舗数 (店舗)	検査点数 (点)	違反件数 (件)
家庭用品品質表示法	8	2	1,322	0
電気用品安全法	5	2	184	0
消費生活用製品安全法	8	2	80	0

⑥市内の消費者団体

- 市川市婦人団体連絡協議会 昭和30年8月設立
- 市川市消費者モニター友の会 平成12年4月設立
- 消費者安全ネットいちかわ 平成27年5月設立

10. まちの相談直行便／総合市民相談課

市民生活の安全・安心を重視し、市民窓口相談の充実を図るため、市民から寄せられる要望・苦情等に迅速に対応ができるよう、「まちの相談直行便」を平成13年から市役所本庁と行徳支所に設置し、令和7年度から市役所第2庁舎に統合している。

「まちの相談直行便」は、市民からの要望等を受け、迅速に現場に出向き、状況を把握し対応するとともに各所管課での対応となる要望等については適切な対応を図るよう依頼している。

要望等処理件数

(令和7年度)

項 目	処 理 件 数(件)		
	本庁(市内全域)	支 所	計
1. 道路関係(道路舗装、補修、管理等)	2		2
2. 公園関係(公園内の施設管理、樹木管理等)	0		0
3. 環境清掃関係(騒音、振動、ごみ処理、草刈等)	4		4
4. 動物関係(カラス、ハチ、ヘビ等小動物)	811		811
5. その他	534		534
合 計	1,351		1,351

11. I-linkルーム／ホール／市川駅行政サービスセンター

市民相互の交流及び市民福祉の増進を図るために、平成20年12月1日にオープン。

予約方法は抽選方式を採用し、駅前という利便性を生かし、広く多目的に活用できるような施設を目指している。

利用状況等

施 設 名	面積(㎡)	定員(名)	令和7年度（登録件数244件）	
			使用件数(件)	使用率(%)
ルーム1(会議室)	55.72	40	388	31.99
ルーム2(会議室)	55.72	40	229	21.49
ホー ル	95.04	53	1,301	71.83
合 計			1,918	41.46

12. 市川市パスポートセンター／市川駅行政サービスセンター

千葉県からの権限移譲により、平成28年7月に市川市パスポートセンターを開設。市民に身近な市川駅行政サービスセンターに併設することで、市民サービスの向上を図っている。

①所在地 市川市市川南1丁目1番1号 ザ タワーズイースト3階

②取扱事務

旅 券 の 発 給 申 請	月～金曜日 午前9時～午後4時30分
旅券の交付（受け取り）	月・水・金・日曜日 午前9時～午後4時30分 火・木曜日 午前9時～午後6時30分

※千葉県中央旅券事務所と連携を図るため、同様の受付時間としている。

※第4日曜日、土曜日、祝日、振替休日、年末年始(12月29日から1月3日)は休み。

③利用状況（令和7年度）

申請件数（件）
12,701

13. 市川市行徳パスポートセンター／市川駅行政サービスセンター

市民サービスのさらなる向上を図るため、令和3年4月に「市川市パスポートセンター」（市川駅行政サービスセンター内）に続き本市2カ所目となるパスポートセンターを開設した。

①所在地 市川市妙典5丁目3番1号（イオン市川妙典店1番街3階）

②取扱事務

旅 券 の 発 給 申 請	月～金曜日 午前9時～午後4時30分
旅券の交付（受け取り）	月・水・金・日曜日 午前9時～午後4時30分 火・木曜日 午前9時～午後6時30分

※第4日曜日、土曜日、祝日、振替休日、年末年始(12月29日から1月3日)は休み。

③利用状況（令和7年度）

申請件数（件）
8,047

◎行 徳 支 所

1. 行徳支所の概要	126
2. 行徳支所機能の拡充	126
3. 水産業	128
4. 行徳臨海部の取り組み	128
5. 南行徳市民談話室	128

1. 行徳支所の概要／行徳支所総務課

昭和30年3月31日、行徳町が市川市に合併され、同日公布・施行された市川市役所支所設置条例に基づき行徳支所を設置。江戸川放水路以南の約12.61km²（市域全体の約22%）を所管区域とする。

所管区域 本行徳、加藤新田、千鳥町、高浜町、関ヶ島、伊勢宿、河原、下新宿、下妙典、押切、湊、湊新田、香取、欠真間、相之川、新井、島尻、塩浜、広尾、南行徳、福栄、行徳駅前、末広、入船、日之出、新浜、富浜、塩焼、本塩、妙典、宝、幸

世帯数 96,196世帯

人口総数 169,762人（住民基本台帳人口。令和8年3月31日現在）

(1) 行徳支所

総務課、市民課、福祉課及び臨海整備課のほか、行徳公民館、行徳図書館、末広親子つどいの広場などが入る複合施設。

所在地 市川市末広1丁目1番31号

敷地面積 4,958.73m²

構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

延べ床面積 8,558.97m²

竣工年月日 昭和53年8月29日

(2) 南行徳市民センター

市民・税・福祉の受付窓口のほか、南行徳市民談話室、南行徳こども家庭センターを併設。

所在地 市川市南行徳1丁目21番1号

敷地面積 825.88m²

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

延べ床面積 3,942.45m²

竣工年月日 平成9年10月31日

2. 行徳支所機能の拡充／行徳支所総務課

行徳支所は行徳地域における市民サービス向上のため、戸籍や住民登録、福祉、税などの市民窓口の他、子育てや介護に関する相談、ボランティアセンターなどの機能を有している。令和3年度には、支所版ワンストップサービスを充実させるため市民課および福祉課のレイアウトを変更した。4年12月より災害体制の強化として、市川市行徳臨海部ライブカメラを設置した。7年度には公共施設の有効活用の一環として、庁舎内に福祉の店およびいちランチ等の出店を開始し、来庁者の利便性向上を図るとともに、地域資源の利活用に寄与した。

(1) 行徳支所で取り扱う業務内容

名 称		取 扱 業 務
総 務 課		◎住居表示証明書の発行、臨時運行許可や市営駐輪場利用許可等各種申請の受付 ◎各種問い合わせ及び申請の取り次ぎ ◎支所機能の向上に関すること ◎行徳地区の自治会及び防犯協会関係
	郷土資料館 構 想 室	◎市税などの証明書の交付 ◎市税の納税相談 ◎原動機付自転車などの登録・廃車・名義変更
市 民 課		◎戸籍の届け出 ◎住民異動届 ◎各種証明書などの交付 ◎印鑑登録 ◎マイナンバーカードの交付
	福 祉 課	◎国民健康保険の届け出・給付申請受付 ◎国民年金の届け出 ◎後期高齢者医療の届け出・給付申請受付 ◎こども福祉関係、障がい者関係の一部申請受付 ◎生活保護の相談、申請受付 ◎健康手帳の交付 など
臨 海 整 備 課		◎水産業振興、漁港の管理・整備
教 育 セ ン タ ー 行 徳 相 談 室		◎子どもの発達や不登校・学習など子育てや教育に関する相談
介護福祉相談窓口		◎高齢者の介護に関する相談 ◎高齢者福祉関係の一部申請受付
外国人相談窓口		◎通訳による外国人の申請業務等の補助
子育てナビ 行徳		◎保育園幼稚園入園相談・情報提供、保育園入園受付
末 広 親 子 つ っ ど い の 広 場		◎0～3歳の親子や妊婦、これから親になる方の交流、育児相談（月～土曜日）
市 民 相 談 室		◎市民相談員による民事に関する一般的な相談や弁護士、司法書士、行政書士、税理士等の専門家による特別相談 ◎建築にかかわる設計者・施工業者とのトラブルや、近隣住民との民事的な問題に関する建築行政相談
母子保健相談窓口 （アイティ）		◎母子健康手帳の交付 ◎妊婦・乳児の健診受診票の交付 ◎妊娠・出産・育児に関する相談等

名 称	取 扱 業 務
市 民 活 動 支 援 セ ン タ ー 行 徳	◎市民や市民活動団体からの各種相談受付、情報提供
市川市社会福祉協議会 行徳ボランティアセンター	◎ボランティア活動に関する相談、情報提供、ボランティア保険 ◎車いすの貸し出し ◎フードバンク
基幹相談支援センター行徳 「えくる行徳ステーション」	◎障がいの種別を問わない生活相談、サービス調整や問題解決に向けた支援
シルバー人材センター 行 徳 事 務 所	◎高齢者に対する仕事の紹介（火・金曜日）
生 活 支 援 課	◎生活保護者への就労支援相談窓口（水曜日）

3. 水産業（第8編 経済部に掲載）／臨海整備課

4. 行徳臨海部の取り組み（第8編 街づくり部に掲載）／臨海整備課

5. 南行徳市民談話室／南行徳市民センター

市民談話室は、地域の人たちが触れ合いや情報交換で交流を深め、「ふるさと市川」の市民意識を醸成し、地域社会の振興及び市民福祉の増進を図る施設。市民談話室は当初、八幡及び南行徳に設置されたが、八幡市民談話室については平成29年3月に廃止した。

①多目的ホール・集会室別利用状況

（令和7年度）

区 分	開室日数	利用件数	利用者数	一日当り平均
多 目 的 ホ ー ル	346日	1,290件	16,444人	48人
集会室（1～5）	346	3,097	24,907	72
合 計	—	4,387	41,351	120

②団体別利用状況

（令和7年度）

区 分	利用団体数	利用人数	区 分	利用団体数	利用人数
文 学	107件	799人	音 楽	1,239件	7,457人
語 学	427	4,708	芸 術	938	8,377
手 工 芸	185	1,353	そ の 他	671	9,798
ス ポ ー ツ	820	8,859	合 計	4,387	41,351

◎消 防 局

1. 消防体制	130
2. 消防の施設・装備	132
3. 通信施設	133
4. 火災予防	135
5. 火災の発生状況	138
6. 消防の出動・出向状況	139
7. 消防水利	140
8. 救急出動件数及び搬送人員	140

1. 消防体制／消防総務課

本市消防は、明治27年消防組設置規則（勅令第15号）の公布に伴い消防組を設置。昭和11年同組内に常備部を置き、14年警防団令公布施行により消防組を警防団に、更に22年、消防団令公布により消防団に改称するなど幾多の変遷を経て火災の予防鎮圧に努めてきた。

23年、消防組織法が公布され12月に消防本部、翌24年4月に消防署を設置し、これらの常備消防と非常備の消防団を両輪として本市の火災予防、警戒、鎮圧及び水火災の災害防除、救助、救急活動等広く防災活動を行っている。

この間、消防施設装備の改善と近代化を図ると共に常設消防力の充実と消防団の少数精鋭化を図った。更に45年4月に市川市消防署を東・西の2署制とし、49年10月には消防本部の名称を消防局に改称。

53年4月南消防署、同年10月北消防署を設置。平成6年4月消防局の機構改革により、消防部、生活安全部、企画課を新設、また、9年3月1日北部地区警備体制強化のため北消防署に大野分遣所を設置、11年4月機構改革により消防部を消防総務部に、生活安全部を警防部に、更に、分遣所の名称を出張所に改称した。企画課を廃して総務課に統合、12年4月、市長部局防災課を消防局の組織に組み入れ、その後、16年4月に市長部局災害対策課に移管整備された。同年9月には、新田出張所を廃止、同年10月に大洲出張所を新設。21年4月機構改革により部制を廃止し2次長制とし、総務課を消防総務課へ、施設装備課を企画管理課へ名称変更し、警防課に市民防災担当室を設置した。

22年4月には南消防署に広尾出張所を設置。23年4月には、消防指令センターの共同運用に備え、指令課に共同指令センター設置準備担当室を設置、同年12月には、北消防署を大野訓練場用地に新築移転し、大野出張所を廃止した。また旧北消防署は北消防署曽谷出張所に改称。

25年4月には、千葉県北西部6市（市川市、松戸市、野田市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市）による指令センターの共同運用開始に伴い、共同指令センター設置準備担当室を廃止。また、令和3年2月新たに習志野市、柏市、八千代市、我孫子市を加え10市による指令業務の共同運用を開始した。

平成26年4月には、機構改革により市民防災担当室を廃止、東消防署に高度救助隊を編成配置。

27年4月には、沿岸及び海上等の災害に対応するため東消防署高谷出張所に14 t 級新「消防艇ちどり」を配置。

救急需要の増加に対応するため、29年4月、救急隊を1隊増隊、令和2年4月、さらに1隊増隊し、13隊として運用を開始した。

東京外かく環状道路千葉区間の開通に伴う救助体制強化のため、平成31年4月、西消防署に特別救助隊を配置し、4隊体制とした。

令和3年3月、災害時の情報収集等のため、災害用ドローンを配備し、同年10月、消防局に無人航空機隊を創設し、災害用ドローンの運用を開始した。

令和8年4月1日現在で、1局（6課）4消防署、7出張所、職員数519人となっている。消防団にあつては、1団23分団、団員数326人（女性団員22人含む）の体制により市民の生命・身体・財産の保護に努めている。

消防庁舎の概要／企画管理課

①消防署

名 称	構 造	敷地面積 (㎡)	延べ床面積 (㎡)	建築年月日
消 防 局 東消防署	鉄骨鉄筋コンクリート造 5階地下1階、塔屋1階	2,872.96	4,229.48	昭60. 6. 30
西消防署	鉄骨鉄筋コンクリート造 7階地下1階、塔屋1階 (4～7階は男女共同参画 センター)	784.49	1,782.33 (消防部分のみ)	平3. 8. 27
南消防署	鉄骨造3階、塔屋付	970.92	1,332.75	昭53. 4. 1
北消防署	鉄筋コンクリート造3階	2,513.81	1,819.26	平23. 11. 21

②出張所

名 称	構 造	敷地面積 (㎡)	延べ床面積 (㎡)	建築年月日
中 山 出 張 所	鉄骨造2階	293.43	267.00	昭56. 1. 29
高 谷 出 張 所	鉄筋コンクリート造3階	1,236.58	850.31	平30. 10. 22
国府台出張所	鉄筋コンクリート造2階	515.08	409.17	昭49. 3. 20
大 洲 出 張 所	鉄骨造3階 (市川市急病診療・ふれあい センター併設)	2,352.09	983.88 (消防部分のみ)	平16. 9. 15
行 徳 出 張 所	鉄骨造2階	686.22	390.32	昭53. 12. 15
広 尾 出 張 所	鉄骨造3階	680.05	849.98	平22. 3. 25
曾 谷 出 張 所	鉄筋コンクリート造2階	364.29	396.56	昭47. 11. 28

2. 消防の施設・装備／企画管理課

(1) 常備隊の装備

(令和8年4月1日)

配置管理 車種別	合 計	内 訳		消 防 局						東消防署			西消防署			南消防署			北消防署	
		実 働	非常用 消防自動車等	消 防 総 務 課	企 画 管 理 課	指 令 課	予 防 課	警 防 課	救 急 課	本 署	中 山	高 谷	本 署	国 府 台	大 洲	本 署	行 徳	広 尾	本 署	曾 谷
計	98	90	⑧	3	4	0	4	5	1①	17	2	8①	8	2②	5	13	2②	2	11①	3①
40mはしご車	2	2														1			1	
35m先端屈折はしご車	1	1								1										
救助工作車	4	4								1			1			1			1	
水難救助車	1	1													1					
指揮車	4	4								1			1			1			1	
化学消防ポンプ車	2	2										1						1		
大型化学高所放水車	1	1														1				
泡原液搬送車	1	1														1				
水槽付消防ポンプ車	3	3								1						1			1	
消防ポンプ車(CD-I型)	14	11	③							1	1	2	1	1①	1	1	1①		1	1①
軽消防自動車	1	1																		1
無人走行排煙放水車	1	1								1										
高規格救急車	18	13	⑤						①	2	1	1①	1	1①	1	2	1①	1	1①	1
司令車	4	4								1			1			1			1	
広報車等	5	5			1		2	1	1											
連絡車	10	10		3	2		2			1			1			1				
空気充填車	1	1								1										
隊員輸送車	2	2			1										1					
地震体験車	1	1								1										
水槽車	1	1										1								
支援車	1	1																	1	
照明車	1	1								1										
資材搬送車	5	5						1		1			1			1			1	
普通トラック等	1	1						1												
フォークリフト	2	2								1		1								
消防艇	1	1										1								
救命艇	3	3								1		1			1					
赤バイ	4	4								1			1			1			1	
無人航空機	2	2						2												
油圧ショベル	1	1																	1	

※○数字は非常用消防自動車等

(2) 非常備隊の装備（消防団）

（令和8年4月1日）

消 防 団 車 両		車両台数	分 団 名 等
合 計		23台	実働車23台
内 訳	消防ポンプ自動車	6台	第1、6～8、22、23分団
	小型動力ポンプ付積載車	17台	第2～5、9～21分団

3. 通信施設／指令課

消防通信は、消防活動の根幹をなすもので、災害通報の受信、指令及び情報収集等あらゆる消防情報連絡体制の中核を担っている。

本市は、平成25年度から千葉県北西部の6市（市川市、松戸市、野田市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市）による指令業務の共同運用を開始し、令和2年度からは新たに4市（習志野市、柏市、八千代市、我孫子市）を加えた10市で、「災害通報の受信」、「出動指令」、「通信統制」及び「情報の収集伝達」の業務を松戸市中央消防署内に設置した「ちば北西部消防指令センター」で行い、その他の指令業務は、市川市消防局・東消防署合同庁舎内の指令課で行っている。

また、消防救急デジタル無線についても、千葉県は県域一体整備を実施し、指令業務の共同運用と併せて平成25年度から運用を開始している。

その他の無線設備としては、千葉県石油コンビナート防災相互通信用無線、千葉県防災行政無線、市川市防災行政無線（固定系）、市川市地域防災無線（MCA無線）、署活動用無線を備えている。

(1) 消防救急無線設備：遠隔制御器

消防救急デジタル無線を運用するために本市指令課に設置、災害等に出動した消防隊及び救急隊と無線通信を行う。

(2) 防災無線装置等

①千葉県石油コンビナート防災相互通信用無線

石油コンビナート等での災害発生時の相互通信用（千葉県防災危機管理部消防課、管轄消防本部及び石油コンビナート事業所等関係機関）として、昭和55年4月に調整局（10W）1基を指令課に、平成20年12月に防災関係機関局（1W）1基を東消防署高谷出張所に、25年8月に防災関係機関局（5W）計4基を警防課、東消防署、東消防署高谷出張所（消防艇ちどり）及び南消防署に設置した。

②千葉県防災行政無線

県出先機関、県下市町村、消防及び関係機関の相互通信用として昭和58年4月に設置、その後、平成8年3月には衛星通信を使用した「ふるさと千葉ネットワーク」として、端末装置を設置した。

また、8年12月には千葉県総合防災情報システムを整備し、20年度には「防災情報ターミナルちば」整備事業として、防災無線の再整備及び防災情報システムの構築等がなされ、その後、24年度、令和6年度に機器が更新された。

③市川市防災行政無線（固定系）

無線局のデジタル化に伴い、平成26年度に市川市防災行政無線設備の更新を地域防災課で実施し、遠隔装置を指令課に設置した。

④市川市地域防災無線（MCA無線）

市、消防局、医療救護所及び避難所等との通信用として、平成20年11月に設置した。

⑤署活動用無線

災害時における隊員間の情報伝達用として、平成25年度に122局を整備、令和5年度に155局を賃貸借契約として更新、警防重機1用として4局を購入し合計159局とした。

(3) 119番受信数

(令和7年)

火 災	諸出動	救 急	病 院 照 会	ま ち が い	い た ず ら	問 い 合 せ	その他 不 明	通 報 訓 練	合 計
222	1,119	24,972	520	996	56	738	4,020	871	33,514

※災害等により複数通報の場合があるため、災害件数と受信件数は異なる。

(4) 端末回線数等

(令和8年4月1日)

区 分	消 防 局	東消防署			西消防署			南消防署			北消防署		合 計
		本 署	中 山 出 張 所	高 谷 出 張 所	本 署	国 府 台 出 張 所	大 洲 出 張 所	本 署	行 徳 出 張 所	広 尾 出 張 所	本 署	曾 谷 出 張 所	
指令回線	※	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
加入回線	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27

※消防局は東消防署本署と同一回線を使用

(5) 無線電話装置（消防救急デジタル無線及び署活動用無線）

①通信所（えんせいいちかわしょうぼう）

消防波1	主運用波2
消防波2	統制波1
消防波3	統制波2
救急波	統制波3

②陸上移動局（車載型5W・卓上固定型5W・可搬型5W・携帯型1W・署活動用）

(令和8年4月1日)

区 分		消 防 局						東消防署			西消防署			南消防署			北消防署		合 計
		消 防 総 務 課	企 画 管 理 課	指 令 課	予 防 課	警 防 課	救 急 課	本 署	中 山 出 張 所	高 谷 出 張 所	本 署	国 府 台 出 張 所	大 洲 出 張 所	本 署	行 徳 出 張 所	広 尾 出 張 所	本 署	曾 谷 出 張 所	
車 載 型	消防車 (AVM端末)		2 (1)	1 (2)	2	2	1	9 (7)	1 (1)	5 (2)	5 (3)	2 (2)	2 (2)	8 (7)	2 (2)	1 (1)	8 (6)	2 (1)	53 (37)
	救急車 (AVM端末)							3 (3)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	18 (18)
卓上固定型				2				1			1			1			1		6
可 搬 型								1						1					2
携 帯 型		1	1	5	1	1	1	12	3	5	8	3	4	13	3	2	9	3	75
署 活 動 用				5	2	5	2	24	8	8	17	8	8	25	8	8	23	8	159

4. 火災予防／予防課

(1) 防火思想の普及宣伝 (令和7年)

消 防 訓 練	661
巡 回 広 報	625
庁 舎 見 学	71
腹話術・紙芝居	5

(2) 消防法に定める建築同意 (令和7年)

区分	新 築	増 築	改 築	移 転	修 繕	模様替	用途変更	その他	合 計
件数 (件)	394	16	-	-	-	-	5	-	415件
面積 (㎡)	456,394	77,165	-	-	-	-	6,179	-	539,739㎡

(3) 危険物製造所等の数 (令和7年)

区 分	施 設 数
製 造 所	8
屋 内 貯 蔵 所	94
屋外タンク貯蔵所	307
屋内タンク貯蔵所	12
地下タンク貯蔵所	71
簡易タンク貯蔵所	-
移動タンク貯蔵所	360
屋 外 貯 蔵 所	91
給 油 取 扱 所	86
第1種販売取扱所	-
第2種販売取扱所	-
移 送 取 扱 所	2
一 般 取 扱 所	111
合 計	1,142

(4) 用途別中高層防火対象物数

防火対象物の別			階別	B4	B3	B2	B1	地 階 計	3	4	5	6	7
				階	階	階	階		階	階	階	階	階
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場							2	1			
	ロ	公会堂・集会場				1	3	4	10	4	2		
2	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブの類											
	ロ	遊技場・ダンスホール							2				
	ハ	性風俗関連特殊営業店の類											
	ニ	カラオケボックス等											
3	イ	待合・料理店の類											
	ロ	飲食店					4	4	18	4	1	1	
4		百貨店・マーケット・物品販売業店舗					2	2	12	2			
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所の類					3	3	7	4	2	1	3
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅				2	165	167	2,670	785	381	222	190
6	イ	(1) 特定診療科名を有する病院							2	1	1		1
		(2) 特定診療科名・入院施設を有する診療所								1			
		(3) (1)及び(2)以外の病院、診療所または入所施設を有する助産所					4	4	9	4	1		
		(4) 入院施設を有しない診療所及び助産所					1	1	14	6	1		
	ロ	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等					2	2	44	8	3		1
		(2) 救護施設											
		(3) 乳児院											
		(4) 障害児入所施設							1				
		(5) 障害児支援施設等											
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター、老人介護支援センター等					1	1	6	4	2		
		(2) 更生施設											
		(3) 助産施設、保育所、児童自立支援施設等					2	2	16	4			
		(4) 児童発達支援センター等							2				
		(5) 身体障害者福祉センター、地域活動支援センター等					1	1	12	1	1		
	ニ	幼稚園・特別支援学校					4	4	9	2	1		
7		小学校・中学校・高等学校・大学・各種学校の類				2	16	18	47	58	16	1	2
8		図書館・博物館・美術館の類				1	2	3	2		1		
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場の類											
	ロ	上記イ以外の公衆浴場											
10		車両の停車場・船舶又は航空機の発着場							1				
11		神社・寺院・教会の類					10	10	5	1	1		
12	イ	工場・作業場					2	2	37	10	3	2	
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ								1			
13	イ	自動車車庫・駐車場					2	2	4		2		
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫											
14		倉庫					1	1	38	39	16	14	1
15		前各項に該当しない事業場		2	3	6	55	66	141	47	24	12	7
16	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物		1	4	14	97	116	373	229	152	81	56
	ロ	上記イ以外の複合用途防火対象物					38	38	264	124	77	38	34
16-2		地下街											
17		重要文化財									1		
計				3	7	26	415	451	3,748	1,340	689	372	295

(令和7年)

8 階	9 階	10 階	11 階	12 階	13 階	14 階	15 階	16 ～ 20 階	21 ～ 30 階	31 ～ 40 階	41 ～ 50 階	51 階 以上	中 高 層 計
													3
													16
													2
													24
													14
	1					1							19
87	47	49	36	18	15	34	9	4	1				4,548
													5
													1
1				1									16
													21
													56
													1
													12
													20
													2
													14
													12
1	1							1					127
													3
													1
													7
													52
													1
													6
7		1											116
1	1												233
24	13	23	4	3	7	5			2	3	1		976
15	3	6	4	2	2	1							570
													1
136	66	79	44	24	24	41	9	5	3	3	1		6,879

5. 火災の発生状況／予防課

(令和7年)

区 分			
建 物 火 災	件 数		64
	焼 損 棟 数	全 焼	5
		半 焼	3
		部 分 焼	10
		ぼ や	53
		小 計	71
	焼 損 床 面 積 (m ²) (焼 損 表 面 積)		496 (104)
	1 件当たり焼損床面積 (m ²)		7.8
	損 害 額 (千円)		96,388
	1 件当たり損害額 (千円)		1,506
	林 野 火 災	件 数	
焼 損 面 積 (a)		—	
損 害 額 (千円)		—	
車 両 火 災	件 数		5
	損 害 額 (千円)		500
船 舶 火 災	件 数		—
	損 害 額 (千円)		—
航 空 機 火 災	件 数		—
	損 害 額 (千円)		—
そ の 他 火 災	件 数		22
	損 害 額 (千円)		2
死 傷 者 数	死 者 (人)		2
	負 傷 者 (人)		18
合 計	件 数		91
	損 害 額 (千円)		96,890

6. 消防の出動・出向状況／警防課

(1) 出動件（回）数

（令和7年）

常 備 隊			消 防 団	
出動区分	区 分	計	区 分	計
合 計	回 数	5,862	回 数	587
	出 動 台 数	13,646	出 動 台 数	587
	延 べ 人 員	48,227	延 べ 人 員	2,571
火 災	回 数	91	回 数	20
	出 動 台 数	532	出 動 台 数	20
	延 べ 人 員	1,961	延 べ 人 員	67
救 助	回 数	477	回 数	
	出 動 台 数	2,104	出 動 台 数	
	延 べ 人 員	7,326	延 べ 人 員	
そ の 他	回 数	1,060	回 数	567
	出 動 台 数	2,561	出 動 台 数	567
	延 べ 人 員	9,348	延 べ 人 員	2,504
P A連携	回 数	4,183		
	出 動 台 数	8,375		
	延 べ 人 員	29,309		
風 水 害	回 数	3	回 数	0
	出 動 台 数	3	出 動 台 数	0
	延 べ 人 員	12	延 べ 人 員	0
応援火災	回 数	48	回 数	
	出 動 台 数	71	出 動 台 数	
	延 べ 人 員	271	延 べ 人 員	

(2) 出向回数

（令和7年）

常 備 隊			消 防 団	
出向区分	区 分	出向区分	区 分	出向区分
合 計	回 数	4,639	回 数	648
	出 向 台 数	4,639	出 向 台 数	648
	延 べ 人 員	17,680	延 べ 人 員	4,084
訓 練	回 数	4,014	回 数	648
	出 向 台 数	4,014	出 向 台 数	648
	延 べ 人 員	15,284	延 べ 人 員	4,084
消防広報等	回 数	625	回 数	
	出 向 台 数	625	出 向 台 数	
	延 べ 人 員	2,396	延 べ 人 員	

7. 消防水利／警防課

(1) 施設別水利

(令和8年4月1日)

合 計	消 火 栓 (公設)			防 火 水 そ う 等				プール	利用可能 河 川
6,946	計	双口	単口	計	防火 水槽	貯水池 等	転 用 貯水槽		
	4,988	503	4,485	1,878	1,802	65	11		

(2) 水利増強数

(令和7年度)

区 別	件 数
防火水そう (有蓋)	22
消 火 栓	0

8. 救急出動件数及び搬送人員／救急課

区 分		計	火 災	自然 災害 事故	水 難 事 故	交 通 事 故	労 働 災 害 事 故	運 動 競 技 事 故	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他
令和 7 年	件数	27,152	62	4	17	1,393	251	127	4,464	113	221	18,239	2,261
	人員	23,743	16	0	5	1,322	248	124	4,024	78	167	16,360	1,399

◎選挙管理委員会

(1) 選挙人名簿登録者数の推移 (単位：人)

項目 \ 定時登録日	令和6年3月1日	令和7年3月1日	令和8年3月1日
男	206,700	206,730	207,185
女	202,992	203,639	204,751
合 計	409,692	410,369	411,936

(2) 各種選挙投票状況 (単位：%)

区 分		投票率	区 分		投票率
25. 3. 17	知事選挙	27.08	3. 3. 21	知事選挙	33.79
7. 21	参議院議員選挙 (選挙区)	48.89	3. 10. 31	衆議院議員選挙 (小選挙区)	52.89
	(比例区)	48.88		(5 区)	52.76
25. 11. 24	市長選挙	21.71		(6 区)	53.49
	市議会議員補欠選挙	21.70		(比例区)	52.88
26. 12. 14	衆議院議員選挙 (小選挙区)	49.91	4. 3. 27	市長選挙	38.75
	(5 区)	49.06		市議会議員補欠選挙	38.72
	(6 区)	52.50	4. 7. 10	参議院議員選挙 (選挙区)	50.02
	(比例区)	49.89		(比例区)	50.01
27. 4. 12	県議会議員選挙	32.98	5. 4. 9	県議会議員選挙	35.70
4. 26	市議会議員選挙	35.13	5. 4. 23	市議会議員選挙	37.59
28. 7. 10	参議院議員選挙 (選挙区)	51.38		衆議院議員補欠選挙(5区)	36.24
	(比例区)	51.37	6. 10. 27	衆議院議員選挙 (小選挙区)	51.81
29. 3. 26	知事選挙	26.10		(4 区)	52.18
29. 10. 22	衆議院議員選挙 (小選挙区)	48.67		(5 区)	51.62
	(5 区)	47.82		(比例区)	51.80
	(6 区)	51.33	7. 3. 16	知事選挙	29.60
	(比例区)	48.65	7. 7. 20	参議院議員選挙 (選挙区)	57.36
29. 11. 26	市長選挙	30.76		(比例区)	57.35
	市議会議員補欠選挙	30.74	8. 2. 8	衆議院議員選挙 (小選挙区)	55.86
30. 4. 22	市長選挙 (再)	33.97		(4 区)	55.26
31. 4. 7	県議会議員選挙	33.09		(5 区)	56.17
31. 4. 21	市議会議員選挙	33.23		(比例区)	55.85
令元.	参議院議員選挙 (選挙区)	44.05	8. 4. 19	市長選挙	31.97
7. 21	(比例区)	44.04			

(3) 市議会議員の選挙結果・推移

選挙年月日	定 数	候補者数	当日有権者数	投票率	最高得票数	最低得票数
平成27. 4. 26	42人	60人	374,750人	35.13%	7,637票	106票
31. 4. 21	42	56	393,679	33.23	4,852	212
令和5. 4. 23	42	65	399,925	37.59	7,494	67

◎監査委員

市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行についての監査等をするため、地方自治法第195条第1項の規定に基づき監査委員を設置している。

委 員

- | | | | | |
|-----------------------|----|------------|----|----------|
| ○識見を有する者のうちから選任する監査委員 | 定数 | 2人（うち常勤1人） | 任期 | 4年 |
| ○議員のうちから選任する監査委員 | 定数 | 2人 | 任期 | 議員の任期による |

令和7年度に実施した監査等は、以下のとおりである。

(1) 財務監査（地方自治法第199条第1項）

第1期（8部32課相当2担当室1構想室）

監査の対象

① 危機管理室

危機管理課、地域防災課

② 総務部

総務課、人事課、職員課、健康管理担当室、行政対象暴力担当室、ダイバーシティ推進課、法務課

③ 福祉部

地域共生課、地域包括支援課、介護保険課、障がい者支援課、障がい者施設課、生活支援課、市営住宅課

④ 保健部

保健医療課、健康支援課、国保年金課、斎場霊園管理課、斎場建設課

⑤ 環境部

総合環境課、自然環境課、生活環境保全課、清掃事業課、クリーンセンター建設課、クリーンセンター

⑥ 行徳支所

総務課、郷土資料館構想室、市民課、福祉課、臨海整備課、南行徳市民センター

⑦ 会計課

⑧ 監査委員事務局

実施期間 令和7年4月1日～12月25日

第2期（3部17課相当、小中学校等55校、幼稚園6園）

監査の対象

① こども部

こども施策課、こども家庭相談課、発達支援課、子育て給付課、こども施設入園課、幼保施設管理課

② 教育振興部

教育総務課、教育政策課、教育施設課、生涯学習振興課、文化財課、図書館課

③ 学校教育部

義務教育課、指導課、保健体育課、学校地域連携推進課、教育センター

④ 市立学校(幼稚園)

小学校38校、中学校15校、義務教育学校1校、特別支援学校1校、幼稚園6園

実施期間 令和7年10月1日～8年3月30日

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

市の事務又は事業について、法令等に従って適正に行われているかという観点に加え、経済性・効率性・有効性の観点を主眼として、財務監査に合わせて実施。

実施期間 令和7年4月1日～8年3月30日

(3) 工事監査（地方自治法第199条第1項）

監査の対象 市川市北方地区公共下水道整備事業建設工事

実施日 令和7年11月6日及び11月11日

(4) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

監査の対象 市川市土地開発公社

実施期間 令和7年5月1日～12月25日

※監査対象団体に関する事務等を行っている所管部署（管財部管財課）も合わせて監査を実施。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

月1回、年12回、現金の出納について検査。

(6) 決算審査

（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

令和6年度一般会計・特別会計決算について 実施期間 令和7年7月7日～7月28日

令和6年度公営企業会計決算について 実施期間 令和7年5月31日～7月28日

(7) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

令和6年度基金運用状況について 実施期間 令和7年7月7日～7月28日

(8) 健全化判断比率等審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

令和6年度決算に基づく健全化判断比率について 実施期間 令和7年7月7日～7月28日

令和6年度公営企業会計決算に基づく資金不足比率について

実施期間 令和7年7月7日～7月28日

◎公平委員会／総務課

地方公務員法の完全な実施を確保し、その目的を達成するため同法第7条第2項の規定に基づいた行政委員会で、職員の勤務条件に関する措置の要求についての審査・判定、職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決、職員の苦情の処理、職員団体の登録に関する事務及び市川市管理職員等の範囲を定める規則の制定等を行う。

委員数 定数3人 任期4年

委員 山本徹、北井久美子、小山達也

◎固定資産評価審査委員会／税制課

地方税法第423条に基づき、市議会の同意を得て市長が選任する委員により構成する組織で、固定資産課税台帳に登録された価格に関する固定資産税の納税者からの不服申出を審査・決定する。審査申出の期間は、固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨を市長が公示した日から、納税通知書の交付を受けた日後3カ月以内の期間とする。審査申出は文書をもって委員会に対して行う。

委員数 定数3人 任期3年

委員長 塚田孝久 委員 芳村則起、松井光男

第6編 健康福祉委員会

◎こども家庭部	147
◎福祉部	165
◎保健部	179

◎こども家庭部

1. 市川市こども計画	148
2. こども・子育て支援施策	148
3. 子育て世帯、若者世帯の住宅支援	150
4. こども館の運営	150
5. 妙典こども地域交流館	151
6. こども家庭センター	152
7. 市川市こども発達センター	155
8. 児童福祉	156
9. 保育料無償化	157
10. 保育事業	158
11. 幼稚園	163

1. 市川市こども計画（第3編に掲載）／こども家庭施策課

2. こども・子育て支援施策／こども家庭施策課、こども施設入園課

こどもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、仕事と育児の両立の負担感から結婚・出産をあきらめる人々や、核家族化の進展・地域のつながりの希薄化などが影響して、悩みや不安を抱え込み孤立してしまう母親が増えている。こうした状況から保護者が子育てに不安や負担でなく喜びや生きがいを感じることができるよう地域・社会全体でこどもと子育て家庭を支え、こどもの視点に立った「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指し、各々が協働しながらこどもが健やかに成長できる環境を整備することが重要となっている。

市では、令和7年度からの5年間の計画として「市川市こども計画」を策定し、こどもや子育て家庭を取り巻く厳しい環境に対応するための様々な施策の推進について定め、計画的なこども・子育て支援を実施している。

(1) 子育てナビ

就学前の教育・保育及び地域の預け先施設等の案内を行い、各家庭に必要な情報を提供することで、安心して子育てができるよう支援している。そのために幼稚園・保育所等の情報集約を行い、親子のニーズに合わせ、施設や事業を円滑に利用できるよう、その情報を提供している。

支援実績 (令和7年度)

区 分	支援件数
窓 口	8,746件
電 話	2,831件
出張子育てナビ	118人 (59組) (開催3回)

(2) 地域子育て支援センター

妊婦や主に0歳～就学前の親子を対象に広場で自由に遊び、親同士の交流を図ることができるほか、育児相談・子育てに関する講習会の実施、地域の子育て関連情報の提供を、市内11カ所の地域子育て支援センターで実施している。

①令和7年度延べ利用者数 64,453人

②設置状況

施 設 名	所 在 地
1 さかえ・こどもセンター	北国分4丁目10番3号 (風の谷こども園内)
2 シーガル・こどもセンター	幸2丁目8番17号 (愛泉保育園内)
3 妙典保育園地域子育て支援センター	妙典6丁目2番45号 (妙典保育園内)
4 こあらっこ・こどもセンター	国府台2丁目9番13号 (国府台保育園内)
5 昭和学院もこもこ・こどもセンター	東菅野2丁目17番1号 (昭和学院短期大学内)
6 わたぐも・こどもセンター	原木2丁目10番13号 (わたぐも保育園内)
7 チェリーズ・こどもセンター	市川南2丁目6番22号 (さくらんぼ保育園内)
8 キッド・ステイこどもセンター	香取2丁目19番10号 (キッド・ステイ南行徳保育園内)
9 CMSいちかわキッズ子育て支援センター	市川南1丁目10番1号 ザ・タワーズ ウェスト3階 (市川キッズステーション内)
10 CMS市川大野子育て支援センター	大野町3丁目1438番地の1 (市川大野ナーサリースクール内)
11 みどりようちえんベビーカーセンター	中山3丁目10番4号 (みどり幼稚園内)

(3) 親子つどいの広場

主に0～3歳の親子やこれから親になる方が気軽に集い、交流を図ったり育児相談などができる場を市内5カ所に設け、安心して子育てをすることができる環境を整備している。

①令和7年度延べ利用者数 78,050人

②設置状況

施 設 名	所 在 地
1 新井親子つどいの広場	新井3丁目31番1号（新井地域ふれあい館内）
2 八幡親子つどいの広場	八幡4丁目2番1号（八幡市民交流館内）
3 新浜親子つどいの広場	新浜1丁目26番1号（市立南新浜小学校内）
4 妙典親子つどいの広場	本行徳1266番地1（妙典こども地域交流館内）
5 末広親子つどいの広場	末広1丁目1番31号（行徳支所内）

(4) ファミリー・サポート・センター

生後2カ月～小学校6年生までの子の育児の援助を行いたい人と受けたい人、両方を行う人で構成された相互援助会員組織「いちかわファミリー・サポート・センター」を運営し、地域全体で子育て家庭を支援している。

①令和7年度活動実績 12,114件

②会員数 （令和8年3月31日）

依頼会員	5,656人
両方会員	295
協力会員	478
合 計	6,429

(5) 子育て情報の提供

こどもや子育てに関する保健・福祉・教育・遊びの場等の情報を網羅した「いちかわ子育てガイドブック」を、主に妊娠期から就学前までの子のいる家庭を対象として作成している。また、子育て応援サイト「いちかわっこWEB」を運営し、行政情報のみならず、NPOやサークル等によって実施されている様々な子育て支援に関する民間情報を提供している。

(6) こどもの居場所づくり

地域のこどもの居場所づくりの推進を図るため、こども食堂及びフードリボンプロジェクトの支援を行っている。

①こども食堂への支援

こども食堂開催にかかる経費に対し補助金を交付するとともに、こども食堂の周知啓発を実施している。

②フードリボンプロジェクトへの支援

市内参加店舗に対してのぼり旗やチラシ等のスタートアップキットを配布するとともに、フードリボンプロジェクトの周知啓発を実施している。

3. 子育て世帯、若者世帯の住宅支援／こども家庭施策課

(1) 子育て世帯同居・近居スタート応援補助金

安心して子育てができる環境づくりを支援し、子育て世帯の定住を促進するため、市内において、住宅を新築（購入又は建て替え含む）し、親世帯（祖父母）と同居又は近居を開始する子育て世帯に対し、その建築費等の一部を補助している。

(2) 新婚生活住まい応援補助金

経済的支援によって若者が婚姻等をしやすい環境を整えるとともに、将来的に子育て世代となる若者を本市に呼び込み、婚姻等を機に本市に住み続けてもらえるよう、新婚世帯等を対象に住居の賃借にかかる費用の一部を補助している。

4. こども館の運営／こども家庭施策課

こども館は、18歳までのすべてのこどもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、こどもの心身を育成し情操を豊かにすることを目的とする施設である。

(1) 遊びによるこどもの育成

- ①こどもが遊びを通して心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助している。
- ②こどもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にしている。

(2) こどもの居場所の提供

- ①こどもが安全に安心して過ごせる居場所となるため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、こどもの自発的な活動を尊重している。
- ②中・高校生世代も利用できる施設であることから、「中高生タイム」や「中高生専用ルーム」を設け、利用を促進する環境づくりを行っている。

(3) こどもが意見を述べる場の提供

- ①こどもが意見を述べる場の提供がこどもの相談や権利保障につながっている。
- ②こども館を利用するこどもが「こども実行委員」等の活動を通して、こどもの話し合いの場を計画的に設け、自分たちで活動を作り上げることができるように援助している。

(4) 配慮を必要とするこどもへの対応

- ①障がいの有無にかかわらず、こども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮している。
- ②家庭や友人関係等に悩みや課題を抱えるこどもや、不適切な療育等や虐待が疑われる場合、こどもにも福祉的な課題がある場合には、関係機関と連携し支援を行っている。
- ③障がいのあるこどもの利用に当たっては、合理的配慮に努めている。

(5) 保護者への子育て支援の実施

- ①乳幼児を対象とした活動を実施し、こどもと保護者が自由に交流できる場を提供し、交流を促進している。また、地域に出向いての交流の場も設けている。
- ②児童虐待の予防に心がけ、関係機関と協力して支援するとともに必要に応じて相談機関等につないでいる。

(6) 学校・地域との連携

- ①地域のこどもの健全育成に資する団体や活動と協力し合い、子育て情報の提供やサークル支援等地域で子育てを支え合う環境づくりを行っている。
- ②ボランティアや職場体験、施設実習を受け入れている。

(7) 利用者数

(令和7年度)

施 設 名		年間利用者数(人)
1	中央こども館(生涯学習センター内)	99,639
2	本北方こども館(東部公民館内)	10,681
3	相之川こども館(南行徳公民館内)	19,935
4	中国分こども館(西部公民館内)	10,847
5	大洲こども館(こども発達センター内)	12,508
6	南八幡こども館(勤労福祉センター内)	14,366
7	柏井こども館(柏井公民館内)	3,926
8	曾谷こども館(曾谷公民館内)	6,658
9	信篤こども館(信篤公民館内)	5,851
10	田尻こども館(いきいきセンター田尻内)	8,464
11	塩浜こども館(ハイタウン塩浜1号棟103)	7,588
12	市川こども館(いきいきセンター市川併設)	21,298
合 計		221,761

5. 妙典こども地域交流館／こども家庭施策課

妙典こども地域交流館(愛称:ぴあぱーく妙典COCO)は、こどもが楽しく過ごせるとともに、こどもを中心に多世代が交流することができる施設である。

多世代交流やさまざまな体験活動を通して、こどもの健やかな成長を育むことを目的として、以下のことを行っている。

- ・施設を活用した運動、学習、絵画、造形及び音楽等の体験活動や読書活動の推進に関すること
- ・こどもが意見を述べる場を提供し、こどもの意見をもとにした活動につながるよう支援すること
- ・こどもの健全な育成に必要な支援としての遊びの提供や、安心していられる居場所づくりの他、日常利用の中で気になるこどもについて関係機関と連携して支援すること
- ・こどもの成長を支えるため、地域の方によるボランティア活動の推進や、多様な文化や多世代で交流できるイベントの実施

令和7年度延べ利用者数 354,910人

6. こども家庭センター／こども家庭相談課

母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うことにより、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進、こどもや子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供する。

(1) 児童虐待防止活動

「子ども虐待対応マニュアル」や、リーフレット「子どものSOSに気づいてください」を市内小中学校・幼稚園・保育園などの職員に説明・配布し、児童虐待の早期発見・通報を呼びかけている。

(2) こどもショートステイ事業

保護者の疾病・出産・仕事・介護等で一時的にこどもの養育が困難になった時にこどもを預けることができる短期入所（ショートステイ）及び夜間・休日養護（トワイライトステイ）を母子生活支援施設「国府台母子ホーム」に委託している。

(3) 児童福祉施設の入所

①助産の実施

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に保護し、入院助産の費用を負担する。

②母子生活支援施設における母子保護の実施

母子世帯の母又はこれに準ずる事情にある者の監護すべきこどもが児童の福祉に欠ける状況にある場合、当該母子等を母子生活支援施設において保護すると共に自立のための支援を行う。

(4) 要保護児童対策地域協議会

平成16年度の児童福祉法改正により、虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護を実施するため、18年に「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関がこどもや保護者に関する情報や支援方針を共有し、連携して対応をしている。さらに25年には、その関係機関の代表者による会議を「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」と位置づけ、こどものみではなく、高齢者や障がい者、配偶者なども含めた家庭内暴力について、包括的に対応している。

(5) 養育支援訪問事業

児童虐待の防止・対応のため、養育支援が特に必要であると判断された家庭に対し、訪問支援員が居宅を訪問し、家事・育児支援及び養育に関する助言等を行う。

(6) 子育て世帯訪問支援事業（いちふぁみヘルプ）

妊娠期から心身の負荷を軽減することで安定した妊娠期を過ごし、出産・育児への不安軽減につながるよう、家事、育児を行うことが困難、または妊娠、出産や育児に対し不安がある家庭に訪問支援員を派遣する。（利用条件・一部利用者負担あり）

(7) 健康教育・健康相談

妊娠期から子育て期にわたる健康教育および育児相談を実施することにより、保護者の育児不安の軽減につなげる。

事業名	対象	内容
プレ親学級	初めて出産を迎える妊婦とその家族	夫婦共に育児についての理解を深め、地域で協力して出産・育児に取り組むことができるよう、集団にて赤ちゃんの抱っこや着替え体験、妊婦体験を実施するとともに、参加者同士の交流を図る。

事業名	対象	内容
依頼の健康教育	地域やこども館等	こども館等からの依頼により、育児に関する健康教育及び相談、身体計測を実施する。
あかちゃん相談	乳幼児及び保護者	保健師、歯科衛生士、管理栄養士、臨床心理士により、保護者を対象とした心身の健康や育児に関する個別相談（予約制）、身体計測を実施する。
すくすく親子の会	低出生体重児及びその保護者	出生体重2,000g未満の乳児（5か月～1歳11か月児）とその保護者を対象に、集団にて発達に関する健康教育・健康相談を実施する。
母と子の相談室 （産後メンタル相談）	産後うつが疑われる産婦とその家族	産後うつが疑われる産婦とその家族に対し、精神科医との面接を行い、適切な支援につなげる。
心理個別相談	主に就学前の児童及びその保護者	発達及び社会環境面に何らかの課題を抱える親子を対象に、地区担当保健師と臨床心理士による個別相談を実施する。
パパママ栄養 ク ラ ス	妊婦とその家族	集団にて妊娠と家族の食生活について健康教育及び相談を実施する。
離乳食教室	乳幼児の保護者	集団にて離乳食の進め方の講話と調理の実演（試食あり）・相談を実施する。
母と子のむし歯 予 防 教 室	幼児および学童 （主に5～8歳児）及び保護者	2回1コースで集団で健康教育と歯科健診、希望者にはフッ化物塗布を実施する。（夏休みに実施）
歯みがき教室	乳幼児（主に1～3歳児）およびその保護者	集団にて口腔内の発育やむし歯予防について健康教育・健康相談を実施する。（カミカミ歯みがき教室：10か月児、おやこ歯みがき教室：11か月児から3歳児）

(8) 家庭訪問

妊娠・出産・育児などに対する不安を軽減するとともに、疾病を予防し健康の保持増進を図るため、対象者やその家族が生活している場へ出向き、状況に応じた具体的な指導を行う。

(9) 子育て世代包括支援事業・妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から子育て期にわたる相談支援を行う母子保健相談窓口「アイティ」を設置し、妊娠届出時や子育て・健康相談時に保健師等が面接を行い、助言内容や情報を記載した「子育てマイプラン」を提供する。また、伴走型相談支援として、妊娠届出時に妊婦本人の来所を促すとともに、妊婦・その配偶者等に対し面談等により、情報提供や相談支援を行う。

（令和7年度）

区 分	窓 口 数	設 置 箇 所
母子保健相談窓口数	4カ所	・市川市役所第1庁舎 2階 ・南行徳保健センター 4階 ・行徳支所 2階 ・JR市川駅南口「ザ タワーズイースト」3階

区 分	件 数 (件)	概 要
保健師等による母子健康手帳交付数	3,679	令和7年度母子健康手帳交付総数 3,752件
マイプラン作成数	4,386	・母子健康手帳交付時 ・妊婦乳児健康診査受診票発行時 ・相談来所時

(10) 健康診査

妊婦及び乳児について適切な時期に健康診査を実施することにより、疾病の早期発見及び育児支援・虐待予防に努める。

(令和7年度)

事業名	内 容	対 象 数	受診者数
妊 婦 健 康 診 査	妊娠届出時に母子健康手帳と共に受診票（母子健康手帳別冊）を交付し、各医療機関にて個別健診を実施。 （転入の際は、受診票（母子健康手帳別冊）のみを交付）	3,752 （令和7年度妊娠届出数）	43,481 （延数）
妊 婦 歯 科 健 康 診 査			1,413
産 婦 健 康 診 査		3,351 （令和7年度産婦数）	5,192 （延数）
新 生 児 聴覚スクリーニング検査		3,399 （令和7年度出生数）	3,137
1 か 月 児 健 康 診 査 ※ 令 和 7 年 度 開 始		3,399 （令和7年度出生数）	2,544
乳 児 健 康 診 査		3,399 （令和7年度出生数）	6,274 （延数）
低 所 得 妊 婦 初 回 産 科 受 診 料 交 付 金	低所得世帯の方の経済的負担を軽減するため、初回の産科受診料の費用を助成。		7件
1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査	集団健診（歯科）	3,285	3,007
	個別健診（内科）		3,030
3 歳 児 健 康 診 査	集団健診（歯科）	3,549	3,136
	個別健診（内科）		3,289

(11) フッ化物塗布事業

幼児の歯科保健対策としてむし歯予防に有効なフッ化物塗布を実施し、健全な口腔の育成を促すとともに生涯にわたる歯科保健に対する意識の向上を図る。

(令和7年度)

対 象	内 容	受 診 者 数
2歳6か月児 （受診期間2歳6か月～3歳未満）	口腔内診査、フッ化物歯面塗布	1,886人
4歳6か月児 （受診期間4歳6か月～5歳未満）		1,440

(12) 産後ケア

出産後の産婦及び乳児に対し、宿泊型及びデイサービス型、訪問型産後ケアを実施することにより、産婦の心身の安定及び育児負担の解消を図る。

(令和7年度)

区 分	実施機関	利用件数	利用日数（延べ）
宿 泊 型	15医療機関	346件	1,661日
デイサービス型	12医療機関	145	377
訪 問 型	1 機関	214	674
合 計		705	2,712

(13) 妊婦のための支援給付事業（旧：出産子育て応援給付金事業）

妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援を行うため、すべての妊産婦に寄り添い、面接等を通じた継続的な情報発信や相談対応による伴走型の相談支援と、経済的支援を組み合わせる。

妊婦であることの認定後に5万円、その後妊娠しているこどもの人数に応じ5万円を給付する。

（令和7年度）

区分	支給件数
出産応援給付金（旧制度）	2
子育て応援給付金（旧制度）	458
妊婦支援給付金（1回目）	4,039
妊婦支援給付金（2回目）	3,070

(14) 保健推進員活動

対象者へ家庭訪問し、市母子保健サービスや地域情報等の周知を行うことにより、地域住民の健康の保持・増進を図り、健康で明るい地域社会を作る。

令和8年度 保健推進員数 52人（令和8年4月1日現在）

(15) 不妊治療費（先進医療）助成事業（令和8年9月から開始）

不妊症に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、医療保険適用の生殖補助医療を行う際に併用して受けた先進医療費に10分の7を乗じた額（上限3万円）を助成する。

7. 市川市こども発達センター／発達支援課

発達に課題のあるこどもの成長を総合的に支援し、障がい児理解を啓発するための施設。

事業内容

(1) こども発達相談室（ぺあ）

- ①発育、発達が心配なこどもや保護者、医療的ケア児に対して、専門職員が電話や面談による相談や、個別・集団療育を実施する。
- ②障がい児への支援スキルを向上させるため、地域子育て支援センターや、放課後保育クラブ等の支援者などに対し研修を行う。
- ③障がいに対する市民への理解を促進するために講演会等を開催する。

(2) 児童発達支援センター（あおぞらキッズ）

①児童発達支援

通所により、就学前の障がい児等に対し、機能訓練及び生活支援並びに基本的な生活習慣を確立するための支援及び家族支援を行う。

②保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児等に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行う。

③障害児相談支援

障害児通所支援の利用について、障害児支援利用計画を作成し、作成後の利用状況の検証、計

画の見直し、変更を行う。

(3) 児童発達支援センター（おひさまキッズ）

①児童発達支援

通所により、就学前の肢体不自由児に対し、機能訓練及び生活支援並びに基本的な生活習慣を確立するための支援及び家族支援を行う。

②保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児等に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行う。

③障害児相談支援

障害児通所支援の利用について、障害児支援利用計画を作成し、作成後の利用状況の検証、計画の見直し、変更を行う。

(4) 障害児通所給付の申請

児童福祉法に基づき、障害児通所支援に係る通所給付費の申請及び審査を行う。

8. 児童福祉／子育て給付課

(1) 各種手当支給制度

①児童手当

高校生相当年齢（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人に対し、申請の翌月分から支給する（所得制限なし）。

年 齢	月 額	
3 歳 未 満	15,000円	第3子以降 30,000円
3歳～小学生	10,000円	
中 学 生	10,000円	
高 校 生	10,000円	

②児童扶養手当

離婚や死亡等の理由により、父又は母と生計を同じくしていない児童（原則、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を監護している父又は母、あるいは父母に代わって児童を養育している人に対し、申請の翌月分から支給する（所得制限あり）。

月額 第1子 全部支給 48,050円
一部支給 48,040円 ～ 11,340円 ※所得に応じて決定される。

第2子以降1人につき 全部支給 11,350円
一部支給 11,340円 ～ 5,680円 ※所得に応じて決定される。

手当の支給開始月から5年と支給要件に該当した月から7年を比較し、いずれか早い方を経過した時は、手当が一部支給停止となる場合がある。ただし、受給資格者が就業している場合や障がいがある場合等、政令で定める一部支給停止適用除外事由に該当する場合には適用しない。

③遺児手当

同居していた両親あるいは父母のどちらかが、死亡あるいは1年以上生死不明、又は障がい（災害によって身体障害者福祉法施行規則に定める1～2級程度）の状態にある義務教育修了前の児童の保護者に対し、申請月分から手当を支給する（所得制限あり）。

月額 乳幼児6,000円、小学生7,000円、中学生8,000円

④市川こども手当（令和8年9月から開始）

保育園や幼稚園等に通っていない、市川市に住民登録がある生後57日から小学校入学前までのこどもを対象に、月額15,000円の手当を支給する。（保育料無償化の対象とならないこどもが対象。）

(2) ひとり親家庭等医療費等助成

ひとり親家庭の父母等及び児童（原則18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の保険診療分の入院、通院及び調剤にかかる医療費等を助成する（所得制限あり）。

自己負担金：入院、通院及び調剤いずれも無料。

(3) 子ども医療費助成

出生から高校生相当年齢（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）のこどもの保険診療分の入院、通院及び調剤にかかる医療費を助成する。

自己負担金 入院は1日300円、通院は1回300円、調剤は無料。（同一医療機関で同一月、入院11日及び通院6回以降は無料）なお、住民税が非課税または均等割のみ課税の世帯は無料。

(4) 受験生応援補助金事業

経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対して、進学に向けたチャレンジの後押しをし、進学段階で貧困の連鎖を断ち切ることを目的に大学等受験料、模擬試験料・学習塾代への補助を行っている。

(5) 母子・父子自立支援事業

ひとり親家庭の親が、適職に就くための教育訓練講座を受講した際の受講費の一部や、看護師等の資格を取得する際の修学中の生活費の一部を支給している。また、生活状況や職歴等を考慮し、個々に応じた就労を支援する母子・父子自立支援プログラム策定等を行っている。

(6) 養育費確保支援事業

離婚を考える父母等に対し、離婚後もこどもが心身ともに健やかに育成されるよう、こどもの養育費の支払いに関する取り決めの促進を図り、ひとり親家庭のこども及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とし、公正証書等による債務名義の作成支援、養育費の取り決め等に関する弁護士への相談、養育費に係る保証契約における保証料への支援、裁判外紛争手続（ADR）及び親子交流支援事業者を利用した方に対して要した費用への補助の支援を行っている。

9. 保育料無償化／こども施設入園課

少子化対策及び子育て世帯の定住促進を図るため、令和元年10月開始の国の幼児教育・保育の無償化に加え、令和5年10月から0～2歳児クラスの第2子以降のこどもの保育料無償化を開始し、令和8年9月から無償化の対象を第1子まで拡大した。

対象施設 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設（一定額を補助）

10. 保育事業／こども家庭施策課、こども施設入園課、幼保施設管理課

保育を必要とする乳幼児を市立保育園16カ所（定員1,837名）、私立保育園137カ所（定員9,845名）、認定こども園14カ所（定員1,730名）、小規模保育事業55カ所（定員987名）、事業所内保育事業1カ所（定員50名）、家庭的保育事業1カ所（定員5名）、計224カ所（定員14,454名）で保育する。（令和8年6月1日現在の認可定員）

(1) 障がい児保育

保育を必要とし、心身に障がいを有する児童について、保育施設等において集団保育を行う。

(2) 産休明け保育

保育を必要とする生後57日以降の乳児を保育する。

(3) 医療的ケア

医療的ケアが必要な児童について、保育施設等において集団保育を行う。

(4) 病児・病後児保育

こどもに病気の症状がある、もしくは病気の回復期にあつて集団保育が困難かつ保護者の勤務の都合、疾病、出産及び冠婚葬祭などにより、家庭における育児が困難な場合に、こどもを一時的に預かり、保育を行う。

(5) 保育相談

0歳児から就学前までの乳幼児の育て方、接し方、発育発達に適した遊ばせ方などの「子育てなんでも相談」を保育園に開設し、電話、面接相談を主体に保護者の育児相談に応じ、育児力の向上と乳幼児の健全育成を図る。内容により給食体験、集団遊び体験も行う。

(6) マイ保育園登録

出産を予定している者又は、在宅でこどもを養育する者に対し、マイ保育園（登録）事業を実施することにより、これらの者が抱えている子育てに関する不安を解消するとともに、こどもを産み育てやすい環境を醸成する。

(7) 地域交流

保育園に通園していない未就学児を対象に園庭開放、親子の触れ合い遊び、親子サークルの支援を行い、保育園と地域及び地域住民同士の交流を図る。

(8) 一時預かり

保護者の就労形態の多様化、傷病、出産、育児疲労の解消、リフレッシュ等に対応するため、保育園等で一時的に乳幼児を預かる。

(9) 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度事業）

全ての子育て世帯に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらずかたちでの支援を強化するため、生後6か月から満3歳未満で、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に在籍していないこどもを、就労要件を問わず月に10時間まで預かる。

(10) 私立保育園等助成

保育内容の充実と施設の円滑な運営を図るため、各種の助成措置を講じている。

(11) 市立保育園

保 育 園 名	定員(人)	保 育 園 名	定員(人)	保 育 園 名	定員(人)
平 田 保育園	110	曾 谷 保育園	120	塩焼第2 保育園	120
若 宮 保育園	60	本 北 方 保育園	130	塩 浜 保育園	120
富 貴 島 保育園	77	菅 野 保育園	120	大 野 保育園	150
新 田 保育園	120	塩 焼 保育園	150	香 取 保育園	70
鬼 高 保育園	120	稲 荷 木 保育園	100		
行 徳 保育園	150	新田第2 保育園	120		

(12) 私立保育園

保 育 園 名	定員(人)	保 育 園 名	定員(人)	保 育 園 名	定員(人)
国 府 台 保 育 園	120	行徳あけぼの保育園	150	新 井 保 育 園	140
さ か え 保 育 園	60	つ く し 保 育 園	90	ま き ば 保 育 園	70
愛 泉 保 育 園	170	百 合 台 保 育 園	100	と き わ 保 育 園	70
仁 保 育 園	130	原 木 保 育 園	90	杉 の 木 保 育 園	60
柏 井 保 育 園	90	花 の 子 保 育 園	60	明徳本八幡駅保育園	60
わ た ぐ も 保 育 園	60	アップルナースリー保育園	44	す え ひ ろ 保 育 園	60
さくらんぼ保育園	95	じゃんぐる保育園	40	か い づ か 保 育 園	60
う み か ぜ 保 育 園	60	キッド・ステイ南行徳保育園	120	太 陽 の 子 保 育 園	60
市川キッズステーション	45	市川大野ナーサリースクール	90	広尾みらい保育園	90
あ じ さ い 保 育 園	100	キッド・ステイ原木中山保育園	120	アスク行徳保育園	60
アスク本八幡保育園	60	あ り の み 保 育 園	90	市川どろんこ保育園	120
小学館アカデミーいちかわ南保育園	69	こうぜん保育園市川	90	すくすくの杜南行徳園	90
保育ルームフェリーチェ京成八幡園	39	保育ルームフェリーチェ行徳園	30	キッド・ステイ妙典保育園	165
つ ば さ 保 育 園	69	保育ルームフェリーチェ南行徳園	35	市 川 保 育 園	120
か け ま ま 保 育 園	110	行 徳 第 二 保 育 園	160	北国分駅前しゃりっこ保育園	60
ひまわりキッズ保育園	60	Milky Way International Nursery School 市川校	36	K's garden 真間駅前保育園	40
メリーポピンズ市川ルーム	60	キャリー保育園本八幡	45	聖 和 保 育 園	44
そらまめ保育園市川大野	91	ゆ う 保 育 園	41	若葉インターナショナル幼保園行徳園	60
すみれキッズアカデミー	64	湊 新 田 保 育 園	60	妙 典 保 育 園	90
み や く ぼ 保 育 園	110	さくらキッズ保育園	69	認可保育園トドラスリング	40
リトルガーデンインターナショナル市川認可保育園	81	市川かえで保育園	20	原木中山こどもの木保育園	63
ちやいれっく入船保育園	60	京進のほいくえんHOPPA新浜	30	京進のほいくえんHOPPA南行徳駅前	50
らいおんハート行徳駅前保育園	40	ミルキーホーム本八幡みなみ園	27	八 幡 南 保 育 園	60
いろはな保育園本八幡	20	クオリスキッズ行徳保育園	46	K's garden 鬼越保育園	70

保 育 園 名	定員(人)	保 育 園 名	定員(人)	保 育 園 名	定員(人)
そらまめ保育園市川駅前	150	ミルキーホーム東菅野園	60	北国分駅前第二しゃりっこ保育園	40
京進のほいくえんHOPPA南大野	50	ぼっかぼっかにつけ保育園北方	68	新田チャイルド保育園	81
Milky Way International Nursery School 市川新田校	69	ししの子保育園市川	81	市川妙典雲母保育園	60
京進のほいくえんHOPPA妙典駅	40	ちゃいれつく末広保育園	60	ぶれあ保育園・南行徳	60
AIAI NURSERY 北国分	30	AIAI NURSERY 菅野六丁目	60	AIAI NURSERY 本八幡	50
市川なないろ保育園	59	デイジー保育園・市川市大和田	60	ソラストいちかわ保育園	60
ベアキッズ保育園	60	たかし保育園市川二保	40	Milky Way International Nursery School 行徳校	69
京進のほいくえんHOPPA末広	50	クオリスキッズ行徳第2保育園	36	まなびの森保育園行徳	60
K's garden 行徳保育園	70	みなみぎょうとく ゆずのき保育園	90	スクルドエンジェル保育園南行徳園	70
AIAI NURSERY 菅野駅前	60	市川梨の花保育園	90	Milky Way International Nursery School 市川南校	90
スクルドエンジェル保育園市川新田園	70	AIAI NURSERY 妙典一丁目	60	市川富浜雲母保育園	60
ポピンズナーサリースクール妙典	90	アルタキッズ妙典園	50	かえで保育園妙典	60
AIAI NURSERY 妙典五丁目	60	AIAI NURSERY 妙典六丁目	60	市川南保育園	130
八幡チャイルド保育園	72	まなびの森保育園市川	60	まなびの森保育園妙典	60
スクルドエンジェル保育園本八幡園	63	Nest 本八幡保育園	70	まなびの森保育園本八幡	80
きららの杜保育園原木中山	60	かえで保育園原木中山	70	きららの杜保育園南行徳	70
memorytree市川保育園	60	かえで保育園本八幡	60	ヴィラまなびの森保育園本八幡	60
市川本八幡雲母保育園	60	セレン保育園	90	南八幡さくら保育園	129
ミラッツ市川宮久保保育園	60	ル・アンジェ南行徳保育園	50	市川原木中山雲母保育園	40
AIAI NURSERY 中国分	60	ル・アンジェ市川保育園	100	市川南大野雲母保育園	60
やまと北方保育園	100	おおわだ保育園	130	みさと保育園	48
すくすく大洲保育園	101	中国分保育園	121		

(13) 認定こども園

こども園名	定員(人)	こども園名	定員(人)	こども園名	定員(人)
e - こども園	99	認定こども園風の谷こども園	72	宮久保幼稚園	160
いずみ認定こども園	180	地方裁量型 認定こども園 延命寺学園	65	幼保連携型認定こども園 鬼高幼稚園	210
認定こども園 C O C O W A 学園	115	認定こども園 アイリス幼稚園	180	幼保連携型認定こども園 須和田幼稚園	155
白菊幼稚園	115	市川学園幼稚園	130	市川学園第2幼稚園	90
市川聖マリア幼稚園	54	幼稚園型認定こども園 いなほ幼稚園	105		

(14) 小規模保育事業

事業所名	定員(人)	事業所名	定員(人)	事業所名	定員(人)
原木スマイルナーサリー	19	宮久保幼稚園 0 1 2	19	ひなた保育園行徳駅前ルーム	19
いろはな保育園市川南	19	クオリスキッズ平田保育園	19	ミルキーホーム本八幡きた園	19
南行徳えがお保育園	19	Little K's 真間駅前保育園	12	小規模保育所リトルすわだ	19
保育ルームキューティー市川	16	いろはな保育園本八幡東	18	にじのき保育園	17
ル・アンジェ行徳保育園	19	ねっこ保育園	15	保育園エンゼルハウス市川大野園	16
いろはな保育園本八幡北	19	ぽんておうちえん	19	市川みんと保育園	19
そらいろおうちえん	15	トライキッズ保育園	19	Little K's アクス本八幡保育園	19
こえだ保育園	15	ル・アンジェ本八幡保育園	15	森のこどもえん	19
はっぴー市川園	19	きらら保育園市川南	19	妙典えがお保育園	19
保育&スクール Whizz Kids 市川駅前園	19	小規模保育園 hikari	19	W a k a t a k e わんぱく garden	19
みどりキッズガーデン	19	童夢ガーデン本八幡	15	ぼっかぼっかにつけなーさりー	18
&KIDSいろのはほいくえん	19	小規模保育園ミニミー	19	すくすく行徳ほいくえん	16
i n c i p i t 保育園	19	ゆずのき保育いちかわぎょうとく園	19	しゃりっこキッズ保育園	16
育脳保育園みらいっぼ市川南	19	市川さんさん保育園	16	Kids Resort MOTOYAWATA	19
本八幡はっぴー保育園	19	サンライズキッズ保育園市川園	19	保育ルームキューティーアイ	19
南行徳せいわ保育園	15	みらいそや保育園	18	ムースナーサリー	15
MIRATZ 市川保育園	19	市川南はっぴー保育園	16	南行徳トライキッズ保育園	19
南行徳サンフラワー保育園	19	ル・アンジェ南行徳小規模保育園	19	Blooming Kids 保育園	19
市川学園キッズフォレスト	19				

(15) 事業所内保育事業

事業所名	定員(人)
つくしんぼ保育所	50 (うち地域枠 22人)

(16) 家庭的保育事業

事業所名	定員(人)
あつた 家庭的保育	5

(17) 幼稚園(特定教育・保育施設)

幼稚園名	定員(人)	幼稚園名	定員(人)	幼稚園名	定員(人)
真間山幼稚園	40	昭和学院幼稚園	180	自然幼稚園	75
みどり幼稚園	200	曾谷幼稚園	270	わかたけ幼稚園	90
塩浜幼稚園	210	富貴島幼稚園	200	国分幼稚園	100
ソフィア幼稚園	90	共立幼稚園	58	大町不二幼稚園	270

(18) 幼稚園（新制度未移行園）

幼稚園名	定員(人)	幼稚園名	定員(人)	幼稚園名	定員(人)
日出学園幼稚園	174	和光幼稚園	150	つくし幼稚園	400
三愛幼稚園	270	若宮幼稚園	210	浄光寺幼稚園	310
築葉根幼稚園	200	原木幼稚園	370	アンデルセン幼稚園	120
東浜幼稚園	370				

(19) 簡易（認可外）保育園

保育園名	定員(人)	保育園名	定員(人)	保育園名	定員(人)
簡易保育園ベビーランド	20	ひだまりおやこ園	29	English School イマジンJAPAN南行徳児童園	50
KOALA KIDS	55	保育所キッズプラザ南行徳駅前園	59	バイリンガル幼稚園 Kids Duo International ニッケルトンプラザ市川	432
ぴかキッズランド	21	Little gems International School 東京ベイ校	45	Lauren Forest International School	58
リトルガーデン市川	70	モンテッソーリ・スクール ひまわり子どもの家	36		

(20) 簡易（認可外）保育園通園児の保護者に対する補助

簡易（認可外）保育園に通園させている保護者の経済的負担の軽減を図るため補助金を交付。

令和8年度予算額

簡易（認可外）保育園 認可外保育施設等利用給付費 簡易保育園園児補助金	108,507千円（所得制限なし） 76,202千円（所得制限あり）
---	---------------------------------------

(21) 私立幼稚園預かり保育実施施設

私立幼稚園で保護者の就労により保育を必要とする園児の預かり保育事業（月～金 8:00～17:30（長期休業期間中含む））を実施する。

真間山幼稚園	宮久保幼稚園	国分幼稚園	つくし幼稚園
昭和学院幼稚園	市川学園幼稚園	市川学園第2幼稚園	みどり幼稚園
塩浜幼稚園	浄光寺幼稚園	自然幼稚園	共立幼稚園
富貴島幼稚園	原木幼稚園	三愛幼稚園	日出学園幼稚園
大町不二幼稚園	市川聖マリヤ幼稚園	白菊幼稚園	いなほ幼稚園

(22) 幼稚園児の保護者に対する補助

私立幼稚園に通園させている保護者の経済的負担の軽減を図るため補助金を交付。

令和7年度予算額

私立幼稚園 私立幼稚園利用給付費 私立幼稚園預かり保育利用給付費 私立幼稚園等未就園児教室利用支援補助金	414,567千円（所得制限なし） 102,471千円（一部所得制限あり） 14,734千円（所得制限なし）
---	--

11. 幼稚園／幼保施設管理課

市立幼稚園園児数

令和8年5月1日現在（学校基本調査より）

幼稚園名	定員	年少（4歳）				年長（5歳）				合計			
		クラス	男	女	計	クラス	男	女	計	クラス	男	女	計
大洲	210	1	3	0	3	1	4	4	8	2	7	4	11
※（特）			0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	1
南行徳	280	1	9	8	17	1	7	12	19	2	16	20	36
※（特）			0	0	0	1	2	4	6	1	2	4	6
百合台	210	1	3	3	6	1	3	3	6	2	6	6	12
※（特）			1	0	1	1	2	3	5	1	3	3	6
塩焼	210	1	13	11	24	1	13	8	21	2	26	19	45
合計	910	4	29	22	51	7	32	34	66	11	61	56	117

※（特）は知的障害特別支援学級（ひまわり学級）の人数。年少・年長で1クラス。

◎福 祉 部

1. 市川市地域福祉計画	166
2. 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	166
3. 高齢者福祉	166
4. いきいきセンター	167
5. 地域共生センター	167
6. 在宅高齢者等への支援	167
7. 介護保険	169
8. 障がい者福祉	171
9. 障がい者いこいの家	174
10. 障がい者通所施設	174
11. 生活保護	175
12. いちカレ事業	175
13. 重層的支援体制整備事業（市川市よりそい支援事業）	175
14. 生活困窮者自立支援	176
15. 市営住宅	177

1. 市川市地域福祉計画（第3編に掲載）／地域共生課

2. 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第3編に掲載）／地域包括支援課

3. 高齢者福祉／地域共生課、地域包括支援課

(1) 敬老祝金

毎年、その年に88歳、100歳になる方及び101歳以上の方に、敬老の意を表するとともに長寿を祝福するため支給する。誕生月末頃より順次振込。100歳の方は、誕生日頃に市職員がご自宅を訪問し、手渡しにて支給。

(2) はり、きゅう、マッサージ施術費助成券の交付

65歳以上の方又は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの18歳以上の方で申請時に市民税非課税の人に対し、はり、きゅう、マッサージの利用負担の軽減を図るため、費用の一部として1回800円、月2枚（年間24枚を限度）を助成する。令和7年度の利用枚数19,307枚、支給額15,445千円。

(3) 健康入浴券の交付

自宅に入浴設備がない65歳以上の方で、ひとり暮らし又は高齢者世帯で居住者全員が市民税非課税の方、もしくは生活保護を受けている方に対し、高齢者の健康増進を図るため、公衆浴場の入浴券を月6枚（年間72枚を限度）を交付する。令和7年度交付人数40人。

(4) 高齢者クラブ補助金

地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である高齢者クラブと高齢者クラブの統一体としての活動組織である高齢者クラブ連合会に対し補助金を交付している。各クラブの育成は、主に連合会を通じて行っている。

(5) 地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状況等により高齢者を分け隔てることなく、一緒に参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、住民主体の通いの場である「市川みんなで体操」等を支援する。

(6) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組みを強化するため、住民運営の通いの場や介護サービス事業所にリハビリ専門職等を派遣し、住民主体の介護予防活動や介護職員等への技術的助言を行う。

(7) 長寿ふれあいフェスティバル

高齢者の生きがいのある生活や高齢者相互の親睦、健康の保持を支援することを目的として、高齢者クラブを中心とした、歌や踊り等日頃の趣味活動の発表会を、年1回開催している。

(8) 明青展

60歳以上の市民を対象に、趣味を生かした作品展を年1回開催している。

(9) 養護老人ホーム入所措置

環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な高齢者を入所措置している。養護老人ホーム入所措置者数15人（令和8年4月1日現在）。

(10) 市川市福祉基金

市では、高齢者、障がいのある者等の福祉の増進を図るため、市川市福祉基金を設置している。
令和7年度事業実績 福祉基金指定寄附金額 5,507,035円。

(11) ゴールドシニア事業（チケット75）

75歳以上の方を対象に、外出を促進し健康寿命の延伸を目的として、市内で利用できるバス・タクシーチケットを支給する。バスとタクシー両方申請でバスチケット10枚、タクシーチケット5枚。バスのみの申請でバスチケット20枚。タクシーのみの申請でタクシーチケット10枚。

(12) ゴールドシニア事業（エアコンサポート75）

自宅にエアコンが1台もない等のエアコンの購入が困難な75歳以上を含む高齢者世帯に対して、真夏の熱中症リスクから守るため、エアコン購入等の費用の一部を助成する。

（補助上限額 80,000円）

4. いきいきセンター／地域共生課

「いきいきセンター」は老人福祉センター及び老人いきいの家等の愛称。

60歳以上の市民が教養講座やサークル活動等を通じて、教養の向上・健康保持・生きがいづくりができるよう、高齢者のいきいの場を提供する施設。市内に12カ所設置。

5. 地域共生センター／地域共生課

地域共生社会の理念に基づき、社会参加と介護予防の取り組みを行うことで、地域共生社会の実現を目指す施設。地域共生社会の実現に資する活動に取り組む団体と地域の方々が利用できる。

モデル施設として南行徳に1カ所設置。

6. 在宅高齢者等への支援／地域共生課、地域包括支援課

(1) 高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を続けられるよう、保健・医療・介護・福祉等に関する総合的・専門的な相談支援を行う。市内に15カ所設置。

(2) 地域ケアシステム推進事業

地域住民同士による支え合いの地域づくりを推進するため、市内14の地区社会福祉協議会の活動拠点を整備し、相談事業及びサロン事業に対して助成を行い、地域住民の主体的な活動を支援する。

(3) 在宅高齢者等紙おむつ給付

在宅で生活をし、要介護3以上、市民税が非課税で常時おむつを使用している人（生活保護を受けている人を除く）に対し、紙おむつを給付し介護者の身体的・経済的負担の軽減を図る。令和7年度末利用者数1,213人。

(4) 在宅高齢者等訪問理美容サービス

在宅で生活をし、要介護4以上の人に対し、理美容師を派遣して理美容サービスを実施するとともに、その費用の一部を助成する。令和7年度利用者数84人。

(5) 食の自立支援事業（配食サービス）

食事の支度が困難なひとり暮らしの高齢者等に対し、訪問聞き取り調査を行い、必要に応じて配食サービスをとおして安否の確認を行う。令和7年度延べ利用者数301人、配食数15,120食。

(6) 高齢者住宅改修費助成

高齢者及び障がい者の自立を促すと共に介護者の負担軽減を図るため、改修する住宅の居住者全員が市民税非課税で、65歳以上の要支援1・2、要介護1～5と認定された人、または身体障害者手帳の交付を受けている人で下肢機能障がい、体幹機能障がい若しくは移動機能障がいの程度が1級から3級までの人に対し、身体状況に対応した住宅設備の整備に要する費用について、支給限度額を超える整備費用に助成金を支給する（1住宅につき1回限度）。令和7年度助成件数28件。

(7) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域のあるべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進するために必要な支援を行う。

(8) 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、高齢者サポートセンターに認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護・地域の結びつきを強化することで認知症への支援の充実に取り組む。また、医師、保健師等の専門職による認知症初期集中支援チームにより、早期に適切な診断・対応につながるよう支援を行う。

(9) 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者等、知的障がい者、精神障がい者の権利擁護の観点から、市川市後見支援センターを設置し、成年後見制度が充分活用されるよう講演会や相談会の開催等の普及啓発活動を行うほか、市民後見人の養成、活用を行っている。また、後見人等報酬助成（低所得者等）を行う。令和5年度より、「本人を支援する身近なチーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める「市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議」を設置した。

(10) 家族介護慰労金事業

要介護2（認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の状態に限る）又は要介護3以上の認定を受け、1年以上経過しており、介護保険給付を過去1年間（10日以内の短期入所、福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は住宅改修に係るサービスは除く）を受けておらず、かつ、当該期間内に医療機関に通算90日を超えて入院していない市民税非課税世帯に属する要介護高齢者等と同居し、介護する市民税非課税世帯に属する家族に対して慰労金を支給する。令和7年度支給件数6件、支給額600,000円。

(11) 火災警報器の給付・設置

居住者全員が65歳以上かつ市民税非課税世帯の世帯主に対し、火災警報器を給付・設置し、日常

生活の安全の確保を図る。令和7年度給付台数 煙式35台、熱式34台。

(12) シルバーカー購入費の助成

歩行に不安のある65歳以上かつ市民税非課税の人に対し、シルバーカー（歩行支援車）購入費の一部を助成する。購入費の1/2（限度額8,000円）。令和7年度助成件数15件。

(13) 交通安全つえの給付

歩行に不安のある65歳以上かつ市民税非課税の人に対し、無料で交通安全つえを給付する。令和7年度給付本数44本。

(14) 高齢者見守り支援事業

65歳以上の人または身体障害者手帳1・2級の人を対象に居宅内外での見守りを支援するため、見守り通報装置一式を貸与する。令和7年度末設置台数753台。

(15) 高齢者補聴器購入費用助成事業

65歳以上で市民税非課税世帯の方かつ聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていない方を対象に補聴器購入費用の一部を助成する（限度額30,000円）。令和7年度助成件数146件。

7. 介護保険／介護保険課

(1) 要介護認定等状況（令和7年度）

- ①申請件数 15,945件（内、転入等 224件）
- ②審査件数 15,302件
- ③認定結果通知数 15,526件

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	非該当
認定件数 (件)	1,893	2,179	2,786	2,424	2,398	2,139	1,546	161
構 成 比 (%)	12.2	14.0	17.9	15.6	15.5	13.8	10.0	1.0

(2) 介護保険料

①65歳以上の第1号被保険者

- 納付方法 特別徴収：年金からの天引きは、年額180,000円以上の老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金などを受給している人が対象
普通徴収：市から送付される納付書または口座振替で納付
- 賦課期日 4月1日
- 基 準 額 年額 74,400円（月額 6,200円）
- 保険料率 保険料は前年の所得と世帯状況に応じて20段階に分かれている。

段 階	対 象 者	令和8年度の 保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受給している人 ・老齢福祉年金の受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の人 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が82万6500円以下の人	17,520円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が82万6500円を超え120万円以下の人	24,960
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える人	43,560
第4段階	本人が市民税非課税で、同世帯に市民税課税者がおり、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が82万6500円以下の人	59,520
第5段階	本人が市民税非課税で、同世帯に市民税課税者がおり、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が82万6500円を超える人	74,400
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	81,840
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	93,000
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	111,600
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	122,760
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	141,360
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	156,240
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	163,680
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	178,560
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	189,720
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人	200,880
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	212,040
第17段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の人	223,200
第18段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満の人	234,360
第19段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満の人	245,520
第20段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円以上の人	256,680

「介護保険の合計所得金額」は、土地や建物などに係る譲渡所得がある場合は、地方税法で定められた合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）から長期譲渡所得と短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いる。

所得段階が第1段階から第5段階については、合計所得金額から公的年金等の雑所得を控除した金額を用いる。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、10万円を控除する。

令和8年度介護保険料の算定に限り、介護保険法施行令の改正に基づき、給与収入が55万1千円以上190万円未満の方は令和7年度税制改正前の給与所得控除額を用いて算定する。また、本人および世帯の市民税課税・非課税の判定についても同様に、改正前の給与所得控除額を用いて判定する。

納 期 特別徴収 4・6・8・10・12・翌年2月

普通徴収 7月末日～翌年2月末日の8回

介護保険料の減免

災害その他特別な事情により保険料を納めることが困難な場合は、減免している。また、市

単独事業として市民税世帯非課税で収入が低く生計を維持することが困難な人に対して、生活保護基準に基づき保険料の一部を減額している。

②40歳以上65歳未満の第2号被保険者

国民健康保険などの各医療保険の保険料と一括して徴収。

(3) 福祉用具購入費、住宅改修費の受領委任制度

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費や居宅介護（介護予防）住宅改修費の給付を、償還払い方式や利用者が販売業者や改修事業者給付金の受領を委任する方式により実施している。

(4) 利用者負担軽減事業

①介護保険居宅サービス利用者の負担額軽減

収入が低く生計を維持することが困難な人に対して居宅サービスにかかる利用者負担額の2分の1を助成している。

②介護保険社会福祉法人利用者の負担額軽減

収入が低く生計を維持することが困難な人に対して、介護サービス（訪問介護、通所介護、短期入所、介護老人福祉施設入所等）の提供を行う社会福祉法人が、利用者負担の軽減を行った場合、市が同法人に対して軽減額の一部を助成している。生活保護受給者については、ユニット型個室等の居住費に係る利用者負担額についてのみ軽減対象としている。

③訪問介護利用者負担額の軽減

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における境界層該当の人で、65歳到達以前からの障害者ホームヘルプサービス利用者又は40歳以上65歳未満の要介護（支援）認定者の人が介護保険の訪問介護等を利用した場合に利用者負担額を助成する。

(5) 介護相談員派遣事業

介護相談員を市内の施設に定期的に派遣し、利用者や家族等からの意見を聴き、問題の改善やサービスの質の向上を図る。

8. 障がい者福祉／障がい者支援課

(1) 市川市障害者計画（第3編に掲載）

(2) 市川市障害福祉計画・市川市障害児福祉計画（第3編に掲載）

(3) 障害者手帳所持者数

（令和8年4月1日）

区 分		障害者手帳 所持者数	内 訳	
			18歳未満	18歳以上
身体障がい者		10,088人	237人	9,851人
障 が い 部 位	視 覚 障 が い	672	5	667
	聴覚又は平衡機能障がい	958	54	904
	音声言語機能障がい	154	2	152
	肢体不自由障がい	4,307	132	4,175
	内 部 障 が い	3,997	44	3,953
知的障がい者		3,132	943	2,189
精神障がい者		6,051	165	5,886

(4) 心身障がい児福祉手当

20歳未満で次の表のいずれかの障がい区分に該当する児童の保護者に対して福祉手当を支給（所得制限あり）。令和7年度支給、延べ4,868月分。

支給対象

障 害 区 分			月 額
単 一 障がい	①身体障害者手帳（1級～4級） ②療育手帳（A～Bの1） ③精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）	のうち1種類の手帳 に該当する児童	8,000円
重 複 障がい	①身体障害者手帳（1級・2級） ②療育手帳（A～Bの1） ③精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）	のうち2種類以上の手帳 に該当する児童	12,000
併 給	重複障がいに対し、障害児福祉手当を受給している児童		4,000

(5) 重度障がい者福祉手当

重度障がい者に対し、月額7,000円の福祉手当を支給（所得制限あり）。令和7年度の支給、延べ24,500月分。

(6) ねたきり身体障がい者等介護手当

ねたきり身体障がい者、又は重度知的障がい者と同居し、生計を同一にしている介護者に対し、月額10,000円の介護手当を支給（所得制限あり）。令和7年度の支給、延べ2,828月分。

(7) 特別障害者手当

20歳以上の在宅の障がい者で日常生活において常時特別の介護を要する最重度障がい者又は重度の重複障がい者で、政令で定める程度の障がいの状態の者に月額30,450円の福祉手当を支給（所得制限あり）。令和7年度の支給、延べ5,581月分。

(8) 障害児福祉手当

1級及び2級の一部の身体障がい児、A、Aの1の一部の知的障がい児で、日常生活上介護を要する者に月額16,560円の福祉手当を支給（所得制限あり）。令和7年度の支給、延べ1,658月分。

(9) 障害者福祉手当（経過措置分）

1級及び2級の一部の身体障がい者、A、Aの1の一部の知的障がい者で、日常生活上介護を要する者で特別障害者手当の支給を受けていない者に月額16,560円の福祉手当を支給（所得制限あり）。ただし、旧法分からの継続とし、当分の間支給。昭和61年4月以降の新規認定はない。令和7年度の支給、延べ48月分。

(10) 難病患者等福祉手当

特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している難病患者等に対して、月額3,000円の福祉手当を支給（所得制限、手当の重複受給制限あり）。平成26年度までは特定疾患者見舞金として支給。令和7年度の支給、延べ23,608月分。

(11) 障害者補装具費（購入・借受け・修理）の交付・日常生活用具費の給付

障がい者に対し補装具費の交付及び日常生活用具費の給付を行い、福祉の増進を図っている。令和7年度の補装具費の交付は、購入330件、修理219件。日常生活用具費の給付は8,117件。

(12) 重度心身障害者（児）医療費助成

2級以上の身体障がい者又はA、Aの1の知的障がい者、若しくは3級の身体障がい者でAの2あるいはBの1の知的障がいのある者を対象として医療費の一部又は全部を助成（市民税所得割額

235,000円未満の世帯が対象)。令和7年度の支給、96,662件。なお、2年8月からは、1級の精神障がい者も本助成の対象となった。

(13) 精神障がい者入院医療費助成

精神障がい者で入院している精神障がい者又は保護者に、保険診療の対象になった医療費・入院時食事療養費標準負担額の一部を助成（限度額月額30,000円）。ただし、精神障がい者等の市民税所得割額235,000円未満の世帯が対象。令和7年度の支給、延べ927件。

(14) 障がい者入浴券交付

家庭に入浴設備のない、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する65歳未満の者（市民税課税世帯を除く）に対し、入浴券を年間72枚交付する。

令和7年度交付人数、1人。

(15) 居宅介護等

・居宅介護

居宅において生活する障がい者（児）に対して、ホームヘルパーによる身体の介護や家事の援助等のサービスを提供する。

（令和8年4月1日）

区 分	サ ー ビ ス の 内 容	支給状況
身体介護	入浴、排泄、食事等の介助	632人
家事援助	調理、洗濯、清掃等の援助	307人

・短期入所

家族等が一時的に介護できない場合等に、障がい児者を施設等で短期間受け入れ、必要な介護や支援を行う。

障がい者709人、障がい児128人（令和8年4月1日）。

・移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等のための外出を支援する。支給決定人数1,043人（令和8年4月1日）。

・日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等を日常的に介護している家族に対し、就労支援や一時的な休息を提供する。支給決定人数662人（令和8年4月1日）。

(16) 施設入所・通所支援

施設に入通所し、自立更生に必要な介護や訓練等の支援サービスを利用する。

（令和8年4月1日）

区 分	支給決定者数（人）	
	入 所	通 所
身 体 障 が い 者	56	352
知 的 障 が い 者	118	1,107
精 神 障 が い 者	10	1,238

(17) 意思疎通支援

聴覚や音声・言語機能の障がいなどにより、意思疎通が難しい方に対し、円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣する。

(18) 障がい者文化講座

障がいのある方もない方もともに、趣味や教養を通じて社会参加と交流の機会の増大を図るため、

月1回から2回文化講座（俳句・合唱）を開く。

(19) 心身障がい者一時介護料助成

障がいのある者又は難病患者と認定された者が、本人や家族の都合によって一時的に介護人による有料の介護を受けた場合、生活保護世帯では介護料の全額、それ以外の世帯では介護料の8割に相当する額を助成（助成限度額は1時間あたり1,500円）。

年間限度額 生活保護世帯・市民税非課税世帯 60,000円 それ以外の世帯 30,000円

(20) 福祉タクシー

2級以上の身体障がい者（ただし、視覚障がい者は3級以上）、㊤、Aの1の知的障がい者、又は、1級の精神障がい者がタクシーを円滑に利用することができるように、個人タクシー及び法人タクシーの協力を得て事業を進めている。利用者の経済的負担の軽減を図るためタクシー利用料金の2分の1を助成（限度額1件につき1,200円、所得制限あり）。

(21) 移送費助成

座っていることができないためストレッチャー（寝台）を使用しないと移動困難な者が、病院への通院、入退院又は施設への入退所をする際に、寝台タクシーを利用した移送に要した費用のうち運賃の9割に相当する額を助成（限度額1件につき15,000円）。

(22) 裁判員制度に係る障がい者等助成

裁判員制度に係る市民負担軽減を目的として、障がい者等の介護を行う親族等が、裁判員制度によって裁判員等として裁判所へ出頭し、又は職務を行う場合に、障がい者等が障害福祉サービス等を利用したときに要した費用について助成（限度額は利用したときに要した利用料相当額又は利用内容により1時間あたり5,000円）。

9. 障がい者いこいの家／障がい者支援課

心身障がい福祉施策の一環として、会合・教養の向上・レクリエーションの場として開設。

所在地 北方2丁目29番19号（北方第2公園内）

10. 障がい者通所施設／障がい者施設課

知的障がい者、身体障がい者及び精神障がい者が、地域社会の中でその人らしい生活を送ることができるように、各種施設において様々な支援を行う。

施 設 名	施 設 の 種 別	定 員
明 松 園	指定生活介護事業所	40人
フ ォ ル テ 行 徳	多機能型事業所 ・指定生活介護事業 ・指定就労継続支援B型事業	31
身 体 障 が い 者 福 祉 セ ン タ ー	地域活動支援センター	17人／日

11. 生活保護／生活支援課

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づいて生活に困窮する人に対して最低生活を保障し、生活の安定を図りながら、自立を助長することを目的とする制度。

生活保護の実施状況

(令和7年度)

区 分	被保護世帯（世帯）		被保護人員（人）		年間扶助費（円）
	月平均	年間（延べ）	月平均	年間（延べ）	
生活扶助費	5,614	67,364	6,799	81,585	4,561,798,464
住宅扶助費	5,963	71,557	7,207	86,485	3,334,883,384
教育扶助費	227	2,718	334	4,004	44,871,203
介護扶助費	1,305	15,658	1,338	16,058	384,004,698
医療扶助費	5,176	62,110	5,851	70,208	7,111,631,369
その他の扶助費	139	1,669	158	1,899	75,675,154
委託事務費	28	337	28	337	7,978,890
施設事務費	6	69	6	69	14,811,654
合 計	—	—	—	—	15,535,654,816

○年間月平均実世帯数 6,711世帯 年間月平均実人員数 8,116人

12. いちカレ事業／地域共生課

日々の生活に困窮している方などに、国民食であるカレーライス（いちカレ）を提供することで、明日への活力をつけてもらうことを目的とする事業。

○実施状況（令和5年度～令和7年度）※令和6年1月から事業開始

- ・実施事業者 4事業者
- ・実施回数 416回
- ・延利用人数 8,714人

13. 重層的支援体制整備事業（市川市よりそい支援事業）／地域共生課

重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、各種の支援を一体的に実施する。

(1) 包括的相談支援事業

相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。

また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

(3) 参加支援事業

地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。本人と支援メニューをつなげた後、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップする。

(4) 地域づくり事業

介護・障がい・子ども・困窮の地域づくりに係る既存の取組を活かしつつ、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて、住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。

(5) 多機関協働事業

重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

○相談受付状況（令和7年度）

- ・福祉よりそい相談窓口：264件
- ・多機関協働事業（がじゅまる＋）：185件

14. 生活困窮者自立支援／地域共生課

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、生活保護に至る前に自立の促進を図ることを目的として支援を行う。

【必須事業】

①自立相談支援事業

生活困窮者自立支援機関として専門の相談窓口を設置し、生活困窮者が制度の狭間に陥ることのないよう、幅広く相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。継続的な支援が必要な相談者に対しては、支援プランを作成して早期に自立を図るため包括的に本人の状況に応じた支援を行う。また、必要に応じてハローワーク等と連携し就労支援を行う。

②住居確保給付金の支給

就労能力及び就労意欲があり、2年以内に離職、廃業や減収により住居を喪失または喪失するおそれがあり、資産収入等の要件を満たしている人に対し、就職活動を支えるため、有期で家賃相当額の支給を行う。また、経済的に困窮し家計改善の結果から、生活の立て直しのために、低廉な住居に転居する必要がある人に対し、転居費用を補助する。

【任意事業】

自立相談支援事業において相談を受けた生活困窮者で、継続的な支援が必要と判断し生活困窮者の同意を得た場合に、次の支援を行う。

①家計改善支援事業

家計に問題を抱える生活困窮者に対し、家計管理に関する具体的な助言や支援を行う。

②就労準備支援事業

一般就労に従事する準備が必要な生活困窮者に対し、基礎能力等を形成するため生活習慣の改善、職場体験による仕事のイメージづくりなど、計画的に支援を行う。

③シェルター事業

住居のない生活困窮者に対し、一定期間の衣食住の供与等を実施することで、就労自立できる

よう支援を行う。

④子どもの学習・生活支援事業

生活保護世帯を含む生活困窮世帯の小学5,6年生・中学生・高校生に対し、将来の安定就職につながるよう学習・生活支援を行う。

○生活困窮者自立支援事業の支援状況（令和7年度）

- ・新規相談受付件数：967件
- ・プラン作成件数：141件
- ・住居確保給付金支給件数・支給金額：212件・9,718,300円

15. 市営住宅／市営住宅課

公営住宅法（昭和26年）の趣旨に基づき、住宅困窮者の生活安定のため、低廉な家賃で、24団地1,982戸の市営住宅を提供している。

(1) 住宅使用料

公営住宅法の改正（平成8年）に伴い、入居者の収入と住宅から受ける便益を基に毎年度算定する応能応益方式とし、最低使用料は民間賃貸住宅の家賃の2分の1から3分の1になっている。

(2) 営繕事業

入居者の安全で衛生的な生活の確保を目的として、市川市公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を行っている。

(3) 高齢者福祉住宅

住宅の取壊しによる立退きを求められた65歳以上のひとり暮らしの高齢者の居住の安定を図るため、1棟10戸を提供している。

(4) 市営住宅一覧 （令和8年4月1日）

名 称	所 在 地	戸 数
大 町 第 一 団 地	大町95番地	177戸
大 町 第 二 団 地	大町124番地	393
大 町 第 三 団 地	大町124番地	239
南 大 野 団 地	南大野2丁目27番13号	15
柏 井 第 一 団 地	柏井町2丁目1344番地	69
柏 井 第 二 団 地	柏井町2丁目754番地	17
柏 井 第 三 団 地	柏井町2丁目1358番地	12
奉 免 団 地	奉免町310番地	100
北 方 第 一 団 地	北方町4丁目1996番地	54
北 方 第 二 団 地	北方町4丁目2008番地4	51
曾 谷 第 一 団 地	曾谷2丁目7番1号	24
曾 谷 第 二 団 地	曾谷1丁目37番5号	18
曾 谷 第 三 団 地	曾谷2丁目31番20号	24
曾 谷 第 四 団 地	曾谷5丁目20番	24
宮 久 保 団 地	宮久保2丁目24番20号	15
東 菅 野 団 地	東菅野3丁目12番18号	18
平 田 団 地	平田1丁目17番10号	15
稲 荷 木 団 地	稲荷木3丁目2番8号	12
原 木 団 地	原木3丁目3番1号	21
行 徳 駅 前 団 地	行徳駅前1丁目21番1号	25
相 之 川 第 一 団 地	新井1丁目1番20号	19
相 之 川 第 二 団 地	相之川1丁目7番	245
相 之 川 第 三 団 地	相之川1丁目23番	63
塩 浜 団 地	塩浜4丁目4番及び6番	332

◎保 健 部

1. 保健衛生	180
2. 市川市急病診療・ふれあいセンター	180
3. 保健センター	181
4. 健康づくり支援	182
5. 成人・健康増進事業	182
6. 自殺対策事業	185
7. 在宅療養者等口腔保健推進事業	186
8. 予防事業	186
9. 国民健康保険事業	187
10. 後期高齢者医療制度事業	190
11. 国民年金	192
12. 霊 堂	194
13. 霊園事業	194
14. 合葬式墓地事業	194
15. 斎 場	195
16. 斎場施設整備事業	196

1. 保健衛生／保健医療課

(1) 献血推進事業

近年、医療技術の進歩、高齢者医療の拡大等に伴い、血液の需要はますます増加傾向にあり、その使用方法も多様化している。市では献血推進協議会を設置し、献血思想の普及などの推進に努めると共に、千葉県赤十字血液センターが学校・事業所・街頭などで実施する献血に協力している。

令和7年度献血者数 2,736人（県内市町村に対する市川市の割合 3.49%）。

(2) 2.5次救急医療運営事業

市民が安心して適切な医療が受けられるよう、脳血管疾患、循環器疾患等の重篤救急患者及び小児科をはじめ夜間・休日の対応の少ない診療科の受け入れ体制の充実を目指し、1次・2次の救急医療機関の後方病院的役割を担う体制の整備を図る。

令和8年度予算 162,189千円

2. 市川市急病診療・ふれあいセンター／保健医療課

所在地 市川市大洲1-18-1（大洲防災公園隣接地）

(1) 急病診療所

急病患者の応急処置が目的であり、精密検査、入院、手術などが必要な場合は、当番病院へ搬送するなどの措置を講じ、市民の生命及び健康の保持に努めている。

①施設の概要

診療所面積 408.66㎡

開設年月日 昭和52年4月2日（平成16年10月1日より現所在地に開設）

施設内容 診療室5、処置室、X線室、消毒室、薬局、待合室、事務室、隔離室ほか

②診療内容

診 療 日	診 療 時 間	診 療 科 目
月～金曜日	午後8時～午後11時	内科、小児科
土 曜 日	午後8時～午後11時	内科、小児科、外科
日曜日・祝日・年末年始 (12月30日～1月4日)	午前10時～午後5時 午後8時～午後11時	内科、小児科、外科

③診療患者数

科目別数 (令和7年度)

科 目	内 科	小児科	外 科	合 計
患 者 数	5,795人	4,149人	1,272人	11,216人

症状別数 (令和7年度)

症 状	重 症	中等症	軽 症	合 計
患 者 数	83人	7,128人	4,005人	11,216人

(2) 休日急病歯科・障がい者等歯科診療所

急病歯科患者の応急処置を目的として休日急病歯科診療所を、病気や障がいなどのために、一般の歯科診療所での受診が困難な方の特性に応じた歯科診療を目的として障がい者等歯科診療所を開設している。

①施設の概要

診療所面積	133.84㎡
開設年月日	昭和54年4月1日（平成16年10月1日より現所在地に開設）
	※障がい者等歯科は令和7年12月6日に診療開始

②診療内容

診 療 日	診 療 時 間	診 療 科 目
土 曜 日 (祝日・盆期（8月13日～15日）・年末年始（12月30日～1月4日）を除く)	午前10時～午後5時 (昼休み1時間を除く)	障がい者等歯科（予約制）
日曜日・祝日・ 盆期（8月13日～15日）・年末 年始（12月30日～1月4日）	午前10時～午後5時	休日急病歯科

③施設の内容

歯科診療室、X線室、医師控室、事務室

④令和7年度診療患者数

科 目	休日急病歯科	障がい者等歯科	合計
患 者 数	440人	121人	561人

(3) 急病医療情報案内（あんしんホットダイヤル）

急な病気やケガの際に、どのような医療機関を選べばいいかわからない等で困っている市民に医療機関の案内を行うほか、医師、保健師等の専門職による健康又は医療等の各種相談を24時間年中無休で提供する。

平成21年5月14日開設、令和7年度相談件数 18,498件（入電件数）

3. 保健センター／保健センター健康支援課

市民の健康づくりを推進するため、地域住民に密着した健康相談、健康教育、健康診査等の保健サービスを総合的に行う拠点とすると共に、地域住民の自主的な保健活動の場として運営している。

(1) 施設の概要

所 在 地	市川市南八幡4丁目18番8号
構 造	鉄筋コンクリート造 5階
開設年月日	昭和56年7月6日

(2) 施設の内容

- 1階 事務室、保健指導室
- 2階 事務室、面接室
- 3階 健康相談室、授乳室、相談室、プレイルーム
- 4階 歯みがき指導室、大会議室
- 5階 栄養指導室

4. 健康づくり支援／保健センター健康支援課

(1) 食生活サポーター活動

住民の食生活に関する問題点を栄養士と共に見つけ、解決する方法を考える。また、それをテーマとして食育講習会を開催し近隣に広めるなど、地域住民の食生活を通じた疾病予防と健康の保持増進を推進する。

(令和7年度)

サポーター数	内 容	実施回数	参加人数
47人	食生活の相談窓口、保健センター事業のPR、その他食生活改善に関する地域での推進活動 () は、市と共同で実施している食育講習会、市民まつりやイベント等	815回 (95)	3,882人 (2,829)

(2) 食育講演会

市民及び市川市食生活サポーターを対象に食の専門家を招き、講演会を実施し、食育の実践につなげる。令和7年度実施回数1回、指導数90人。

5. 成人・健康増進事業／保健センター健康支援課

(1) 健康教育

地域住民の健康の保持増進を図り、健康寿命の延伸を目指す。

集団を対象とした各種健康教育

(令和7年度)

事業名	実施回数	指導数	内 容
成人健康教育	297回	6,440人	各地区の自治会、婦人会、高齢者クラブ、民生委員地区協議会等を対象とした講座
生活習慣改善講座	4	105	「生活習慣病」についての基礎知識や発症予防、合併症予防について学び予防啓発を促す講座
栄養教育	16	397	自治会、婦人会、民生委員地区協議会等を対象とした栄養、食生活に関する講座
歯科教育	7	139	自治会等を対象とした歯、口腔に関する講座

(2) 健康相談

心身の健康に関する相談に応じ、適切な指導及び助言を行う。

(令和7年度)

事業名	実施日数	指導人数	備 考
電話・面接相談	随時	494人	(保健：健康教育事業での17人含む) 所内面接含む
		105	
		33	

(3) 健康診査

「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康増進法」に基づき、特定健康診査及び特定保健指導・健康診査・肝炎ウイルス検診・がん検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療を図ると共に、生活習慣病の発症や重症化を予防する。また、健康に関する認識と自覚の高揚を図ることによって、健康の保持増進に寄与する。

・健康診査 ※()は人間ドック助成件数

(令和7年度)

特定健康診査	実施者数		21,684人 (596)	40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象に実施 ※23名は判定不能
	結果	情報提供	19,277	
		動機づけ支援	1,777	
		積極的支援	607	
特定保健指導	実施者数		307人	令和7年1月1日から12月31日までの特定健康診査受診分を対象に実施
	内 訳	動機づけ支援	257	
		積極的支援	50	
健康診査	実施者数		25,505 (162)	40歳以上の生活保護受給者及び後期高齢者を対象に実施 ※結果に後期高齢者人間ドックは含まず。
	結果	異常なし	1,467	
		要指導	1,140	
		要医療	22,736	

・肝炎ウイルス検診

(令和7年度)

C型肝炎ウイルス検査	実施者数		4,553人
	結果	感染している可能性が低いと判定	4,550
		感染している可能性が高いと判定	3
B型肝炎ウイルス検査	実施者数		4,553
	結果	陰性	4,519
		陽性	34

・がん検診

(令和7年度)

胃がん バリウム	一次検診 (集団)	実 施 者 数		1,566人	
		結 果	精 検 不 要	1,506	
			要 精 検	60	
	精密検査	実 施 者 数		49	
		結 果	胃がん（疑を含む）	2	
			そ の 他 の 疾 患	39	
異 常 な し			8		
胃 がん 胃内視鏡	一次検診	実 施 者 数		4,438	
		結 果	胃 が ん な し	4,405	
			胃 が ん あ り	14	
			胃 が ん 疑 い	17	
			胃がん以外の悪性病変	1	
			そ の 他	1	
子宮がん	一次検診	実 施 者 数		頸 が ん	体 が ん
				28,563人	9,839人
		結 果	精 検 不 要	28,157	9,353
			要 精 検	406	44
	採 取 不 能		—	442	
	精密検査	実 施 者 数		254	29
		結 果	子宮がん（疑を含む）	2	4
			そ の 他 の 疾 患	198	6
異 常 な し			54	19	

		実 施 者 数		集 団	個 別
				7,010人	9,232人
乳 が ん	一次検診	結果	精 検 不 要	6,837	8,580
			要 精 検	173	652
	精密検査	結果	実 施 者 数	131	529
			乳がん（疑を含む）	9	31
			そ の 他 の 疾 患	77	403
			異 常 な し	45	95
肺 が ん	一次検診	結果	実 施 者 数	54,715人	
			精 検 不 要	54,262	
	精密検査	結果	要 精 検	453	
			実 施 者 数	260	
			肺がん（疑を含む）	39	
			そ の 他 の 疾 患	189	
大腸がん	一次検診	結果	異 常 な し	32	
			実 施 者 数	45,695	
	精密検査	結果	精 検 不 要	41,955	
			要 精 検	3,740	
			実 施 者 数	1,392	
			大腸がん（疑を含む）	69	
前立腺が ん	一次検診	結果	そ の 他 の 疾 患	1,152	
			異 常 な し	171	
	精密検査	結果	実 施 者 数	18,857	
			精 検 不 要	16,975	
			要 精 検	1,882	
			実 施 者 数	553	
胃がん リスク	一次検診	結果	前立腺がん（疑を含む）	152	
			そ の 他 の 疾 患	374	
	精密検査	結果	異 常 な し	27	
			実 施 者 数	2,686	
			精 検 不 要	2,138	
			要 精 検	548	
			実 施 者 数	260	
			胃がん（疑を含む）	4	
			食 道 が ん	0	
			萎 縮 性 胃 炎	207	
			そ の 他 の 疾 患	36	
			異 常 な し	13	

・口腔がん検診

30歳以上の市民を対象に1次検診（問診、診察、結果説明）及び2次検診（細胞診）を行い、口腔がんの早期発見、早期治療を促し、市民の健康保持増進を図る。検診は、指定歯科医院で実施。
（令和7年度）

実施者数	1次検診		2次検診	
	743人		378人	
結 果	異 常 な し	363人	異 常 な し	375人
	2次検診へ移行	378	要 経 過 観 察	2
	即日医療機関を紹介	2	要 精 検	0
			要 医 療	0
			検 査 不 適	1

・歯周疾患検診

年度内に30歳・40歳・50歳・60歳・70歳になる市民を対象に検診を実施。歯を失う大きな原因となっている歯周病の早期発見・治療につなげ、口腔の健康の保持増進を図る。

検診は、指定歯科医院で実施。令和7年度実施者数2,246人。

・二十歳（はたち）の歯科健康診査

歯科健診を実施することにより歯肉炎や口臭、歯並び、歯の色など口の中の気になることを早期に解決し、口腔の健康の保持増進を図る。

健診は、指定歯科医院で実施。令和7年度実施者数432人。

(4) 訪問指導

心身の状況や生活習慣等から健康管理上訪問指導が必要と認められる人、疾病や要介護状態になることが予測される人及びその家族に対し、保健師が訪問指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。令和7年度指導人数実19人、延べ36人

6. 自殺対策事業／保健センター健康支援課

市川市の自殺・自殺未遂の実態に応じた効果的な自殺対策を展開し、自殺者数の減少を図る。

令和2年度から専門事業者を活用した「こころの健康相談」を開始した。

(令和7年度)

事業名	実施回数	指導数	内容
普及啓発事業	1回	83人	こころの健康や睡眠に関する正しい知識を普及するための講演会 令和7年度の演題 「快適睡眠講座～すっきり目覚めてこころも健康に～」
ゲートキーパー養成事業	5回	市民82人 市職員44人 教職員35人 合計161人	こころの病気やゲートキーパーの心得などを学ぶ講座 ・市民対象 1回 令和7年度の演題 「思春期のこころに寄り添う ～子どもたちのSOSに気づいた時、 私たちにできること～」 ・市職員対象 3回 ・市教職員対象 1回
こころの健康相談		延べ 4,497件	悩みや相談事を抱えた市民に対し臨床心理士や精神保健福祉士等の専門職が電話や面接、メールなどにより対応する相談（電話、メールによる相談は365日受付）

7. 在宅療養者等口腔保健推進事業／保健センター健康支援課

在宅療養者等介護を要する者に、口腔の健康を保持増進するため歯科に関する相談や介護職員等へ研修会を実施。

(令和7年度)

区 分	実施回(件)数	内 容
歯 科 に 関 す る 受 付 お よ び 相 談	155件	訪問診療や車椅子受診等歯科診療、口腔ケアの方法、啓発リーフレットや講演会の依頼等の受付や相談
口 腔 ケ ア ネ ッ ト ワ ー ク 会 議	3回	テーマに沿い、参加者それぞれの立場から歯や口腔機能の役割、口のケアについて意見を出し合い、在宅で療養される方々への支援について情報を共有するための会議
研 修 会	2回	高齢者、障がい者診療の取り組み等についての研修
啓 発 事 業	7回	自治会、てるぼサロン、介護施設、身体障がい者福祉センター等での講演会

8. 予防事業／保健センター健康支援課

(1) 予防接種

予防接種法の規定等に基づき、予防接種の実施又は費用の助成を行う。

(令和7年度)

	接 種 名	対 象		実施件数	接 種 名	対 象	実施件数	
定 期 接 種	急性灰白髄炎(ポリオ)	乳幼児		19件	ロ	乳 児	7,512件	
	4 種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)	乳幼児		896	B C G	乳 児	3,299	
	5 種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ)	乳幼児		12,902	B 型 肝 炎	乳幼児	9,790	
	二種混合 (ジフテリア、破傷風)	児童・生徒		2,846	ヒ	ブ	乳幼児	132
	麻しん (はしか) 風しん	幼児	1 期	3,267	小児用肺炎球菌	乳幼児	13,146	
			2 期	3,343				
	日 本 脳 炎	乳幼児		11,930	帯 状 疱 疹	主に65歳 経過措置あり ※1	12,837	
		児童・生徒		3,628				
	水 痘	幼 児		6,128	子 宮 頸 が ん	小 6 ～高 1 経過措置あり ※2	5,997	
インフルエンザ	高齢者		59,591					
	新型コロナウイルス	高齢者		18,096	高 齢 者 肺 炎 球 菌	主に65歳	1,527	

	接 種 名	対 象	実施件数	接 種 名	対 象	実施件数
任 意 接 種	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	幼 児	3,177	大 人 の 風 し ん	妊娠を希望する 女性、パートナー 等 ※3	(申請件数) 340
	高齢者肺炎球菌	66歳以上かつ 接種歴無し	192	帯 状 疱 疹	50歳以上かつ 定期接種対象 外の方 (1回限り)	3,792
	子どものインフルエンザ	生後6か月～ 小学校6年生	21,281			

※1 接種対象者は、年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる者（令和7年度に限り100歳以上の者）

※2 平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれで、令和4年4月～令和7年3月31日までに1回以上接種しており、接種が完了していないキャッチアップ接種対象者を含む

※3 接種対象者は、つぎの①～③のうち風しん抗体価が低いもの ①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性のパートナーまたは同居人 ③妊婦のパートナーまたは同居人

(2) 結核予防事業実施状況

一般（胸部エックス線） (令和7年度)

直接撮影	結核患者
2人	0人

(3) 防疫対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の発生及び流行を防止するため、感染症の病原体に汚染された場所・物件などの消毒を市川健康福祉センター長の指示により実施する。また、診療面においては市川健康福祉センター長が患者に対し、感染症指定医療機関へ入院勧告処置をとり、防疫に万全を期している。

9. 国民健康保険事業／国保年金課、保健センター健康支援課

国民健康保険制度は、農山漁村居住者の医療環境の窮状に対処すべく、昭和13年に成立した国民健康保険法に基づき創設された。

当初は、任意の組織である国民健康保険組合により運営されていたが、幾多の変遷を経て、昭和33年の新法制定により、各市町村に国民健康保険事業の実施が義務付けられ、36年の新法施行に伴い、国民皆保険体制が確立し、以来、我が国の医療保険制度において重要な役割を担っている。

その後、数次にわたる法改正により制度改革が行われ、平成30年4月、制度の基盤強化を図り、将来にわたり持続可能な制度の構築を目指し、国民健康保険の都道府県単位化が施行された。

(1) 加入者状況 (令和8年3月31日)

総世帯数	人 口	国民健康保険		加 入 割 合	
		世 帯 数	被保険者数	世 帯 数	被保険者数
266,888世帯	500,204人	56,115世帯	75,939人	21.0%	15.2%

(2) 保険給付状況（令和8年度）

給付の範囲

①療養給付

小学校就学前 8割、小学生以上70歳未満 7割、70歳以上 8割（一定以上所得者は7割）

②その他の給付

高額療養費 一部負担金の額が1カ月で一定額を超えた場合は、その超えた額を支給。

出産育児一時金 1児につき 48.8万円

（産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合は50万円）

葬祭費 被保険者が死亡した時、葬儀を行った者に対して5万円を支給。

（喪主の方が市内居住者で市民税非課税世帯の場合は7万円）

③療養諸費（一般分）

（令和6年度）

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	薬剤一部負担金	他法負担金
療養の給付	1,347,506件	29,364,723,720円	21,441,399,632円	7,027,982,046円	—	895,342,042円
療養費	32,206	302,668,246	219,964,398	82,703,848	—	0
合計	1,379,712	29,667,391,966	21,661,364,030	7,110,685,894	—	895,342,042

療養の給付（診療費）内訳 ※調剤分は除く

（令和6年度）

区分	件数	延べ日数	費用額	受診率	一件当日数	一件当費用額	一人当費用額
一般入院	14,025件	206,034日	9,583,765,367円	17.63%	14.69日	683,334円	120,463円
診療入院外	672,845	1,024,992	11,624,730,618	845.73	1.52	17,277	146,116
歯科診療	166,102	265,699	2,183,657,441	208.78	1.60	13,146	27,447
合計	852,972	1,496,725	23,392,153,426	1072.14	1.75	27,424	294,026

※受診率及び1人当たり費用額については、令和6年度の一般被保険者数79,558人を基に算出

④その他の給付

（令和6年度）

区分	件数	支給額
高額療養費（一般分）	62,429件	3,289,655,446円
出産育児一時金	230	111,887,230
葬祭費	436	23,020,000
傷病手当金	3	170,000
計	63,098	3,424,732,676

(3) 高額療養費資金及び出産費資金の貸付（令和8年度）

貸付の範囲

①高額療養費資金 高額療養費として支給が見込まれる額の9割を限度

②出産費資金 出産育児一時金として支給が見込まれる額の9割を限度

(4) 人間ドックの助成（令和8年度）

国民健康保険の被保険者に対し疾病の予防、早期発見、早期治療を図るため、人間ドックを受検した場合、一定の条件を満たしている方は申請によりその費用の一部を助成（40歳未満23,000円、40歳以上10,000円を限度とする）。

(5) 国民健康保険税（令和8年度）

①保険税状況

○納税義務者 国民健康保険の被保険者である世帯主又は擬制世帯主

※擬制世帯主…国民健康保険に加入していない世帯主で、同じ世帯内に国民健康保険被保険者がいる場合には、その世帯主が擬制世帯主として納税義務を負う。

- 賦課期日 4月1日
- 医療分 1. 所得割額（被保険者の前年総所得金額－基礎控除額43万円）×7.50%
2. 均等割額 1人当たり 12,000円
3. 平等割額 1世帯当たり 20,400円
課税限度額 上記1＋2＋3の合計額が67万円を超える場合は67万円とする。
- 支援分 後期高齢者支援分として、医療分と合わせて納付。
1. 所得割額（被保険者の前年総所得金額－基礎控除額43万円）×1.90%
2. 均等割額 1人当たり 8,800円
課税限度額 上記1＋2の合計額が26万円を超える場合は26万円とする。
- 介護分 40歳以上65歳未満の被保険者は介護分が計算され、医療分・支援分と合わせて納付。
1. 所得割額（被保険者の前年総所得金額－基礎控除額43万円）×2.05%
2. 均等割額 1人当たり 13,600円
課税限度額 上記1＋2の合計額が17万円を超える場合は17万円とする。
- 子ども分 18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある方を除いた被保険者は子ども分が計算され、医療分・支援分と合わせて納付。
1. 所得割額（被保険者の前年総所得金額－基礎控除額43万円）×0.23%
2. 均等割額 1人当たり 2,000円
3. 18歳以上均等割額 1人当たり 100円
課税限度額 上記1＋2＋3の合計額が3万円を超える場合は3万円とする。
- 軽減制度 ㊦国民健康保険加入世帯の合計所得金額が下記の基準額以下の場合には、均等割額と平等割額の7割、5割又は2割が軽減される。

軽減割合	軽減の基準
7割軽減	世帯主及び国保被保険者の前年中の合計所得額が 43万円＋10万円×（給与所得者等の数※－1）以下
5割軽減	世帯主及び国保被保険者の前年中の合計所得額が 43万円＋31万円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数※－1）以下
2割軽減	世帯主及び国保被保険者の前年中の合計所得額が 43万円＋57万円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数※－1）以下

※一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給

〔60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上）〕を受ける者

㊧75歳に到達する被保険者がいる国民健康保険加入世帯に対して、軽減制度が適用される。

○後期高齢者医療制度に移行することにより単身世帯となる被保険者について、平等割額を最初の5年間は半額にし、6年目以降の3年間は4分の1減額する。

○後期高齢者医療制度の創設に伴い、被用者保険の被扶養者から国保被保険者になった者について、申請することにより、均等割額・平等割額は資格取得日から2年間、所得割額は当分の間、条例減免が適用される。

65歳以上の旧被扶養者に係る所得割額を全額減免する。

65歳以上の旧被扶養者に係る均等割額を半額にする。

65歳以上の旧被扶養者のみで構成される世帯に係る平等割額を半額にする。

⑦非自発的失業者に対する軽減措置として、平成22年4月より、倒産・解雇等で離職した者について、前年の給与所得を100分の30とみなし、税額を算定する制度が創設された。

⑧産前産後期間の軽減について、出産される国民健康保険被保険者の国民健康保険税の所得割額と均等割額が、産前産後期間の4ヶ月間（多胎妊婦の場合は6ヶ月間）軽減される。

○納 期 7月末日から翌年2月末日までの8回

②収納状況（単位：円）

（令和6年度）

種 別		調 定 額	収 納 額	不納欠損額	未 収 額	収納率(%)	還付未済額
医 療	現 年 課税分	6,270,676,837	5,784,834,971	56,966	485,784,900	92.25	24,464,639
	滞 納 繰越分	1,457,371,225	621,202,645	154,233,010	681,935,570	42.62	2,314,869
支 援	現 年 課税分	1,770,213,441	1,638,177,014	13,234	132,023,193	92.54	2,322,731
	滞 納 繰越分	615,413,419	86,968,152	32,454,175	495,991,092	14.13	170,514
介 護	現 年 課税分	849,901,322	773,539,252	13,400	76,348,670	91.02	1,283,713
	滞 納 繰越分	348,717,399	49,001,854	17,129,305	282,586,240	14.05	103,944
合 計		11,312,293,643	8,953,723,888	203,900,090	2,154,669,665	79.15	30,660,410

10. 後期高齢者医療制度事業／国保年金課

後期高齢者医療制度は平成20年4月に施行され、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保すること及び高齢者の医療費について、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し世代間で公平に負担することを目的として実施している。

制度の運営は都道府県単位の広域連合が行うこととなっている。

(1) 加入者状況

（令和8年3月31日）

人口	後期高齢者医療保険	
	被保険者数	加入割合
500,204人	60,961人	12.19%

(2) 運営主体

千葉県後期高齢者医療広域連合

(3) 対象者

75歳以上の者

65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり広域連合の認定を受けた者

(4) 事務の内容

広域連合 被保険者の認定、保険料額の決定、医療の給付等
市 町 村 各種申請の受付、保険料の徴収等

(5) 給付内容

①一部負担金（窓口負担）

現役並み所得者 医療費の3割
一般 医療費の1割又は2割※

※2割負担の判定基準

1. 世帯内の後期高齢者医療被保険者に、市町村民税課税所得（課税標準額）が28万円以上の者がいる
2. 上記1の基準を超える場合で、かつ、世帯内の後期高齢者医療被保険者の「年金収入とその他の合計所得金額の合計額」が、被保険者の人数が1人なら200万円以上、被保険者の人数が2人以上なら320万円以上である

②高額療養費

限度額を超えて一部負担金を支払った場合には、超えた額を高額療養費として支給。

③葬祭費

被保険者が死亡した時、葬儀を行った者に対して葬祭費として50,000円を支給。

④高額医療・高額介護合算制度

医療費の自己負担額と介護保険制度のサービス利用料を合算した額が限度額を超えた場合には、超えた額を支給。

自己負担限度額（年額）8月～翌年7月

現役並み所得者Ⅲ	現役並み所得者Ⅱ	現役並み所得者Ⅰ	一般Ⅱ・Ⅰ	区 分 Ⅱ	区 分 Ⅰ
212万円	141万円	67万円	56万円	31万円	19万円

(6) 保険料

○医 療 分

1. 所得割額（前年総所得金額等－基礎控除額43万円）×9.40%
2. 均等割額 1人当たり 51,000円

※保険料率は2年ごとに見直される。（令和8・9年度は同一）なお、千葉県内で均一。

上限額 上記1＋2の合計額が85万円を超える場合は85万円とする。

○子 ど も 分 子ども・子育て支援金分として、医療分と合わせて納付。

1. 所得割額（前年総所得金額等－基礎控除額43万円）×0.25%
2. 均等割額 1人当たり 1,310円

※保険料率は1年ごとに見直される。なお、千葉県内で均一。

上限額 上記1＋2の合計額が21,000円を超える場合は21,000円とする。

①納付方法

保険料は、原則として年金からの天引き（特別徴収）となる。

ただし、下記の者については納付書払い又は口座振替（普通徴収）となる。

- ・年金が年額18万円未満の者
- ・介護保険料を合算した保険料額が年金額の2分の1を超える者
- ・年金からの天引きから口座振替に納付方法を変更する手続きを行った者

②軽減措置

低所得者については、世帯(被保険者及び世帯主)の所得水準に応じて均等割額が軽減される。

軽減割合	軽減の基準
7.2割軽減 ※1	世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が $43万円 + 10万円 \times (\text{給与・年金所得者の数} - 1)$ ※2以下の場合
5割軽減	世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が $43万円 + (31万円 \times \text{世帯内の被保険者の数}) + 10万円 \times (\text{給与・年金所得者の数} - 1)$ ※2以下の場合
2割軽減	世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が $43万円 + (57万円 \times \text{世帯内の被保険者の数}) + 10万円 \times (\text{給与・年金所得者の数} - 1)$ ※2以下の場合

※1 子ども・子育て支援金分は7割軽減。

※2 世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加える。

- ・給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える。
- ・65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入が125万円を超える。
- ・65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える。

○公的年金所得の場合、その所得から15万円が特別控除される。

○被用者保険の被扶養者であった者は保険料の所得割額の負担はなく、75歳到達から77歳に到達する月の前月分まで均等割額が5割軽減される(77歳以上の者は均等割額の軽減が適用されない)。

(7) 人間ドックの助成(令和8年度)

後期高齢者医療保険の被保険者に対し疾病の予防、早期発見、早期治療を図るため、人間ドックを受検した場合、一定の条件を満たしている方は申請によりその費用の一部を助成(10,000円を限度とする)。

11. 国民年金／国保年金課

国民年金は、老齢、障害または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、生活の維持及び向上に寄与することを目的に、昭和34年4月に法が制定された。その後、制度の基盤を整えるため、61年4月に公的年金の再編成等を行う新年金制度(基礎年金の導入等)に改正された。

平成3年4月には、加入が任意であった20歳以上の学生も強制加入となり、それまで障害の状態になっても年金が受給できなかった方を救う制度へと改正された。

また、老齢年金を受給するためには保険料納付済期間などの資格期間が原則25年以上必要だったが、29年8月1日からは10年以上と短縮され、これまで老齢年金を受給できなかった方を救う制度へと改正された。

令和元年10月からは消費税引き上げ分を活用し、年金生活者支援給付金が上乗せ支給されている。

令和4年5月からマイナポータルを利用し、加入・免除・猶予等の申請が可能となった。

(1) 第1号被保険者の状況

①被保険者適用状況 (令和8年3月31日)

被保険者数	適用状況	
	1号	
	強制	任意
55,190人	54,111人	1,079人

②保険料免除の状況 (令和8年3月31日)

法定免除者は4,587人、申請免除者（納付猶予・学生納付特例を含む）は17,505人、合計22,092人。

(2) 拠出制年金の受給状況

(令和8年3月31日)

老齢	通算 老齢	老齢 基礎	障害	障害 基礎	遺族 基礎	寡婦	合計
159人	162人	99,389人	32人	3,063人	530人	33人	103,368人

(3) 無拠出制年金

制度発足当時（昭和34年11月）すでに老齢、障害、母子等の状態にあったため保険料を納付する期間がなかった方及び20歳前の傷病により障害のある方などを対象に、全額国庫負担によって給付する無拠出の年金制度。

①受給権者数 (令和8年3月31日)

老齢福祉年金	障害基礎年金
0人	3,112人

②受給状況 (令和8年3月31日)

区分	全部支給	一部支給停止	全部支給停止	合計
障害基礎年金	3,014人	23人	75人	3,112人

(4) 国庫支出金

(令和8年3月31日)

区分	事務費交付金
事務費交付金 (人件費・物件費)	72,502,560円
特別障害給付金	21,114
協力・連携	18,544,788
年金生活者 支援給付金	823,370
合計	91,891,832

12. 霊 堂／斎場霊園整備・管理課

市川市霊園霊堂は遺骨の埋蔵場所が決まるまでの間、一時的に預かる施設として霊園内に設置している。

(1) 施設の概要

所 在 地 市川市大野町4丁目2481番地（市川市霊園内）
構 造 鉄筋コンクリート造地上1階建、地下1階
開設年月日 昭和53年3月

(2) 収蔵体数

収蔵可能体数2,160体、収蔵体数（令和8年3月31日）197体

(3) 霊堂使用料

収蔵骨1体につき 年額 5,520円（消費税等相当額別）

13. 霊園事業／斎場霊園整備・管理課

市内に散在する寺院の墓地が狭隘化し、市営霊園の必要性が生じてきたことから昭和37年10月に大野町に開設し、これまで16,085区画の墓地造成を行ってきた。

(1) 埋葬地造成・使用許可数

（令和8年3月31日）

種 別	造成面積	造 成 数	使用許可数
1種（4㎡）芝生	4,596㎡	1,149基	1,126基
（4㎡）普通	20,168	5,042	4,781
2種（6㎡）普通	40,830	6,805	6,281
3種（12㎡）普通	17,340	1,445	1,320
4種（2.5㎡）芝生	435	174	168
（2.5㎡）普通	2,347.5	939	740
5種（1.5㎡）芝生	796.5	531	524
計	86,513	16,085	14,940

(2) 施設使用状況

令和7年度 埋改葬件数 898件 墓地工事件数 256件

(3) 霊園使用料

使 用 料	管 理 料
1㎡当たり 333,000円	1㎡当たり1年につき 1,030円（消費税等相当額別）

※返還された墓地にかかる墓地使用料は、墓地使用料の90%相当額とする。

14. 合葬式墓地事業／斎場霊園整備・管理課

市川市霊園合葬式墓地は、従来の市川市霊園の一般墓地や霊堂と異なり、一つのお墓に多くの遺骨を一緒に埋蔵する新しい形の墓地である。

(1) 施設の概要

所 在 地 市川市大野町4丁目2481番地（市川市霊園内）

構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建、地下 2 階		
開設年月日	平成15年 3 月		
施設の内容	延床面積 506.35㎡		
	地下 2 階	納骨室 187.20㎡ (階段、廊下等を含む)、合葬室 56.25㎡	
	地下 1 階	納骨室 243.00㎡ (階段、廊下等を含む)	
	地上 1 階	参拝所 19.90㎡	
(2) 収蔵可能数	約5,000体		
(3) 墓地使用料	1 体用	71,000円 (幅30cm×奥行き40cm×高さ33cm)	
	2 体用	142,000円 (幅50cm×奥行き40cm×高さ33cm)	
(4) 使用許可数	(令和 7 年度)		
	納骨壇 1 体用	納骨壇 2 体用	計
	107体	80組 (160体)	267体

15. 斎 場／斎場霊園整備・管理課

市川市斎場は昭和55年 2 月に事業を開始し、火葬棟に火葬炉10基、待合棟に式場を備え通夜、告別式に利用できる。また、平成 2 年 4 月に大規模な葬儀が行えるよう待合棟の隣に式場棟を開設した。葬具の貸し出し、霊柩自動車の運行及び棺、骨つぼの販売を行っている。

(1) 施設の概要

斎 場

所 在 地	市川市大野町 4 丁目2610番地の 1
構 造	鉄筋コンクリート造 1 階 (一部 2 階)
開設年月日	昭和55年 2 月 (平成 2 年に式場棟建設)
施設の内容	火葬棟 火葬炉10基、告別室 (3 室)、告別ホール、礼拝室、収骨室 (2 室)、 霊安室、燃焼炉機械室など 待合棟 第 3 式場 (100 人収容)、式場ホール、事務室、応接室、待合室 (5 室)、 湯沸室、トイレ、売店、倉庫、遺族控室 式場棟 第 1 式場 (200 人収容)、第 2 式場 (60 人収容) など その他 駐車場 (乗用車134台、マイクロバス10台)、管理人住宅、車庫

(2) 施設使用状況 (令和 7 年度)

火葬炉使用	葬具使用	霊柩車使用		式場使用
4,176件	45回	洋 型 16回	バン型 24回	延べ348回

斎場使用料 (火葬料以外は別途消費税がかかる) (令和 8 年 4 月 1 日現在)

区 分		単 位	金 額 (円)	
			市内居住者	市外居住者
火葬料	年齢15歳以上の遺体	1 体	6,750	50,000
	年齢15歳未満の遺体	1 体	4,720	34,000
	死 産 児	1 体	3,370	15,000
	改葬遺骨	1 件	3,370	15,000
	外科手術、事故等による四肢等	1 件	3,370	15,000

区 分		単 位	金 額 (円)	
			市内居住者	市外居住者
式 場	第1式場	1 時間	9,470	18,940
	第2式場	1 時間	4,280	8,560
	第3式場	1 時間	6,390	12,790
霊柩車	バン 型	1 回	4,000	8,000
	洋 型	1 回	8,000	16,000
祭 壇	3 段 式	1 式	5,000	15,000
	4 段 式	1 式	18,000	54,000

16. 斎場施設整備事業／斎場霊園整備・管理課

本市が運営する既存斎場の現状及び課題を踏まえ、本市の新たな斎場の設計、建設、維持管理及び運営をデザイン・ビルド・オペレート方式（DBO方式）により一括発注し実施する。

○既存斎場 現状及び課題

現状：昭和55年の開設から40年以上が経過したことによる施設の老朽化

課題：バリアフリー対応、大規模災害への備え、

今後想定される死亡者数増加への対応、近年の葬祭ニーズの変化への対応

○進捗状況

令和5年度：公募型プロポーザルによる民間事業者募集の公告を実施（11月）

令和6年度：民間事業者を決定し、設計業務に着手

令和7年度：実施設計、斎場西側の歩道整備、既存斎場（車庫棟）の解体を実施

令和8年度：実施設計の完了、北側通路の整備（予定）

第7編 環境文教委員会

◎文化国際部		199
◎スポーツ部		213
◎環 境 部		217
◎教育振興部（教育委員会）		237
◎学校教育部（ 〃 ）		255

◎文化国際部

1. 文化芸術活動の振興	200
2. 街かどミュージアム都市づくり	201
3. 文化会館・行徳公会堂	202
4. 全日警ホール（八幡市民会館）	204
5. 国際化への対応	204
6. 姉妹都市・友好都市交流	205
7. パートナーシティ交流	207
8. 海外自治体との連携	208
9. 文学ミュージアム	209
10. 「市川市史」の編さん	210
11. 永井荷風文学賞	210
12. 東山魁夷記念館	211

1. 文化芸術活動の振興／文化芸術課

歴史と文化の香るまち「市川」において、歴史的・文化的資産を活用した文化振興事業の展開は、本市の伝統と特長を市民に伝え、広めると共に、次代に引き継いでいくために重要である。

多くの市民の協力による文化団体との共催事業、市川の文化人展、収蔵作品展の開催など、本市の文化的特性を生かした事業を継続していくと共に、市民が日常的に芸術・文化に触れることができるまちづくりの実現に向けた事業を進めていく。

(1) 文化団体との共催事業

市内各文化団体の発表の場を設け、また、広く市民に参加を呼びかけ交流を図ると共に、団体の育成と芸術文化活動の活発化を図るため、各団体との共催により、市内各所を会場として24の文化行事を実施している。

(2) 中山忠彦 追悼展の開催

令和6年に逝去された名誉市民で洋画家の中山忠彦画伯の画業を紹介する展覧会を開催した。

○「中山忠彦 追悼展 ―永遠なる出会い・美への懸け橋―」

会期：令和7年9月13日～10月19日 会場：芳澤ガーデンギャラリー 入場者数：1,782人

主催：市川市・公益財団法人 市川市文化振興財団

(3) 収蔵作品展の開催

全日警ホール（八幡市民会館）内、中山忠彦メモリアルギャラリー（第1展示室）において、「収蔵作品展」を開催している。

○市川市収蔵作品展 令和7年度 第1期

令和7年4月1日～6月15日

入場者数：1,011人

○市川市収蔵作品展 令和7年度 第2期

7年7月26日～10月26日

入場者数：997人

○市川市収蔵作品展 令和7年度 第3期

7年12月6日～8年3月8日

入場者数：1,258人

収蔵作品展 入場者数合計 3,266人

(4) いちかわかるたの作成

本市が持つ有形無形の地域資源の魅力について、子どもから大人まで一緒に楽しみながら幅広く知ることができる「いちかわかるた」を作成した。作成したかるたは、地域学習や校内活動で活用してもらうため、市内に在住・在学する小学3年生へ配付するとともに、希望者への販売等を行った。また、市内の大型商業施設と連携して「いちかわかるたフェスティバル」を開催し、ジャンボかるた大会などのイベントを実施した。

①配付 市内全45校（市立40校・国立1校・県立1校・私立3校）に在学している小学3年生等へ配付した。

②販売等 第1庁舎ほか7カ所で1部800円で販売するとともに、ふるさと納税の返礼品とした。※令和8年4月1日より1,000円

③イベント 内 容：ジャンボかるた大会

実施日：令和8年3月15日

参加者：約100名

2. 街かどミュージアム都市づくり／文化芸術課

市川市文化振興ビジョン（第1次）に掲げたリーディングプログラム「街かどミュージアム都市づくり」により整備した、拠点施設の維持管理と活用を図っている。また、拠点施設等を核としたイベントの実施により、人材、資源を活用し、街かどミュージアム構想の理念である地域固有の魅力を掘り起こしていく。

施設名	概要			
芳澤ガーデン ギャラリー	平成14年3月、芳澤月恵氏から寄贈された土地の「百樹園」という庭を残し、ギャラリーを設置。市と公益財団法人市川市文化振興財団で企画展を開催する他、貸し出しも実施。			
	所在地	市川市真間5丁目1番18号	敷地面積	3,426.03㎡
	構造	鉄筋コンクリート造、平屋建	延べ床面積	599.25㎡
	公開日	午前9時から午後5時(月曜休館、ただし祝日の場合は翌日 年末年始 休館)		
木内 ギャラリー	明治45年から大正3年にかけて建築された和洋折衷の建造物・旧木内別邸は、比較的保存状態が良好な洋館部分の部材を生かしながら復元・再築が行われ、平成16年5月、株式会社サンウッドから寄贈された。歴史的価値の高い建物を市民に公開すると共に、貸し出しも実施。			
	所在地	市川市真間4丁目11番4号	敷地面積	361.41㎡
	構造	鉄筋コンクリート造、一部木造地上2階建	延べ床面積	216.70㎡
	公開日	午前9時から午後5時(月曜休館、ただし祝日の場合は翌日 年末年始 休館)		
かくまつじやく 郭沫若 記念館	中国・四川省樂山市出身の政治家・文学者である郭沫若氏の旧宅を真間5丁目公園（現郭沫若記念公園）に記念館として復元したもの。氏は、昭和3年から約10年間にわたり、市川市須和田で家族と共に暮らし、その後日本と中国の架け橋となる活躍をした。			
	所在地	市川市真間5丁目3番19号	敷地面積	
	構造	木造瓦葺平屋建	延べ床面積	119.80㎡
	公開日	午前10時から午後4時（月曜～木曜日・年末年始 休館）		
水木洋子邸	「ひめゆりの塔」「裸の大将」など数々の映画の脚本を手がけ、シナリオ作家として知られる水木洋子氏は、平成15年4月に逝去。その遺志により、自筆原稿をはじめ、書物、土地や家屋などが寄贈された。現在は貴重な資料や邸宅を定期的に公開。			
	所在地	市川市八幡5丁目17番3号	敷地面積	855.40㎡
	構造	木造瓦葺平屋建	延べ床面積	126.68㎡
	公開日	原則として毎月第2、第4土・日曜日 午前10時から午後4時		
清 華 園	清華園は平成4年9月、石井はな氏から寄贈された。石井家は江戸時代の中頃からこの地に住み、近代に入って文具店と「清華堂」と名付けた書店を営み、中山町の発展に寄与。園内には遊歩道や四阿（あずまや）の他、草花・樹木が植培されており、庭園は憩いの場になっている。			
	所在地	市川市中山4丁目14番1号	敷地面積	1,705.50㎡
	構造	木造瓦葺2階建	延べ床面積	174.73㎡
	公開日	管理棟：午前9時30分から午後4時30分（月曜～木曜日・年末年始 休館） 庭 園：午前9時から午後5時（年末年始 除く）		

施 設 名	概 要			
行徳ふれあい 伝 承 館	行徳ふれあい伝承館は、神輿をはじめとする行徳の文化や歴史等を紹介する「旧浅子神輿店」と、まち歩きのお休み処として利用できる「休憩所」の2つの施設から成り立っている。旧浅子神輿店の建物は、平成22年9月に国の有形文化財に登録されている。			
	所在地	市川市本行徳35番7号(旧浅子神輿店) 市川市本行徳37番13号(休憩所)	敷地面積	311.57㎡(旧浅子神輿店) 343.47㎡(休憩所)
	構 造	木造瓦葺2階建(旧浅子神輿店) 木造瓦葺平屋建(休憩所)	延べ床面積	132.52㎡(旧浅子神輿店) 88.77㎡(休憩所)
	公開日	午前10時から午後5時(月曜休館、ただし祝日の場合は翌日 年末年始 休館)		

3. 文化会館・行徳公会堂／文化芸術課

文化会館は市制40周年記念事業として計画、昭和60年11月3日に開館し、市民の文化芸術の鑑賞及び創作活動の拠点となっている。管理業務は公益財団法人市川市文化振興財団が指定管理者となっている。行徳公会堂(行徳文化ホールⅠ&Ⅰ)は第七中学校の老朽化校舎の建て替えに伴い、行徳地区で市民の要望が多かった保育園、ケアハウスなどの他、市民が集い、文化活動の核となるホールを備えた複合施設(市川七中行徳ふれあい施設)としてPFI事業で建設し、平成16年10月30日に開館、16年度から同財団が指定管理者となっている。

(1) 文化会館

①施設の概要

所 在 地	市川市大和田1丁目1番5号	建 築 面 積	6,685.53㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 4階、地下2階、塔屋付	延 べ 床 面 積	20,109.04㎡
敷 地 面 積	10,444.01㎡	開 館 年 月 日	昭和60年11月3日

②施設の内容

大ホール	客席	バルコニー式	収容人員1,758人（移動席26席含む）
	舞台	プロセニウム、オーケストラピット、花道、音響反射板、大小迫り、各種吊物等、楽屋6室、リハーサル室1室	
小ホール	客席	一層式	収容人員 413人（移動席10席含む）
	舞台	花道、音響反射板、迫り、移動式能舞台、各種吊物等、楽屋4室、リハーサル室1室	
練 習 室	3室（防音構造）	延べ床面積194.16㎡	
展 示 室	延べ床面積377.65㎡（併設室として収蔵庫、荷解作業室、控室、搬入エレベーター設置）		
会 議 室	大会議室（最大200人収容） 1室、65人収容 2室、38人収容 2室、20人収容 1室		
和 室	18畳 2間の計36畳		
茶華道室	1室（小間4.5畳、広間10畳、水屋4畳、露地付）		
駐 車 場	約70台収容（一部有料）、自転車置場 約150台収容		

③利用状況

利用日数及び利用者数（令和7年度）

（開館日数 大ホール303日、小ホール300日、展示室333日、会議室333日、練習室333日、和室334日、茶華道室334日）

施設名	利用日数	利用率	利用者数
大ホール	283日	93.4%	266,022人
小ホール	260	86.7	63,959
展示室	212	63.7	30,111
会議室	271	81.4	68,697
練習室	321	96.4	16,294
和室	189	56.6	3,471
茶華道室	105	31.4	1,085
合 計			449,639

(2) 行徳公会堂（行徳文化ホールⅠ＆Ⅱ）

①施設の概要

所在地	市川市末広1丁目1番48号	建築面積	3,185.389㎡／7,676.426㎡ （行徳公会堂／複合施設全体） 共用部分を含む
構造	鉄筋コンクリート造5階、地下1階	延べ床面積	約3,077㎡／23,706.015㎡ （行徳公会堂／複合施設全体）
敷地面積	23,526.426㎡（複合施設全体）	開館年月日	平成16年10月30日

②施設の内容

ホー ル 収容人員637人（1階397席、2階240席）

大会議室 収容人員180人（3分割可能）

舞台設備 照明、音響、舞台機構等

③利用状況

利用日数及び利用者数（令和7年度）

※令和7年4月～9月は改修工事のため休館。

（開館日数 ホール130日、大会議室130日）

施設名	利用日数	利用率	利用者数
ホール	96日	73.8%	28,363人
大会議室	92	70.8	9,495
合 計			37,858

4. 全日警ホール（八幡市民会館）／文化芸術課

市民の芸術文化活動などの利用に供する施設として平成29年3月1日に開館。同施設の維持管理等の財源とするため、ネーミング・ライツパートナーを募集した結果、「全日警ホール」に決定。また、第1展示室「中山忠彦メモリアルギャラリー」では市の収蔵作品等を展示している。

①施設の概要

所在地	市川市八幡4丁目2番1号	建築面積	1,551.35㎡
構造	鉄筋コンクリート造	延べ床面積	2,451.73㎡
敷地面積	4,222.57㎡	開館年月日	平成29年3月1日

②施設の内容

ホー ル	客席	移動観覧席+可動椅子スタッキングチェア	(326人収容)
	舞台	壁面収納ステージ、各種吊物等	
控 室	2室	延べ床面積23㎡	
展 示 室	第1展示室（中山忠彦メモリアルギャラリー）	延べ床面積100㎡	
	第2展示室	延べ床面積73㎡	
会 議 室	第1会議室（41人収容）、第2会議室（41人収容）、第3会議室（110人収容）		
練 習 室	2室（防音機能）	延べ床面積120㎡	
駐 車 場	17台収容（有料）、自転車置場	約50～100台収容	

③利用状況

利用日数及び利用者数（令和7年度）

（開館日数 333日）

施 設 名	利 用 日 数	利 用 率	利 用 者 数
ホー ル	316日	94.9%	40,096人
第1控室	271	81.4	2,403
第2控室	235	70.6	1,847
練 習 室	333	100.0	14,550
第1会議室	326	97.9	10,789
第2会議室	326	97.9	10,416
第3会議室	323	97.0	24,510
第1展示室 （中山忠彦メモリアルギャラリー）	237	-	3,266
第2展示室	155	46.6	7,205
合 計			115,082

5. 国際化への対応／国際交流課

政治、経済、社会など各分野においてグローバル化、ボーダーレス化が進み、地域レベルの国際交流や多文化共生への取り組みがますます重要となっている。市内の外国人登録者数は令和8年4月末現在で112カ国25,501人となっており、在住外国人が安心して日常生活を送れるよう、より住みやすい環境づくりが求められている。

急速な国際化の進展に対応していくためには、市民主体による地域に根ざした国際交流及び国際協力活動を展開していくとともに、海外都市との人的交流による相互理解及び親善を深めていくことが

必要である。市川市国際交流協会（I.I.A.）とともに、多文化共生社会を推進するほか、海外都市との友好親善交流を促進するなど、様々な事業を展開している。

令和7年度事業実績

(1) 外国人相談窓口（平成7年度開設）

行政や日常生活に関することなど各種相談に対応。相談員の対応言語は第1庁舎では、英語、中国語。行徳支所では、英語、スペイン語で対応。なお、令和元年度から、タブレットによる通訳サービスを導入し、英語、中国語、スペイン語を含む23言語に対応している。

(2) 多言語情報配信サービス（いちLINE）（令和2年11月開始）

平成23年1月からメールで行っていた多言語情報配信サービスを、市公式LINEに移行したものの。登録者に行政サービスや生活・イベントの情報を英語とやさしい日本語で配信し、日本語によるコミュニケーションが苦手な外国人の生活をサポートする。

(3) 市川市国際交流協会の事業

①姉妹友好都市青少年相互派遣事業

姉妹友好都市間での歴史・文化の相互理解等を目的として、高校生の派遣と受入れを3年1周期として実施し、ホームステイを中心とした交流を行っている（平成29年度より市の委託事業）。（令和2年度から5年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け派遣と受入れを中止）

②日本語ボランティア教室

在住外国人への日本語学習支援のため、ボランティアが運営する日本語教室を市内20教室（8年3月現在）で開催している。

③地域国際化事業

通訳・翻訳ボランティア、各種語学教室、各国料理教室、交流会、ホームステイ・ホームビジット等を行っている。

6. 姉妹都市・友好都市交流／国際交流課

(1) ガーデナ市（アメリカ合衆国 カリフォルニア州）

①締結年月日 昭和37（1962）年11月6日

②締結の動機と経過

昭和36年7月、ロータリークラブ世界大会が東京で開催された際、市川とガーデナ両ロータリークラブの姉妹縁組が成立。37年2月にガーデナ市長及び同市議会議員から市川市との姉妹都市提携の要望があり、同年ミス・ガーデナが市川市を訪問、ガーデナ市長のメッセージを携え、提携の意向を伝えた。

37年5月28日、市川市議会は両市の姉妹都市締結を議決、同年11月6日、ガーデナ市長が来市し、両市の市長による盟約書への調印を行い姉妹都市を締結した。

両市の交流は、令和7年度に姉妹都市締結63周年を迎え、令和7年7月、ガーデナ市市制施行95周年記念式典出席に伴い、市川市長を団長とする公式代表団の派遣を行った。

③これまでの主な交流事業

(ア) 文化団体その他民間団体、及び一般市民の親善交流 (イ) 両市長の公式親善訪問 (ウ) 青少



年の柔剣道、野球の親善試合 (エ) 青少年及び教師の相互交流 (オ) 両市児童、生徒の交換絵画展
(カ) 両市交流写真展 (キ) ビデオレター交換

(2) 樂山市 (中華人民共和国 四川省)

①締結年月日 昭和56 (1981) 年10月21日

②締結の動機と経過

市川市は、日本と中国との架け橋として活躍した故郭沫若氏が昭和3年から12年までの10年間家族と共に過ごした地でもあり、従来から日中友好に熱意をもって取り組んできた。とりわけ、日中平和友好条約締結 (53年8月) 以降、本市と中国との交流は、人的往来を中心に各分野で活発化してきた。



こうした中、中国の都市との友好都市関係締結の機運が高まり、54年6月に郭沫若氏の長男・和夫氏が本市を来訪したことを契機として、郭沫若氏の生誕地である四川省樂山市との締結を指向する。55年4月、日中友好市川市議会議員連盟訪中団が樂山市を訪問、市長のメッセージを手交して締結の意向を伝え、同年8月には樂山市をはじめ中国関係機関に対し、友好都市締結に関する正式な申込書を送付した。

56年4月、樂山市から本市との友好都市締結について調印の意向とともに議定書の草案が示された。同年6月22日、市川市議会は両市の友好都市締結を全会一致で議決、10月21日に両市長が議定書に調印、友好都市を締結した。

中国の都市との友好都市締結は、我が国では32番目、千葉県下では初めてであった。

両市の交流は、令和7年度に友好都市締結44周年を迎えた。

③これまでの主な交流事業

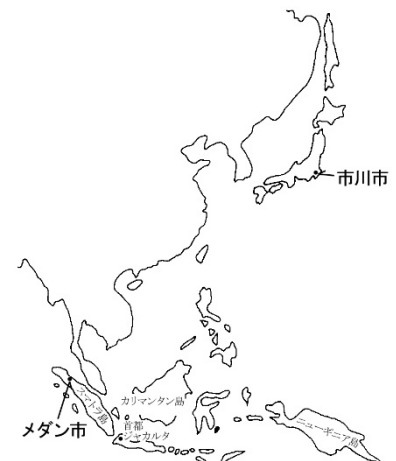
(ア) 両市民の親善交流 (イ) 両市長の公式親善訪問 (ウ) 農業技術研修生の来市 (エ) 都市建設技術研修生の来市 (オ) 両市児童・生徒の交流作品展 (カ) 両市交流写真展 (キ) 農業視察団の来市 (ク) 書画代表団の来市 (ケ) 樂山市からのレッサーパンダ、赤腹錦鶏鳥の寄贈等 (コ) 樂山市川劇友好訪問団の来市 (サ) 両市青少年の相互交流 (シ) 樂山市文化芸術交流団の来市 (ス) 沙湾区友好学校調印代表団の来市等 (セ) 日中友誼学校の建設 (ソ) 市川市郭沫若記念館の建設 (タ) 樂山市歌舞劇団の来市 (チ) 両市青少年オンライン交流

(3) メダン市 (インドネシア共和国 北スマトラ州)

①締結年月日 平成元 (1989) 年11月4日

②締結の動機と経過

昭和59年8月に市川市長を団長とした「東南アジア友好視察団」が初めてメダン市を訪れて以来、毎年市民による親善訪問が行われてきた。両市の人的・物的交流が重ねられる中、63年11月、市民組織のスマトラ会から「インドネシア共和国メダン市との姉妹都市締結に関する要望書」が市川市長並びに市川市議会議長あてに提出された。



平成元年8月、市川市長を団長とする視察団がメダン市を訪れ、姉妹都市締結に向けての趣意書が調印された。同年9月19

日、市川市議会は両市の姉妹都市締結を全会一致で議決、同年11月4日、両市長が姉妹都市締結

に関する盟約書に調印し、姉妹都市を締結した。

インドネシア共和国の都市との姉妹縁組は、我が国では京都府、大阪府、東京都の例を除き、市レベルでは初めてのことであった。

両市の交流は、令和7年度に姉妹都市締結36周年を迎えた。

③これまでの主な交流事業

(ア) 両市長の公式親善訪問 (イ) 市民の親善交流 (ウ) 両市青少年の相互交流 (エ) メダン市からの蝶の標本、イリエワニのはく製、オランウータンの寄贈等 (オ) メダン市への消防車、日本猿、補聴器、消防防火衣装備一式の寄贈

7. パートナーシティ交流／国際交流課

パートナーシティとは、市民や市民団体を主体とする交流を基本として、姉妹都市や友好都市のようなあらゆる分野の交流ではなく、限定した分野での交流を推進する都市提携をいう。

(1) ローゼンハイム市（ドイツ連邦共和国 バイエルン州）

①締結年月日 平成16（2004）年7月14日

②締結の動機と経過

市川市とドイツとは、以前から、市川市名誉市民である東山魁夷画伯が留学や作品出展等で度々訪独していたほか、市川市の少年サッカーチームがバイエルン州サッカー協会の招待を受けて現地の少年達と共に合宿を行うなどの交流があった。

平成14年9月、市川市長以下職員がドイツ南部諸都市を訪問した際、ローゼンハイム市長より市川市と交流をしていきたいとの申し出を受け、15年5月の同市訪問の際、従来の姉妹友好都市のような全面的な交流ではなく、分野を限定し、経済的・精神的負担のかからないパートナーシティ交流を進めていくということで、両市長の意見が一致した。16年5月、市議会議員代表団が同市を視察、同年6月15日、市川市議会において、ローゼンハイム市とのパートナーシティ締結についての議案が可決された。

16年7月、市川市長を団長とする公式親善代表団がローゼンハイム市を訪問、同月14日、同市庁舎会議室において、両市長が教育・スポーツ・文化の分野における青少年交流を支援し、かつ、市民の相互理解が深められる交流の促進に努めることを内容とする、パートナーシティ締結に関する盟約書の調印式を行った。

16年11月、ローゼンハイム市長を団長とする公式親善代表団一行16名が来市し、同月3日、文化会館で行われた市制施行70周年記念式典の場で、両市長が改めて盟約書の交換を行うと共に、市川市民に対し、パートナーシティ締結の報告を行った。

両市の交流は、令和6年にパートナーシティ締結20周年を迎えたことから、7年8月に市川市長を団長とする公式代表団の派遣を行った。

③これまでの主な交流経過

(ア) 両市長の公式親善訪問 (イ) 青少年サッカー交流 (ウ) 両市青少年の相互交流 (エ) ローゼンハイム市ガーデンショー「いちかわデイ」参加 (オ) いちかわドイツデイの開催 (カ) 生徒の交換絵画展 (キ) 両市交流写真展 (ク) 日本経済デイ出席 (ケ) 両市音楽交流



(2) イッシー・レ・ムリノー市（フランス共和国 イル・ド・フランス地域圏）

①締結年月日 平成24（2012）年10月22日

②締結の動機と経過

平成21年3月にIT化などの都市経営の分野で日本の首都圏の自治体との交流を希望していたイッシー・レ・ムリノー市から、外務省の招致で市長が来日し、市川市を視察した。イッシー・レ・ムリノー市から招請を受け、21年4月、市川市長がイッシー・レ・ムリノー市を訪問、ICT分野を中心とした自治体間交流の合意書を締結した。

その後は合意書に基づき行政関係者間の交流が続いていたが、23年9月に市川市議会にて、より積極的な交流を求める「イッシー・レ・ムリノー市との都市締結に関する決議」が可決された。24年4月、市長がイッシー・レ・ムリノー市を訪問し、イッシー・レ・ムリノー市長と盟約書の正式署名について直接協議を行い、同年6月に市川市議会はパートナーシティ締結を議決。同年10月22日、イッシー・レ・ムリノー市において、両市の「パートナーシティ締結に関する盟約書」への調印が行われた。今後はこの盟約書をもとに、ICT施策、花と緑の街施策、文化・芸術の分野における自治体間交流及び青少年交流並びに市民交流を推進していく。両市の交流は、令和7年度にパートナーシティ締結13周年を迎えた。

③これまでの主な交流事業

(ア) 両市民の親善交流 (イ) 両市長の公式親善訪問 (ウ) 超党派による政務調査の議員団派遣
(エ) イッシー・レ・ムリノー市職員視察受入 (オ) 日仏自治体交流会議出席 (カ) イッシー・レ・ムリノー市アーティスト受入 (キ) イッシー・レ・ムリノー市エコ地区「日本庭園」建設 (ク) 文化交流 (ケ) 絵手紙クラブ交流 (コ) 学校間青少年交流 (サ) 「ジャポニスム2018」への両市での参加 (シ) 両市青少年オンライン交流

8. 海外自治体との連携／国際交流課

海外の自治体から多様な知見や技術を取り入れ、相互の都市発展を目指すため、先進的な取り組みを行う海外自治体との連携を進めている。

(1) カゼルタ市（イタリア共和国 カンパニア州）

①締結年月日 令和元（2019）年5月20日

②連携協定の締結分野

ア. 食育
イ. 文化・歴史資産を活用した地域活性化
ウ. 観光

③これまでの主な事業

(ア) 市川市公式代表団の派遣 (イ) 自治体連携協定の締結

(2) パルヌ市（エストニア共和国 パルヌ県）

①締結年月日 令和元（2019）年10月21日～7（2025）年10月20日連携協定終了

②連携協定の締結分野

情報通信技術を活用した行政サービスの推進等



③これまでの主な事業

(ア)市川市公式代表団の派遣 (イ)自治体連携協定の締結 (ウ)エストニア共和国政府団、経済団の受入

9. 文学ミュージアム（生涯学習センター内）／文学課

市川市は、万葉のむかしから現代に至るまで多くの文人墨客に愛され、文化と芸術の土壌が豊かに育まれてきた。こうした特長を広く伝えるため、市川市ゆかりの文学者、映像作家、写真家など、幅広いジャンルの作家や作品の資料の展示・収集を目的として、映像文化センター及び文学プラザを統合し、文学ミュージアムが平成25年7月20日に開館した。

市川ゆかりの「文学」と「映像文化」に関する資料を展示・収集すると共に、ホール等の施設を提供し、新しい地域文化交流発信の拠点を目指す。

(1) 施設の概要

所在地	市川市鬼高1丁目1番4号 市川市生涯学習センター2階、3階	建築面積	6,164m ² (複合施設全体)
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階	延べ床面積	2,970m ² (文学ミュージアム全体)
敷地面積	11,012m ² (複合施設全体)	開館年月日	平成25年7月20日

- (2) 施設の内容
- ・展示室（2階：通常展示フロア、企画展示室）
 - ・資料室（3階）
 - ・その他 2階 グリーンスタジオ、ベルホール、映像メディア編集室、アナウンスブース、文学研修室
 - 地階 音楽スタジオ（2室）

(3) 利用状況（令和7年度）

①展覧会等

事業名	人数	内容
企画展	965人	昭和のテレビドラマ 脚本家水木洋子のエッセンシャル 会期 7年7月19日～9月15日
	1,465	現代ミステリー作家の創作と思考 A Piece of MYSTERY 会期 7年11月22日～8年2月1日

②施設、設備利用者

区分	利用人数
グリーンスタジオ	16,082人
ベルホール	2,991
映像メディア編集室	32
文学研修室	935
音楽スタジオ	2,358
アナウンスブース	11
通常展示エリア	21,128
企画展示室	2,677
映像視聴ブース	6
資料室	1,600
合計	47,820

③水木洋子文化基金事業

水木洋子氏より遺贈された預金等で創設した「水木洋子文化基金」を原資として、水木氏の業績を市民サポーターと協働で顕彰した（なお、市民サポーターは令和5年3月31日をもって解散した）。

・水木邸の公開

水木洋子氏の生活をしのぶ資料と共に水木邸を原則として月4回公開した。その他団体見学者にはその都度公開。年間入場者数584人。

・「第25回脚本家/水木洋子の世界」の開催

映画上映：「丘は花ざかり」（昭和27年）

開催日：令和7年4月25日 会場：グリーンスタジオ 入場者数：200人

④資料公開状況

文学資料	57,919点
写真資料	28,496
映像資料	301
美術資料	134
合 計	86,850

10. 「市川市史」の編さん／文学課

刊行後約50年が経過した「市川市史」を改訂編さんし、市民共有の財産として将来に継承する。

市史の編さんは、市川市の原始・古代から今日に至るまでの歴史的変遷並びに固有の生活文化、市川の歴史の基盤をなす自然について明らかにし、ふるさと市川に対する理解と愛着を深め、市民文化の向上に寄与することを目的とする。編さんにあたっては、市民の協力を得ながら資料収集を行うと共に専門家による調査研究等を実施し、刊行する。

令和7年度は、第1巻の編集を行い、刊行した。また、令和6年度末に刊行した第2巻の刊行記念講演会を開催した。

・市川市史歴史編Ⅱ刊行記念講演会 市川のムラとマチ-新たなる風景-

開催日：令和7年6月21日 会場：グリーンスタジオ 入場者数：144人

11. 永井荷風文学賞／文学課

令和6年11月に、市川ゆかりの文学者であり名誉市民の永井荷風の名を冠した文学賞の創設を発表した。賞の概要は以下の通りである。

○永井荷風文学賞

荷風の幅広い功績にならい、幅広い分野において対象期間中に刊行された作品の中で、永井荷風文学賞に最も相応しい文学作品を讃えるもの。

対象分野：小説、随筆、評論、戯曲、詩、翻訳

対象期間：6月1日～翌年5月31日

賞金：100万円

○永井荷風新人賞

新進気鋭の書き手の発掘と支援に情熱を傾けた荷風の精神にならい、下記の分野において対象期間中に応募された作品の中から選ばれるもの。

対象分野：小説、評論

対象期間：6月1日～翌年5月31日（第1回に限り令和5年11月1日～令和7年5月31日）

賞金：新人賞50万円 佳作10万円

○令和7年度実績

・永井荷風文学賞

受賞作：『磯崎新論』田中純／著（講談社、令和6年11月）

・永井荷風新人賞

受賞作：『コーロキの蒐集』春野礼奈／著、『夜警』湯谷良平／著

・授賞式

開催日：令和7年11月24日 場所：山崎製パン総合クリエイションセンター

12. 東山魁夷記念館／東山魁夷記念館

東山魁夷記念館は、東山魁夷画伯が長年住み、創作活動を行った住宅の近くに平成17年11月12日開館し、その偉大な業績を顕彰するとともに市民文化の向上を図っている。令和6年度は3回の展覧会を開催したほか、コンサート、ギャラリートークなどの教育普及活動も行った。

(1) 記念館概要

所在地	市川市中山1丁目16番2号	建築面積	522.00㎡
構造	鉄筋コンクリート造地下1階、地上2階	延べ床面積	1,388.37㎡
敷地面積	4,704.32㎡	開館年月日	平成17年11月12日

(2) 施設の内容

地下1階 収蔵庫・事務室

1階 展示室・カフェレストラン・ミュージアムショップ

2階 展示室

(3) 展覧会

(令和7年度)

事業名	人数	内 容
特別展	1,939人	令和7年度特別展 劇場美術館の軌跡 ―近代日本美術の精華― 会期 8年2月28日～8年3月22日
通常展	15,542	二大特別記念展「東山魁夷の芸術とその魅力」 会期 7年4月1日～8年2月23日
	374	特別協力記念展 「写真家・寺島照夫が捉えた風景画家・東山魁夷の軌跡 /東山魁夷・デザインの世界」 会期 8年3月28日～8年3月31日

◎スポーツ部

1. 健康スポーツ	214
2. 第2期市川市スポーツ推進計画	214
3. スポーツ施設	214

1. 健康スポーツ／スポーツ推進課

スポーツ振興にあたっては、市川市スポーツ推進審議会の提言を尊重すると共に、令和5年3月に「第2期市川市スポーツ推進計画」を策定し、「健康なからだと明るい人間をつくるスポーツのまち いちかわ」を基本理念として「する・みる・ささえる・知る」の4つの視点から、市民と行政が一体となった各種取り組みを推進している。

主なスポーツ推進事業

①スポーツ教室・講習会

スポーツ推進委員地区活動、市民スポーツ教室、健康スポーツ教室、夢の教室、市川市スポーツ指導者養成講習会

②大会・行事

下総・江戸川ツーデーマーチ、ファミリーデイキャンプ、障がい者軽スポーツ、市川エンジョイスポーツ、いちかわスポーツフェスタ、みんなでスポーツ、ラグビーフェスティバル、車いすバスケットフェスタ、市川市民元旦マラソン大会、市民スポーツ大会 等

2. 第2期市川市スポーツ推進計画（第3編に記載）／スポーツ推進課

3. スポーツ施設／スポーツ施設課

(1) 市民プール 所在地 市川市北方町4丁目2270番地3

敷地面積 21,982㎡

施設の内容 プール5面（50m・25m・流水・子ども・幼児）

令和7年度利用者数 76,021人

(2) いちかわ市民キャンプ場 所在地 市川市柏井町2丁目992番地1

敷地面積 33,161㎡

設備 管理棟・炊事場・キャンプファイアー場・テントサイト・駐車場

貸出物品 テント・炊事用具

令和7年度利用者数 3,432人

(3) スポーツセンター 所在地 市川市国府台1丁目6番4号

①国府台スタジアム グラウンド面積 12,820㎡

施設の内容 野球場1面（人工芝）、スコアボード、夜間照明

収容人員 3,200人

②陸上競技場 敷地面積 18,237.32㎡

施設の内容 日本陸上競技連盟第4種L公認トラック（400m・6コース）

収容人員 1,300人

③テニスコート 敷地面積 2,132.68㎡

施設の内容 3面（砂入人工芝）

④国府台市民体育館

建物延べ面積 8,142.78㎡

構 造	鉄筋コンクリート造3階		
施設の内容	1階	柔道場 (357㎡)	剣道場 (357㎡)
	2階	・第1体育館 (1,613.90㎡)	
		【利用可能種目】	
		ハンドボール・バスケットボール・バレーボール	
		バドミントン・卓球 等	
		・第2体育館 (583.20㎡)	
		【利用可能種目】	
		バスケットボール・バドミントン・バレーボール	
		卓球 等	
	3階	観覧席 (第1体育館) 1,068席	トレーニング室

⑤利用状況 (単位：人)

国府台市民体育館 (令和7年度)

区 分	貸 し 切 り	個 人 使 用	合 計
使 用 人 員	130,466	31,619	162,085

有料公園施設 (屋外) (令和7年度)

施 設 名	野 球 場	陸上競技場	テニスコート	合 計
使 用 人 員	46,392	49,922	22,298	118,612

(4) 信篤市民体育館 所在地 市川市高谷1丁目8番2号

①施設の概要 建物延べ面積 1,124.96㎡
構 造 鉄骨造1階・トレーニング室 鉄骨造2階

②施設の内容

体育館 【利用可能種目】バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球
トレーニング室 等

③利用状況 (単位：人) (令和7年度)

区 分	貸 し 切 り	個 人 使 用	合 計
使 用 人 員	17,001	13,044	30,045

(5) 塩浜市民体育館 所在地 市川市塩浜4丁目9番1号

①施設の概要 建物延べ面積 7,996.22㎡
構 造 鉄筋鉄骨コンクリート造3階

②施設の内容

1階 第1武道場 (360.88㎡)、第2武道場 (360.88㎡)、相撲場 (306.60㎡)
トレーニング室 (169.03㎡)、第1会議室 (74㎡)、第2会議室 (28㎡)

2階 ・第1体育館 (1,668.3㎡)
【利用可能種目】ハンドボール・バスケットボール・バレーボール・卓球
バドミントン 等
・第2体育館 (277.6㎡)
【利用可能種目】バドミントン・卓球 等

3階 観覧席 (第一体育館) 1,028席 ジョギングコース 1周200m

屋外 テニスコート (砂入人工芝) 1面

③利用状況（単位：人）

（令和7年度）

区 分	貸 し 切 り	個 人 使 用	合 計
使 用 人 員	124,342	29,635	153,977

屋外 テニスコート 4,865人

(6) 福栄スポーツ広場 所在地 市川市福栄4丁目32番4号（江戸川第二終末処理場上部）

施設の内容 野球場2面、テニスコート（砂入人工芝）7面、壁打ちテニスコート2面、
ゲートボール場1面

令和7年度利用者数 68,981件

(7) 青葉少年スポーツ広場 所在地 市川市新浜1丁目26番地

敷地面積 8,265㎡

施設の内容 ・人工芝面積 5,129.8㎡
・少年野球場（内、フットサルコート、フットベースボールコート 各1面）

令和7年度利用件数 970件

(8) J:COM北市川スポーツパーク（北市川運動公園） 所在地 市川市柏井町4丁目277番1

敷地面積 38,789.95㎡

施設の内容 テニスコート（人工クレイ）12面（うち夜間照明付コート8面）、
壁打ちテニスコート2面、観客席1,026席、多目的広場3カ所、
健康遊具9基、集会室1（26.1㎡）、集会室2（21㎡）
バスケットボールコート

令和7年度利用者数 62,816人

◎環 境 部

1. 環境政策	218
2. 環境マネジメントシステム	223
3. 自然環境・生物多様性	224
4. 行徳野鳥観察舎（あいねすと）	225
5. 狂犬病予防事業	225
6. 猫不妊手術費等助成事業	226
7. 地域の猫活動支援拠点（いちにゃんサポート）	226
8. 環境保全	226
9. 放射能対策	230
10. ユスリカ・ネズミ対策	230
11. ごみの発生抑制等啓発事業	230
12. 事業系一般廃棄物対策	231
13. 環境美化清掃	232
14. 不法投棄防止対策	232
15. ごみ処理	232
16. し尿処理	234
17. 余熱利用施設	234
18. クリーンセンター整備事業	235

1. 環境政策／総合環境課、生活環境保全課、カーボンニュートラル推進課

(1) 環境政策の変遷

①市民との協働による取り組み

本市では、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を図るとともに、循環型社会の実現を目指し平成10年7月に「市川市環境基本条例」を公布、施行した。

また、条例に規定された環境基本計画の策定に際しては「市川市環境市民会議」を設置し、市民意見の反映に努めるなど、市民参加を積極的に取り入れてきた。さらに、第2期市川市環境市民会議（12年度）では、市民による市民のための計画づくりとして「地球温暖化防止のための市民行動計画」の策定、第3期市川市環境市民会議（13年度）では、この市民行動計画を市民レベルで推進するための方策について、実践行動を通じた提案を報告書にまとめ、第4期市川市環境市民会議（18年度）では「市民が参加しやすい魅力的な環境学習の推進の方策に係る報告書」をまとめた。

19年度から20年度には、第5期市川市環境市民会議を設置、“いちかわぐるみで取り組む地球温暖化対策について”をテーマに会議を開催し、市民、事業者、行政が協働して推進する地球温暖化への取り組みについて提言がまとめられた。この提言も踏まえ、21年3月に「市川市地球温暖化対策地域推進計画」を策定した。

24年3月に改定した「第二次市川市環境基本計画」では、21年度に設置した第6期市川市環境市民会議から提出された「みんなで築く持続可能な社会のための市民提案報告書」の内容を反映させている。

令和2年度には、第7期環境市民会議からの意見も取り入れつつ、「第三次市川市環境基本計画」を策定した。

②地球温暖化対策への取り組み

市域から排出される温室効果ガスの排出抑制等のため、総合的かつ計画的に施策を実施することを目的として、平成21年3月に「市川市地球温暖化対策地域推進計画」を策定した。28年3月には、同計画を見直し、「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、さらに令和2年度にはこれを見直し「第二次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。

4年2月議会において、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「カーボンニュートラルシティ」を表明した。5年度を「カーボンニュートラル元年」と位置づけ、市域のカーボンニュートラルの推進に着手した。

その後、7年1月にクリーンな電力を市内に供給するとともに、地域経済の域内循環を高めることを目的として新電力会社である「いちかわクリーンエネルギー株式会社」を設立し、7年3月には「第三次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進している。また7年5月には、環境省より、2050年カーボンニュートラルの目標達成を20年前倒しで実施し、特に民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現させる脱炭素先行地域に妙典地区が選定された。現在、既存の賃貸集合住宅を中心に、断熱改修による省エネと太陽光発電設備の設置による創エネの取組を進めている。

なお、市役所自らも一事業者として、日常の事業活動から生じる環境負荷を低減するため、平成13年4月に「エコ・アップいちかわ21」を策定し、17年度までその取組を推進した。18年4月には、これに代わるものとして「市川市地球温暖化対策実行計画」を策定し、25年3月には、同計画を見直し、「第二次市川市地球温暖化対策実行計画〈事務事業編(暫定版)〉」のもと、省エネ・

省資源・グリーン購入の推進等に取り組んできた。現在は、「第三次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に、「市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」及び「気候変動適応計画」を統合し、新たに策定した「市川市地球温暖化対策実行計画」により、温暖化対策の推進に取り組んでいる。

(2) 市川市環境基本条例

市川市環境基本条例は、環境の保全及び創造に関する基本理念、市民・事業者・市の責務、基本的な事項を明らかにし、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成10年7月に公布、施行した。

(3) 市川市環境審議会

昭和47年3月の市川市公害対策審議会条例の制定を受け、公害防止について市長の諮問に応じて調査、審議を行うことなどを目的に、市川市環境審議会の前身である市川市公害対策審議会が設置された。その後、平成5年の環境基本法の制定を受け、条例を一部改正し、6年8月1日に名称を「市川市環境審議会」に変更するとともに、調査・審議等の対象範囲を従来の公害から環境の保全及び創造に関する基本的事項へと拡大した。当審議会は学識経験者、市民や事業者の代表など17名の委員で構成されている。

(4) 第三次市川市環境基本計画（第3編に掲載）

令和3年3月に策定した「第三次市川市環境基本計画」では、「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」を新たな将来環境像に掲げ、地球環境、資源循環・廃棄物、自然環境、生活環境、協働の5つの基本理念のもと、環境に責任を持つまちとして本市の良好な環境を未来へ引き継いでいくために、各種施策を総合的かつ計画的に推進している。なお、関連計画の改定等を踏まえた中間見直しを行い、8年4月に改訂した。

(5) 市川市地球温暖化対策実行計画（第3編に掲載）

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した、市域から排出される二酸化炭素の排出抑制等に向け、市民、事業者、市等の各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的とした「区域施策編」と、市の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減を目的とした「事務事業編」、気候変動適応法に基づき策定した「気候変動編」を統合したもの。計画期間を令和7年度から12年度とし、省エネや再エネ、気候変動への適応など、地球温暖化対策に継続的に取り組んでいる。

○取組結果（令和7年度）

（二酸化炭素換算 単位：t-CO₂）

項 目		平成25年度（基準年度）	令和7年度	増減率（%）
事 務 系	電 気	20,166.1	7,029.4	△65.1%
	都 市 ガ ス	5,754.5	6,017.6	4.6%
	L P G	127.5	110.0	△13.7%
	重 油	343.2	123.5	△64.0%
	灯 油	1,577.1	510.2	△67.6%
	自 動 車 用 燃 料 （ ガ ソ リ ン ） （ 軽 油 ） （ C N G ）	908.6	695.3	△23.5%
	可 燃 ご み	26.5	26.6	0.2%
	小 計	28,903.4	14,512.6	△49.8%

項 目		平成25年度(基準年度)	令和7年度	増減率(%)
事業系	廃プラスチック類の焼却	46,924.1	48,154.4	2.6%
	合 成 繊 維 の 焼 却	7,582.4	7,781.2	2.6%
	廃 棄 物 の 焼 却	1,731.3	1,777.4	2.7%
	し 尿 処 理	525.1	236.6	△54.9%
	下 水 処 理	198.8	199.3	0.3%
	小 計	56,961.8	58,148.9	2.1%
合 計		85,865.2	72,661.5	△15.4%

※数値の合計は、端数処理により合わないことがある。

※令和7年度の排出量は、6年度の排出係数で算定している。

(6) 地球温暖化対策推進事業

①環境活動推進員制度（エコライフ推進員制度）

環境にやさしいライフスタイル（エコライフ）を普及するため、第Ⅲ期市川市環境市民会議の提案に基づき設置された。市から委嘱された推進員が、個々の家庭環境にあった省エネルギー・省資源対策などのエコライフを市民に提案し、理解と取り組みを広げる活動を行っている。

この活動を通して環境負荷の低減を図る市民を増やし、市川市における二酸化炭素排出量の削減を目指している。

②緑のカーテン事業

太陽の光を遮り、葉の蒸散作用によって屋内の温度上昇を抑える「緑のカーテン」を普及させることにより、夏期の冷房機器の使用量を減らし、地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量の削減を図っている。

③クールアース・いちかわ

国が定めたクールアース・デー（7月7日）へ向けて、クールビズなどのエコライフの実践を呼びかけている。令和7年度は、パネル展示を行い、公共施設には、ポスターの掲示を依頼し、周知啓発を行った。

④エコドライブ推進事業

環境に配慮した経済的な運転「エコドライブ」を推進し、地球温暖化対策と大気汚染物質の排出削減を図っている。

令和7年度は、11月のエコドライブ推進月間に合わせ、デジタルサイネージやポスターの掲示などによる啓発を実施した。

⑤いちかわ環境フェア

市民への環境情報の提供や環境に関する知識の普及などを目的に、市民、事業者、行政の協働により、毎年実施している。

令和7年度は、「いちかわ環境フェア2025」を開催し、屋外テントにて体験型ブースの出展やパネル展示、ステージイベント等を実施した。

(7) 環境施策の推進体制

①市川市環境調整会議

市川市環境調整会議は、市川市環境基本条例第27条の規定に基づき、市が行う環境に関する施策を推進するために庁内各部が密接な連携を図りつつ、総合的な調整を行う組織として整備され

た。同会議は副市長を会長に関係部局の長で構成されている。

②市川市環境マネージャー制度

市川市環境マネージャーは、市川市環境基本計画に基づく施策を積極的に推進することを目的として各部に配置され、所管する事務事業における環境への配慮状況を把握し、具体的な行動を推進する役割を担っている。また、環境マネージャーの職務に必要な討議、調整のため、環境マネージャー全体会議を設置している。

③市川市環境市民会議

市川市環境市民会議は、市川市環境基本条例第19条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策に市民意見を反映するために必要に応じ設置している。令和元年7月に設置した第7期市川市環境市民会議は、「第三次市川市環境基本計画」の策定にあたり、市民・事業者から意見を頂き、計画に反映させた。

(8) 環境施策の推進

①環境活動団体支援事業

市民の自発的な環境活動を推進するため、平成11年度から環境活動を行う市民や事業者が組織する団体に対し、環境活動団体の活動の紹介、環境情報の提供などの支援を行っている。

登録団体数 31団体

②環境学習の推進

良好な環境を実現するために、市民一人ひとりが環境に配慮した行動がとれるようになることを目的として、いちかわこども環境クラブや「未来ノート」による出前授業など、次世代を担う子どもたちを中心に環境学習の推進を図っている。

○いちかわこども環境クラブ

3歳以上の子どもたちを対象として、平成7年度から運営している。令和7年度は26グループ、158人の登録があったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動を休止し、環境情報の提供を行った。

○「未来ノート」による出前授業

地球温暖化問題の理解を深め、自らの行動を促すため、環境学習プログラム「未来ノート」を活用し、小学校4年生を対象に出前授業を行っている。令和7年度は、1つの小学校4クラスを対象に授業を実施した。

○保育園児への啓発

季節のテーマに応じた市オリジナルの環境紙芝居を作成し、市立の全保育園で読み聞かせを行った。令和7年度は、市職員と環境活動推進員が9園で読み聞かせやエコバッグ作りを実施した。

(9) 生活排水対策の推進

令和5年3月に「第四次市川市生活排水対策推進計画」を策定し、「施設の整備に関する取り組み」、「啓発活動を進める取り組み」、「清流を取り戻す取り組み」を計画の柱に生活排水の対策を推進している。

(10) スマートハウス普及促進事業

家庭における地球温暖化対策の推進のため、平成12年度から住宅用太陽光発電設備、25年度から家庭用燃料電池システム(エネファーム)をはじめとする住宅用省エネルギー設備の導入者を対象に補助金を交付している。

令和7年度実績

種 類	補助額（上限）	補助件数	補助金額
住宅用太陽光発電設備 ※市内事業者施工のみ	50,000円/kW(22.5万円 上限)	64件	13,500,000円
燃料電池システム（エネファーム）	100,000円	55	5,500,000
定置用リチウムイオン蓄電システム	70,000	118	8,260,000
電 気 自 動 車	太陽光併設 100,000	6	600,000
	太陽光・V2H併設 150,000	0	0
プラグインハイブリッド自動車	太陽光併設 100,000	4	400,000
	太陽光・V2H併設 150,000	1	150,000
V2H充放電設備	本体購入費の1/10 (25万円上限)	4	473,000
集合住宅用充電設備	国の補助金額×1/3上限50 万円又は国の補助金額× 2/3上限100万円	0	0
合 計		252	28,883,000

(11) 再生可能エネルギーの導入推進

平成12年度から小・中学校をはじめとする公共施設に太陽光発電システムなどを設置し、再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、環境教育にも活用している。令和7年度末現在、小中学校等38施設、その他公共施設18施設（「道の駅いちかわ」を含む）に設置している。

(12) 省エネ・創エネ普及促進事業

脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素排出量の削減に寄与する省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用を一層促進するため、中小企業者及び常時使用する従業員の数が300人以下のその他法人を対象に太陽光発電などの創エネ設備設置費用や断熱改修などの省エネ改修工事費用の一部を補助する。

令和7年度実績

設備／改修工事の種類	補助額（上限）	補助件数	補助金額
太陽光発電設備 ※市内事業者施工のみ	50,000円/kW ※1 (500,000円)	1件	409,500円
定置用リチウムイオン 蓄電システム	補助対象経費※1 の1/3 (200,000)	1	200,000
エネルギー管理システム (HEMS)	補助対象経費※1 の1/3 (50,000)	0	0
窓、外壁、天井又は 床の断熱化	補助対象経費※2 の1/3 (200,000)	0	0
屋根又は屋上の 高反射率塗装	補助対象経費※2 の1/3 (200,000)	1	200,000

※1 補助対象経費は、購入費及び工事費。

※2 補助対象経費は、改修工事費。

(13) 電気自動車等導入促進事業

脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素排出量の削減に寄与する電気自動車及び電動バイクの普及を加速させるため、電気自動車及び電動バイクの購入費の一部を補助する（申請は1補助対象者につき1台。ただし、市内に事務所等を有する個人又は法人は3台まで）。また、電気自動車と住宅等の間で相互に電力を供給できるV2H充放電設備設置費の一部を補助する。

令和7年度実績

種類	補助額（上限）	補助件数	補助金額
電 気 自 動 車	国補助金※ の1/4 (50,000円)	61件	3,030,000円
電 動 バ イ ク	導入に要した経費又は 20,000円のいずれか低い額	6	120,000
V 2 H 充 放 電 設 備	国補助金※ の対象であり 導入に要した経費又は 50,000円のいずれか低い額	4	200,000

※国補助金は、一般社団法人次世代自動車振興センターで実施する補助金対象であること。

(14) 省エネルギー家電導入促進事業

脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進するとともに、市内での消費を喚起し、地域社会の循環を図るため、省エネ性能が優れた対象品目を自宅に設置した市民に対し、費用の一部をデジタル地域通貨 ICHICO のポイント（「ICHICO スマートポイント」）で還元した。

【概要】

対象品目	・エアコン ・冷蔵庫 ・ガス給湯器（エコジョーズのみ）
対象期間	令和7年5月1日 から 令和7年12月26日 まで ※7月11日で受付終了
対象経費	本体価格（税込）
付与ポイント	還元率：対象経費の30% 上限：60,000 ポイント

2. 環境マネジメントシステム／総合環境課

環境マネジメントシステムの維持・管理

市の事務事業から発生する環境負荷を低減するとともに環境の保全と創造への取り組みを推進していくため、平成25年度からは適用施設を市が所有する全施設を対象に拡大し、環境マネジメントシステムを運用して、継続的な改善に取り組んでいる。

なお、14年3月に取得した国際規格 ISO14001の認証登録については、システムの構築と運用が定着してきたことから、23年2月末日の登録期限満了をもって返上し、現在はこれまでに培ったノウハウを活用した自主運用としている。

3. 自然環境・生物多様性／自然環境課

(1) 生物多様性の保全と持続可能な利用

生物の生息環境への配慮や生態系の保全・再生を図るため、平成18年3月に「市川市自然環境保全再生指針」を策定し、市有林等の管理作業や整備等について適用を進めてきた。20年6月6日に生物多様性基本法が施行され、生物多様性の保全と持続可能な利用を地域から進めていくための基本的な計画（生物多様性地域戦略）の策定が求められた。そこで、自然環境に関する施策をいっそう効果的に推進するとともに、市民や事業者など多様な主体との協働による取り組みを進めていくため、26年3月に「生物多様性いちかわ戦略」を策定した。

令和8年3月には、生物多様性国家戦略2023－2030を基本とし、水は生き物の命の源であるという考えのもと、「水環境の改善」を最大のテーマとして掲げた「第二次生物多様性いちかわ戦略」を策定し、短期目標を2030年、長期目標を2050年として、市民、市民団体、事業者、教育機関など様々な主体との協働により推進していくこととしている。

生物多様性の保全等に関する配慮を市の様々な施策に浸透させるとともに、生物多様性の状況や推移を把握するためのモニタリング調査や生物多様性セミナーを実施するなど、多様な主体との協働により生物多様性に関する理解を広めていくための取り組みを進めている。

また、以下の自然環境に関する個別の施策を実施している。

- ・特定外来生物アライグマ対策
- ・絶滅危惧種イノカシラフラスコモの保護保全
- ・自然環境・生物多様性に関する普及啓発

(2) 主要な自然環境の保全再生

自然環境のつながりの形成を図る面で重要な緑地について、市民との協働による取り組みを進めるなど、生物多様性の面にも配慮して保全策を実施している。

①大柏川第一調節池緑地

大柏川第一調節池緑地は、河川調節池の一部を都市公園として平成19年に整備された。緑地内にはビジターセンターが設けられ、市民の利用に供されている。

②行徳近郊緑地（行徳鳥獣保護区）内周辺緑地観察路

行徳鳥獣保護区は県の管理区域であるが、平成12年度に県との協議を経て、行徳近郊緑地の周辺緑地の一部約600mを「行徳近郊緑地観察路」として整備し、年末年始を除く毎週土曜・日曜・祝日に一般開放しており、市民の憩いの場となっている。

また、行徳近郊緑地沿いに行徳野鳥観察舎を令和2年9月に開設した。

③保存樹木協定制

市内の貴重な樹木を保存していくため、樹木所有者と協定を結び、剪定費用の一部を補助する制度である。

協定状況（令和8年3月末現在）

保存樹木200本　主な樹種　クスノキ、クロマツ、イチョウ等

④保存樹・保存樹林の指定

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、都市の美観風致を維持するため、昭和48年11月1日、第1号保存樹林として指定した大野町1丁目の斜面緑地をはじめ、令和8年3月末現在、5カ所、約1.8haを保存樹又は保存樹林に指定している。

⑤緑地の保全協定

都市における良好な自然的環境を有する緑地の保全を図るため、昭和48年4月21日、市川みどり会と緑地保全に関する協定を締結している。

協定状況（令和8年3月末現在）

協定者数134人 協定面積33.9ha

⑥緑のボランティアの活動支援

緑地管理に生物多様性の配慮を反映させるため、花と緑のまちづくり財団と協働し、市有緑地等の管理を担っている「緑のボランティア」の活動を支援している。

活動状況（令和8年3月末現在）

団体数8団体 活動箇所13カ所

4. 行徳野鳥観察舎（あいねすと）／自然環境課

令和2年9月24日、旧千葉県行徳野鳥観察舎の跡地に新たな施設として行徳野鳥観察舎（あいねすと）が一部開館し、同年10月11日に全面開館した。本施設は、歴史、文化、環境などの情報を発信するとともに、カフェを設置し気軽に休憩をとりながら野鳥をはじめ緑地の眺望等を楽しめる施設となっている。

(1) 施設の概要

所在地	市川市福栄4丁目22番11号 (旧千葉県行徳野鳥観察舎跡地)	建築面積	186.47㎡
構造	木造 地上2階建	延べ床面積	367.70㎡
敷地面積	499.21㎡	開館年月日	令和2年9月24日（一部開館） 令和2年10月11日（全面開館）

(2) 施設の内容

1階 カフェスペース、事務室等

2階 観察スペース、多目的スペース、展示スペース、休憩スペース等

(3) 来館者数

41,260人（令和7年度）

5. 狂犬病予防事業／自然環境課

狂犬病予防法に基づき、犬の登録及び狂犬病予防注射の接種登録の管理を行っている。登録率向上を図るため、集合注射を実施しているほか、獣医師会、浦安市、市川健康福祉センター（保健所）との狂犬病予防業務連絡会議を開催している。また、動物愛護週間のイベントや自治会掲示板等を通じ、家庭動物の適正な飼養に関する周知啓発を行っている。

(1) 累計登録数

20,825頭（令和8年3月末現在）

(2) 令和7年度の実績

新規登録数 1,648頭

狂犬病予防注射済登録数 12,613頭

6. 猫不妊手術費等助成事業／自然環境課

飼い主のいない猫（野良猫）の増加を抑制することで、猫によるふん尿等の被害を軽減し、市民の生活環境の保全に寄与することを目的としている。

本市では、地域住民が主体となり、野良猫を適正に管理し、3人以上の構成員で団体をつくる地域猫活動団体の登録制度を設けており、市に登録した団体を対象に、その団体が実施する地域猫の不妊等手術などの助成を行っている。また、地域猫以外の飼い主のいない猫の不妊手術費や保護猫の管理費等の助成も行っている。

飼い主のいない猫の不妊手術費等助成金の種類について

（令和7年度）

	地域猫不妊等 手術費助成金 （団体向け）	飼い主のいない猫の 不妊等手術費助成金 （個人向け）	保護猫管理費 助成金	飼い主のいない 猫入院検査費等 助成金	譲渡会費用助成金
1頭あたりの 金額	上限オス11,000円 上限メス16,500円 捕獲搬送費として 1頭一律1,000円	上限オス11,000円 上限メス16,500円 捕獲搬送費として 1頭一律1,000円	一律5,000円	入院検査費上限 30,000円 マイクロチップ 装着費 上限10,000円	上限5,000円

7. 地域の猫活動支援拠点（いちにゃんサポート）／自然環境課

地域猫活動団体等に対する支援をさらに充実させるため、地域の猫活動支援拠点（いちにゃんサポート）を観賞植物園内に開所した。当拠点にて譲渡可能な猫の一時預かりや里親探しのほか、譲渡会の開催、地域猫活動や適正飼養の周知などを行っている。

(1) 施設の概要

所在地	市川市大野213番地11 （市川市観賞植物園 2階）	構造	鉄筋コンクリート造2階建
床面積	79.5㎡	開所年月日	令和7年12月20日

(2) 施設の内容

猫の飼養スペース

執務室

(3) 令和7年度の実績

預かった猫の譲渡成立件数 1件

いちにゃん譲渡会の開催 1回

8. 環境保全／生活環境保全課

(1) 市川市環境保全条例

生活環境の保全と人の健康の保護を図るため、平成10年7月に市川市公害防止条例を市川市環境保全条例に全部改正し、11年4月から施行した。その後、商法の改正、土壤汚染対策法の制定等と

の整合を図るため条例の一部改正を実施した。また、千葉県の工場立地法地域準則条例の制定及び緑化制度の改定を踏まえ、これまでの「市川市工場等の緑化に関する指導要綱」を廃止し、新たに「市川市環境保全条例」に緑化制度を位置付け、21年3月には悪臭の防止に関する規制及び水質の保全に関する規制を改正した。悪臭の防止に関する規制については、事業場の敷地境界における臭気濃度規制を見直し悪臭が発生する事業を定め、この事業を営む事業場を規制対象とし、水質の保全に関する規制については、油排出防止に関する措置を講じなければならない対象に、車両洗浄施設を設置する事業場を追加した。令和2年4月には、土壤汚染対策法の改正に伴い、土壤汚染の区域指定等の考え方を統一した。

(2) 公害苦情

令和7年度の苦情件数は406件であった。種類別では、騒音が211件と最も多く、次いで悪臭69件、振動が47件であった。発生源別では、建設業が151件と最も多かった。

(3) 大気汚染

本市では、一般環境測定局3局、自動車排出ガス測定局3局において毎時間（1日24回）大気汚染物質の自動測定を行っている。この他、有害大気汚染物質調査を定期的の実施している。

①大気環境常時監視

令和7年度の速報値を用いた調査結果によると、光化学オキシダントを除く5項目について全測定局で環境基準を達成した。経年的な推移としては、これらの汚染物質濃度は横這いからやや減少傾向にある。

また、光化学スモッグ注意報発令日数は、市川市のある葛南地域においては2日、千葉県内では10日あった。警報の発令日はなかった。

環境基準（人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準）の適合状況

区 分	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	微小粒子状物質
令和7年度	3/3	6/6	0/3	6/6	3/3	4/4

※分子：適合局数／分母：測定局数

②有害大気汚染物質調査

平成9年度から有害大気汚染物質調査を実施している。全国標準監視地点として、有害大気汚染物質のうち、特に人の健康にかかる被害が生ずる恐れがある程度高いと考えられている22物質（令和2年度からは六価クロム化合物を追加）について調査している他、地域特設監視地点として、周辺の発生源の状況を踏まえた8物質について調査を実施している。

令和6年度の調査は全国標準監視地点を大洲防災公園で、地域特設監視地点を行徳小学校と市川南高校で実施した。この結果、環境基準の定められている4物質（ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン）については環境基準を下回っていた。

また、ダイオキシン類については4地点で年2回の調査を実施、それぞれの地点の年平均値は0.013～0.033pg-T E Q/m³となっており、すべての調査地点で環境基準値を下回っていた。

大気環境中のダイオキシン類濃度

（単位：pg-T E Q/m³）

	調査地点名（所在地）	年平均値（令和7年度）	大気環境基準値
1	行徳小学校（富浜1丁目）	0.013	0.6
2	大洲防災公園（大洲1丁目）	0.020	
3	大柏小学校（大野町2丁目）	0.033	
4	市川南高校（高谷1509）	0.019	

(4) 水質汚濁

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視、工場・事業場等の排出水の規制、監視・指導及び生活排水対策を実施している。

①公共用水域の監視（河川）の常時監視

環境基準点（4地点）及び補助地点（1地点）のほか、市独自の調査地点（4地点）の計9地点で調査を実施している。令和7年度の調査では、河川における水質汚濁を示す代表的指標であるBOD（75%値）は、環境基準点の全地点において、環境基準（E類型）の基準値を満たしていた。

公共用水域（河川）のBOD調査

（令和7年度 単位：mg/L）

分類	調査地点	水域名	類型	基準値 (BOD)	75%値	基準適否
環境基準点	根本水門	真間川	E	10	2.1	○
	三戸前橋				3.0	○
	須和田橋	国分川	E	10	6.8	○
	国分川合流前	春木川	E	10	8.9	○
補助地点	浅間橋	大柏川	—	—	7.2 (参考)	—

公共用水域（海域）の常時監視

沿岸部（3地点）及び沖合部（4地点）の計7地点で市独自の調査を実施した。市独自の調査地点のため参考値ではあるが、令和7年度の海域における水質汚濁を示す代表的指標であるCODは、沿岸部の環境基準（C類型）の基準値を全地点で満たしていた。また、沖合部の環境基準（B類型）の基準値を全地点で超過していた。

②地下水の常時監視

県の測定計画に基づく概況調査と継続監視調査、市独自の継続調査を実施している。概況調査は、市全域の地下水質の汚染概況を把握するため、市内を1kmメッシュに区分し、全てのメッシュ（市川市：46メッシュ）を概ね5年で調査している。令和7年度は10地点実施した。

継続監視調査は、概況調査により新たに汚染が確認された場合、汚染状況を継続的に監視するために実施している。令和7年度は2地点実施した。

市独自の継続調査は県の測定計画の対象にならない地下水汚染の汚染状況を継続的に監視するために実施している。令和7年度は5地点実施した。

③工場・事業場等の排出水の規制、監視・指導

工場・事業場からの排水水については、法令に基づき測定報告を提出させることによる規制の他、排水状況を監視するため立入検査を実施している。

令和7年度は、77事業場（延85事業場）に対して立入検査を実施し、12事業場（延13事業場）に対し、排出基準を超過したことによる指導を行った。

④ダイオキシン類調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、年1回、調査を実施している。

（令和7年度）

調査対象	調査地点	調査結果	環境基準
水質	国分川（須和田橋）	0.042pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L
底質		0.75pg-TEQ/g-乾重量	150 pg-TEQ/g-乾重量

⑤生活排水対策

平成4年3月に「水質汚濁防止法」に基づく「生活排水対策重点地域」に指定されたことから、「生活排水対策推進計画」を策定し、継続的に生活排水対策を進めている。

(5) 騒音・振動

騒音・振動の発生源としては、工場・事業場、建設作業、交通（自動車・鉄道・航空機）、その他（家庭生活など）がある。音の感じ方は聞く人の状況により様々であり、また日常生活に密着した問題であることから、例年苦情件数も多い。

工場・事業場については、市川市環境保全条例に基づき事前協議を行い、騒音発生の未然防止に重点をおくと共に、法令や条例による規制を行っている。また、必要に応じて工場・事業場の立ち入り調査を実施し、改善等の指導を行っている。

建設作業で特に著しい騒音や振動を発生させる重機等を使う作業については、法令や条例による規制だけでなく、「市川市特定建設作業の実施に関する指導要綱」により指導を行っている。令和7年度の特定制建設作業の届出状況は騒音規制法557件（6年度572件）、振動規制法392件（6年度359件）、市川市環境保全条例1,328件（6年度1,383件）となっている。

・道路騒音調査

令和7年度に主要道路7路線8地点で実施した結果、騒音レベルは昼間51～71dB、夜間49～66dBの範囲であり、市川浦安線などに面した地点では、騒音レベルは高い状況であった。

(6) 地盤沈下

現在、千葉県が地盤変動状況を把握するため県内各地で精密水準測量を実施している。直近公表値(基準日：令和7年1月1日)では、市内51水準点における変動幅は0.06から0.67cmとなった。

(7) 悪 臭

感覚公害の一種であり、臭いの質や強さに人間の感覚や感情が複雑にかかわり合い、不快感を受けることによって発生する。感覚に対する個人差は大きく、その発生原因も工場・事業場を始めサービス業から家庭生活まで多岐にわたっている。令和7年度は、3事業所（延べ4回）で調査を実施した。

(8) アスベスト対策

平成17年8月に「アスベスト問題対策本部」を設置してアスベスト対策を進めている。アスベストを含有する吹付け材のある公共施設については、囲い込み等の対策を実施すると共に、毎年、施設内にアスベストが浮遊していないか調査を実施している。また、一般環境大気中にアスベストが飛散していないか監視するため、市内の4カ所において定期的に大気中のアスベスト濃度の調査を実施している。

建築物等の解体に伴うアスベストの飛散を防止するため、アスベスト除去等の作業については大気汚染防止法に基づいて規制を実施しているほか、アスベストが建築材に含まれている恐れのある解体作業についてはパトロールを実施して監視している。

(令和7年度の結果)

①公共施設アスベスト浮遊調査

55施設で実施し、すべて検出されないこと（定量下限値0.6 f/L未満）を確認した。

②一般環境調査

調査期間 夏季：令和7年7月23日から25日 冬季：令和8年1月27日から29日

調査地点 大野町2丁目・大洲1丁目・二俣・末広1丁目

総繊維濃度0.056 f/L未満～0.62 f/L

③大気汚染防止法に基づく規制等

アスベスト除去等の届出 12件 解体作業のパトロール 82件

9. 放射能対策／生活環境保全課

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本市においても放射性物質の飛散が認められ、学校の校庭や公園等においては、自然放射線量よりも高い放射線量が確認された。このような状況の中で、本市では23年9月に「市川市放射線量低減の取り組みに係る基本方針」を策定し、目安値0.23 μ Sv/時以上となる施設に対し同年11月に「市川市放射線量低減実施計画」を定め低減対策を講じた。

この結果、24年8月までに本市の施設約1,000箇所で目安値未満となり、基本方針の目標が達成されたため、「追加被ばく線量1ミリシーベルト/年未満」に同基本方針を改定し、維持している。

現在、放射線量は自然放射線量に近い数値で安定している。

10. ユスリカ・ネズミ対策／生活環境保全課

ユスリカ・ネズミへの対策として、市では希望する市民へユスリカ駆除剤や殺そ剤の配布を行っている。

(令和7年度)

駆除剤配布(ユスリカ)	4,473袋
殺そ剤配布(ネズミ)	3,643袋

11. ごみの発生抑制等啓発事業／総合環境課

環境問題や最終処分場の確保難等に起因するごみ問題を解決するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担すると共に、相互に協力関係を築くことが重要な課題となる。

市では、ごみを減らし、資源を循環して利用する社会の構築に向けて、市民等の理解と協力が得られるように各種の啓発事業を実施している。

(1) コンポスト容器購入費の補助制度

家庭から出る生ごみの減量・資源化を促進するため、ミニ・キエーロやコンポスト容器を対象として、1基当たり3,000円を限度に、購入価格の2分の1を補助している。

令和7年度実績、補助基数32基。

(2) 市民に向けた説明会の実施

清掃行政の現状や、ごみの減量・資源化について市民の理解を深めるため、市内小学校への出前授業をはじめ、各自治(町)会や老人会、婦人会、市民団体等の各団体へ職員が出向き説明会を実施している。

令和7年度実績、実施回数：団体向け2回、参加人数38人、小学校16回、参加人数1,362人

(3) ごみ減量・資源化協力店制度

幅広いごみの減量・資源化運動の促進を図ることを目的として、商品の販売を通じて市民と最も

密接な関わりを持つ販売店を対象に、ごみの減量や資源化に協力する店舗を「市川市ごみ減量・資源化協力店」として認定している。

平成3年10月1日から開始しているが、令和2年7月1日より全国一律でプラスチック製買物袋の有料化が実施され、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されたことに伴い要領を一部改正した。加入店舗数47店舗（令和8年3月末現在）。

(4) 廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）

資源循環型都市いちかわを目指し、市民と市が協働でごみ問題を考え、取り組んでいくため、令和7年度は廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）88人体制で活動を行った。「じゅんかんパートナー」は市民と市のパイプ役として位置付けられ、本市の廃棄物（ごみ）処理体制や実情を理解してもらい、ごみの発生抑制や減量、リサイクルなどについての普及活動、ごみ置場や不法投棄の状況管理をその役割としている。

(5) ごみ情報のスマートフォンアプリの運用

環境負荷の少ない持続可能な社会の構築に向けた取り組み強化の必要性や、本市におけるごみ処理の課題をふまえて、さらなるごみの減量・資源化に向けての啓発を行うにあたり、市民に対してごみ分別等の情報をわかりやすく簡単に提供するスマートフォンアプリを運用している。

当該スマートフォンアプリは、平成28年10月から運用開始。令和7年度アプリダウンロード数13,023件、累計数133,260件（令和8年3月末）。

(6) 清掃行政協力者表彰

資源回収活動及び地域清掃等により、ごみの減量化や地域の環境美化に貢献した自治（町）会、子ども会、小学校PTA等の団体及び個人を、清掃行政への協力者として表彰している。

令和7年度は個人2名と2団体を表彰した。

(7) 市川市一般廃棄物処理基本計画“いちかわじゅんかんプラン21”（第3編に掲載）

12. 事業系一般廃棄物対策／清掃事業課

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、『事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない』と定めている。事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物（「事業系一般廃棄物」及び「産業廃棄物」）を、それぞれ、種類ごとに分別して、適正に処理しなければならない。

令和6年度末の適正処理事業所数は、市内9,860事業所のうち、90%にあたる8,874事業所となっており、一部の事業者は、その責務を果たさず、家庭ごみ集積所に排出する等、適正処理をしていない事例も見受けられる。そこで、事業者に適正処理を徹底させるため、適正処理の確認がとれていない事業者に対し個別訪問指導を実施するとともに、啓発パンフレットの送付や広報活動、文書による指導・啓発を実施し、適正処理の推進に取り組んでいる。

また、多量の事業系一般廃棄物の排出が想定される事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対しては、廃棄物管理責任者の選任及び減量・資源化・適正処理計画書の作成を義務付けることなどにより、減量・資源化の指導・啓発を行っている。

13. 環境美化清掃／清掃事業課

首都に隣接する住宅都市として快適な生活環境を確保するため、動物死体収集については、直営に行っている。

(1) 動物死体処理状況 (令和7年度)

区 分 (単位：体)	犬			猫			合 計
	飼 犬	野 犬	計	飼 猫	野 猫	計	
処 理 数	383	0	383	1,179	1,705	2,884	3,267

※処理手数料は、犬猫とも1体につきクリーンセンターへ直接搬入する時は2,000円、市が収集・運搬・処分する時は4,000円（税別）

(2) ごみ関係車両保有台数（令和8年4月1日） 直営分 20台 委託分 102台

14. 不法投棄防止対策／清掃事業課

廃棄物不法投棄等防止パトロールを実施すると共に不法投棄の未然防止策として、市内の不法投棄多発場所に設置した監視カメラを活用し不法投棄防止に努めている。

また、地域で様々な環境活動に取り組んでいるじゅんかんパートナーとの連携を強化し、不法投棄防止を図っている。

設置監視カメラ 2台

令和7年度 不法投棄量 158 t

15. ごみ処理／クリーンセンター

クリーンセンターはごみの中間処理施設として、焼却処理施設と不燃・粗大ごみの破碎処理施設を有し、市内の家庭・事業所から発生した一般廃棄物を平成6年4月から処理している。また、資源循環型社会の推進を図るため、ごみの焼却熱を積極的に利用した発電や焼却灰の再利用などのリサイクルを進めている。

クリーンセンターは当初計画では、25年度に建替予定であったが、ストックマネジメントの観点から、現施設の基幹部分を改修して操業期間を延長するほうがメリットが大きいため、延命化工事を22年度から25年度にかけ実施した。

(1) 施設の概要

所 在 地	市川市田尻1003番地			
構 造	工場棟	SRC・RC・S造、地上7階、地下1階		
	管理棟	RC造、地上3階	1階	事務室
			2階	ビデオルーム・会議室
			3階	会議室
敷地面積	約27,000㎡（全体面積約42,000㎡）			
建築面積	9,849.70㎡			
延べ床面積	23,431.04㎡			

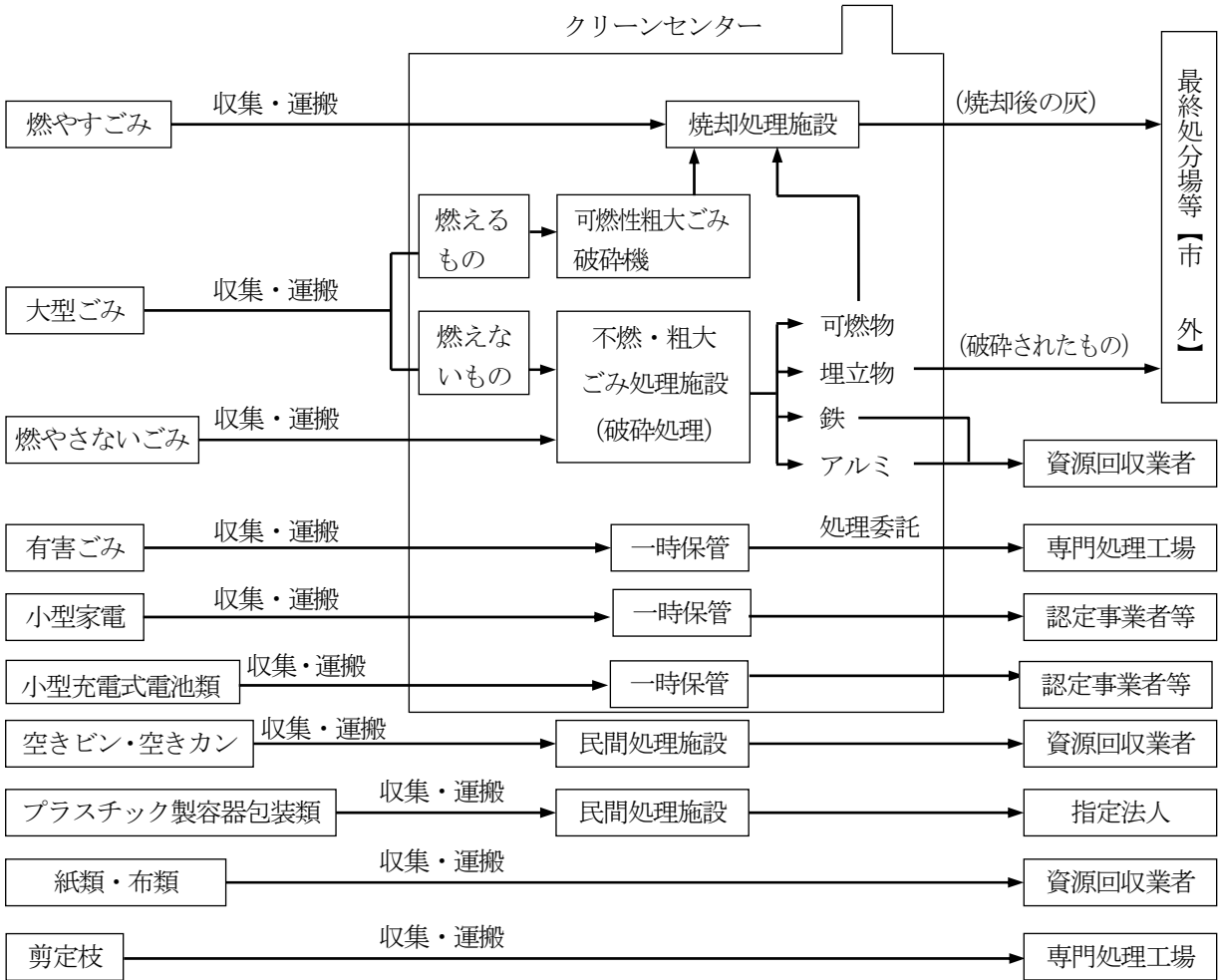
工場棟 (19,872.88㎡)、管理棟 (3,376.12㎡)、付属棟 (182.04㎡)

竣工年月日 平成6年3月31日

(2) 施設の内容

ごみ焼却処理施設	焼却能力	600 t／日 (200 t／日×3炉)
	焼却炉形式	全連続燃焼式
	発電能力	出力7,300kW
不燃・粗大ごみ処理施設	破砕能力	75 t／5時間
	破砕形式	衝撃せん断併用回転式 (横型)
	選別種類	4種選別 (鉄、アルミ類、埋立物、可燃物)

(3) ごみ処理の流れ



(4) 一般廃棄物 (ごみ) 収集・処理状況 (集団資源回収量2,963 tを除く 単位: t) (令和7年度)

排出量	内 訳		処 理 内 訳			
	収集量	持込量	破砕量	焼却量	埋立量	資源化量
125,141	91,279	33,862	4,199	111,634	8,217	22,671

(5) 環境マネジメントシステムの維持・改善

平成12年2月21日にISO14001の認証を千葉県内の清掃工場では初めて取得、特に一般廃棄物の焼却及び粉砕処理並びに発電業務の事業活動に係わる認証範囲では主要電力会社以外では初めての登録であったが、11年経過した23年2月に初期の目的を達成したため、認証登録を返上し、そ

の後、独自の環境マネジメントシステムを構築し運用を続けてきた。25年4月からは市川市の公共施設を適用範囲とする環境マネジメントシステムが開始されたことから、このシステムと統合し更なる環境負荷の低減に努めている。

16. し尿処理／清掃事業課、クリーンセンター

し尿収集は、昭和29年から市長の許可を受けた業者によって行われてきたが、40年の法律改正により市町村の責務が強化され、今までの業者を企業合同させ42年11月から2業者に委託し、その後、市民サービス及び作業能率の一層の向上を図るため、50年6月1日から市責任体制による公益法人組織の財団法人市川市清掃公社を設立し、し尿収集業務を委託している。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、衛生処理場で処理した後、脱水汚泥についてはクリーンセンターで焼却処理を行っている。

衛生処理場

(1) 施設の概要

所在地	市川市二俣新町15番地
構造	鉄筋コンクリート造2階、地下1階
敷地面積	23,999㎡
建築面積	3,884㎡
竣工年月日	平成12年3月9日

(2) 施設の内容

処理方法	主処理：膜分離高負荷脱窒素処理方式 高度処理：凝集膜分離＋活性炭吸着 汚泥処理：汚泥脱水機（遠心分離式＋横型加圧スクリーンプレス式）
処理能力	242kl／日

(3) 運転状況

（令和7年度）

区分	稼働日数		自動車台数	処理量	処理の内訳	
	搬入	処理	搬入		し尿	浄化槽汚泥
年間計	268日	365日	20,807台	59,138kl	2,453kl	56,685kl
1カ月平均	22	—	1,734	4,928	204	4,724
1日平均	—	—	57	162	7	155

17. 余熱利用施設／クリーンセンター

クリーンセンターから発生するごみ焼却熱を有効利用し、子どもから高齢者まで幅広い人が年間を通じて利用でき、健康増進とふれあい・交流の場の提供と地域活性化を図ることを目的とした施設である。

平成19年9月1日からPFI事業として運営を開始し、令和4年8月31日をもってPFI事業期間は満了になった。その後は指定管理者制度により、引き続き、プール・風呂・休憩の各ゾーンに加えてトレーニングルームなどで構成される健康増進施設としてクリーンセンター隣地(上妙典1554番地)にて運営している。

18. クリーンセンター整備事業／クリーンセンター建設課

現クリーンセンターは、稼働開始から32年以上が経過していることから、代替となる新施設の整備事業を行う。建替えに当たっては、効率的な熱エネルギーの回収等により環境負荷の低減に寄与すると共に、大規模な災害に対しても強靱な処理システムの構築を目指すこととしている。

◎教育振興部（教育委員会）

1. 学校施設	238
2. 教育の施策	238
3. 社会教育	238
4. コミュニティクラブ事業	239
5. コミュニティ・スクール推進事業	240
6. 教育施設の整備・充実	240
7. 体験学習事業	241
8. 青少年健全育成	241
9. 少年自然の家	243
10. 生涯学習の推進	244
11. 公民館	244
12. 学校施設開放事業	246
13. 図書館	246
14. 文化財	247
15. 史 跡	251
16. 博物館	252

1. 学校施設／教育総務課

学校数

(令和8年4月1日)

区 分	市 立	私 立	県 立	国 立	計
幼 稚 園	4	31 ※1	0	0	35 ※1
小 学 校	38	3	0	0	41
中 学 校	15	5	0	0	20
義 務 教 育 学 校	1	0	0	0	1
特 別 支 援 学 校	1	0	2	1	4
高 等 学 校	0	7	8 ※2	0	15 ※2
大 学	0	4 ※3	0	1	5 ※3

※1 幼保連携型認定こども園含む

※2 定時制含む

※3 短大含む

2. 教育の施策／教育政策課

第4期市川市教育振興基本計画（令和6年1月策定）に基づき、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念として、教育の振興を図っている。計画では、市川の教育の目指す姿を明らかにした上で、施策の推進にあたり重要な3つの基本的な考え方や3つの方針を定め、その基で様々な取り組みを進めている。

(1) 市川の教育の目指す姿

- ①互いに認め合い、自分の思いを実現できる子ども
- ②誰もが幸せを感じ、ともに学び支え合う、家庭・学校・地域

(2) 3つの基本的な考え方

- ①すべての人の可能性を引き出す教育
- ②家庭・学校・地域の連携
- ③学びの環境整備（教育DX）

(3) 3つの方針

- ①子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進
- ②学びの質の向上と学びの保障の実現
- ③ともに支え合う学びの環境整備

3. 社会教育／教育政策課、生涯学習振興課

学校を核とした地域づくり

市民が生涯学習活動を通して、自主的に活動する力を身につけることで、市川市が抱える様々な課題を協働により解決できるように、家庭・学校・地域との連携協働による学習や活動を支援し推進する。

①団体等の育成

家庭教育学級

「子どもにかかわり合う大人が学び合う場」として、家庭でのよりよい子育てについて考え、親として子どもと一緒に成長することを目指している。市立幼稚園、市立小・中・義務教育・特別支援学校で講座を自主企画運営することに加え、本市の家庭教育指導員が講師となる指導員講座、教育政策課主催の家庭教育講演会やサポート講座などを実施。また、学級生が個人単位で自由に参加できる共通講座を紹介している。

②社会教育関係団体活動の支援

市川市PTA連絡協議会

市立小・中・義務教育・特別支援学校のPTA54団体で組織され、本市PTA活動の連携推進の中心となっている。毎年開催されるPTA研究大会やオリエンテーションによる研修の他、「P連だより」の発行等を通じて、情報発信を行っている。

③学校支援実践講座

いじめ等を未然に防止するため、架空事例を使用したプログラムに基づき、市民が直接、子どもたちの話に耳を傾けるという取り組みである。年間3回の講座と小中学校交流会を実施する。

市民協働による生涯学習

市民一人ひとりが、さまざまな場や機会において、個性を伸ばし、可能性を広げていくことができるように、市民、大学、行政がそれぞれ連携することによって生涯学習の推進に取り組む。

①社会教育関係団体活動の支援

市川善行会

市内全域の有志により構成され、善行精神の普及を通じて、社会の福祉に貢献することを目的とする活動を行う。

②大学との連携

いちかわ市民アカデミー講座

市内にある昭和学院短期大学・和洋女子大学・千葉商科大学・環太平洋大学の協力を得て、大学の豊かな学習環境の中で多彩な知識の習得を目的とした講座を開催している。

③二十歳の集い（令和4年度より名称変更）

大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますため、毎年開催をしている。企画、運営に関して19歳、20歳を対象とした実行委員会方式を採り入れ、当事者となる若者の意見や考えを可能な限り反映させた自主的な式典を実施している。会場の混雑緩和および円滑な会場運営のため、令和5年度から2部制としている。

4. コミュニティクラブ事業／教育政策課

コミュニティクラブ事業は、市内の16学校区（15中学校ブロック・1義務教育学校区）において、ボランティアによる実行委員会を組織し、子どもたちの「生きる力」を培うための多様な体験活動や交流活動等の企画運営を行う。子どもたちの成長を支える地域社会の構築と、子どもから大人までの生涯学習社会の創造というねらいも併せ持ち、その実現化を図っている。

今後とも地域の実情等を踏まえながら、継続的に事業展開していけるよう、子どもたちの活動を支える次世代のボランティアの発掘・育成、また地域学校協働本部との連携・協働を目指している。

5. コミュニティ・スクール推進事業／教育政策課

コミュニティ・スクールは、学校と地域の双方で連携・協働し、一体となって学校運営に取り組み、「地域とともにある学校づくり」を推進するための仕組みである。本市では、「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」を両輪として捉え、「コミュニティ・スクール」として推進している。

(1) 学校運営協議会

市川市教育委員会から任命された地域住民、保護者の代表等、15名以内の委員が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する。校長が作成する学校運営の基本方針を承認したり、学校関係者評価をしたりして、地域・保護者の意見を学校運営に反映させ、学校教育をどのように進めていくかを協議する合議制の機関である。

平成28年度から順次設置を進め、31年度に全ての市立幼稚園・学校に設置が完了した。

(2) 地域学校協働本部

「地域学校協働本部」は、中学校ブロック及び義務教育学校区を単位に設置され、学校と地域を結ぶ窓口となる機能を担う組織である。市川市教育委員会から委嘱された地域学校協働活動推進員を中心に、学校のニーズを引き出し、地域のネットワークを活用して様々な教育活動や地域活動をサポートし、地域と学校のパイプ役を担う。

また、地域と学校が連携・協働して、学校を核として地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく様々な活動を総称して「地域学校協働活動」と言う。

平成30年度から順次設置を進め、令和2年度に全ての中学校ブロックに設置が完了した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域学校協働本部	16本部	16本部	16本部
統括的な地域学校協働活動推進員 (本部を統括するリーダー)	13名	14名	13名
地域学校協働活動推進員	109名	113名	112名

6. 教育施設の整備・充実／教育施設課

安全で快適な施設環境づくりを目指し、市立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の施設整備を図る。

学校施設は、児童生徒にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、災害時は避難所となる重要な施設であることから、学校施設の適切な維持管理を行うため、緊急性や危険性のある建物・設備の改修を図るとともに、清潔で快適に利用できるようトイレ環境改善や学校照明のLED化など、更なる教育環境の質的向上を推進していく。

また、「公共施設個別計画」及び「市川市学校環境基本計画」に基づき、老朽化している学校施設の建替えを進めていく。令和8年度は、市川市立宮田小学校について、11年度の供用開始を目指して、校舎の建設工事に着手する。

体育館については昨今の猛暑から児童生徒を守ることに加え、避難所としても使用されるため、早急に環境整備を図る必要があることからエアコン設置を進めていく。

令和8年度 主要事業執行予定

区 分	事 業	当初予算額（千円）
小 学 校	営 繕 事 業	373,415 ※
	ト イ レ 改 修 事 業	216,000 ※
	修 繕 事 業	200,100
	避難所環境整備事業	68,000 ※
中 学 校	営 繕 事 業	493,848 ※
	ト イ レ 改 修 事 業	168,000 ※
	修 繕 事 業	98,380
	避難所環境整備事業	775,000 ※

※各事業の予算額は、令和7年度12月及び2月補正に計上した額を含む

7. 体験学習事業／生涯学習振興課

○農業・稲作体験

小川再生親子ふれあい農園内（千葉県立特別支援学校市川大野高等学園北側）にて、農業・稲作体験を通じて、自然とのふれあいや作物の生長への関わり、勤労と収穫の喜びを味わう事業を実施している。

農業体験

（令和7年度）

活 動 月	内 容	活 動 月	内 容
4月～8月	長ねぎ、里芋、小松菜、さつま芋、枝豆、大根、落花生定植 小松菜、ニンニク、玉ねぎ、ジャガイモ、枝豆収穫	9月～3月	ニンニク、ジャガイモ、玉ねぎ定植 落花生、さつま芋、長ねぎ、里芋、大根収穫

稲作体験

（令和7年度）

活 動 月	内 容	活 動 月	内 容
4月	説明会・代掻き	8月	はぜ作り・稲刈り
5月	田植え・補植	9月	稲刈り・脱穀
6月	田草取り・昆虫教室	10月	収穫感謝祭
7月	田草取り・防鳥糸張り		

8. 青少年健全育成／生涯学習振興課

(1) 施策の概要

地域の青少年団体が自主的な運営を行い、指導者の育成を図れるよう支援すると共に、青少年自身の自覚を促し、積極的に社会参加するよう環境を整えるため、それぞれの事業を関係機関、関係団体等の協力や連携を図りながら推進していく。

①青少年健全育成団体への支援

目的 青少年関係団体の活動支援により、活動の振興と充実を図り、青少年の健全育成に資する。

内容 子ども会育成会連絡協議会及び青少年相談員連絡協議会への活動支援等

②青少年指導者の育成

目的 各種講習会を行い青少年指導者及び成人指導者の育成を図る。

内容 わんぱくセミナー、ユースリーダー講習会、グループリーダーアカデミー

(2) 施策推進の主な事業

①子ども会育成会連絡協議会

令和7年度末現在、市内に53団体、2,207人の子ども会員と2,051人の育成会員を擁する団体であり、子ども会活動の指導、各育成会間の連絡を図り、研修活動を中心に運営している。

②子ども会活動の充実

ア. 単位子ども会への支援の充実

イ. 市川市子ども会育成会連絡協議会活動費補助金の交付

③青少年相談員連絡協議会

現在、第22期（令和7年4月1日から10年3月31日までの3年間）175人が千葉県知事・市川市教育委員会から委嘱され、「いちかわ子ども村」をはじめ地区主催事業及び関連事業を開催し活動している。

④地区別相談員数

地区	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
学 校 区	国府台 中国分	市川 真間	宮田 大洲	稲越 百合台 国分 宮久保 曾谷	平田 菅野	八幡 富貴島	柏井 大野 大町	北方 若宮	中山 鬼高	稲荷木 鶴指 大和田	信篤 二俣	行徳 幸塩 焼典 妙典	塩浜 徳行 南新 栄福 美浜 新井 新浜
人数	4	33	2	16	6	14	12	12	18	26	8	6	18

⑤青少年指導者育成事業講習会

ア. わんぱくセミナー

小学5～6年生対象。協調性やコミュニケーション能力の向上を目的とする講習会。

イ. ユースリーダー講習会

中学生及び高校生対象。集団活動において役割を自認し、主体的に行動する能力の向上を目的とする講習会。

ウ. グループリーダーアカデミー

高校卒業～概ね22歳が対象。青少年指導者としての活動に関する情報提供、フォローアップ、スキルアップを目的とする講習会。

⑥青少年団体のグループ活動

市川市内には、地域で子ども達の健全育成を目指す子ども会、青少年相談員、ボーイスカウト、ガールスカウトなど様々な団体があり、それぞれの団体が目標に向かって活動している。本市は、このような団体の支援をしている。

9. 少年自然の家／生涯学習振興課

少年自然の家は、自然に親しみ、自然の中での集団宿泊生活や野外活動を通じて、情操や社会性を豊かにし、心身を鍛練し、健全な少年の育成を図ることを目的としている。

(1) 施設の概要

所在地	市川市大町280番地の4
構造	鉄筋コンクリート造4階
敷地面積	10,513㎡
建築面積	1,209㎡
延べ床面積	3,731㎡
宿泊定員	210人

(2) 施設の内容

1階	事務室、浴室、保健室、宿直室、食堂
2階	バリアフリー対応型宿泊室5室、和室研修室、第1・2研修室、体育室、視聴覚室
3階	宿泊室18室、指導員宿泊室2室
4階	プラネタリウム室
屋外	つどいの広場（野外炊事、キャンプファイヤー） なかよしの森

(3) 利用状況

(令和7年度)

			団体数(団体)計	人数(人)計
宿 泊 利 用	市内	幼・小・中・高、特別支援学校	10	243
		青少年団体	17	531
		その他	17	551
	市外	学校・青少年団体他	15	589
	小 計 A		59	1, 914
プラネタリウム見学	有料	市内（一般公開）	0	260
		市外（一般公開）	0	394
		市内（団体）	1	44
		市外（団体）	1	24
	無料	小・中・高、特別支援学校他	7	486
		その他（減免団体）	0	0
		宿泊団体 D	11	285
	小 計 B		20	1, 493
日 帰 り 利 用	プラネタリウム見学なし C		60	1, 634
	プラネタリウム見学あり		9	562
	小 計		69	2, 196
合 計（A＋B＋C－D）			128	4, 756

10. 生涯学習の推進／生涯学習振興課

市民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じて主体的に学び、活動できるよう、学校や地域と連携しながら、誰もが生涯を通して学び続け、学んだ成果を地域社会に還元できる環境の整備に取り組む。

11. 公民館／生涯学習振興課

(1) 運営の基本的な考え方

地域住民の最も身近な学習拠点として、ニーズに応じた様々な学習機会や情報の提供に努めるとともに、各種団体の活動や学習成果の発表等を通じて、地域住民が集い交流できる施設運営を行う。

(2) 具体的な目標

- ①安全で快適に利用できる施設環境の整備に努める。
- ②あらゆる世代が参加しやすい主催講座の企画・実施に努める。
- ③生涯学習に関する情報の提供に努める。
- ④サークルの学習成果を発表・活用できる機会の提供に努める。

(3) 公民館一覧

名 称	開館年月日	敷地面積 (㎡)	構 造	建物延べ 面積(㎡)
鬼 高 公 民 館	昭53. 10. 20	780. 00	鉄筋コンクリート 2 階	424. 27
信 篤 公 民 館	昭57. 4. 1	5, 515. 56	鉄筋コンクリート 3 階	1, 392. 91
東 部 公 民 館	昭54. 4. 1	3, 562. 16	鉄筋コンクリート一部 3 階	2, 633. 23
柏 井 公 民 館	昭55. 3. 27	3, 058. 63	鉄筋コンクリート 2 階	630. 00
大 野 公 民 館	昭56. 9. 8	2, 000. 00	鉄筋コンクリート 2 階	1, 073. 03
若 宮 公 民 館	昭62. 5. 1	898. 41	鉄筋コンクリート 2 階	600. 00
市 川 公 民 館	平 3. 5. 1	970. 93	鉄筋コンクリート地上 4 階地下 1 階	1, 944. 41
西 部 公 民 館	昭49. 11. 1	4, 803. 50	鉄筋コンクリート一部 3 階（一部鉄骨）	2, 386. 47
市川駅南公民館	昭56. 5. 1	3, 631. 74	鉄筋コンクリート 4 階	1, 689. 96
曾 谷 公 民 館	昭58. 5. 1	4, 084. 00	鉄筋コンクリート 3 階	2, 783. 82
行 徳 公 民 館	昭53. 9. 12	4, 958. 73	鉄筋コンクリート地上 5 階地下 1 階（一部鉄骨）	3, 142. 44
本行徳公民館	昭55. 4. 1	2, 599. 67	鉄筋コンクリート 3 階	958. 89
幸 公 民 館	平元. 5. 2	737. 60	鉄筋コンクリート 2 階	693. 64
南行徳公民館	平 2. 5. 1	2, 362. 29	鉄筋コンクリート 2 階	1, 986. 80
菅 野 公 民 館	平23. 4. 15	5, 824. 00	鉄筋コンクリート平屋	477. 32

(4) 公民館の利用状況

①主催事業及び貸室

(令和7年度)

館名	内容	主催事業（回・人）		貸室（件・人）			
		主催講座	全額負担		減免利用		
鬼 高 公 民 館	○公民館を主な会場として開催する 対面型講座 ・各公民館講座 講座数：204講座 受講決定者数：3,962人		2,034	14,934	282	1,796	
信 篤 公 民 館			3,907	32,185	331	4,215	
東 部 公 民 館			3,353	31,501	402	4,568	
柏 井 公 民 館			1,545	8,231	52	993	
大 野 公 民 館			3,711	34,812	487	5,683	
若 宮 公 民 館			1,518	9,903	84	650	
市 川 公 民 館		・全15館統一講座 スマートフォン初心者向け講座	6,786	61,800	547	6,029	
西 部 公 民 館		講座数：15講座	2,935	23,859	340	5,058	
市川駅南公民館		受講決定者数：115人	2,827	26,114	612	9,540	
曾 谷 公 民 館			5,230	49,494	610	11,807	
行 徳 公 民 館	○市公式のYouTubeチャンネルによる 限定公開講座 動画数：2講座 視聴回数：11,203回 延べ登録者数：2,814人		9,184	75,461	1,025	14,150	
本行徳公民館			912	5,207	113	1,351	
幸 公 民 館			1,295	11,123	156	1,739	
南行徳公民館			3,846	23,045	245	5,145	
菅 野 公 民 館			2,985	16,001	224	3,564	
合 計			52,068	423,670	5,510	76,288	

②施設利用者数

(令和7年度)

館名	内容	利用者数 (人)		
		公民館	福祉施設等 (※)	総数
鬼高公民館		17,949	0	17,949
信篤公民館		39,885	8,632	48,517
東部公民館		51,872	16,160	68,032
柏井公民館		10,211	4,678	14,889
大野公民館		68,592	0	68,592
若宮公民館		11,570	4,578	16,148
市川公民館		71,200	0	71,200
西部公民館		44,930	18,205	63,135
市川駅南公民館		39,732	0	39,732
曾谷公民館		76,032	9,423	85,455
行徳公民館		91,905	0	91,905
本行徳公民館		12,367	500	12,867
幸公民館		13,750	10,821	24,571
南行徳公民館		33,112	29,575	62,687
菅野公民館		39,111	628	39,739
合計		622,218	103,200	725,418

(※) 鬼高・大野・市川・市川駅南・行徳公民館に福祉施設等はないため、0となっています。

12. 学校施設開放事業／生涯学習振興課

学校教育に支障のない範囲で地域住民のスポーツ及び文化活動の振興を図り、生涯学習意欲の高揚を図ることを目的に、学校施設を開放する。

学校施設開放使用状況

(令和7年度)

運 動 場		体 育 館 等		合 計	
利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
13,491回	828,841人	22,398回	545,162人	35,889回	1,374,003人

13. 図書館／図書館課

いつでも・だれでも・どこでも利用できる図書館サービス網の形成を目指している本市の図書館は、平成6年11月に開設した中央図書館を中心にして、行徳図書館（昭和56年10月開館・平成元年4月建て替え）、信篤図書館（昭和54年2月開館）、南行徳図書館（昭和58年10月開館）、市川駅南口図書館（平成21年4月開館）の5館と平田図書室（昭和62年10月開室）、市内28（令和8年7月現在）の各ステーションを概ね月2回巡回する自動車図書館（昭和50年開始）で図書館サービスを行っている。各館とも市民にとって利用しやすい、親しみやすい図書館を目指し、資料の充実と読書環境を整備して地域に根ざすように努めている。また、小学校に併設した市民図書室でも閲覧の他、貸し出しを行っている。

(1) 施 設

区 分	中央図書館	行徳図書館	信篤図書館	南行徳図書館	市川駅南口図書館	平田図書室
敷地面積(㎡)	11,012	4,958	—	410	—	—
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階・地下1階	鉄筋コンクリート造 地上5階	鉄筋コンクリート造 地上3階	鉄筋コンクリート造 地上3階	鉄筋コンクリート造 地上45階 (3階部分)	鉄筋コンクリート造 地上2階
延床面積(㎡)	6,411	2,223	912	360	573	256
座 席 数(席)	365	168	36	15	61	16

(2) 資 料

(令和7年度)

区 分	中 央 図書館	行 徳 図書館	信 篤 図書館	南行徳 図書館	市川駅南 口図書館	平 田 図書室	自動車 図書館	全 館
蔵書冊数(冊)	799,202	159,674	43,935	44,500	82,305	33,275	18,141	1,181,032
視聴覚資料(点)	13,898	7,920	—	—	962	—	—	22,780
新 聞(紙)	32	11	4	4	6	4	—	33
雑 誌(種)	328	92	32	28	37	29	—	366

※新聞・雑誌については購入・寄贈タイトル数を表示（令和8年3月末）

(3) 利用状況

(令和7年度)

区 分	中 央 図 書 館	行 徳 図 書 館	信 篤 図 書 館	南行徳 図 書 館	市川駅南 口図 書 館	平 田 図 書 室	自動車 図 書 館	全 館
貸出者数(人)	252,742	154,478	25,155	22,501	167,362	18,743	4,398	645,379
貸出冊(点)数(冊)	926,301	488,614	76,072	76,762	408,374	65,318	19,732	2,061,173

(4) 図書館行事

例年中央・行徳・信篤・南行徳の各図書館で、読み聞かせやリサイクルブック市等のイベントを実施している。

(令和7年度)

	中 央 図 書 館	行 徳 図 書 館	南 行 徳 図 書 館	信 篤 図 書 館	市川駅南口 図 書 館	平 田 図 書 室	全 館
こども向け	97回 2,146人	43回 1,570人	25回 100人	2回 17人	24回 555人	— —	191回 4,388人
中高生向け	2 37	2 13	—	—	1 3	— —	5 53
一般向け	9 464	3 75	2 10	2 10	6 192	1 —	23 751

(5) 市民図書室

(令和7年度)

名 称	塩 焼 市 民 図 書 室 (塩焼読書センター)	福栄市民図書室	大柏市民図書室	全 室
学 校 名	塩焼小学校	福栄小学校	大柏小学校	—
蔵書冊数(冊)	19,622	20,609	15,341	55,572

開室日は水・土・日の午前10時～午後4時

14. 文化財／文化財課

(1) 文化財の保護と活用

本市は地理的、歴史的な面から先人が遺した文化財が多い。文化財は郷土の歴史と伝統を伝え、更にこれからの文化を創造するうえでも一度失われたら二度と元に戻すことができない貴重な国民的財産であり、これを後世に伝えることは現代に課せられた重要な使命である。本市内に存在する文化財のうち現在、特に重要なものとし60件を国、県及び市において指定し保護している。また、史跡を有効活用するための環境整備を図り、市民の郷土理解を基盤とした文化財愛護活動の推進に努めている。

(2) 市川市内所在の指定文化財一覧

重文＝重要文化財、史＝史跡、天＝天然記念物、有＝有形文化財、無＝無形文化財、
民＝無形民俗文化財の略

(令和8年3月31日)

区分 記号 番号	名 称	員 数	所在地または伝承地	所有者 又 は 管理者	指定年月日
国宝 1	立正安国論	1巻	中山2丁目10番1号	法華経寺	昭27. 3. 29
国宝 2	観心本尊抄 (附) 添状 (附) 春日山蒔絵簞	1帖 1巻 1合	中山2丁目10番1号	法華経寺	昭27. 3. 29

区分 記号 番号	名 称	員 数	所在地または伝承地	所有者 又 は 管理者	指定年月日
重文 1	法華経寺五重塔	1基	中山 2 丁目10番 1 号	法華経寺	大 5. 5. 24
重文 2	法華経寺法華堂 (附) 棟札	1棟 5枚	中山 2 丁目10番 1 号	法華経寺	大 5. 5. 24 昭60. 5. 18
重文 3	法華経寺四足門	1棟	中山 2 丁目10番 1 号	法華経寺	大 5. 5. 24 昭30. 6. 22
重文 4	法華経寺祖師堂 (附) 棟札	1棟 11枚	中山 2 丁目10番 1 号	法華経寺	昭60. 5. 18
重文 5	絹本著色十六羅漢像	1双	中山 2 丁目10番 1 号	法華経寺	明37. 2. 18
重文 6	絹本著色日蓮聖人像	1幅	中山 3 丁目10番 4 号	浄光院	昭27. 7. 19
重文 7	刀 (無銘 伝兼永)	1口		個人所有	昭30. 2. 2
重文 8	日蓮自筆遺文 (附) 蒔絵聖教箱	56巻4冊 1帖、3幅 2合	中山 2 丁目10番 1 号	法華経寺	昭42. 6. 15 平 5. 1. 20
重文 9	中山法華経寺文書 (八百三十九通)	17巻、106冊、 4幅、689通、 5舗、6綴、3枚	中山 2 丁目10番 1 号	法華経寺	令 6. 8. 27
国史 1	堀之内貝塚	26, 789. 85㎡	堀之内 2 丁目2899番ほか	市川市ほか	昭39. 7. 6 昭42. 6. 22 昭47. 2. 3
国史 2	姥山貝塚	22, 772. 81㎡	柏井町 1 丁目1212番ほか	市川市	昭42. 8. 17
国史 3	下総国分寺跡 (附) 北下瓦窯跡	21, 336. 85㎡ 2, 287. 74㎡	国分 3 丁目1790番 1 ほか	市川市ほか	昭42. 12. 27 平14. 9. 20 平22. 8. 5
国史 4	下総国分尼寺跡	6, 615. 49㎡	国分 4 丁目1966番 1 ほか	市川市ほか	昭42. 12. 27 平元. 3. 29 平14. 9. 20
国史 5	曾谷貝塚	50, 216. 87㎡	曾谷 2 丁目500番 1 ほか	市川市ほか	昭54. 12. 22 平21. 7. 23 平28. 3. 1
国天 1	千本公孫樹	1樹	八幡 4 丁目 2 番 1 号	葛飾八幡宮	昭 6. 2. 20
県有 1	梵鐘 (元享元年在銘)	1口	八幡 4 丁目 2 番 1 号	葛飾八幡宮	昭34. 4. 24
県有 2	木造釈迦如来・多宝如来坐像 (附) 像内納入品 妙法蓮華経残闕 題目・名号・願文等 散華	2軀 1括 16葉 1枚	中山 2 丁目10番 1 号	法華経寺	平10. 3. 20
県有 3	絹本著色十羅刹女像	1幅	中山 3 丁目10番 4 号	浄光院	平12. 2. 25
県有 4	柴田是真画連句額	1面	菅野 1 丁目15番 2 号	白幡天神社	平18. 3. 14

区分 記号 番号	名 称	員 数	所在地または伝承地	所有者 又 は 管理者	指定年月日
県有 5	鬼高遺跡出土品	1括	堀之内 2 丁目 26 番 1 号 考古博物館	市川市	令 4. 3. 8
県有 6	銅造誕生釈迦如来立像	1軀	堀之内 2 丁目 26 番 1 号 考古博物館	市川市	令 5. 3. 10
県無 1	茶道式正織部流		国府台 3 丁目 8 番 2 号	織部桔梗会	昭30. 12. 15
県史 1	須和田遺跡	7,712m ²	須和田 2 丁目 417 番ほか 須和田公園	市川市	平 6. 2. 22
市有 1	常夜灯	1基	本行徳34番地先	市川市	昭35. 10. 7
市有 2	随神門	1棟	八幡 4 丁目 2 番 1 号	葛飾八幡宮	昭35. 10. 7
市有 3	狩野浄天夫妻墓石・供 養塔 (附) 狩野浄天骨壺	3基 1個	香取 1 丁目 16 番 26 号 堀之内 2 丁目 27 番 1 号 市立市川歴史博物館	狩野一廣	昭36. 2. 1 昭63. 7. 5
市有 4	元弘の板碑	1基	高石神21番 9 号	泰福寺	昭36. 2. 1
市有 5	木彫日蓮坐像	1軀	柏井町 1 丁目 1696 番	唱行寺	昭36. 9. 18
市有 6	法華経寺黒門 (附) 太田資順筆扁額	1棟 1面	中山 4 丁目 7 番地先	法華経寺	昭36. 11. 9
市有 7	本阿弥家分骨墓	3基	中山 2 丁目 10 番 1 号	法華経寺	昭36. 11. 9
市有 8	光悦筆扁額 (附) 「通本」	3面 1面	中山 2 丁目 10 番 1 号	法華経寺	昭36. 11. 9 昭54. 9. 27
市有 9	明戸古墳石棺	2基	国府台 3 丁目 67 番 5 号 里見公園	市川市	昭37. 6. 11
市有10	浄光寺二王像	1軀	大野町 3 丁目 1917 番	浄光寺	昭40. 3. 2
市有11	妙好寺山門	1棟	妙典 1 丁目 11 番 10 号	妙好寺	昭43. 2. 27
市有12	小笠原政信夫妻供養塔	2基	国府台 3 丁目 10 番 1 号	総寧寺	昭54. 4. 24
市有13	庚申五層塔	1基	柏井町 3 丁目 654 番	子安神社	昭54. 4. 24
市有14	本阿弥光悦分骨墓	1基	中山 2 丁目 10 番 1 号	法華経寺	昭54. 9. 27
市有15	真間万葉顕彰碑(真間井) 真間万葉顕彰碑(真間娘子墓) 真間万葉顕彰碑(継橋) (附) 鈴木長頼蔵骨器 及び墓誌	1基 1基 1基 1個	真間 4 丁目 4 番 9 号 真間 4 丁目 6 番 11 号 真間 4 丁目 7 番 23 号 真間 4 丁目 4 番 9 号	亀井院 弘法寺 真間史蹟保存会 亀井院	昭54. 9. 27
市有16	鬼高遺跡出土一括遺物	1括	堀之内 2 丁目 26 番 1 号 考古博物館	市川市	昭56. 4. 17
市有17	鈴近江翁碑	1基	真間 4 丁目 3 番	亀井院	昭57. 3. 10
市有18	「ワートル薬性論」 版木	8枚	堀之内 2 丁目 26 番 1 号 考古博物館	市川市	昭61. 11. 3
市有19	徳願寺 山門	1棟	本行徳 5 番 22 号	徳願寺	平16. 3. 24

区分 記号 番号	名 称	員 数	所在地または伝承地	所有者 又 は 管理者	指定年月日
市有20	徳願寺 鐘楼	1棟	本行徳5番22号	徳願寺	平16. 3. 24
市有21	徳願寺 経蔵	1棟	本行徳5番22号	徳願寺	平16. 3. 24
市有22	法華経寺銅造釈迦如来坐像	1軀	中山2丁目10番1号	法華経寺	平31. 3. 13
市民1	御奉謝		大野町4丁目2759番 駒形大神社	駒形神社 お奉謝部	昭40. 3. 2
市民2	国府台辻切り		国府台3丁目11番11号 国府台天満宮	国府台辻切 り保存会	昭54. 4. 24
市民3	武内宿禰山車人形	1体	市川市市川3丁目20番5 号 春日神社	春日神社	平28. 4. 15
市民4	行徳の神輿文化と祭礼		—	—	令6. 11. 3
市史1	美濃輪台遺跡-B地点-	1,745㎡	本北方3丁目18番	市川市	昭50. 1. 8
市史2	須和田遺跡	5,288㎡	須和田2丁目401番ほか 須和田公園	市川市	昭50. 1. 8
市史3	下総総社跡	1,120.5㎡	国府台1丁目6番4号 スポーツセンター	市川市	昭51. 1. 8
市史4	鬼高遺跡	2,479㎡	鬼高1丁目95番1号	日本毛織物	昭63. 7. 5
市天1	ヒメアカネ		大町公園自然観察園	市川市	昭51. 6. 12
市天2	ヒヌマイトトンボ		河原、稲荷木地先の江戸 川河岸の湿地帯	市川市	昭51. 6. 12
市天3	伊弉諾神社ハリギリ	1樹	堀之内4丁目26番13号 伊弉諾神社	伊弉諾神社	昭54. 4. 24
市天4	愛宕神社イチョウ	2樹	北国分1丁目12番24号 愛宕神社	愛宕神社	昭58. 11. 3
市天5	禅照庵マキ	1樹	北国分4丁目13番24号 禅照庵	禅照庵	昭58. 11. 3

(3) 登録有形文化財

区 分	名 称	員数	所 在 地	所 有 者	備 考
建造物	西洋館倶楽部（渡辺家 住宅）	1棟	新田5丁目6番21号	個人所有	平11. 7. 8登録
〃	日本福音ルーテル市川 教会会堂	1棟	市川4丁目288番14号	宗教法人日本福 音ルーテル教会	平20. 10. 23登録
〃	加藤家住宅主屋	1棟	本行徳6番1	個人所有	平22. 4. 28登録
〃	加藤家住宅煉瓦塀	1基	本行徳6番1	個人所有	平22. 4. 28登録
〃	旧浅子神輿店店舗兼主屋	1棟	本行徳37番2	市川市	平22. 9. 10登録
〃	昭和学院創立記念館	1棟	東菅野2丁目1470番1ほか	学校法人昭和学院	平23. 1. 26登録
〃	中村家住宅主屋	1棟	鬼越2丁目200番1ほか	個人所有	平26. 10. 7登録
〃	中村家住宅離れ	1棟	鬼越2丁目200番2	個人所有	平26. 10. 7登録
〃	中村家住宅煉瓦蔵	1棟	鬼越2丁目200番1	個人所有	平26. 10. 7登録

区 分	名 称	員数	所 在 地	所 有 者	備 考
建造物	中村家住宅土蔵	1棟	鬼越2丁目200番2	個人所有	平26.10.7登録
〃	中村家住宅北蔵及び事務所	1棟	鬼越2丁目200番1	個人所有	平26.10.7登録
〃	中村家住宅倉庫	1棟	鬼越2丁目200番2	個人所有	平26.10.7登録
〃	中村家住宅稲荷社	1棟	鬼越2丁目200番3	個人所有	平26.10.7登録
〃	中村家住宅防空壕	1基	鬼越2丁目200番3	個人所有	平26.10.7登録
〃	中村家住宅門及び石堀	1基	鬼越2丁目200番1	個人所有	平26.10.7登録
〃	後藤家住宅主屋	1棟	新田1丁目296番地	個人所有	平29.6.28登録
〃	後藤家住宅稲荷社	1棟	新田1丁目296番1	個人所有	平29.6.28登録
〃	式場隆三郎家住宅	1棟	国府台6丁目1番14号	個人所有	令3.10.14登録
〃	勝家住宅主屋	1棟	八幡4丁目13番9号	個人所有	令6.12.3登録
〃	勝家住宅稲荷社	1棟	八幡4丁目13番9号	個人所有	令6.12.3登録

15. 史 跡／文化財課

(1) 史跡の保存と活用

①公有化の状況

国民的財産としての史跡の保存と活用のため、国・県の補助により公有化を行っている。

(令和8年3月31日)

史 跡 名	指定年月日	指定面積(㎡)	公有化面積(㎡)	買収金額(円)	買収年度
下 総 国 分 尼 寺 跡	昭42.12.27 平元.3.29 平14.9.20	6,615.49	5,584.15	954,547,463	昭42～44、 平6～8、 10、11、15、16
姥 山 貝 塚	昭42.8.17	22,772.81	22,772.81	231,664,810	昭43～48
堀 之 内 貝 塚	昭39.7.6 昭42.6.22 昭47.2.3	26,789.85	25,738.62	422,319,947	昭45～48
下 総 国 分 寺 跡 附 北 下 瓦 窯 跡	昭42.12.27 平14.9.20 平22.8.5	21,336.85	7,393.61	1,222,369,072	昭48、 平15～17、23 令2、5、6
曾 谷 貝 塚	昭54.12.22 平21.7.23 平28.3.1	50,216.87	40,277.6	6,257,275,331	昭54～平17 平19～22、 24～30、 令元、3、6
合 計		127,731.87	101,766.79	9,088,176,623	

②環境整備の状況

国民的共有の財産として史跡が広く活用され、文化財保護愛護活動の推進を図るため、公有化した史跡について順次環境整備を進めている。

(令和8年3月31日)

史 跡 名	環 境 整 備	備 考
下 総 国 分 尼 寺 跡	昭和43～44、50、52、平成12～13年度、令和7年度 整地、張芝、植樹、ベンチ、管理柵、園路整備、デジタル コンテンツ案内表示等 総事業費 18,230,211円	

史 跡 名	環 境 整 備	備 考
下総国分寺跡 附北下瓦窯跡	昭和50～51、平成18、30、令和元～7年度 公有地分整備、盛土、整地、張芝、パーゴラ、ベンチ、 管理柵、車止、標識、照明灯、ネットフェンス、説明板、 デジタルコンテンツ案内表示等 総事業費 36,764,897円	
堀之内貝塚	昭和48～51、53、55～56、平成4～5、27、令和元～2、 5、7年度 擁壁、巡回路、フェンス、張芝、植樹、ベンチ、説明板等 総事業費 55,859,960円	昭和49～51、56年度 国補助事業
姥山貝塚	昭和44、46、48～49、52～58、平成元年度、令和4・7年 度 擁壁、フェンス、張芝、盛土、照明灯、標識、説明板、四 阿、丸太ベンチ、案内板、園路、正門、通用門、くずかご、 すいがら入れ、車止、植樹等 総事業費 188,092,100円	昭和52～58年度 国補助事業
曾谷貝塚	昭和56～平成15、17、27～30、令和元～3、5～7年度 管理柵、看板、張芝、整地、説明版、ベンチ、パーゴラ等 総事業費 81,703,030円	

(2) 埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財の保護については、文化財保護法に基づき市内における諸開発行為との調整を図り発掘調査を実施し、記録保存の措置を講じている。

令和7年度は84件、延べ5,476㎡の発掘調査が実施された。

(3) 文化財の周知啓発

市内に所在する多くの文化遺産に身近に接することにより、地域への親しみや郷土に対する愛着を深めるための事業を実施。

現在、市内各所で遺跡発掘調査を行っているが、貴重な遺構が発掘された際には、現場にて近隣住民・小中学校の児童生徒等を対象に遺跡の解説、市川の歴史などについて説明を行っていく。

16. 博物館／文化財課

(1) 考古博物館

市内の豊富な埋蔵文化財の滅失・散逸を防ぐため、これを収集・保管・展示及び調査研究して保護活用すると共に市民の郷土に対する認識と愛着を深めるため開設。

①施設の概要

所 在 地	市川市堀之内2丁目26番1号	建 築 面 積	931.80㎡
構 造	鉄筋コンクリート造2階（一部地下）	延べ床面積	1,513.68㎡
敷地面積	7,253㎡	開館年月日	昭和47年11月3日

②展示の内容（常設展示）

人間が日本列島に移住してから、土器をつくり・米をつくり・古墳をつくり、そして律令国家をつくるまでの歩みを、市川の資料を中心に展示。

- ・前室 環境の変化
- ・第一室 最初の住民（先土器時代）
- ・第二室 貝塚の形成（縄文時代）
- ・第三室 稲作文化の伝来（弥生時代）
- ・第四室 古墳の出現（古墳時代）
- ・第五室 律令の社会（奈良・平安時代）

③入館者状況 開館日数 306日 (令和7年度)

区分	個人			団体				住所別		合計
	18歳未満	18歳以上	計	団体数	18歳未満	18歳以上	計	市内	市外	
人員	3,817	8,790	12,607	162	972	965	1,937	8,796	5,748	14,544

(2) 歴史博物館

本市を中心とした郷土の歴史民俗資料の滅失・散逸を防ぐため、これらを収集・保管・展示及び調査研究をして保護活用を図ると共に、市民の郷土に対する認識と愛着を深めるため設置。

①施設の概要

所在地	市川市堀之内2丁目27番1号	建築面積	1,199.16㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階	延べ床面積	2,001.57㎡
敷地面積	3,388.04㎡	開館年月日	昭和57年11月1日

②展示の内容（常設展示）

市川における中世以降の歴史の流れを概観し、海・川・台地という地形を生かした生活・生業を復元展示。

- ・第一室 中世以降の市川
- ・第二室 海辺の人々の生活
- ・第三室 水路と陸路
- ・第四室 台地の人々の生活
- ・第五室 郷土コーナー

③入館者状況 開館日数 302日 (令和7年度)

区分	個人			団体				住所別		合計
	18歳未満	18歳以上	計	団体数	18歳未満	18歳以上	計	市内	市外	
人員	4,051	14,554	18,605	85	2,071	705	2,776	13,659	7,722	21,381

(3) 自然博物館

市内の自然を対象として自然のありさまを記録して後世に伝えると共に、地域の自然との付き合い方を広く市民に伝え市川の自然を再発見してもらうことを目的とする。資料収集や研究・調査などにより、得られた成果を生かした教育普及活動や講師派遣などの学校支援活動、生き物を飼育して実際に見せる飼育展示活動に主眼をおいている。

①施設の概要

所在地	市川市大町284番地	建築面積	952.8㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階、地下1階、塔屋付	延べ床面積	2,052.3㎡ (動植物園管理施設と併設、自然博物館占有面積1,584.2㎡)
敷地面積	2,994㎡	開館年月日	平成元年10月24日

②展示の内容（常設展示）

- ・第1テーマ「市川のおいたち」
- ・第2テーマ「残された市川の自然」
- ・第3テーマ「都市化した市川の自然」
- ・第4テーマ「湧水の自然」

③入館者状況 開館日数 260日

（令和7年度）

区分	個 人			団 体				住 所 別		合 計
	18歳未満	18歳以上	計	団体数	18歳未満	18歳以上	計	市 内	市 外	
人員	37,040	65,725	102,765	66件	2,654	635	3,289	41,734	64,320	106,054

◎学校教育部（教育委員会）

1. 学校施設の児童・生徒・教職員数	256
2. 教育振興の諸施策	259
3. 学習・生活の指導と支援および学校安全安心対策	260
4. 健康・安全教育	261
5. 学校給食費の無償化	263
6. 放課後子ども教室運営事業	263
7. 放課後保育クラブ運営事業	264
8. 教育センター	265
9. 少年センター	266

1. 学校施設の児童・生徒・教職員数／義務教育企画課・学校運営支援課

(1) 市立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の児童・生徒数（通常学級）・教職員定数

（令和8年5月1日）

小 学 校 名		男	女	計	通常学級数	教職員定数
1	市川小学校	306人	292人	598人	21	29
2	真間小学校	337	344	681	22	31
3	中山小学校	340	325	665	21	30
4	八幡小学校	336	338	674	23	29
5	国分小学校	169	135	304	12	22
6	大柏小学校	345	318	663	23	37
7	宮田小学校	224	199	423	16	23
8	富貴島小学校	352	322	674	22	29
9	若宮小学校	292	311	603	20	28
10	国府台小学校	355	322	677	22	34
11	平田小学校	210	211	421	15	29
12	鬼高小学校	402	405	807	26	38
13	菅野小学校	316	307	623	21	32
14	行徳小学校	388	390	778	26	46
15	信篤小学校	387	414	801	26	41
16	稻荷木小学校	258	241	499	17	24
17	南行徳小学校	361	355	716	24	38
18	鶴指小学校	228	203	431	16	26
19	宮久保小学校	357	310	667	22	29
20	二俣小学校	76	66	142	6	13
21	中国分小学校	222	223	445	16	24
22	曾谷小学校	155	155	310	12	20
23	大町小学校	42	40	82	6	13
24	北方小学校	129	117	246	12	22
25	新浜小学校	323	306	629	21	33
26	百合台小学校	264	278	542	18	28
27	富美浜小学校	401	414	815	26	41
28	柏井小学校	169	185	354	12	22
29	大洲小学校	255	269	524	18	26
30	幸 小 学 校	352	319	671	21	28
31	新井小学校	327	304	631	22	32
32	南新浜小学校	277	275	552	18	25
33	大野小学校	255	271	526	18	24

小 学 校 名		男	女	計	通常学級数	教職員定数
34	塩焼小学校	358	370	728	24	37
35	稲越小学校	94	97	191	8	14
36	大和田小学校	330	323	653	22	29
37	福栄小学校	170	182	352	12	20
38	妙典小学校	377	383	760	25	34
小 学 校 計		10,539	10,319	20,858	712	1,080

中 学 校 名		男	女	計	通常学級数	教職員定数
1	第一中学校	199人	199人	398人	12	27
2	第二中学校	362	321	683	19	35
3	第三中学校	419	402	821	24	45
4	第四中学校	290	304	594	18	35
5	第五中学校	250	247	497	15	31
6	第六中学校	280	249	529	17	28
7	第七中学校	357	369	726	22	43
8	第八中学校	343	280	623	19	45
9	下貝塚中学校	279	231	510	15	29
10	高谷中学校	202	191	393	12	24
11	福栄中学校	359	344	703	21	43
12	東国分中学校	184	171	355	12	30
13	大洲中学校	232(11)	202(11)	434(22)	13(3)	26(3)
14	南行徳中学校	269	254	523	16	34
15	妙典中学校	458	392	850	24	47
中 学 校 計		4,483(11)	4,156(11)	8,639(22)	259(3)	522(3)

義務教育学校名		男	女	計	通常学級数	教職員定数
1	塩浜学園	214人	221人	435人	18	31

特別支援学校名		男	女	計	通常学級数	教職員定数
1	須和田の丘支援学校	174人	73人	247人	42	101

合 計		男	女	計	通常学級数	教職員定数
		15,410(11)人	14,769(11)人	30,179(22)人	1,031(3)	1,734(3)

※ 中学校のNo. 13 大洲中学校及び計、合計の（ ）は夜間学級についての数値（外数）

※ 特別支援学級の児童・生徒を除く

※ 義務教育学校の学級数、児童・生徒数は、前期・後期課程すべての合計数

※ 特別支援学校の学級数、児童・生徒数は、小学部・中学部・高等部すべての合計数

※ 教職員定数は、通常学級と特別支援学級の数から決定される。

(2) 特別支援学級の児童・生徒数

(令和8年5月1日)

学 校 名	種 別	児 童 ・ 生 徒 数			学級数
		男	女	計	
市 川 小 学 校	知的障がい	10人	3人	13人	2
真 間 小 学 校	知的障がい	5	4	9	2
中 山 小 学 校	知的障がい	9	3	12	2
国 分 小 学 校	知的障がい	17	9	26	4
大 柏 小 学 校	知的障がい	22	11	33	5
若 宮 小 学 校	知的障がい	9	4	13	2
国府台小学校	知的障がい	17	4	21	3
	自閉症・情緒障がい	2	0	2	1
平 田 小 学 校	知的障がい	29	8	37	5
	自閉症・情緒障がい	10	6	16	2
鬼 高 小 学 校	知的障がい	9	3	12	2
菅 野 小 学 校	自閉症・情緒障がい	15	4	19	3
行 徳 小 学 校	知的障がい	19	17	36	5
	自閉症・情緒障がい	15	8	23	3
信 篤 小 学 校	知的障がい	17	4	21	3
	自閉症・情緒障がい	8	0	8	1
南行徳小学校	知的障がい	27	9	36	5
	自閉症・情緒障がい	3	1	4	1
鶴 指 小 学 校	知的障がい	14	4	18	3
宮久保小学校	自閉症・情緒障がい	8	0	8	1
二 俣 小 学 校	知的障がい	4	3	7	1
中国分小学校	自閉症・情緒障がい	1	1	2	1
曾 谷 小 学 校	知的障がい	5	2	7	1
大 町 小 学 校	知的障がい	1	2	3	1
北 方 小 学 校	知的障がい	13	9	22	3
新 浜 小 学 校	知的障がい	24	7	31	4
百合台小学校	知的障がい	15	2	17	3
富美浜小学校	知的障がい	19	9	28	4
柏 井 小 学 校	知的障がい	4	2	6	1
	自閉症・情緒障がい	9	1	10	2
大 洲 小 学 校	知的障がい	4	0	4	1
新 井 小 学 校	知的障がい	6	4	10	2
南新浜小学校	知的障がい	6	1	7	1
塩 焼 小 学 校	知的障がい	21	5	26	4
福 栄 小 学 校	自閉症・情緒障がい	10	0	10	2
妙 典 小 学 校	自閉症・情緒障がい	5	2	7	1
	肢体不自由	2	4	6	1
小 学 校 計		414	156	570	88

学 校 名	種 別	児 童 ・ 生 徒 数			学級数
		男	女	計	
第 一 中 学 校	知的障がい	5人	4人	9人	2
	自閉症・情緒障がい	2	2	4	1
第 二 中 学 校	知的障がい	7	1	8	1
第 三 中 学 校	知的障がい	10	6	16	2
第 四 中 学 校	知的障がい	14	6	20	3
第 五 中 学 校	知的障がい	12	8	20	3
第 七 中 学 校	知的障がい	17	6	23	3
第 八 中 学 校	知的障がい	16	11	27	4
	自閉症・情緒障がい	28	12	40	5
下 貝 塚 中 学 校	自閉症・情緒障がい	8	0	8	1
高 谷 中 学 校	知的障がい	3	3	6	1
福 栄 中 学 校	知的障がい	22	6	28	4
東 国 分 中 学 校	知的障がい	17	4	21	3
	自閉症・情緒障がい	14	5	19	3
南 行 徳 中 学 校	自閉症・情緒障がい	19	2	21	3
妙 典 中 学 校	知的障がい	18	4	22	3
中 学 校 計		212	80	292	42

合 計	児 童 ・ 生 徒 数			学級数
	男	女	計	
	626	236	862	130

2. 教育振興の諸施策／学校運営支援課

(1) 奨学資金の支給

教育の機会均等を図ることを目的として、学力が優良でありながら、経済的な理由で高等学校又は高等専門学校への修学が困難な生徒を対象に、月額国公立9,000円、私立15,000円の奨学資金を支給する。

令和8年度予算額 13,176万円

(2) 入学準備金の貸付

高等学校、専修学校、短期大学又は大学の入学準備金の調達が困難な保護者に対し、その一部を無利子で貸し付ける。

貸付限度額

区 分	高等学校	専修学校	短期大学	大 学
国公立	100,000円	150,000円	200,000円	250,000円
私 立	300,000円	400,000円	400,000円	500,000円

令和8年度予算額 360万円

(3) 私立学校に対する補助

市内の私立学校の特色ある教育活動等を推進し、その費用の一部を補助することにより、私学教育の振興と質の向上を図る。

令和8年度予算額 305万円

対 象 私立学校を設置する学校法人 7法人

(4) 就学援助

経済的理由により就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し、学校教育に必要な学用品費等を援助する。

令和8年度予算額

保護児童援助費（小学校）9,141万3,000円

保護生徒援助費（中学校）9,865万3,000円

3. 学習・生活の指導と支援および学校安全安心対策／義務教育企画課・指導課

市立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の学習や生活に関し指導・支援する事業を推進している。

(1) 創意と活力のある学校づくり事業

各園・学校がそれぞれの特色を生かし、創意と活力に満ちた教育実践を行うことにより、基礎学力の向上と主体的な活動の推進を図り、心豊かな実践力を持った幼児児童生徒を育成する。1年間を見通した具体的な目標を設定し、年度ごとに評価を行い、取組の改善を図っている。

(2) 外国語指導助手（ALT）派遣事業

英語圏等からの外国人が、主に英語担当教員とのティーム・ティーチングを務め、外国語教育や国際理解教育の充実を推進している。

(3) 小学校外国語活動推進事業

小学校3～6年生に「外国語活動指導員」を派遣し、教員とのティーム・ティーチングを通して、コミュニケーションの手段としての外国語教育の充実を含め、国際理解教育の一層の推進を図っている。

(4) 学校司書設置事業

学校図書館専任の人員を配置することで、学校図書館ネットワーク事業を通して学校図書館や公共図書館の蔵書の活用を推進し豊かな心を育むための読書活動の充実を図ると共に、確かな学力を育成するために児童生徒の主体的な学習活動を支援している。

(5) 特別支援教育推進事業

「市川市特別支援教育推進計画（第3期 後期）」に基づき、幼稚園を含むすべての学校において特別支援教育の推進を図っている。また、市川市特別支援教育スーパーバイザーや巡回指導職員を派遣して、配慮を必要とする児童生徒の指導・支援の在り方等について助言を行っている。

(6) ライフカウンセラー設置事業

生徒の精神的な悩みに対し適切な対応を行うため、中学校に「心理療法士」を配置している。

(7) みらいサポーター事業

校内教育支援センターを利用する不登校傾向の児童生徒や個別に配慮を要する児童生徒の支援及び学校運営等に関する支援を行うため、みらいサポーターを配置している。

(8) 学習賞等表彰事業

児童生徒の学芸・スポーツ活動の一層の進展を図り、学校教育の充実に資するため、各分野で優秀な成績を収めた個人又は団体を表彰する。

(9) 各種作品展・音楽会活動事業

こども作品展・新聞展、児童生徒科学展、児童生徒音楽会等を開催し、各教科指導の充実と豊かな心を持つ児童生徒の育成を図っている。

(10) 校内塾・まなびくらぶ事業

市立小学校・中学校・義務教育学校において、児童生徒の基礎的な学力の定着を図るために、放課後及び長期休業中等に算数・数学・英語等を中心とした基礎的・基本的な内容についての学習の場を設け、指導者(まなびサポーター)を派遣している。

(11) 学校安全安心対策

学校事故等の未然防止活動／学校問題の情報集約・対応／情報管理・災害対応／学校問題対策員(医師、弁護士、学者等)との連携／学校や保護者からの相談

4. 健康・安全教育／保健体育課

高齢化社会の進行、少子化等、社会の変化の著しい現在、幼児児童生徒を取り巻く生活環境の変化と共に、運動不足による体力の低下や食生活の変化による生活習慣病等、健康問題も多岐にわたっている。更に、交通事故防止や災害時における安全確保等について、児童生徒一人ひとりの安全に対する意識を育てていかなければならない状況にある。

このようなことから、今後、学校における子ども達の心と体の健康を考え、学校教育活動全体の中で、包括的な健康・安全教育を推進する。

(1) ヘルシースクールの推進

- ①子ども達が健康について自ら考え行動し、体力の向上、生活習慣・食生活の改善等を図ることを目標として、学校が家庭・地域と一体となって、「包括的な健康教育」に取り組む。
- ②「体力づくり」「望ましい生活リズムの確立」「食に関する指導の充実」「環境衛生の充実」の4つの柱を中心に推進する。
- ③各学校に「ヘルシースクール推進委員会」を組織し、「ヘルシースクールプラン」を立案し、その具現化を図る。
- ④小児生活習慣病予防検診(すこやか検診)・お口の健康教室(すこやか口腔検診)を実施し、児童生徒の運動、生活リズム、食生活の改善に取り組む。

(2) 生涯スポーツの基礎づくりを目指す体育指導の推進

- ①学習指導要領の趣旨に準じた年間指導計画の立案や、指導内容の充実を図ると共に、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てると共に、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図る。
- ②小学校の体育実技指導力の向上を目指し、体育主任等の研修会を年2回、また、2～3年目教員を対象とした体育実技指導法研修会を年1回実施し、体育指導の一層の充実に資する。
- ③部活動の振興に努め、児童生徒の活動欲求に対応する。
- ④体育施設・設備及び用具の整備と充実を図る。

(3) 体力づくりの推進

- ①運動生活を豊かにすることを中心に捉えた体力向上を目指す。

- ②「いきいきちばっ子コンテスト『遊・友スポーツチャレンジちば』」に取り組み、児童生徒の体力向上を目指す。
- ③指導の個別化を図り、自ら進んで体力向上に取り組む態度の育成に努める。
- ④学校・家庭・地域が一体となった体力向上を推進する。

(4) 望ましい生活リズムの確立

- ①各校のヘルシースクール推進委員会と連携を図り、包括的な健康教育を推進する。
- ②児童生徒や地域の実態を考慮した学校保健計画に基づき、関係機関との連携を図りながら、学校保健活動全体が円滑に運用できるように努める。
- ③幼児児童生徒のライフスタイルの改善に向け、家庭との連携を強化し、自己の健康管理ができるよう個の指導や支援の充実に努める。
- ④児童生徒の発達段階に応じた性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、がん教育を推進し、組織的・計画的な実践啓発に努める。
- ⑤心の健康に問題を有する児童生徒への個別相談を、関係職員と連携を図りながら進める。

(5) 食に関する指導の充実

- ①各学校が児童生徒の食生活等の実態に即した食に関する指導の全体計画を作成し、教育計画に位置付け、計画的、継続的、組織的な指導に努める。
- ②学校給食を「生きた教材」として活用した食育を推進させるため、献立の工夫や栄養教諭・学校栄養職員の専門性を生かした指導を全校が推進できるよう支援し、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせていく。
- ③義務教育での食に関する指導を将来への土台作りと捉え、生涯を通して自らが健康な生活を送るための自主的・実践的態度の育成を推進させる。そのため、家庭や地域への啓発的な指導や連携を重視した指導が各校において実践できるよう努める。
- ④調理環境の整備や食品衛生管理の徹底、そして今日的課題である、生活習慣病の予防や食物アレルギーへの対応など多岐にわたる分野での研修会・講習会を開催し、各校の栄養教諭・学校栄養職員等の資質向上に努める。

(6) 環境衛生の充実

- ①各学校の実態に応じた学校保健計画を策定し、環境衛生の充実に努める。
- ②各学校の学校環境検査や水質検査を計画的に実施し、学校環境衛生基準に基づいた安全で衛生的な環境づくりに努め、児童生徒の心身の発育発達を促し、学習能率の向上を図る。
- ③環境を衛生的に保つことの重要性を認識させるきっかけとして、環境教育を推進し、学校環境衛生の視点から、児童生徒の心身の健康の保持増進を図るための能力や態度の育成に努める。

(7) 安全教育・安全管理の充実

- ①各学校の実態に応じた学校安全計画・セーフティスクールプラン・危機管理マニュアルを策定し、安全教育・安全管理の充実に努める。
- ②各学校の安全点検の実施及び施設・設備の修理と改善を徹底し、安全の確保に努める。
- ③各学校の環境に応じた交通安全に関する指導を徹底すると共に、通学路の設定・解除と交通事故防止に努める。
- ④不審者侵入等の緊急時に児童生徒の安全を確保するため、日頃から教職員の危機意識を高め、危機管理体制の整備を図る。
- ⑤災害発生時に備えた安全指導について共通理解を図り、災害発生時に即応した避難訓練等の充実

に努める。

- ⑥全教職員を対象とした3年に一度の普通救命講習会を実施し、緊急時に応急手当ができるようにする。(令和6年度から3年に一度に変更)

5. 学校給食費の無償化／保健体育課

(1) 市立学校の給食費の無償化

子どもたちの安心で充実した食の環境を整え、その成長を社会全体で支える施策を推進するため、市立学校の学校給食費を無償化している。

対 象 市立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校

開始時期 令和5年1月から 中学校・義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部・高等部

令和5年4月から 全校

(2) 食物アレルギー等対応補助金

市立学校に在籍し、食物アレルギー等により学校給食の提供を受けることができない児童生徒の保護者に対し、弁当持参日数に応じた補助金を交付する。

(3) 国公立特別支援学校在籍児童生徒給食費支援事業補助金

市立以外の国公立特別支援学校に在籍し、給食費の負担が生じている児童生徒の保護者に対し、保護者負担相当額の補助金を交付する。

6. 放課後子ども教室運営事業／学校運営支援課

市立小学校等の空き教室等を活用して、放課後等に児童の安全・安心な居場所を確保し、放課後保育クラブと連携して、学習支援やスポーツ等の活動や、地域と学校との交流活動等の機会を継続的に提供する。

放課後子ども教室設置場所

場 所	開室年月日	場 所	開室年月日	場 所	開室年月日
八幡小学校	平31.4.1	国府台小学校	令2.11.1	妙典小学校	令4.10.1
宮田小学校	平31.4.1	中国分小学校	令2.11.1	真間小学校	令4.10.1
富美浜小学校	平31.4.1	柏井小学校	令3.10.1	菅野小学校	令4.10.1
塩浜学園	平31.4.1	大町小学校	令3.10.1	塩焼小学校	令4.10.1
市川小学校	令2.1.6	稲越小学校	令3.10.1	幸小学校	令4.10.1
稲荷木小学校	令2.1.6	国分小学校	令3.10.1	大柏小学校	令5.10.1
鶴指小学校	令2.1.6	北方小学校	令3.10.1	宮久保小学校	令5.10.1
曾谷小学校	令2.1.6	百合台小学校	令3.10.1	富貴島小学校	令5.10.1
平田地域ふれあい館	令2.1.6	信篤小学校	令3.10.1	大洲小学校	令5.10.1
大和田小学校	令2.10.1	二俣小学校	令3.10.1	鬼高小学校	令5.10.1
行徳小学校	令2.10.1	大野小学校	令4.10.1	新浜小学校	令5.10.1
新井小学校	令2.10.1	若宮小学校	令4.10.1	南行徳小学校	令5.10.1
南新浜小学校	令2.11.1	中山小学校	令4.10.1	福栄小学校	令5.10.1

7. 放課後保育クラブ運営事業／学校運営支援課

保護者が就労等で放課後家庭にいない小学生の健全な育成を図るための環境の向上を図る。放課後保育クラブの環境整備、放課後児童健全育成事業者への補助金交付。

①放課後保育クラブ

本市の放課後保育クラブは、小学校の児童が放課後、保護者の保護を得られない状況である場合、その保護者に代わり、児童の生活指導を行うことを目的として、昭和41年5月市川小学校に開設以来、小学校余裕教室等に増設を行い、令和8年4月1日現在46のクラブ、135のクラスで運営している。

運営方法については、現在、市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例（平成15年4月1日施行）により公設、民営（指定管理者 市川市社会福祉協議会）で運営している。

○放課後保育クラブ施設の内容

小学校および 39クラブ 127クラス

義務教育学校

内訳

敷地内プレハブ	余裕教室	専用施設	体 育 館
27クラス	90クラス	2クラス	8クラス

公 民 館 2クラブ 1クラス

地域ふれあい館 3クラブ 3クラス

妙典放課後保育クラブ（学校敷地外プレハブ） 1クラブ 2クラス

八幡放課後保育クラブ（アクス本八幡2階） 1クラブ 2クラス

合 計 46クラブ 135クラス

○小学校児童数・保育クラブ児童数

区 分	①1～6年生児童数(人)	②保育クラブ児童数(人)	保育クラブ利用率(%)
1年生	3,262	1,758	53.8
2年生	3,465	1,625	46.8
3年生	3,421	1,354	39.5
4年生	3,561	766	21.5
5年生	3,562	238	6.6
6年生	3,773	88	2.3
計	21,044	5,829	27.6

①令和8年5月1日付学校基本調査数

②令和8年5月1日付保育クラブ児童数

○保護者負担

- ・放課後保育クラブ保育料 月額8,000円 ※生活保護世帯、非課税世帯等は減免制度あり
兄弟で入所の場合、第一子8,000円 第二子からその半額
- ・おやつ代 月額2,000円

②放課後児童健全育成事業補助金事業

放課後児童健全育成事業を運営する民間事業者に対し、運営経費の一部を補助することで、放課後児童健全育成事業への参入を促進し、放課後保育クラブの待機児童の解消を図る。

- ・令和7年度補助金交付事業者数 3事業者

8. 教育センター（生涯学習センター内）／教育センター

学校教育の課題や教育実践上の課題に応えるため、学習環境等に関する研究・整備及びデジタル化の推進、教育関係職員の研修、教育関係資料や情報の収集・作成及び提供を行っている。また、保護者・幼児・児童・生徒が抱える教育上の諸問題についての教育相談を行っている。

(1) 学校情報化研究事業

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために不可欠な学習基盤であるＩＣＴ環境整備のために、文部科学省より示された「令和７年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針及び学校のＩＣＴ環境整備３か年計画（2025～2027年度）」等を参考に、学校のＩＣＴ環境整備を進める。また、学習の基盤となる資質能力としての情報活用能力を育てるために必要な研修の機会等を実施する。

(2) 研修事業

市川市の教職員の資質・能力向上及び主体的に学ぶ姿勢の育成を図るため、市川市、千葉県、国の教育施策をふまえ、教育の今日的課題や教職員のニーズに応じた研修を行っている。

①確かな学力と豊かな心を育む授業づくりの研修会

教科等の学習に生かす効果的な指導法や情報機器を活用した指導法を学び、実践に役立てている。

②一人一人の子どもを理解し支援していく研修会

特別な教育的支援を必要とする子どもや特別支援教育について理解を深め、実践者としての意欲と指導力の向上を図っている。

③学校が現在直面している課題に対処する研修会

教職員の資質・能力を高めるために、経験年数や個人の必要に応じた層別研修、今日的課題や個々の研修計画に対応する希望研修、校務分掌に即した各主任等の研修を行っている。

(3) 教育情報事業

教育に関する情報を収集し、適正に対応する能力を育成することを目的として運営している。

①市川市教育委員会や学校のタイムリーな話題に関する情報をホームページを通じて提供している。

②学校図書館支援事業を推進している。

③教育実践記録論文を募集し、論文集「いぶき」を発行している。

④教科書センターとして教科書の閲覧や貸出を行っている。

⑤教育関係資料の収集・提供を行っている。

(4) 研究事業

①郷土学習情報化研究員会議を開催し、小学校３・４年生用社会科副読本「わたしたちの市川」及び指導解説資料等を作成している。

②学校図書館の支援を目的として、学校図書館の充実・強化を図り、研究を進めている。

(5) 教育相談に関する事業

①教育相談

ア．教育相談

市内在住の３歳以上の幼児・児童・生徒とその保護者を対象に、子育てをしていく中で生じるさまざまな悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等がカウンセリングを行ったり、子

子どもとのプレイセラピー(遊戯療法)を実施したりすることで悩みの軽減や解消を図り、幼児・児童・生徒の健全な育成を図っている。

イ. ほっとホッと訪問相談

不登校をはじめとする子育て全般の悩みに対して、経験豊かな相談員が電話相談や訪問相談等を行うことで、児童生徒及び保護者の心の安定を図っている。

②サポートルーム「ふれんど市川」

心理的な要因等による不登校児童生徒に対し、自我の確立と集団生活への適応力の向上を図り、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことを目的として運営している。

(6) 教育支援委員会運営事業

特別の支援を必要とする幼児・児童・生徒の適正な就学(就園)及び転学について教育委員会の諮問に応じ、調査審議するとともに、必要に応じ建議することを目的として運営している。

9. 少年センター／教育センター

少年センターでは、市内における小学校就学時から20歳に達するまでの少年を非行から守るために、補導活動・少年相談・少年を取り巻く環境の浄化活動及び啓発活動を、市川市少年補導員の協力と関係諸機関との連携を図りながら推進している。

(1) 街頭補導実施状況 (令和7年度)

補導実施回数	補導に従事した延べ人数	補導した少年の延べ人数
422回	1,745人	455人

(2) 市川市少年補導員の内容 (令和7年度)

小・中学校PTAから選出	民間有識者	合 計
53人	107人	160人

(3) 少年相談受理状況 (令和7年度)

電話相談	eメール相談	面接相談	合 計
205件	132件	129件	466件

(4) 環境浄化活動・啓発活動・健全育成活動

- ①少年を取り巻く環境の浄化
- ②少年たちのたまり場調査等の実施
- ③万引き及び薬物乱用防止の啓発
- ④少年のインターネットトラブルに関する啓発活動
- ⑤少年相談カードの配布

第 8 編 建設経済委員会

◎経済観光部		269
◎街づくり部		283
◎道路交通部		305
◎下水道部		313
◎農業委員会		319

◎経済観光部

1. 経営支援	270
2. デジタル地域通貨	271
3. ふるさと納税	271
4. 観光の振興	272
5. アイ・リンクタウン展望施設	272
6. 道の駅	273
7. 商 業	274
8. 工 業	275
9. 融 資	275
10. 計 量	276
11. 労働対策	277
12. 勤労福祉センター	278
13. 農 業	278
14. 水産業	281
15. 動植物園	282

1. 経営支援／商工課

(1) 起業・経営支援事業

本市経済の持続的な成長には起業家による新規事業の創出が必要であることから、市内での起業を志す者を対象とした起業支援及び起業後の事業を安定・促進させるためのサポート事業を行う。

なお、本事業の一部は、国の産業競争力強化法における特定創業支援等事業として認定を受けている。

(令和7年度)

起 業 ・ 経 営 相 談	296件 (延べ相談件数)
女 性 起 業 塾	18人 (受講者数)
起 業 応 援 セ ミ ナ ー	23人 (参加者数)

(2) 中小企業展示会等出展支援事業

市内中小企業者が、販路拡大等を目的とした展示会に出展する際に、その出展料等の一部を補助金として交付することにより、希少価値等を有する製品や、企業の技術力・開発力を国内に広く周知し、中小企業者の事業活動の支援及び本市の産業振興を図る。

補助上限額は30万円、補助率は事業費(補助対象経費)の2分の1以内、1社につき、1年に1回を限度として補助金を交付する。

(令和7年度)

交付件数	交付額
9件	2,259千円

(3) 事業者エネルギー価格等高騰対策支援金

エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響を受けた市内事業者の事業継続を支援するため、対象期間(令和6年4月から7年3月)において事業に用いた光熱費・燃料費・原材料費等を対象に、支援金を給付する。

(令和7年度)

給付件数	給付金額
2,113件	158,325,000円

(4) 貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金

地域経済を支える重要な社会インフラである物流を支えるため、原油価格・物価高騰の影響を受ける中小貨物自動車運送事業者に対し、対象期間(令和6年4月から7年3月)に使用した事業用自動車を対象として支援金を給付する。

(令和7年度)

給付件数	給付金額
298件	93,432,000円

2. デジタル地域通貨／デジタル地域通貨推進課

デジタル地域通貨ICHICO（イチコ）を活用して、さらなる地域経済と市民活動の活性化を図る。

事業概要	
実施期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
実施場所	市内全域
利用人数	20万人以上
総発行額	29億8,800万円 (・デジタル地域通貨推進事業分：5億8,800万円 ・食料品物価高騰支援事業分：22億2,500万円 ・物価高騰対応デジタル地域通貨推進事業分：1億5,000万円)
還元率	中小企業・個人事業主店舗で利用した場合 5% 大企業および大企業相当店舗で利用した場合 1%
店舗数	1,200店舗以上
行政ポイント 付与事業（例）※	・健康ポイントAruco 最大5,000ポイント／年 ・運転免許証自主返納 10,000ポイント／回 ・自治会新規加入 - 加入世帯に対して 3,000ポイント／世帯 - 自治会に対して 500ポイント／世帯 ・健康講演会 100ポイント／人 ・いちモニ 50ポイント／回 ・防災訓練 3,000ポイント／自治会

※利用者に、1ポイント＝1円相当として利用できるポイントを付与するもの。

3. ふるさと納税／デジタル地域通貨推進課

本市のふるさと納税の返礼品提供事業者の商品やサービスのPRを通じたふるさと納税の寄附金の増加を目的として、令和8年度は返礼品の品目数の増加やポータルサイトにおけるPR強化を図る。

(令和7年度実績)

寄附件数	2,872件
寄附額	68,996,555円
返礼品目数	500品目

4. 観光の振興／観光振興課

本市に存在する様々な観光資源の活用及び情報発信により、市川ブランドを広くPRするとともに、本市に関心を持ち続ける「市川ファン」を増加させ、まちの活性化を図るための観光施策を多様な主体と連携し実施する。また、市川市の諸施策を計画的かつ体系的に推進するための観光振興ビジョンに基づき、都市型観光を推進する。

(1) 観光政策の企画及び推進

- ①観光振興ビジョンの推進
- ②市川市観光大使の活動支援
- ③市川市観光協会の運営（事務局）

(2) 観光資源の周知及び宣伝

- ①いちかわ観光物産インフォメーションの管理運営
- ②ロケーション撮影支援
- ③まち歩き事業

(3) イベントの開催

- ①市川市民納涼花火大会（実行委員会事務局）
日時：令和7年8月2日 午後7時15分～8時20分
場所：江戸川河川敷
観覧者数：約500,000人
- ②いichかわ市民まつり（実行委員会事務局）
日時：令和7年11月3日 午前10時～午後4時
場所：大洲防災公園
来場者数：約35,000人
- ③いichかわ真間川堤桜ウィーク（実行委員会事務局）
期間：令和8年3月20日～令和8年4月12日
場所：消防局前から菅野終末処理場までの真間川堤周辺（提灯設置）

5. アイ・リンクタウン展望施設／観光振興課

45階展望フロアからの市内、東京方面、東京湾などの眺望を主な観光資源として、市内外に広くPRすることで多くの観光客を誘致し、地域の活性化を図る。

同フロアの一部に開設している情報コーナーでは、市川市の観光情報及び特産品等を展示し来所者に市内の観光・物産情報を紹介しつつ、喫茶サービスとして飲料と市内の和洋菓子を提供している。

(1) 来所者数

212,576人（令和7年度）

(2) 施設の概要

所在地	市川南1丁目10番1号 ザ タワーズウエスト45階
床面積	600.31㎡（アイ・リンク情報コーナー、NHK学園、3階スペースは除く）
休所日	毎月第1月曜日（祝日の場合は直後の平日）、年末年始（12月29日～1月3日）
開所時間	午前9時～午後10時（展望デッキは午後9時まで）
開設日	平成21年10月10日

(3) 施設の内容

展望ロビー（45階・屋内）、交流ラウンジ（45階・屋内）

展望デッキ（屋上・360度の回廊式）、直通エレベーター2基

(4) アイ・リンク情報コーナー

床面積 107.24㎡

休所日 毎月第1月曜日（祝日の場合は直後の平日）、年末年始（12月29日～1月3日）

開所時間 正午～午後5時30分

開設日 平成24年10月28日

6. 道の駅／観光振興課

東京外かく環状道路（外環道路）における道路利用者の休憩場所の提供、シティプロモーションの推進、地域の活性化等を図るため、「休憩機能」「情報発信機能」「地域連携機能」に「防災機能」を加えた道の駅「いちかわ」を平成30年4月に開設したものの。

(1) 来場者数

1,185,386人（令和7年度）

(2) 施設の概要

所在地 国分6丁目10番1号

敷地面積 約17,323㎡（うち市所有3,641.59㎡）

休館日 なし

運用時間 地域振興施設 午前9時～午後10時（館内各施設の営業時間は異なる）
トイレ棟・駐車場 24時間

	地域振興施設	トイレ棟
設置者	市川市	国土交通省
構造	鉄骨造平屋建	木造平屋建
建築面積	1,711.64㎡	300.14㎡
延床面積	1,707.01㎡（公園管理事務所含む）	289.19㎡
供用開始日	平成30年4月1日（営業は同7日より開始）	平成30年4月7日

(3) 施設の内容

地域振興施設 レストラン、カフェ、珈琲焙煎、物販、カルチャースペース、インフォメーションコーナー、公園管理事務所

トイレ棟 男子トイレ（16基）、女子トイレ（24基）、多機能トイレ（1基）、オムツ替え（2室）、情報コーナー
※女子トイレ中5基は、利用状況に応じて男子トイレに切替可能。

駐車場 121台（小型車69台、大型車48台、身障者用2台、EV充電用2台）

(4) 道の駅登録

登録名称 いちかわ

登録日 平成29年11月17日（第48回登録）

登録番号 千葉県第29号

7. 商 業／商工課

本市内の卸売業と小売業をあわせた店舗数は2,458店舗(令和3年経済センサス活動調査より)であり、本市の商業は小売業が主となっている。

市内商店における消費動向をみると全般的に大型店での消費の傾向が高く、特に、買回品や贈答品については、都心への交通の利便性、また近隣市郊外に進出する大型店やアウトレット店の影響を受け、顧客流出が増加している。

これらの消費者を地元商店に取り戻すため、各商店及び商店会では、イベント等活性化事業を実施して消費者にアピールしており、市も活性化事業実施や共同施設整備等に対する支援施策を展開している。

市川市の商業(卸売業・小売業)

(令和3年経済センサス活動調査)

区 分	店 舗 数 (店)	販 売 額 (百万円)	従業者数 (人)
卸 売 業	599	381,826	4,873
小 売 業	1,859	357,304	20,730
計	2,458	739,130	25,603

商店会の育成振興

商店会等が実施する活性化事業や共同施設事業等に対して補助することで、商店街が活性化することを目的とする。

①活性化事業に対する補助

- ・商店会等が実施するイベント等の活性化事業について、一会計年度あたり50万円を限度に補助(複数の商店会が共同で実施する事業については限度額55万円。参加1商店会につき1万円を追加補助。ただし、3年間以上継続する事業については当初の3年間のみ限度額100万円)。
- ・商店会が実施する照明サービス事業について、街路灯の電気料1基につき限度額、年8,000円、アーケードの電気料限度額、年53万円を補助。
- ・商店会の駐車場確保サービス事業について、年30万円を限度に補助。

②共同施設事業に対する補助

事業	区分	補助率	限度額 (万円)
設置	街路灯	事業費の2/3相当額	限度額 1基 16
	アーチ		限度額 1基 100
	サインポール		限度額 1基 100
	アーケード	事業費の1/2相当額	限度額 1㎡ 5
修繕	街路灯	事業費の1/2相当額	限度額 1基 4
	アーチ		限度額 1基 50
	サインポール	事業費の2/3相当額	限度額 1基 15
	アーケード	事業費の1/2相当額	—
撤去・移設	街路灯	事業費の1/2相当額	限度額 1基 4
	サインポール	事業費の2/3相当額	限度額 1基 4
管理	-	事業費の1/2相当額	限度額 1基 2

※街路灯のLED化については、補助率：事業費の2/3相当額、限度額：1基5万円とする。

※天災特例の適用については、補助率：事業費の2/3相当額、限度額：1基6万円とする。

中山参道活性化事業

中山参道の商業・観光的ポテンシャルを最大限活用し、誘客による地域の活性化を行うため、以下業務を一括して事業者へ委託する。

- ①チャレンジショップの運営
- ②イベントの開催
- ③中山地区の広報活動

8. 工 業／商工課

本市の工業は、従来から内陸部に立地している生活関連型の企業と臨海埋立地に立地している金属・鉄鋼等の素材型企業により構成され、時代の進展と共に飛躍的に発展してきた。本市の工業動向は「市川市統計年鑑」によると、近年、事業所数・従業者数・製造品出荷額は増加傾向にあり、令和6年の製造品出荷額は、令和5年と比べ32億6,400万円、約1%の増となった。

令和6年の従業員4人以上の事業所における規模別の構成比をみると、従業員が4人以上30人未満の事業所が171事業所で全体の約75.0%を占めている。また、産業分類別でみると、「鉄鋼業」の事業所数は全体の11.7%となっているが、製造品出荷額は全体の49.4%を占めている。

本市では、地域の工業会・関係団体と連携をとって、工業振興を図っている。

本市工業の動向（令和6年）（従業員4人以上の事業所）

（市川市統計年鑑）

事業所数	従業者数	製造品出荷額	1人当たり出荷額
230社	6,450人	4,813億8,055万円	7,463万円

9. 融 資／商工課

事業資金の調達が困難な中小企業者に対し、金融機関からの融資を円滑にするとともに、その融資の利子の全部又は一部を補給すること等により、市内の中小企業者の振興を図っている。

(1) 市川市中小企業融資制度内容

（令和8年4月1日）

資金種類	融資限度額（万円）	融資期間	融資利率（%）	利子補給率（%）
小口零細企業 保証制度資金	2,000	【運転資金】 7年以内 (据置期間：6カ月以内) 【設備資金】 7年以内	【期間・利率】 1年以内 1.5 1年超→3年以内 1.9 3年超→5年以内 2.1 5年超→7年以内 2.4	1.2
小規模事業資金	2,000	(据置期間：1年以内)	【期間・利率】 1年以内 1.8 1年超→3年以内 2.2 3年超→5年以内 2.4 5年超→7年以内 2.7 7年超→10年以内 3.0	1.3
商店街空き店舗等 利用資金	2,000	【運転資金】 5年以内 (据置期間：6カ月以内) 【設備資金】 10年以内 (据置期間：1年以内)		2.0 (期間1年以内1.8)
公害防除資金	2,500 【設備資金】のみ			
カーボンニュートラル 促進資金	3,000 【設備資金】のみ			

資金種類	融資限度額(万円)	融資期間	融資利率(%)	利子補給率(%)
ベンチャービジネス等支援資金	2,000 市外居住者等 (1,000)	【運転資金】 5年以内 (据置期間:6カ月以内) 【設備資金】 7年以内 (据置期間:1年以内)	【期間・利率】 1年以内 1.5 1年超→3年以内 1.9 3年超→5年以内 2.1 5年超→7年以内 2.4	1.9 (期間1年以内1.5)

※利子補給期間は、融資実行の日から5年間が限度(年2回交付)。

※ベンチャービジネス等支援資金について、信用保証料に対して半額補助を実施(補助上限額:128,000円)。

※当制度において、取扱金融機関に対し融資原資の一部を預託(預託金額9億円、融資限度額63億円)。

(2) 融資利用件数・金額 (令和7年度)

資 金 名	件数(件)	金額(千円)
小 口 零 細 企 業 保 証 制 度 資 金	121	707,280
小 規 模 事 業 資 金	37	479,350
商 店 街 空 き 店 舗 等 利 用 資 金	0	0
環 境 管 理 対 策 資 金	0	0
公 害 防 除 資 金	0	0
ベンチャービジネス等支援資金	32	163,500
合 計	190	1,350,130

(3) 中小企業融資利子補給及び信用保証料補助件数・金額 (令和7年度)

区 分	件 数 (件)	金 額 (円)
利 子 補 給	1,148	33,610,676
信用保証料補助	32	1,695,987

※信用保証料補助金交付対象はベンチャービジネス等支援資金であり、信用保証料に対して最大半額補助を実施(補助上限額:128,000円)。

10. 計 量／商工課

昭和43年7月に計量法に基づく特定市の指定を受けて以来、計量器定期検査及び立入検査並びに啓発のための各種事業を実施し、市民の消費生活における適正計量の確保に努めている。

(1) 定期検査 (令和7年度)

検査戸数	検査個数	合格数	不合格数	不合格率	免除数
54戸	573個	571個	2個	0.3%	31個

(2) 立入検査

商品量目検査 (令和7年度)

検査戸数	検査個数	公差を超える個数
11戸	780個	13個 (1.7%)

商品量目試買検査 (令和7年度)

検査戸数	検査個数	公差を超える個数
1戸	51個	3個 (5.8%)

特定計量器

(令和7年度)

種 類	検査戸数	検査個数		不適正個数
		台帳	特定計量器	
燃料油メーター	4	8	9	0
石油ガスメーター	5	11,848	29	0
都市ガスメーター	1	1,007,704	5	0

(3) 啓発

- ①公共施設におけるポスターの掲示。
- ②適正計量の普及を目的とした啓発物品の配布。

11. 労働対策／商工課

(1) 雇用対策

「市川市雇用促進奨励金交付規則」を制定し、本市に居住する障がい者を雇用する事業主に奨励金を交付し、障がい者の雇用機会の拡大に努めている。

また、「市川市障害者職場実習奨励金交付規則」を制定し、本市に居住する障がい者を職場実習に5日以上受け入れた事業主に奨励金を交付し、障がい者の雇用機会の拡大に努めている。

雇用促進奨励金交付実績

(令和7年度)

年度 \ 区分		総 数	障がい者	重 度 障がい者
7	延べ交付月	96カ月	90カ月	6カ月
	交 付 額	1,950千円	1,800千円	150千円

障害者職場実習奨励金交付実績 (令和7年度)

対 象 者	交 付 額
95人	1,900千円

(2) 中小企業退職金共済掛金補助事業

中小企業の育成と従業員の定着性を図るため退職金共済制度の加入促進を図ると共に、加入事業主には要綱に基づき年間掛金10%（平成20年度から6,000円を限度）を3年間補助して事業主負担の軽減を図っている。

(令和7年度)

補助対象事業所	補助人数	補助金交付額
434社	1,282人	7,578千円

(3) 労働なんでも相談

賃金・解雇・退職金等の労働条件に関する問題や労働保険等の相談を社会保険労務士会の協力で毎月第1・3水曜日の午後6時から8時に行う。（令和7年度は、8月・12月・1月・2月は第1水曜日のみ開催）

(4) 若年者等就労支援

就職に対して不安を抱える若者等に対し、就労相談を実施すると共に、ニートや引きこもりなどから自立を目指す若者等に対して、職場体験による就労支援を行っている。

(5) 合同就職面接会の開催

高校、短大、大学、専門学校等の卒業予定者、おおむね35歳未満の求職者、福祉分野への就職を希

望する求職者及び障がいのある求職者を対象にハローワーク市川、浦安市等と共催で面接会を開催している。

(6) 市川市勤労者福祉団体への支援

労働組合の組織されていない市内の中小企業が従業員の福祉増進を図るため設立した市川市勤労者互助会の活動を支援することにより、中小企業従業員の福祉の向上を図る。

12. 勤労福祉センター／商工課

勤労者、女性、高齢者及び児童の福祉増進と文化教養の向上を図ることを目的として設置。

(1) 施設の概要

区 分	本 館	南八幡体育館	分 館
所 在 地	南八幡2丁目20番1号		南八幡5丁目20番3号
構 造	鉄筋コンクリート造 4階建	鉄骨造 平屋建	鉄筋コンクリート造 3階建
延 床 面 積	2,862.71㎡	489.20㎡	1,167.45㎡
敷 地 面 積	3,231.01㎡		1,818.00㎡ (分館使用分)
開 館 日	昭和57年5月1日	昭和58年5月1日	昭和44年6月1日

(2) 施設の内容

- 本 館 1階 いきいきセンター本館、南八幡こども館、南八幡体育館
 2階 体育室、調理室、茶室、講習室、集会室、第1会議室
 3階 大会議室、第2会議室、和室、会議・調理室
 4階 第1研修室、第2研修室、第3会議室、第4会議室
- 分 館 1階 いきいきセンター分館
 2階 第1～第4会議室、第1和室、第2和室
 3階 大会議室

(3) 利用状況 (令和7年度)

区 分	本 館	分 館
開 館 日 数	292日	292日
使 用 件 数	5,942件	3,435件
利 用 人 数	84,390人	30,702人

13. 農 業／農政課

市川市の農業は、農業従事者の高齢化・担い手不足、農地の減少や宅地との近接が進むなど、営農環境は厳しさを増している。

こうした中、優れた品質と県内トップクラスの産出額を誇る梨栽培においては、平成19年に特許庁より、「市川のなし」及び「市川の梨」が「地域団体商標登録（地域ブランド）」として認証を受けているが、その他にも梨に次ぐ代表的な農産物であり50年以上の歴史を有する、とまとにおいては「市川とまと」、市川産野菜においては「いちべじ」と命名し、積極的なブランド戦略による市川産農産物の差別化を図っており、花き園芸とともに生産性の高い都市型の農業を展開している。

また、農業は、単に食料生産という産業の面だけでなく、直接自然と触れる教育の場、ヒートアイランド現象の緩和などの環境保全、保水機能を有し地震や災害の被害軽減を図る防災空間の確保、緑のある潤いの空間の提供など、様々な面で都市環境と市民生活に寄与している。

このため、都市農業の持続的発展に向けて、農業経営の改善や生産環境の整備、減農薬栽培等への支援を進めると共に体験農園事業の実施等を通して市民の農業に対する理解の醸成を図り、都市農地と住宅地等が共存する良好なまちづくりに向けた取り組みを進めている。

(1) 総農家数・構成比

年	区 分	総 数	販売農家	自給的農家
7	実 数	277戸	224戸	53戸
	構成比	100.0%	80.9%	19.1%

※2025年農林業センサスの結果に基づく。

※構成比は小数点第2位を四捨五入して算出。

(2) 経営耕地面積

年	区 分	総 数	田	畑		
				計	普通畑	樹園地
7	実 数	281ha	12ha	269ha	85ha	184ha
	構成比	100.0%	4.3%	95.7%	30.2%	65.5%

※2025年農林業センサスの結果に基づく。また、経営耕地面積は販売農家が対象。

※構成比は小数点第2位を四捨五入して算出。

(3) 農業近代化

農業経営の改善を図り、農業近代化を推進するために制度資金を活用し、農業近代化資金借入金に対して利子補給している。

実績(令和7年度) 利子補給継続中の件数 48件 利子補給額 349,795円

(4) 都市農業振興対策

①防鳥・多目的防災網設置

特産の梨は野鳥の食害を受けやすく、昭和57年度から防鳥網の設置事業に対して助成を行っている。また、63年度からは鳥だけでなく、夜蛾、降ひょうなどにも効果がある多目的防災網設置事業に対しても助成を行い、果実の品質向上、収量の増加を図り、梨生産農家の経営安定を支援している。

実績(令和7年度) 14件

②梨赤星病の防除

昭和51年度に梨の重要病害であった赤星病発生防止のため、中間寄生樹木であるびゃくしん類の植栽を規制する「市川市なし赤星病防止条例」を制定し、啓発のため市民向けパンフレットの配布や規制標識により市民への周知を図っている。

③農薬飛散防止施設設置

防薬ネットによる農薬飛散防止施設の設置事業に対し平成19年度から助成している。

実績(令和7年度) 2件

④減農薬資材の導入

平成12年度から、環境にやさしい農業を推進するため、梨栽培における害虫の発生を抑制する性フェロモン剤の導入に対して助成している。

実績（令和7年度） 5,077.5a 61件

⑤農業用灌漑用水設備設置

天候に左右されず品質の良い農産物が安定供給できるよう、平成8年度から灌水設備を設置する事業に対して助成している。

実績（令和7年度） 2件

⑥農業後継者育成

農業後継者で構成される農業青少年クラブの活動強化と後継者の育成を目的とした事業に対して助成している。

実績（令和7年度） 12名所属

⑦体験農園

市民が自然に親しみ、農業に対する理解を深めると共に休耕農地の有効な利用を図るため、体験農園事業を実施している。

ア. 市民農園

土作りからの全ての農作業を利用者が行う、区画貸し農園。

実績（令和7年度） 市民農園5カ所 16,155㎡ 644区画 利用料金 420円/㎡

イ. ふれあい農園

作物の植え付けから収穫までを体験できる農園。栽培する作物は毎回異なる。

実績（令和7年度） さつまいもの栽培 利用者49組 利用料金 2,000円（肥料、種代含む）

ウ. おうちでちょこっと菜園

市が提供する「市川とまと」の栽培キットを使用し、家庭のベランダ等で手軽に野菜の栽培を体験。

実績（令和7年度） 利用者50組 利用料金 2,000円（苗代等含む）

⑧施設園芸等支援事業

トマトやイチゴ等のハウスの新設・規模拡大や省エネルギー機器導入等を支援し、高収益な農産物の生産や近隣の生活環境への影響が少ない施設園芸を推進している。

実績（令和7年度） 8件

⑨ちばの園芸産地整備支援事業

農産物の生産拡大や品質向上に向け、ハウス等の生産施設やスピードスプレイヤー等の生産管理機械の導入を支援し、生産基盤の強化を通じて、園芸産地の発展を推進している。

実績（令和7年度） 3件

⑩園芸用廃プラスチック処理事業

農業生産に伴って廃棄される園芸用廃プラスチックの処理は、千葉県が設置した千葉県園芸用プラスチックリサイクルセンターへ搬入し、これにより適正かつ効率的に処理を行うと共にリサイクルを推進している。

処理実績（令和7年度） 塩化ビニール・ポリエチレン 合計5.75 t

⑪スマート農業推進事業

農作業の効率化や負担軽減、人手不足の解消につなげるため、令和2年度からロボット草刈機等の先端技術の活用に対する補助を行うことにより、スマート農業を推進している。

補助実績（令和7年度） 0件

14. 水産業／臨海整備課（行徳支所）

本市の水産業は、市川地先の海域を漁場として主に海苔養殖、採貝などが行われている。他に東京湾内でカレイ、スズキ等を漁獲する小型船底びき網及び固定式さし網漁業が営まれている。一方江戸川ではウナギ等の稚魚の放流を千葉県、東京都、埼玉県下の流域漁業協同組合と共同で実施している。漁船の規模は3 t未満が多い。なお、漁業協同組合は経営基盤強化のため、平成30年9月1日に市川市行徳漁業協同組合と南行徳漁業協同組合が合併し、市川市漁業協同組合が設立された。

(1) 市川漁港（第1種漁港）（令和7年度末時点）

	規 模 (m)	備 考 (施設)
防 波 堤	792.1	9
突 堤	149.8	2
護 岸	589.2	-
物 揚 場	296.0	5
け い 船 護 岸	141.8	6
橋 梁	41.5	連絡橋
栈 橋	350.4	4
泊 地	28,193.1m ²	3
駐 車 場	245.0m ²	2

(2) 市川漁港の整備

市川漁港は、市川二期埋立計画により暫定的に整備され、約50年が経過した現在も施設はそのまま残され、狹隘で老朽化も著しいことから、早急な整備が求められている。

令和2年度末に既存漁港の西側に新たな防波堤と係留施設等を整備した新漁港が完成し、3年4月1日から供用開始した。

また、5年度に策定した「市川漁港機能保全計画」に基づき、老朽化した護岸の更新工事や、漁港東側の防波堤、その他施設の更新工事を行うための設計委託を行っている。

(3) 漁業協同組合員数（令和7年港勢調査）

組合員数 71人

(4) 漁船所有状況（令和7年港勢調査）

区 分	0.5 t未満	0.5～1.0 t	1.0～2.0 t	2.0～3.0 t	3.0 t以上	合 計
動力船	22隻	55隻	94隻	29隻	49隻	249隻

(5) 漁獲水揚量（令和7年港勢調査）

漁 獲 量		
魚 類	貝 類 他	海 苔
53.2 t	292.9 t	215.6 t

(6) 水産業振興事業

海苔・貝類の生産量を安定的に確保するため、漁業協同組合が実施する種々の水産業振興事業（漁業関連施設整備事業等）に対して補助を行い、漁業者の経営安定を図っている。

(7) 市川産水産物消費普及（魚食文化フォーラム）

市川産の水産物を身近なものとして捉えてもらうため、市川市魚食文化フォーラム実行委員会を組織し、市川の水産業への理解並びに水産物の消費拡大を促進するためのいちかわ三番瀬まつり、市川産水産物販売、市川産水産物の学校給食での利用、魚のさばき方教室、公立小学校での水産業に関する学習支援等の事業を実施している。

15. 動植物園／動植物園課

大町地区の豊かな自然を生かしてつくられた動植物園には、オランウータンやレッサーパンダなど小動物を中心に約45種の動物がいる。また、動物に直接触れることができる「なかよし広場」がある。さらに、観賞植物園、自然博物館、自然観察園、バラ園、周辺には少年自然の家（プラネタリウム）、民間のアスレチックなどがあり、家族連れで自然を楽しむことができる。

動植物園

動物の種類は、哺乳類26種215点、鳥類14種44点、爬虫類4種67点。園内をなかよし広場、家畜舎、サル山、サル舎、小獣舎、フライングケージ、オランウータン舎の7ゾーンに分け展示。

所在地 市川市大町284番地1

敷地面積 約52,000㎡（大町公園約150,000㎡）

施設の内容

管理棟（自然博物館含む） 鉄筋コンクリート造2階、地下1階、延べ2,052㎡

レストハウス 鉄筋コンクリート造3階、延べ1,042㎡

獣舎 なかよし広場、家畜舎、サル山、サル舎、小獣舎、フライングケージ、オランウータン舎

診療所 鉄骨造1階、延べ173㎡

解剖室 鉄骨造1階、延べ56㎡

ふれあい広場 12,000㎡（ミニ鉄道1周300m）

親水広場 水生植物池（5,030㎡）、バラ園（4,930㎡、110種、930株）

開園年月日 昭和62年8月21日

入園者数 (令和7年度)

区分	大人	小人	幼児	合計
人員(人)	239,092	39,772	70,029	348,893
構成比(%)	68.5	11.4	20.1	100.0

観賞植物園

大町公園内にあり、大温室やサボテン温室を備え、熱帯植物を展示している。

所在地 市川市大町213番地

構造 鉄筋コンクリート造2階

敷地面積 6,769.00㎡

延べ床面積 2,094.28㎡

開園年月日 平成5年10月11日

施設の内容

大温室 764.5㎡

サボテン温室 367.5㎡

栽培温室 220.7㎡

展示植物 熱帯植物 178種 2,422本 サボテン 146種 1,030本

令和7年度入園者数 34,477人

◎街づくり部

1. 市川市景観基本計画	284
2. 都市計画	284
3. 景観法に基づく手続	286
4. 社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金事業）	286
5. 市街地再開発事業	288
6. 土地区画整理事業	289
7. 行徳臨海部の取り組み	291
8. 京成沿線整備	292
9. 住宅改修に関する補助・マンション管理に関する支援策	293
10. 市川のみどりの基本計画	293
11. 水辺の環境整備	293
12. 都市公園	294
13. みどりの保全と推進	296
14. ガーデニングシティいちかわ	298
15. 法律に基づく規制等	298
16. 急傾斜地崩壊対策事業	300
17. 中高層建築物に関する紛争の予防と調整等	300
18. 建築確認	301
19. 建築物への指導	302
20. 耐震診断・改修助成	303
21. 狭あい道路対策	303
22. 空家対策	304

1. 市川市景観基本計画（第3編に掲載）／街づくり計画課

2. 都市計画／街づくり計画課

本市は昭和9年11月3日に市制施行し、その後、旧都市計画法の適用により11年3月20日、都市計画区域に指定された。当時の市川市は、市川町、八幡町、中山町、国分村の4地区による市域であったが、後に大柏村、行徳町、南行徳町、公有水面埋立事業による造成地を逐次編入し、現在に至っている。またこの間、用途地域、風致地区、防火地域、高度地区、地区計画等の指定があり、都市施設として道路、公園、墓園、下水道、市場、ごみ焼却場、火葬場、駐車場、都市高速鉄道等も計画決定され今日に及んでいる。

一方、都市と農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動の確保、並びにその実現のために適正な制限のもとに合理的な土地利用が図られるべきことを基本的理念とした都市計画法が施行（44年6月14日）されたことに伴い、市域は優先的に市街化を図る「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」とに分けられ、45年7月31日、千葉県告示第488号により最初の区域区分が決定。その後、平成28年3月の変更まで6回の定期見直し（別途、必要に応じ随時見直し）が行われている。

昭和60年6月28日	都市計画区域（行政区域全域）	約5,639ha
平成28年3月4日 千葉県告示第157号※	市街化区域	約3,984
	市街化調整区域	約1,655

※市街化区域と市街化調整区域の区域の変更はなし。

(1) 地域地区

①用途地域

用途地域は適正な土地利用を誘導し、住環境の保護及び商業・工業、その他業務の利便を増進する目的で指定されている。

本市においては、昭和13年11月9日に旧都市計画法に基づく3種類の用途地域が指定され、後に48年12月25日に都市計画法に基づき8種類の用途地域が指定された。更に平成4年の都市計画法の改正により用途地域が12種類に細分化されたのを受け、8年4月1日に11種類の新用途地域が指定された。

平成29年7月11日 市川市告示第177号					
用 途 地 域	面 積		用 途 地 域	面 積	
第1種低層住居専用地域	約1,408ha	35.3%	近 隣 商 業 地 域	約 121	3.0
第2種低層住居専用地域	約 28	0.7	商 業 地 域	約 75	1.9
第1種中高層住居専用地域	約 503	12.6	準 工 業 地 域	約 125	3.1
第2種中高層住居専用地域	約 206	5.2	工 業 地 域	約 216	5.4
第1種住居地域	約 889	22.3	工 業 専 用 地 域	約 385	9.7
第2種住居地域	約 28	0.7	合 計	約3,984	100.0

②高度地区

本市は、将来の適正な人口密度、交通量その他都市機能に適応した土地の高度利用及び居住環境の整備を図るため、都市計画法の制定に伴い、昭和48年12月25日に高度地区を決定した。

高度地区の種類には、概ね低層住居専用地域と同じ日照を確保できる「第1種高度地区」と、ある程度の高度利用を図りつつ日照等の条件を保護する「第2種高度地区」がある。

平成24年3月30日 市川市告示第84号	面 積
第 1 種 高 度 地 区	約1,034ha
第 2 種 高 度 地 区	約 786

③高度利用地区

高度利用地区は、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、並びに壁面の位置の制限を定める地区である。これは建物敷地の統合により、小規模建築を抑制し、建築物の敷地内に有効な空地を確保しようとするもので、本市では市街地再開発事業に併せて、平成2年に本八幡駅北口地区、5年に市川駅南口地区、18年に本八幡A地区、令和6年に本八幡北口駅前地区を指定している。

④防火地域及び準防火地域

都市防災の観点から、主として路線的な商業地域の大部分に準防火地域を指定してきたが、昭和36年に防災街区建築造成法が施行されたため、一部を防火地域に変更した。その後、都市計画法の制定に伴い、48年12月25日に用途地域の変更等に合わせ、防火・準防火地域を変更した。

平成29年7月11日 市川市告示第179号	面 積
防 火 地 域	約 64ha
準 防 火 地 域	約 137

(2) 地区計画

この制度は住民参加のもと、それぞれの地区の特性に応じ、道路・公園等の地区施設と建物の用途・形態・敷地等を一体的・総合的な計画として定め、その計画に基づいた建築行為、開発行為の誘導・規制により、住みよく安全なまちづくりを行おうという制度であり、昭和55年5月1日、都市計画法及び建築基準法の一部改正により創設された。

本市においては、良好な市街地の形成を図るため19地区を決定している。

名 称	面積(ha)	当初決定年月日	地区計画のねらい
塩 浜 地 区 地 区 計 画	約3.2	昭61. 9. 19	土地の高度利用を見込んだ良好な商業・業務市街地の形成
南行徳駅周辺地区地区計画	約9.2	平元. 8. 18	
本八幡駅北口地区地区計画	約1.4	2. 3. 27	
鬼 高 商 業 ・ 文 化 拠 点 地 区 地 区 計 画	約13.3	3. 3. 26	商業及び文化の複合機能を備えた市街地の形成
大 町 地 区 地 区 計 画	約2.6	4. 5. 22	駅周辺の活性と住環境の調和した市街地の形成
市川駅南口地区地区計画	約2.6	5. 3. 9	防災性の向上と良好な商業機能・住環境の形成
柏 井 地 区 地 区 計 画	約19.6	5. 11. 26	主として良好な低層住環境の形成

名 称	面積(ha)	当初決定年月日	地区計画のねらい
堀之内地区地区計画	約25.1	6. 4. 15	風致の保全に配慮した商業・住環境の形成
妙典地区地区計画	約50.8	6. 12. 2	新駅を中心に都市機能の充実した商業・良好な住環境の形成
真間4丁目地区住宅地高度利用地区計画	約1.8	13. 7. 6	既存の優れた樹林・樹木の保全と共に、周辺の景観と調和のとれた良好な市街地の形成
原木西浜地区地区計画	約14.7	16. 3. 9	広域幹線道路に近接する立地条件を生かした流通業務地としての良好な市街地環境の形成
本八幡A地区地区計画	約1.4	18. 5. 2	商業・業務及び都心居住機能を推進し、魅力ある市街地の形成
東京ベイ医療センター地区地区計画	約0.2	21. 8. 14	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新
菅野3丁目地区地区計画	約4.3	21. 10. 23	良好な教育環境の維持、保全、周辺市街地との調和
加藤新田地区地区計画	約10.6	22. 11. 30	良好な都市環境の形成、周辺市街地との調和
二俣地区地区計画	約12.2	28. 3. 4	既存の教育環境や周辺環境と調和した流通業務系の土地利用
市川塩浜第1期地区地区計画	約11.3	29. 7. 11	立地特性を活かした適切な土地利用・賑わいのある商業地の形成
北方町地区地区計画	約11.0	29. 12. 5	緑豊かなゆとりある居住環境の形成
本八幡駅北口駅前地区地区計画	約1.1	令6. 3. 29	中心市街地にふさわしい魅力ある市街地の誘導

3. 景観法に基づく手続／街づくり計画課

景観法に基づき市川市景観条例及び市川市景観計画を平成18年7月1日に施行し、市内全域を景観計画区域とすることにより、一定規模以上の建築物及び工作物の建築等の行為について届出等を行うこととした。

令和7年度 景観届出及び通知件数 313件 ※変更分も含む。

4. 社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金事業）／街づくり計画課ほか

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が行う社会資本の整備等を推進することにより、交通の安全確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善などを図ることを目的としており、社会資本総合整備計画を作成することにより交付を受けることができる。

整備計画の名称	計画期間	計画の目標	主な事業	所管課
市川市における安全・安心で快適な魅力あるまちの実現	令和7年度～11年度	下水道整備を行い、安全で安心して暮らせる快適な魅力あるまちを実現し、質の高い都市基盤整備を進める。	・下水道管渠整備など	下水道部 下水道建設課

整備計画の名称	計画期間	計画の目標	主な事業	所管課
市川市における安全・安心で快適な魅力あるまちの実現 (防災・安全)	令和8年度 ～12年度	下水道整備を行い、安全で安心して暮らせる快適な魅力あるまちを実現し、質の高い都市基盤整備を進める。	・ストックマネジメントなど	下水道部 下水道建設課
潤いと安らぎあふれる緑豊かなまちづくりの推進	令和7年度 ～11年度	潤いと安らぎあふれる緑豊かなまちづくりを推進するため、都市公園の整備を行う。	・大町公園用地取得事業など	街づくり部 公園緑地課
安全・安心で快適な魅力ある公園づくり		既存の都市公園において公園施設の長寿命化を図る。	・公園施設長寿命化計画事業など	
千葉県地域住宅等整備計画 (四期)	令和8年度 ～12年度	公的賃貸住宅の整備、住宅市街地の形成に関連する各種事業を総合的に実施することにより、住宅ストックの質及び住環境を向上させ、県民の豊かな住生活を実現する。	・公営住宅ストック改善事業など	
千葉県地域住宅等整備計画(防災・安全)(三期)	令和5年度 ～9年度	住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業、アスベスト対策に資する事業及び危険住宅の移転を行う事業を実施することにより、住宅・建築物ストックの質及び安全性を向上させ、防災・減災化を進める。 公的賃貸住宅の改修・整備改善を図ることにより、既存建築物や地域の安全性を向上させ、県民の豊かな住生活を実現する。	・狭あい道路整備等促進事業 ・公営住宅ストック改善事業 ・耐震診断・改修助成事業 ・公共施設の耐震改修事業など	街づくり部 街づくり計画課
市川市における市街地再開発事業による安心・安全なまちづくり	令和6年度 ～10年度	市街地再開発事業により土地の合理的かつ健全な高度利用を図るとともに、都市基盤を整備するなど、防災機能の充実した市街地の整備を進める。	・狭あい道路及び旧耐震基準の建築物の解消 ・建物不燃化率の向上など	街づくり部 街づくり整備課
移動の円滑化による経済・活力の向上と観光拠点へのアクセス改善等による観光の振興	令和6年度 ～10年度	交通渋滞の緩和等の道路交通の円滑化や、移動の円滑化を進める諸施策を実施することで、低炭素社会の構築を進めるとともに、地域間の連携強化により経済・活力の向上を図る。また、観光拠点へのアクセスを改善する道路の整備や、観光資源の魅力を向上させる諸施策により、観光立県千葉の確立を図る。	・道路拡幅整備事業など	道路交通部 道路建設課
だれもが安心して暮らせる災害に強い千葉県づくり(防災・安全)	令和5年度 ～9年度	道路防災総点検やパトロール等により対策を要する箇所について、災害に強い道路を整備し、県民の安全・安心を確保する。歩道整備などの交通安全対策や道路改良により、道路利用者の安全性や利便性の向上を図る。	・修繕計画事業 ・蓋架柵渠改修事業 ・自転車走行空間ネットワーク整備事業など	

5. 市街地再開発事業／街づくり整備課

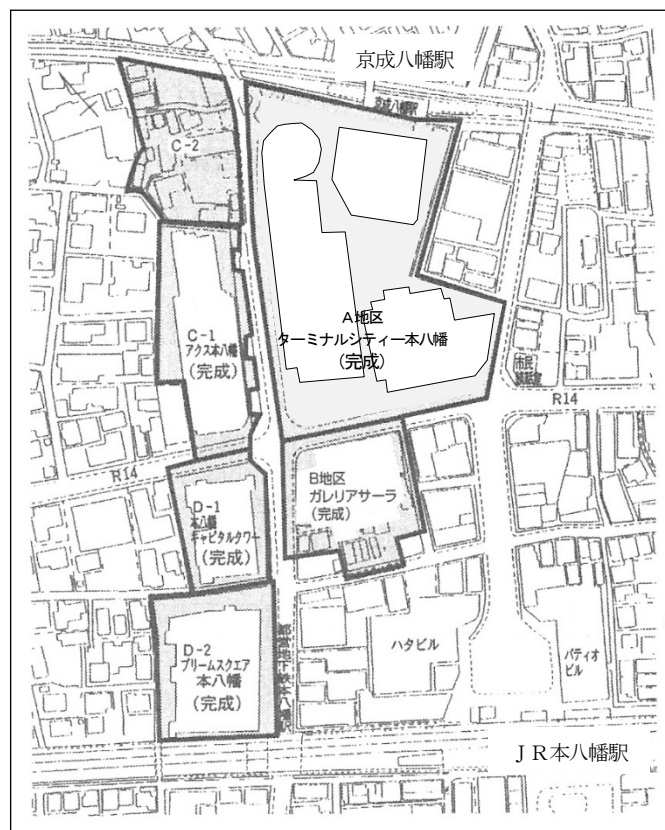
市街地再開発事業は、低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した平面的な市街地において、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築及び公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境を創造しようとするもので、都市再開発法に基づき行われる事業である。

本市では、鉄道3路線が集まる本八幡駅北口地区（約3.3ha）において、土地の高度利用と共に、中心市街地にふさわしい活気ある商業空間と都市型居住空間を形成する事業を推進しており、現在5地区が完了している。（B地区は優良建築物等整備事業により整備）。

直近では、本八幡駅北口駅前地区（1.1ha）が、令和6年3月に都市計画決定、7年9月に組合設立が認可され、今後、市街地再開発事業による整備が進められていく。

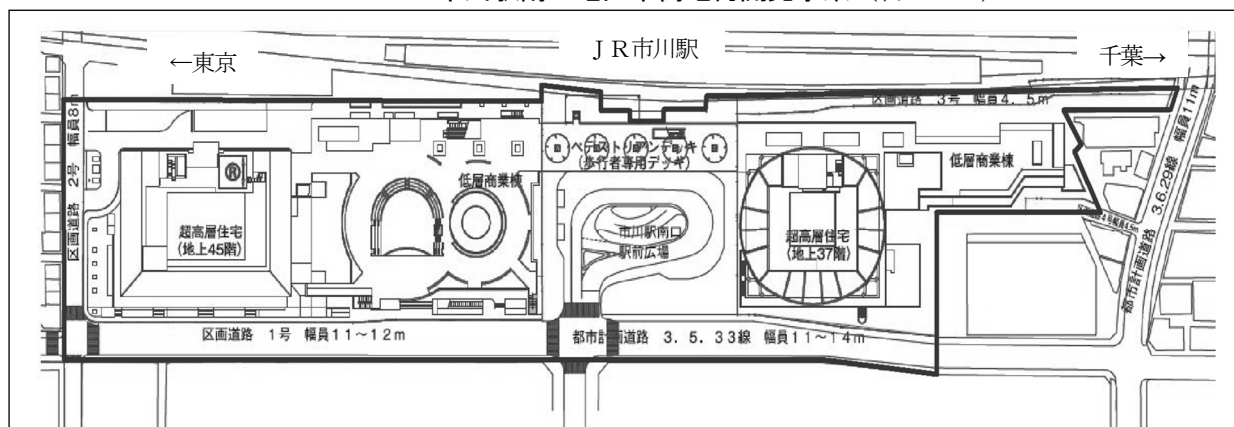
なお、市川駅南口地区（約2.6ha）は平成21年1月に施設建築物、22年3月に駅前広場の工事が完了した。

本八幡駅北口地区市街地再開発事業（約3.3ha）



本八幡駅北口駅前地区市街地再開発事業（約1.1ha）
（予定）

市川駅南口地区市街地再開発事業（約2.6ha）



6. 土地区画整理事業／街づくり整備課

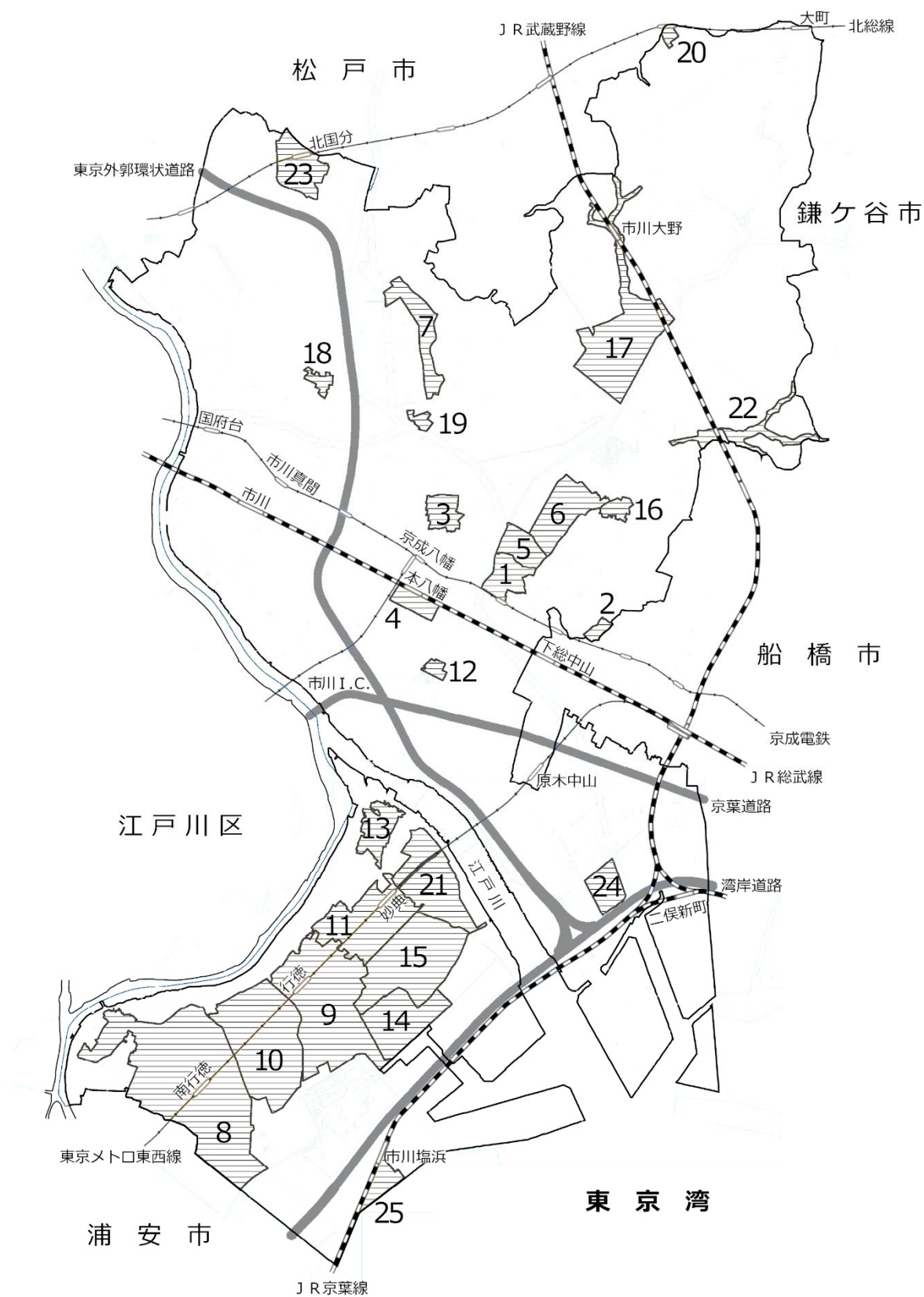
土地区画整理事業は、宅地の利用増進と公共施設の整備改善を目的に、土地区画整理法に基づき、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設・変更を行い、健全な市街地を造成し、公共の福祉を増進するもの。本市においては、昭和12年以降、組合施行により24地区、個人施行により1地区、約865.26ha（市街化区域面積3,984haの約21.7%）の事業が完了している。

土地区画整理事業概要

(令和8年4月1日)

区分	図面番号	組 合 名	設立認可 年 月 日	施行面積 (㎡)	事業年度	総事業費 (千円)	減歩率 (%)		解散認可 年 月 日
							公共	合算	
完成	1	市 川 第 一	昭12. 1. 11	139,273. 00	昭11～24	23			昭25. 3. 22
	2	市 川 第 二	12. 8. 27	30,414. 00	12～24				25. 3. 25
	3	菅 野	13. 6. 15	103,845. 00	13～24				25. 3. 22
	4	本 八 幡	14. 6. 30	93,585. 00	14～26				26. 12. 26
	5	北 方	26. 2. 19	145,889. 00	25～35	6,155	23. 0	26. 6	35. 4. 26
	6	子 の 神	37. 6. 30	313,467. 14	37～44	322,920	7. 32	19. 89	44. 12. 19
	7	百 合 台	40. 8. 10	217,781. 05	40～43	254,500	6. 49	19. 21	44. 2. 1
	8	南行徳第一	41. 8. 12	1,766,633. 38	41～48	3,601,966	0. 89	19. 46	49. 2. 27
	9	南行徳第三	41. 8. 22	1,043,353. 64	41～50	5,236,780	2. 50	17. 98	51. 2. 20
	10	南行徳第二	43. 3. 30	870,627. 85	42～48	2,311,000	4. 31	19. 20	49. 3. 27
	11	行 徳	43. 6. 12	531,229. 43	43～49	1,710,000	5. 92	19. 44	50. 3. 28
	12	南 八 幡	44. 12. 10	35,195. 00	44～48	177,059	14. 72	25. 01	49. 2. 1
	13	行 徳 北 部	44. 12. 18	181,642. 02	44～50	721,736	12. 41	22. 74	51. 3. 30
	14	行 徳 南 部	45. 10. 22	389,379. 39	45～53	3,950,000	2. 29	23. 16	53. 12. 19
	15	行 徳 中 部	46. 12. 1	715,621. 07	46～54	8,211,791	8. 13	26. 17	55. 1. 18
	16	美 濃 輪	47. 11. 30	58,174. 59	47～54	630,385	6. 05	24. 66	55. 3. 25
	17	大 野	48. 9. 5	726,816. 89	48～平5	8,695,598	13. 16	28. 74	平5. 9. 24
	18	国 分	49. 5. 11	44,648. 81	49～52	353,000	18. 09	27. 22	昭52. 7. 15
	19	宮 久 保	50. 9. 2	33,060. 90	50～54	381,263	17. 23	26. 71	55. 2. 15
	20	大 町	平2. 1. 24	24,448. 83	平元～5	660,170	34. 29	38. 33	平6. 3. 3
	21	妙 典	元. 1. 24	500,481. 18	昭63～平12	18,914,000	19. 56	28. 58	12. 11. 21
	22	柏 井	元. 5. 12	176,605. 48	平元～20	7,530,426	10. 09	33. 61	21. 3. 13
	23	堀 之 内	3. 3. 1	250,625. 28	2～11	7,135,600	29. 52	38. 39	12. 3. 24
	24	原 木 西 浜	13. 11. 27	147,309. 73	13～20	4,303,200	11. 69	47. 24	21. 2. 10
	25	市川塩浜 第1期 (個人施行)	29. 3. 31	112,536. 86	29～令元	1,998,436	7. 40	20. 16	令2. 3. 27 (終了認可)
合 計			25力所	8,652,644. 52					

土地区画整理事業施行地区位置図



7. 行徳臨海部の取り組み／臨海整備課（行徳支所）、街づくり整備課

市川市の行徳臨海部には、市川二期埋立計画の中止決定までに長期間を要したことにより生じた様々な課題がある。本市では、三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりの実現に向けて、これらの課題解決に取り組んでいる。

三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくり

本市と船橋市地先の海域（三番瀬・さんばんぜ）には、市川二期地区・京葉港二期地区計画として埋立が計画されていた。

平成13年9月、堂本千葉県知事が、計画の中止と「自然環境の保全と地域住民が親しめる里海の再生を目指す新たな計画を、県民参加のもとに作り上げることを表明した。これを受け、本市では行徳臨海部まちづくり懇談会での議論やシンポジウム等の意見を踏まえて、14年12月に「市川市行徳臨海部基本構想」（26年3月改正）を策定し、行徳臨海部の課題解決とまちづくりの実現に向けた取り組みを進めている。

(1) 海（三番瀬）の再生／臨海整備課（行徳支所）

三番瀬の自然環境は、漁業活動などの人の利用と共存することで維持されてきたが、海域の一部は、周辺の埋立事業で生じた不自然な地形による潮流の停滞や青潮の発生の影響などにより、著しく変化している。

千葉県では、平成16年1月に「三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）」から提出された「三番瀬再生計画案」を受け、「三番瀬再生会議」（学識経験者、地元住民、漁業関係者、環境団体、地元の経済・産業界関係者、その他公募による委員で構成）を16年12月に設置し、18年12月に「三番瀬再生計画（基本計画）」を策定した。その後、基本計画の実現化を図るため、19年2月に「三番瀬再生計画（事業計画）」（18～22年度）、23年4月に「三番瀬再生計画（新事業計画）」（23～25年度）、26年3月に「三番瀬再生計画（第三次事業計画）」（26～28年度）を策定し、29年度からは、「三番瀬再生計画」に基づいて、三番瀬再生に向けた取り組みを進めている。

一方本市では、塩浜地区まちづくり基本計画及び市川市行徳臨海部基本構想に基づき、塩浜2丁目階段式護岸の前面海域に覆砂を行う等して海辺の再生を目指す取り組み（塩浜親水事業）を進めている。

(2) 塩浜護岸の恒久的整備／臨海整備課（行徳支所）

塩浜護岸は、暫定的に造られた鋼矢板構造の直立護岸であることから改修が進められ、令和3年度末までに、1丁目（漁港区域を除く）の約600mと2丁目の区間約1,100m（区間約460mの高潮対策を除く）の整備が完了している。

3丁目の区間についても、塩害、波浪等による鋼矢板の腐食、老朽化が進み、管理用通路に陥没等が生じ、安全性が懸念されることから、千葉県に改修を要望しているほか、高潮対策についても継続して協議を行っている。

【経緯】

1. 塩浜護岸は、本来、市川二期地区の埋立が完了した時点で埋立地の前面に高潮堤を築造し、海岸保全区域を指定して、千葉県が管理するものであるとの認識に基づきながらも、昭和44年の県市の協定により、本市が管理してきた経緯がある。
2. 塩浜1丁目については、「三番瀬再生計画（事業計画）」に「護岸の安全確保の取り組み」が位置付けられ、不確定であった市川漁港の改修位置が現漁港区域内で改修を図っていく方針が

定まったことと、平成21年1月に県から「県が主体となり市の支援を受けながら整備する」旨の回答があり、県は、21年度から基礎調査及び概略設計等を実施すると共に、23年度から工事に着手し、26年度に完成した。

3. 海岸保全区域の指定の前提となる「海岸保全基本計画」の策定については、14年12月と15年2月に、現水際線の塩浜護岸に指定し直すべきとの市長の意見を提出していたが、県では、16年1月に円卓会議が提出した「三番瀬再生計画案」を受け、塩浜2、3丁目については、16年6月4日付で公共海岸及び海岸保全区域に指定・告示した。17年度に、三番瀬再生会議と連携しながら「市川海岸塩浜地区護岸検討委員会」が設置され、護岸改修事業に向けた具体的な検討を始め、18年度から塩浜2丁目の護岸改修に着手し、令和3年度に完了した。（約460mの高潮対策は除く）

(3) JR市川塩浜駅周辺の再整備／街づくり整備課

昭和58年に京葉線が旅客化され、駅周辺の再整備の機運が高まり、61年の市川二期地区基本計画(案)の提示を受け、再整備計画（対象面積約80ha）を検討してきたが、平成13年9月に埋立計画が中止となったため、改めて三番瀬の再生と連携したまちづくりを基本として再整備計画の具体的な検討を進めている。

14年6月に地元企業が「市川市塩浜協議会まちづくり委員会」を発足させ「市川塩浜まちづくり方針」を発表しており、官民協働して計画づくりに取り組んでいる。一方、市は、17年8月に、「塩浜地区まちづくり基本計画」をまとめ、塩浜地区の将来像、役割についての方向性を示した。

19年6月には先行地区11.3haの地権者と市川市で協働して塩浜のまちづくりに取り組むため、「市川塩浜地区第1期まちづくり推進協議会」を設立し、土地区画整理事業での基盤整備の推進を図ることとなった。その後、22年4月に組織名を「市川塩浜第1期土地区画整理事業準備会」に変更し、施行認可取得を目標に関係者協議を重ねてきた。その後、業務代行方式による事業化を目指し、28年8月に組織名を「市川塩浜第1期土地区画整理事業地権者会」に変更した後、10月に業務代行業者と業務代行基本協定書を締結。29年3月31日に「市川塩浜第1期土地区画整理事業」として施行認可を受け、令和2年1月17日に換地処分公告、同年3月27日に終了認可を受けた。今後は新たな土地利用が展開されていく。

また、区画整理事業地内の市有地の活用については、5年11月にスポーツ計画課がマーケットサウンディング調査を実施し、6年5月に「塩浜2丁目市有地整備方針（素案）」のパブリックコメントを実施しており、今後の具体的な整備検討を進めていく。

8. 京成沿線整備／街づくり整備課

京成本線は、市域を東西方向に平面で通っており、踏切での交通渋滞の緩和や安全性の向上を目指し、京成本線の立体化について検討してきた。

平成19年度は、京成本線沿線のまちづくり構想案や5つの立体化案等について市民アンケート調査を実施し、20年度には、市民意見交換会やシンポジウムを開催している。また、学識経験者で構成する「京成本線の立体化及び沿線整備に関する有識者委員会」を設置し、専門的見地から整備手法等の検討が行われ、市に提言書が提出されたが、関係機関との合意形成、費用便益比（B/C）など、課題が多く生じている。このようなことから、21年度から「京成本線沿線整備基本計画」を策定し、踏切

による交通渋滞の改善および安全性の向上に関して、立体化の手法以外にも京成沿線の街づくりの視点に立った検討を行った。

現在、供用開始された外環道路及び都市計画道路3・4・18号により、南北交通の不足が補完され、既設の踏切における渋滞等に対し一定の効果が見受けられる。今後は都市計画道路3・5・26号（木下街道）の供用開始後の交通状況を検証し、改めて京成本線の立体化の方向性を見極めていく。

9. 住宅改修に関する補助・マンション管理に関する支援策／街づくり整備課

(1) あんしん住宅助成

居住環境の良質化を図るため、既存の戸建住宅や分譲マンションの個人専有部分のバリアフリー化、防災性の向上に関する改修工事費の一部について補助を行う。

また、分譲マンション管理組合による共用部分のバリアフリー化および浸水対策の改修工事に対する補助を行う。

あんしん住宅助成件数（令和7年度） 64件

(2) 住宅断熱改修促進事業

カーボンニュートラル実現に向けて住宅の省エネ化を促進するため、令和6年度より、これまで「あんしん住宅助成」の補助対象メニューであった住宅の断熱性能を向上する工事に対する助成を取り出し、これに特化した補助制度を新設したもの。

住宅断熱改修促進事業件数（令和7年度） 168件

(3) マンション管理に関する支援策

マンションの適正な管理及び運営の推進を図るため、県や各関係団体などと連携してセミナー開催や管理組合へのマンション管理士派遣を実施している。

また、令和5年7月よりマンション管理計画認定制度を開始し、一定の基準を満たすマンションの管理計画の認定を実施している。

マンション管理セミナー（7年度）2回

マンション管理士派遣件数（7年度）13件

マンション管理計画認定件数（7年度）18件

10. 市川市みどりの基本計画（第3編に掲載）／公園緑地課

11. 水辺の環境整備／公園緑地課

江戸川活用総合計画

江戸川活用総合計画は、市民の公募による「いちかわ景観100選」に2回連続で選ばれた江戸川の広大なオープンスペースを活用することにより、市民の憩いと安らぎの場として、安全で快適な河川空間の創出と景観向上を図ることを目的としている。

具体的には、サイクリングロードや休憩施設、駐車場、水洗トイレ、誘導サイン、ビオトープ、バリアフリー施設整備の他、平成16年度よりこれまで約300本の桜を市民参加により江戸川の河川区域内（堤防）や公園等に桜の木を植栽している「さくら並木整備事業」、12年度より市川緊急用

船着場周辺等で開催している水辺を活用したイベント「江戸川・水フェスタinいちかわ」の支援など、様々な事業を国と連携して進めている。

12. 都市公園／公園緑地課

(1) 都市公園の整備状況

都市公園の整備状況は、435カ所、面積180.24ha、市民一人当たりの公園面積3.60㎡／人（墓園を含むと3.80㎡）となっている。

整備状況 (令和8年3月31日時点)

種 別	街 区	近 隣	地 区	運 動	歴 史	総 合	都市緑地	合 計
開設	個所	364カ所	12	3	3	1	49	435
	面積	32.88ha	19.65	16.67	13.13	6.18	15.32	180.24

主な公園

種 別	名 称	位 置	面 積 (ha)
近隣公園	須和田公園	須和田2丁目430番	1.30
〃	南行徳公園	相之川4丁目1番	2.30
〃	行徳中央公園	富浜3丁目10番2	1.13
〃	駅前公園	湊新田2丁目4番	2.07
〃	東海面公園	南行徳4丁目7番	1.39
〃	塩焼中央公園	塩焼5丁目6番1	1.21
〃	こざと北公園	南大野2丁目6番101	1.10
〃	原木公園	原木2486番地3	1.24
〃	塩浜中央公園	塩浜4丁目8番8	0.98
〃	妙典公園	妙典6丁目101番	1.24
〃	大洲防災公園	大洲1丁目3926番1	2.84
〃	下妙典公園	下妙典941番3	2.85
地区公園	里見公園	国府台3丁目3番	8.37
〃	小塚山公園	北国分1丁目2515番	4.62
〃	広尾防災公園	広尾2丁目36番1	3.68
総合公園	大町公園	大町284番	15.32
運動公園	国府台公園	国府台1丁目2番26	7.53
〃	塩浜1号公園	塩浜4丁目3番1	1.86
〃	北市川運動公園	柏井町4丁目277番1	3.74
歴史公園	堀之内貝塚公園	堀之内2丁目2899番	3.16
〃	姥山貝塚公園	柏井町1丁目1235番	2.46
〃	国分尼寺跡公園	国分4丁目17番	0.56
都市緑地	江戸川河川敷緑地	市川南3丁目地先他	24.53
〃	蓴菜池緑地	中国分4丁目461番	8.46
〃	国分川調節池緑地	東国分3丁目1491番2	9.94

(2) 防災公園

防災公園とは、災害時のことも考えた都市公園として整備、管理している公園をいい、住民の避難場所としての機能を有するものである。

①大洲防災公園

都市基盤整備公団（現在、独立行政法人「都市再生機構」）が平成11年11月に創設された「防災公園街区整備事業」で整備した公園。

平常時は、憩いやレクリエーションなどを通じて住民に親しまれる公園として、また、災害時は一時避難場所や被災の前線における救援機能や輸送等の中継拠点機能を担う防災公園として整備し、市街地整備部分と併せて安全で快適な街づくりに努めている。

○平常時の機能

- ・多目的広場（芝生約7,000㎡、ダスト舗装約2,300㎡）
- ・ピクニック広場（約1,800㎡、野外卓あり）
- ・ローゼンハイム広場（約270㎡、バラと各種ハーブ類を植栽）
- ・中央広場（900㎡）
- ・駐車場（24台）

○災害時の機能

- ・避難広場（ヘリポートとしても活用可能）
- ・管理事務所兼備蓄倉庫
- ・耐震性飲料用貯水槽 100㎡
- ・非常用便槽 25㎡1基 20㎡1基（上部にブースを組み立てる方式）
- ・物資積下し場

②広尾防災公園

広尾地区周辺は、住宅が密集している上、住民一人当たりの都市公園や避難場所の面積も少ないことから、安全で快適な街づくりが課題となっていた。そこで、平常時は憩いやレクリエーションの場として住民に親しまれ、また、災害時は一時避難場所となる防災機能を備えた都市公園（約3.7ha）として整備を進め、平成22年3月末に完了し、同年4月1日に開園した。

○平常時の機能

- ・いこいの広場（約6,000㎡の芝生広場でデイキャンプコーナーもあり）
- ・つどいの広場（イベントもできる形状）
- ・健康の広場（軽スポーツのできる広場、約7,000㎡）
- ・水に親しむ広場と遊びの広場（子供達が安心して水と親しめる空間と複合遊具あり）
- ・花の広場（バラなどの花に囲まれながら、ベンチでくつろげる広場）
- ・休憩広場（旧江戸川沿いにあり、川の眺望も楽しめる広場）
- ・駐車場（41台）

○災害時の機能

- ・健康の広場（ヘリの離着陸場・ドクターヘリも使用可能）
- ・管理事務所兼備蓄倉庫（鉄骨造2階建、延床面積 約819㎡）
- ・耐震性飲料用貯水槽 120㎡
- ・非常用トイレ（和式用60穴、洋式用8穴、下水道直結方式、容量60㎡）
- ・緊急船着場（千葉県により旧江戸川に。平成27年度に完成。）

- ・つどいの広場（物資積み下ろし場として活用）

13. みどりの保全と推進／公園緑地課

(1) みどりの保全

市の北部は下総台地の西端に位置する標高約20mの台地で、市の南部約3分の2は平坦な沖積低地となっている。まとまった山林は北部の台地上や、台地と低地の境界の斜面林のみに見られ、市の中央部から南部にかけては砂州上のクロマツ林や社寺林などにわずかに見られるにすぎない。

また、江戸川に面した松戸市境から里見公園を経て真間の弘法寺に至る斜面林など、南から南西向きの斜面林では断片的にスダジイ、タブノキを主体とする発達した照葉樹の極相林の片鱗が見られる。その他、比較的傾斜が緩やかなところの山林はイヌシデ、コナラ、クヌギ、シラカシ等を中心とする二次林となっており、スギ、ヒノキなどの経営林はほとんど見られない。

山林の面積は約121.5haで市の面積の約2%にあたる。これらの山林等を保全するため、次のような施策を講じている。

①特別緑地保全地区

- ・「都市緑地法」に基づき、都市における良好な自然的環境を有する緑地の保全を図るため、昭和56年3月20日、平田2丁目他2カ所（約2.0ha）を特別緑地保全地区に指定している。
- ・「首都圏近郊緑地保全法」（第3条）に基づき、首都圏の近郊整備地帯の既成都市区域における良好な自然環境を有する緑地の保全を図るため、昭和45年5月25日、新浜3丁目約83haを行徳近郊緑地保全区域に指定し、また同区域を45年8月28日に同法（第5条）に基づき、行徳近郊緑地特別保全地区に指定している。

地 区	面 積 (ha)	区 域
平田特別緑地保全地区	約0.7	平田2丁目の一部
子の神特別緑地保全地区	約0.7	北方3丁目の一部
宮久保特別緑地保全地区	約0.6	宮久保4丁目の一部
行徳近郊緑地特別保全地区	約83.0	新浜3丁目他

②生産緑地地区

市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、令和8年4月1日、274地区、約80.44haを生産緑地地区に指定している。

③風致地区

本市の風致地区は、古来景勝地として著名な江戸川、真間川、国府台方面の丘陵樹木地帯の一带、並びに葛飾八幡宮、及び付近の松樹の多い住宅地帯と中山法華経寺を中心とする一带に指定していたが、昭和48年12月28日、市営霊園一带と梨風苑地区を追加して指定した。産業の急激な発展は市街地の膨張伸展を伴い、街から急速に自然が損なわれ、緑を失った街の景観は落ち着きを失い乱雑化し、また市民生活から心の安らぎと街への潤いやゆとりも減少するなど、都市の構成上好ましくない状態であった。しかし、風致地区の指定によって直接的には建築物の建築等に対する規制を行うことにより風地の維持を図ること、また間接的にもこの地区の風致並びに地形を安定させることにより一般市街地の災害をも予防する保全地帯となっている。

風致地区一覧表

地区名	面積(ha)	区 域	特 徴
国 府 台 風致地区	596	北国分、中国分、国分、国府台、真間、堀之内、市川、須和田、菅野、東菅野（2丁目）、宮久保（1丁目）、江戸川 河川敷	江戸川沿いの自然的環境
八 幡 風致地区	54	八幡、宮久保（3丁目）、東菅野（3、4丁目）、鬼越、北方、本北方	葛飾八幡宮とその周辺の良好な住宅地
法華経寺 風致地区	60	中山、若宮、高石神	中山法華経寺とその周辺の良好な住宅地
大 町 風致地区	52	大町、大野町（4丁目）	市営霊園を中心とした景観
梨 風 苑 風致地区	7	大野町（1丁目）	東西樹林に囲まれた良好な住宅地
合 計	769		

④国府台緑地整備事業

市北西部における江戸川から里見公園、蓴菜池緑地、小塚山公園、堀之内貝塚公園を結ぶ「水と緑の回廊」上の緑の核となっている国府台4丁目一帯の樹林地の保全・整備を図る。

事業概要

所 在 地 市川市国府台4丁目3409番ほか

面 積 約5.1ha

⑤小塚山公園整備拡充事業

本公園は、市北西部の水と緑のネットワーク基本方針に基づき、小塚山公園と堀之内貝塚公園に挟まれた「どうめき谷津」及び外かん道路の上部を活用し、両公園の結びつきを強化にするとともに、地域の特徴を活かした公園として整備をするものである。

なお、整備計画は、周辺住民からの提案を踏まえて作成されており、平成15年12月に都市計画決定、16年1月に事業認可を得て事業に着手し、令和3年3月に完成した。

事業概要

所 在 地 市川市北国分3丁目3349番1ほか

面 積 約5.9ha（拡張面積：約1.9ha）

(2) みどりの推進

都市における緑は、安全で快適な生活を送るために必要不可欠なものである。しかし近年の急速な都市化に伴って緑は著しく減少し、都市の生活環境を悪化させ、健康にも影響を及ぼす状況となっている。このような状況に対処し、緑豊かな都市環境づくりを進めるため、市民・事業者の協力のもとに次のような施策を講じている。

○宅地開発に対する緑化指導

共同住宅の宅地開発については、その土地の面積規模に応じて10～20%以上に相当する緑地を確保するよう「市川市宅地開発事業に係る手続き及び基準等に関する条例」に基づき指導している（商業地域及び近隣商業地域は10%以上、大型マンション条例適用対象事業の場合は20%以上）。

(3) 公園・緑地用地の取得状況

（令和5年度）

面 積	金 額	公 園 名
3,412.97㎡	55,200,000円	大町公園

※令和6・7年度は取得なし

(4) 市街地のクロマツの保存対策

マツノザイセンチュウによる被害を防止するため、約3,500本のクロマツ（昭和45年「市の木」に指定）に薬剤処理等を行っている。

14. ガーデニングシティいちかわ／公園緑地課

市川らしい美しい景観づくりをより具体的に実現するための取り組みとして、花と緑が豊かな快適で魅力ある美しいまちづくりを、市民・事業者・行政など多様な主体間の協働により進める「ガーデニングシティいちかわ」を平成23年6月から開始した。この取り組みは、ガーデニングにより個人の心身の健康増進や生きがいづくりを促すだけでなく、彩りと美観を保つことによって治安のよい安心安全なまちをつくと共に、花や緑を介した人の交流や地域力の強化を目指し、「住んでみたい」「住み続けたい」と思わせる魅力ある市川市の実現を図るものである。

(1) 「ガーデニングシティいちかわ サポーター（ガーデニングボランティアを含む）」制度

「ガーデニングシティいちかわ」の趣旨に賛同し積極的にガーデニングに取り組んでいただける個人や事業者をサポーターとして募集し、情報の収集・提供と交流や活動の支援に努める。

また、行政による花壇整備にあわせ、市民が主要な道路や駅前などの花壇の維持管理に参加できる仕組みである「ガーデニングボランティア」での活動により、ガーデニング活動者の増加と体制づくりやまちづくりへの参加意識の醸成を図り、事業の裾野を広げる。

(2) オープンガーデン

個人等が所有する庭や花壇を交流や鑑賞の場として見学者に開放する「オープンガーデン」。これにより市民の活動意欲を刺激し活動の拡大や深化を図ると共に、街歩きを促すことで賑わいの創出と市川市の身近な魅力発信を図っている。

(3) 協働花づくり

行政が種・資材の提供や講習会等を実施し、市民が種から育てた花を、市内に飾るという、ガーデニングを通した協働の取り組みである。この取り組みの実施により、市民、サポーターやボランティア、学生など多様な主体が既存の枠組みを超えて連携する活動を推進し、「市民発のまちづくり」実現の一助となるよう努めていく。

15. 法律に基づく規制等／開発指導課

(1) 都市計画法に基づく開発行為等の規制

無秩序な市街化を防止すると共に、良好な生活環境の確保を図るため、都市計画法・市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例（平成14年4月1日施行）・市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成14年4月1日施行）の規定に基づき、市街化区域内及び市街化調整区域内における開発行為などの事業を適正に施行をするよう図っている。

本市の自動車保有率等の実態を踏まえ、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の自動車駐車場整備基準の一部改正（平成31年4月1日施行）を行った。

申請受付状況

(令和7年度)

区 分	開 発 行 為		宅地開発事業
	件 数	面 積	件 数
市 街 化 区 域	38件	192,010.14m ²	212件
市街化調整区域	23	25,762.02	13

(2) 市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の手続等の特例に関する条例

1. 目的及び効果

工業地域・準工業地域における、大型マンション等の建築事業は、急激な人口の増加を招き、周辺地域の環境を大きく変化させ、新たな行政需要を生じさせることから、当該事業区域に居住する人の良好な住環境の形成及び周辺の環境との調和を図ることを目的とした、宅地開発条例の事前手続や整備基準の特例に関する条例を定め、平成16年1月1日より施行した。

本市の自動車保有率等の実態を踏まえ、自動車駐車場整備基準の一部改正（平成31年4月1日施行）を行った。

2. 条例の概要

- ①大型マンション建築等を計画する事業者は、計画相談（土地所有者の同意書を添付）を行う。
- ②市川市宅地開発調整会議を開催し、事業計画の調査・検討を行う。
- ③調査・検討の結果、義務教育施設への受入れが困難と予測される時は、計画の中止、計画の延期又は計画の変更を勧告する。
- ④上記の勧告に従わない事業者については、協議、指導等の経過を公表する。
- ⑤大型マンション建築事業は、義務教育施設への受入れが可能であっても、宅地開発条例を上回る基準による公共施設等の基準で整備する。

3. 適用対象とする事業

工業地域・準工業地域内で次に該当する共同住宅を計画する事業

- ①【大型マンション建築事業】
 - ・事業区域が1ha以上又は計画人口800以上の事業
- ②【中型マンション建築事業】
 - ・事業区域が3,000㎡以上1ha未満で、計画人口800未満の事業
 - ・事業区域が3,000㎡未満で、計画人口250以上800未満の事業
- ③【特定地域マンション建築事業】
 - ・義務教育施設への受入れが困難となる状況が予測される地域（規則で定める、新井小学校を通学校に指定されている区域）で、事業区域が500㎡以上の事業

(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成工事の規制

宅地造成等に伴って発生する崖崩れや土砂の流出等による災害を防止するため、宅地造成工事規制区域内の造成工事に対して必要な規制を行うもの。

盛土等を包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正した「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が、令和5年5月26日に施行された。

千葉県では、令和7年5月26日に、市内全域を盛土規制法に基づく規制区域に指定し、規制を開始している。

(4) 国土利用計画法に基づく土地売買等の届出

土地の利用目的について適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一定面積以上の土地に関する売買などの取引をした場合には、契約後2週間以内に買主が土地の利用目的及び取引価格等を市に届け出るよう義務付けている（国土利用計画法第23条第1項）。

届出受理状況

(令和7年度)

区 分		届出件数	合 計
法定面積にか かかる届出	市 街 化 区 域 (2,000㎡以上)	24件	26件
	市街化調整区域 (5,000㎡以上)	2	

(5) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出

土地（届出の対象となる）を第三者に有償で譲り渡そうとしている場合及び土地を県や市町村などへの買い取りを希望する場合には、市への届出・申出が義務付けられている（公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項・第5条第1項）。

届出・申出受付状況

(令和7年度)

区 分		届出及び申出件数
法定面積にか か っ る 届出・申出	・ 土地有償譲渡届出	22件
	市 街 化 区 域 (5,000㎡以上)	4
	都市計画施設等の区域内 (200㎡以上)	18
	・ 土地買取希望申出 市内で100㎡以上の土地を所有し市に買い取りを希望する人	4

※なお、土地有償譲渡届出面積（都市計画施設に抵触）は、平成15年4月1日から200㎡以上となった。また、申出は市街化調整区域でも可能。18年9月以降、市川市では、市街化調整区域（都市計画施設等の区域内に所在する土地以外）の土地の届出は不要となった。

16. 急傾斜地崩壊対策事業／開発指導課

千葉県が行う土砂災害防止法の区域指定は148箇所であるが、そのうち急傾斜地崩壊危険区域として県が指定した14区域18カ所について、対策工事を進めていく。

今後は、完了した箇所の維持管理・補修工事と併せ、その他の区域についても、対策工事についての合意が得られるよう啓発を図っていく。

また、急傾斜地崩壊対策事業に関連する千葉県が行う土砂災害防止法の区域指定について、令和8年5月末現在148カ所の指定が完了しており、今後、指定予定箇所においても、引き続き県との連携を図り業務を進めていく。

17. 中高層建築物に関する紛争の予防と調整等／開発指導課

(1) 中高層建築物に関する紛争の予防と調整

中高層建築物の建築の際に紛争が生じた場合、建築物の規模が大きいことや影響する範囲が広いこと等から、多数の住民を巻き込むと共に問題が長期化・複雑化する傾向が見受けられた。そこで、予防措置として計画についての事前説明を建築主に義務付けると共に、紛争が生じた場合の調整制度について定めた「市川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を昭和63年4月1日に施行した。

紛争の原因としては、日照障害・プライバシー問題・電波障害・工事上の問題等多岐に渡る。こ

れらは、そもそも民事間のトラブルに関する問題であることから、予防と調整の各段階で、建築主と近隣住民が自主的に解決を図ることができる行政サービスの提供を条例の役割としている。

(2) ラブホテルの建築に関する規制

良好な生活環境と教育環境を保全するため、昭和58年10月1日に「市川市ラブホテルの建築規制に関する条例」を施行し、ラブホテルの建築に関して必要な規制を行っている。

「風俗営業取締法」が全面改正され、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に改められたこと、ホテル等の営業形態が多様化していること等の情勢の変化に対応するため、条例と規則の規定を順次見直し、適正な規制が行えるように努めている。

平成24年度～令和7年度 申請件数9件

(3) 特定中高層建築物の電波障害防止対策

市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の規定により、建築行為を行う事業者は、テレビの電波障害について事前調査を行うこと（高さが10m以下の建築物を除く）とし、電波障害が生じる時は、当該電波障害を解消するための措置を講じるものとしている。

18. 建築確認／建築指導課

建築基準法の規定に基づき、市長に任命された建築主事が建築確認・完了検査の業務を行い、市民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に努めている。あわせて平成12年度から一定規模以上の建築物を対象として工事の施工途中に検査を行う中間検査の業務を開始し、工事監理の徹底及び建築物の安全性の確保を図っている。

(1) 年度別確認申請受付件数

令和7年度の申請件数は0件（計画通知申請件数は8件）。

(2) 建築確認・検査申請状況

(令和7年度)

区 分	法第6条第1項 第1号～第2号	法第6条第1項 第3号	建築設備	工 作 物	計
建 築 確 認 申 請 件 数	0件 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
中 間 検 査 申 請 件 数	0	0	—	—	0
完 了 検 査 申 請 件 数	0	0	0	0	0
法18条による 計画通知申請件数	4 (3)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	8 (3)
法18条による 完了検査申請件数	3	0	1	0	4

() 内は計画変更申請件数

(3) 指定確認検査機関からの報告件数

平成11年5月の建築基準法改正に基づき確認・検査業務が民間開放され、取り扱った確認申請・検査件数について報告を受けている。

建築物

(令和7年度)

確認申請件数			中間検査件数		完了検査件数	
確 認	計画変更	計	申 請	合 格	申 請	合 格
1,888件	187	2,075	570	568	1,902	1,875

建築設備

(令和7年度)

確認申請件数			完了検査件数	
確 認	計画変更	計	申 請	合 格
113件	2	115	104	101

工作物

(令和7年度)

確認申請件数			完了検査件数	
確 認	計画変更	計	申 請	合 格
8件	0	8	10	10

19. 建築物への指導／建築指導課

本市は、昭和46年4月1日に建築基準法に関する行政の執行機関として権限委譲され、許可、認定、道路位置の指定、違反建築物の対策、防災査察、建築協定に関する建築指導等の業務を行い、安全で快適な住み良い都市環境を保持するため、適正な指導に努める。

(1) 許可・認定申請件数

(令和7年度)

許可・認定条項	法第43条	法第44条	法第48条	法第51条	法第85条	県条例	その他	計
件 数	78件	2	1	0	17	0	0	98

(2) 道路位置指定申請件数

(令和7年度)

区 分	指 定	廃止・取消	変 更
件 数	4件	1	0

(3) 違反建築物処理状況

(令和7年度)

違反建築物 件 数	是正勧告書 を出した件数	法第9条による通知・命令を出した件数				是 正 された 件 数	指導中	告発 件数
		1 項 措置命令	2 項 1 項通知	7 項 仮命令	10項 工事停止命令			
17件	0	0	0	0	0	5	12	0

※違反建築物の主な違反内容としては、確認申請手続、敷地と道路の関係、用途地域内の建築制限、建ぺい率制限、道路内の建築制限等が挙げられる。

(4) 防災査察件数

(令和7年度)

用 途 別	件 数	用 途 別	件 数
百貨店マーケット類等	20件	公会堂又は集会場	3件
旅 館 、 ホ テ ル	6	地 下 街	0
病 院 等	0	そ の 他	0
興 行 場 等	1		
キ ャ バ レ ー 等	0	合 計	30

(5) 建築協定

名 称	協定区域面積	制 限 の 概 要	有効期間
八幡台住宅地区 建 築 協 定	市川市宮久保 2 丁目28－81他 12,369.87㎡	○建築物は、一戸建専用住宅及びその 付属物（物置、自家用車庫）とする ○地階を除く階数は2以下とする ○その他	認可日平20.12.2 公告日平20.12.3 公告日から廃止さ れるまで
市川南行徳住宅地 建 築 協 定	市川市南行徳 4 丁目4他 12,822.28㎡	○敷地の分割を禁止する ○建築物は一戸建住居専用（2世帯住 宅を含む）もしくは一戸建併用住宅 とする（ただし共同住宅は除く） ○その他	認可日昭56.9.12 公告日昭56.9.21 公告日から廃止さ れるまで
ばらき苑住宅地 建 築 協 定	市川市原木 4 丁 目1427－3他 17,108.95㎡	○建築物は、一戸建ないし二戸建の専 用住宅及びその付属建物（車庫、物 置の類）とする ○原則として地階を除く階数は2以下 とする ○その他	認可日平20.4.22 公告日平20.4.22 公告日から廃止さ れるまで

20. 耐震診断・改修助成／建築指導課

耐震診断・改修助成事業及び危険コンクリート塀等対策事業に基づく補助金交付件数

(令和7年度)

木 造 住 宅	耐 震 診 断	30件
	耐 震 改 修	10
マ ン シ ョ ン	耐 震 診 断	1
	補 強 設 計	0
	補 強 工 事	0
緊 急 輸 送 道 路 沿 道 建 築 物	耐 震 診 断	0
危 険 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 塀 等	全 部 除 却	135.99m
	一 部 除 却	29.30m

地震による建物の倒壊等の被害から、市民の生命、身体及び財産を保護するため、市民が所有し、かつ居住する住宅及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に要する費用の一部を助成すると共に、危険コンクリートブロック塀等の除却に要する費用の一部を助成し、耐震化の促進を図ると共に、安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

21. 狭あい道路対策／建築指導課

狭あい道路対策事業に基づく補助金交付及び市測量委託件数（令和7年度）

補助金交付件数	3 件
市測量委託件数	1

道路拡幅部分の寄附を受け、確実にセットバックさせることにより、一般の通行の問題解消ばかりでなく、緊急時や災害時において緊急車両の通行の支障がないよう、安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

22. 空家対策／空家対策課

『空家等対策の推進に関する特別措置法』及び『市川市空家等の適切な管理に関する条例』に基づき、管理状態が良好な空家については、地域の活性化に資するような利活用を促進するとともに、適切な管理が行われていない空家の所有者等に対して、助言、指導、勧告などの必要な措置を行う。

◎道路交通部

1. 自動車駐車場対策	306
2. 鉄道交通	306
3. バス交通	307
4. 交通対策審議会	307
5. 東京外かく環状道路	307
6. 交通安全の啓発	308
7. 自転車対策	309
8. 市道の概要	310
9. 道路の新設・改良工事	310
10. 都市計画道路	311
11. 道路安全施設整備	312
12. 道路改修整備	312
13. 道路施設清掃	312

1. 自動車駐車場対策／交通計画課

建築物の新築、増改築等に伴い、新たな駐車需要に対応するため、「市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例」により基準を定め、自動車駐車場の設置を協議している。

年 度	事前協議件数 (件)	協議台数 (台)
令和 7 年度	193	2, 206

2. 鉄道交通／交通計画課

市川市内における鉄道は、中心部にＪＲ総武本線、京成本線、都営地下鉄新宿線、行徳地区に東京メトロ東西線、南部にＪＲ京葉線、大野・柏井地区にＪＲ武蔵野線、大町・北国分地区に北総線の７路線約30.3km、16駅が整備されている。

市内鉄道路線・駅

鉄 道 路線名	開 通 年月日	市内 延長 (km)	駅 名	開 業 年月日	所在地	令和6年度 乗降客数(人) (一日平均)
東日本旅客鉄道(株) 総 武 本 線	明27. 7. 20	約4.3	市 川 駅	明27. 7. 20	市川1-1-1	112,842
			本 八 幡 駅	昭10. 9. 1	八幡2-17-1	110,278
東日本旅客鉄道(株) 武 蔵 野 線	昭53. 10. 2	約3.2	市 川 大 野 駅	昭53. 10. 2	大野町3-1423	22,360
東日本旅客鉄道(株) 京 葉 線	昭63. 12. 1	約8.5	市 川 塩 浜 駅	昭63. 12. 1	塩浜2-2	15,764
			二 俣 新 町 駅		二俣新町3-4	10,104
京 成 電 鉄 (株) 京 成 本 線	大 3. 8. 30	約4.6	国 府 台 駅	大 3. 8. 30	市川3-30-1	11,912
	市 川 真 間 駅		真間1-11-1		6,821	
	大 4. 11. 3		菅 野 駅	大 5. 2. 9	菅野2-7-1	5,021
			京 成 八 幡 駅	昭10. 5. 1	八幡3-2-1	35,135
			鬼 越 駅	昭10. 8. 3	鬼越1-4-5	5,833
東京地下鉄(株) 東 西 線	昭44. 3. 29	約5.7	南 行 徳 駅	昭56. 3. 27	相之川4-17-1	50,950
			行 徳 駅	昭44. 3. 29	行徳駅前2-4-1	54,606
			妙 典 駅	平12. 1. 22	富浜1-2-10	50,244
東京都交通局 新 宿 線	平元. 3. 19	約2.0	本 八 幡 駅	平元. 3. 19	八幡2-16-13	72,322
北 総 鉄 道 (株) 北 総 線	平 3. 3. 31	約2.0	北 国 分 駅	平 3. 3. 31	堀之内3-21-1	8,385
			大 町 駅		大町175	1,838

※乗降客数は各鉄道事業者資料に基づく

3. バス交通／交通計画課

路線バスは、利用者の減少や運転手不足による減便や路線の廃止が問題となっている。このような中、バス運行事業者に対して多様化する市民のニーズや周辺環境の変化などに適合した運行を要望すると共に、走行環境や利用環境の改善により公共交通の利用促進と利便性向上に努めている。

コミュニティバスは、交通不便地の解消を目的に平成17年度から実証実験を行い、21年度には「市川市コミュニティバス運行指針」を策定した。22年度からは北東部ルートと南部ルートで実行委員会を設立し本格運行に移行している。

4. 交通対策審議会／交通計画課

交通対策審議会は、市内における交通諸問題について市長の諮問に応じ、調査、審議すると共に、その実施について建議する機関として昭和50年3月に設置した。委員数は22人、任期は2年。

5. 東京外かく環状道路／交通計画課

東京外かく環状道路（外環道路）は、都心から半径約15kmの地域を環状に結ぶ全長約85kmの幹線道路で、埼玉県和光市から市川市高谷地先の湾岸道路までは、専用部（自動車専用道路）に一般部（一般国道298号）が併設されている。

市川市域の外環道路は、昭和44年5月に延長約10km・標準幅員40mの道路として都市計画決定されたが、その後、計画の見直しを求めた結果、62年11月に県を通じて国の「再検討案（標準幅員60m、専用部は掘割スリット構造、一般部は地表式）」が提示された。

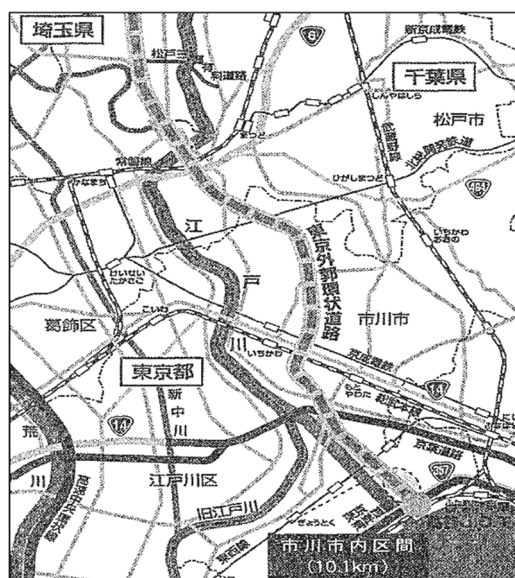
市議会では同計画について特別委員会を設置して調査・研究を行い、市ではこれらの結果を踏まえて平成5年6月、9分類22項目の要望を付して計画受け入れを表明した。

外環道路計画は、8年に都市計画決定の変更案に係る千葉県知事照会に対して市川市長より6分類28項目の要望を付して回答し、同年12月に都市計画変更が行われた。10年12月には東日本高速道路株式会社（旧日本道路公団）に施行命令が出され、半世紀の年月を経て30年6月2日に開通を迎えた。

令和8年度は、京葉ジャンクションB・Gランプ工事、電線共同溝工事等が行われている。

市内計画の概要

道路名	東京外かく環状道路 (東関東自動車道水戸線・一般国道298号)
区間	北国分一丁目～高谷地先
延長	10.1km
幅員	標準幅員60m
車線数	専用部4車線、一般部4車線
その他	ジャンクション 3カ所 インターチェンジ3カ所



6. 交通安全の啓発／交通計画課

関係機関との協力のもと、春・夏・秋・冬の交通安全運動時の諸施策を講じる他、年間を通じて広く市民に対し交通安全思想を啓発し、交通ルールへの遵守、正しい交通マナーの実践を習慣付けて、交通事故防止の徹底を図っている。

(1) 交通安全教育

①交通安全教室の開催

(令和7年度)

指導施設	指導実績	指導内容
幼稚園・保育園	137園 (7,041人)	歩行安全教室
小学校	45校 (7,851人)	歩行安全教室 (1年生)
		自転車安全教室 (3年生又は4年生)

②交通公園管理運営

幼児や児童が自転車や足踏み式カートで模擬道路を走り、遊びながら交通ルールを学ぶことができる。

東菅野児童交通公園：昭和45年8月開園、面積3,870㎡

南沖児童交通公園：昭和55年4月開園、面積4,300㎡

利用状況 (年間利用者数)

(令和7年度)

交通公園名	幼 児 (人)	児 童 (人)	保 護 者 (人)	合 計 (人)
東菅野	14,999	3,806	20,093	38,898
南 沖	21,101	5,216	22,296	48,613

③交通安全ポスター事業

小学校低学年・高学年の2部門を対象に、交通安全啓発の一環として交通安全をテーマにしたポスターを募集している。応募された作品の中から部門ごとに市長賞、優秀賞、優良賞を表彰し、入賞した作品はメディアパークでの展示、また、ホームページに掲載することにより、市民の交通安全意識の高揚を図っている。

(令和7年度応募件数 小学校低学年36校 307点、小学校高学年36校 362点)

(2) 交通安全啓発事業

年間を通じて、警察署・交通安全団体と連携して交通安全啓発を実施し、交通事故防止を広く市民に呼びかけている。

また、平成23年4月から「市川市自転車の安全利用に関する条例」の施行に伴い、中学校・高校、一般企業等を対象とした自転車安全利用講習会を開催している。

(令和7年度実績、12回 3,787人)

(3) 市内の交通事故発生状況

(令和7年)

事故発生件数 (件)	死 者 数 (名)	負 傷 者 数 (名)
820	4	921

7. 自転車対策／交通計画課

駅周辺における放置自転車対策として、自転車利用者の利便と駐輪秩序の確立を図るため、12駅1バス停に自転車等駐車場41施設を整備し、令和8年4月1日現在で収容可能台数29,721台分を整備している。また、南行徳駅に歩道等自転車置場を5カ所・571台分を整備している。

これらの駐輪場の管理は、高齢者雇用促進の一環として昭和53年度から(財)市川市高齢者福祉事業団へ、平成3年度から公益社団法人市川市シルバー人材センターに業務委託しており、本八幡駅と市川駅に開設した地下駐輪場については民間会社に業務委託している。

(1) 自転車等駐車場整備状況

①有料施設（駐輪場）

(令和8年4月1日)

最寄駅・バス停		施設数	面積 (㎡)	整備台数 (台)
駅	市川駅	6	10,476.79	5,885
	八幡(3駅)	13	14,038.78	9,128
	下総中山駅	1	1,620.00	1,035
	市川大野駅	2	2,194.69	1,473
	二俣新町駅	2	1,022.00	727
	市川塩浜駅	2	1,539.00	1,268
	原木中山駅	1	1,419.42	840
	妙典駅	2	2,727.93	1,857
	行徳駅	3	4,801.14	3,893
	南行徳駅	5	3,891.29	2,421
	北国分駅	1	1,199.00	777
	菅野駅	2	561.72	182
バス停	国分高バス停	1	331.00	235
合 計		41	45,822.76	29,721

②歩道等自転車置場

(令和8年4月1日)

最寄駅	内訳 (箇所)	収容可能台数 (台)
南行徳駅	5	571

※第1～第4自転車置場は、最初の2時間無料、以降8時間ごとに110円。

第5自転車置場のみ1回(24時間毎)110円。

(2) 自転車移送保管場所の整備状況

(令和8年4月1日)

場 所	面積 (㎡)	収容可能台数(台)
新田保管場所(市川駅、市川大野駅撤去用)	1,401.00	800
平田保管場所(本八幡駅撤去用)	1,170.00	750
千鳥町保管場所(東西線各駅撤去用)	5,019.20	4,000
合計 3施設	7,590.20	5,550

(3) 放置自転車と処分の状況

(令和7年度)

1日当たりの 放置台数(台)	撤去台数 (台)	引渡台数 (台)	引 取 率 (%)	売却台数 (台)	リサイクル 台数(台)
230	2,875	742	25.8	2,029	18

※「1日当たりの放置台数」は、10月～11月の晴天の平日の概ね午前11時頃を調査日時の基準としている。

8. 市道の概要／道路管理課

路線別道路延長 (令和8年4月1日)

路線数 3,028本 実延長 729,674m 面積 4,745,767㎡

市道路線別調書

(令和8年4月1日)

区 分		実 延 長 (m)	路線数 (路線)	面積 (道路敷) (㎡)	舗 装 率 (%)
市 道	1 級 幹 線 道 路	97,615	67	1,136,114	100.0
	2 級 幹 線 道 路	59,503	59	479,841	100.0
	一 般	572,556	2,902	3,129,812	99.5
	小 計	729,674	3,028	4,745,767	99.6

9. 道路の新設・改良工事／道路建設課

人にやさしい道づくり

「市川市交通バリアフリー基本構想」や「人にやさしい歩道整備指針」に基づき、高齢者や障がい者、児童、幼児等すべての人々が日常生活を営むうえで、何らの制約を受けず安心して戸外に出て、安全で快適に歩行できる歩道整備を進めている。

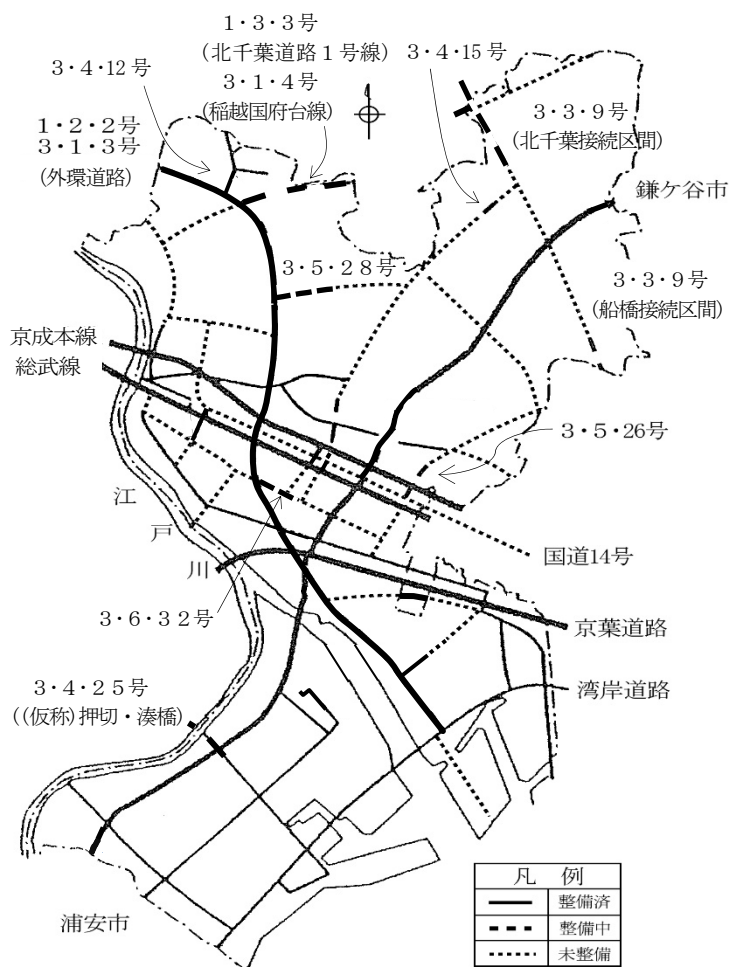
令和4年度	新田4丁目2番～7番地先 外1カ所	計355m
令和5年度	行徳駅前1丁目5番～17番地先 外1カ所	計231m
令和6年度	行徳駅前4丁目22番地先	196m
令和7年度	鬼越1丁目4番地先 (京成八幡第9号踏切道)	16m
令和8年度予定	鬼越1丁目23番～北方1丁目16番地先 (市道0223号)	164m

10. 都市計画道路／道路建設課

本市の都市計画道路は、昭和15年に計画決定されて以来、自動車専用道路が4路線、幹線街路が38路線の計42路線120.24kmが計画決定されているが、整備が完了している割合は約60%となっている。このため効率よい道路ネットワークの実現に向け、事業の推進を図っている。

平成30年6月に都市計画道路1・2・2号及び3・1・3号（外環道路）が開通し、令和3年1月には都市計画道路3・4・12号が開通した。現在は、都市計画道路3・6・32号、都市計画道路3・3・9号（北千葉接続区間および船橋接続区間）、都市計画道路3・4・15号、都市計画道路3・4・25号（（仮称）押切・湊橋）、都市計画道路3・5・26号（木下街道）、都市計画道路3・5・28号、都市計画道路1・3・3号（北千葉道路1号線）、都市計画道路3・1・4号（稲越国府台線）等の事業が進められている。

また、令和4年9月に市川市都市計画道路整備プログラムを策定し、今後優先的に整備する区間の選定を行った。



11. 道路安全施設整備／道路安全課

(令和7年度)

道路照明灯新設	カーブミラー新設
6基	23基

12. 道路改修整備／道路安全課

市道を常に良好な状態に維持するために、市民からの情報提供や道路パトロールを実施し道路の破損等の早期発見に努め、その機能を保持するために速やかな補修等によって道路利用者の安全・安心を図っている。

(1) 道路補修工事

令和7年度 道路舗装 13,540㎡

(2) 道路側溝工事

令和7年度 側溝整備 1,444m

(3) 私道整備補助金

私道整備は市民の生活環境の向上を図るために、私道整備事業助成金交付要綱に基づき舗装などの私道整備に助成金を交付している。

令和7年度 整備件数 3件 整備延長 116m

13. 道路施設清掃／道路安全課

(1) 側溝清掃 (令和7年度)

清掃箇所	側溝清掃実績	汚泥処理量
386カ所	28.93km	421.30m ³

(2) 道路清掃 (令和7年度)

大型機械	小型機械	人力清掃	土砂処分量
1,976.40km	471.60km	78日	118.01 t

◎下水道部

1. 下水道管理事業	314
2. 下水道整備事業	315
3. 浄化槽補助事業	316
4. 雨水浸透・貯留施設設置の助成	316
5. 治水等の対策	317

1. 下水道管理事業／下水道経営課、河川・下水道管理課

下水道は、「公衆衛生」「浸水防除」「公共用水域の水質保全」など、市民の安心で快適な生活に欠くことのできない重要な施設である。少子高齢社会の進展や都市基盤の老朽化といった様々な行政課題を踏まえつつ、いかなる状況変化にも対応できるよう、下水道中期ビジョンに基づき、下水道経営の礎を築いていく。

(1) 受益者負担金

受益者負担金制度は、昭和41年2月に建設省令により同年4月から施行されたが、都市計画法の改正により46年3月に条例を制定した。その後55年3月に条例の全部改正を行い、単位負担金額を定額制に改めた。負担金額は事業費のうち汚水に係る末端管渠事業費を基準として定め、単位負担金額は1㎡当たり250円である。

令和7年度の徴収状況（現年度分）は、調定件数5,030件、調定額66,925,200円、収納額65,463,240円となっており、収納率は97.8%である。

(2) 下水道使用料

下水道使用料は昭和47年3月に条例を制定した。使用料体系は従量制であったが、51年4月から累進使用料制に切り替えた。

また、59年7月、62年7月、平成3年7月、6年7月、9年7月、12年7月、15年8月に、更に令和5年4月に使用料改正を行った。令和7年度の徴収状況（現年度分）は、8年5月末時点で賦課件数1,169,886件、調定額5,577,258,540円、収納額5,533,974,848円となっており、収納率は99.2%である。

(3) 水洗便所改造資金貸付

菅野処理区の下水道の処理開始に伴い、水洗化の促進を図るため、昭和47年4月1日施行で汲取式便所を水洗式便所に改造する工事を対象に、水洗便所改造資金貸付制度（無利息）を始めている。

その後、昭和58年度に、汲取便所の改造工事以外の排水設備工事を貸し付け対象に加え、令和4年4月の改正では、貸付要件の一部緩和と共同住宅の貸し付けを開始した。

① 汲取式便所を水洗式便所に改造する工事を伴うもの（※汲取改造（戸建））

1棟につき40万円（償還期間は、50月以内）

② ①の工事を伴わないもの（※浄化槽改造（戸建））

1棟につき30万円（償還期間は、40月以内）

③ ①②の内、共同住宅の改造工事（※汲取改造（共同住宅）、浄化槽改造（共同住宅））

1棟につき80万円（償還期間は、80月以内）

令和7年度の貸付実績は、37件 10,135,000円であった。その内訳は、①汲取改造（戸建）は、0件 0円、②浄化槽改造（戸建）で、35件 8,895,000円、③浄化槽改造（共同住宅）で、2件 1,240,000円であった。

(4) 私道への下水道管渠敷設助成

昭和47年度の水洗便所改造資金貸付制度発足と同時に、私道への下水道管渠敷設を行う者に対し助成金を交付する制度も発足した。発足当時は、私道の形態と利用戸数によって全額助成と2分の1助成に分けて実施していたが、62年度から両端が公道に接し幅員1m以上又は一端が公道に接し幅員1m、利用戸数2戸以上の場合に全額助成とした。

なお、私道の助成金申請は当該私道の土地所有者の承諾を条件とする。

令和7年度の助成状況は56件、延長2,634.8m、助成金額246,608,430円。

2. 下水道整備事業／下水道建設課

下水道は、私たちの暮らしを支える静脈であることから、近年頻発する局地的な豪雨や下水道施設の老朽化の進行、そして大規模地震など様々な課題が取り巻く状況においても、下水道事業を持続的に発展・向上させていくため、下水道中期ビジョン及び市川市污水適正処理構想に基づき、効果的かつ効率的な下水道整備を進めている。

(1) 下水道普及率（住民基本台帳人口ベース）（令和8年3月31日）

全市人口（A）	処理人口（B）	普及率（B／A）
500,204人	406,200人	81.2%

(2) 単独公共下水道菅野処理区

本市の公共下水道事業は、既成市街地低地帯の浸水対策と生活環境の向上を目的として昭和35年度に下水道計画を策定し、36年度に真間・菅野地区282haの整備に着手した。47年に市川市菅野終末処理場が下水処理を開始し、51年に面整備事業が完了した。

事業概要

事業年度	昭和36年度～令和13年度	終末処理場	1カ所
排水面積	282ha	処理能力	16,320m ³ ／日
管渠延長	66,400m	事業費	494億2,000万円
ポンプ場	2カ所		

(3) 流域関連公共下水道江戸川左岸処理区

千葉県は昭和45年公害対策基本法による水質環境基準の類型指定が行われたのを受け、江戸川の水質汚濁に対処するため、同流域の7市1町（現在は8市）の污水を広域的に処理する事業として、48年に江戸川左岸流域下水道事業に着手した。本市も47年度に流域関連公共下水道として市川南・南八幡地区539haの整備に着手し、56年4月から一部の供用を開始した。本市はその後、事業認可の区域を拡大しながら整備を進めている。令和7年度末の整備面積は2,223haとなっており、8年度は47.79haの整備を予定している。

また、公共下水道の雨水事業として昭和62年までに135haの整備を完了していたが、都市化の進展により雨水流出量が増大し、浸水被害が発生していることから外環道路の整備を契機として、市川南、高谷・田尻地区の雨水排水計画を見直し、ポンプ場・管渠の整備を進めている。

事業概要

全体計画面積	5,077ha	事業年度	昭和47年度～令和13年度
全体計画人口	45万200人	認可計画人口	38万7,900人
事業認可面積	2,714ha	事業費	5,643億2,500万円

(4) 単独公共下水道西浦処理区

中山地区（113ha）は、昭和49年度から浸水解消を目的に中山都市下水路事業として整備に着手、59年度に完了した。平成8年度に鬼越地区・二俣地区を加えた126haを合流式（一部分流）の単独公共下水道として認可を取得し、船橋市西浦下水処理場の整備に合わせ整備を進めている。13年4月、二俣地区の一部より供用を開始した。令和7年度末の整備面積は104haとなっており、8年度は2.39haの整備を予定している。

事業概要

全体計画面積	148ha	事業年度	平成8年度～令和13年度
全体計画人口	13,800人	認可計画人口	14,700人
事業認可面積	126ha	事業費	257億5,970万円

3. 浄化槽補助事業／河川・下水道管理課

生活環境及び河川、海等の公共用水域の水質汚濁の防止、並びに公衆衛生の向上を目的に、平成5年4月1日より、合併処理浄化槽の設置に要する費用の一部を補助し合併処理浄化槽の設置・促進を図っている。

23年4月1日からは高度処理型合併処理浄化槽への転換設置のみを補助対象としている。また、単独処理浄化槽又は汲取便所の撤去費用も上乗せして補助をしている。

補助対象地域は、下水道整備が当分の間（7年以上）見込まれない地域。補助の対象となるのは自己の居住用住宅で、国土交通大臣の認定を受けた10人槽以下の高度処理型合併処理浄化槽でBODの除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ以下及び放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下又は総磷濃度が1mg/ℓ以下であること。

補助金限度額一覧

(令和8年4月1日現在)

規 模	5 人 槽	6～7人槽	8～10人槽
単独転換	1,184千円	1,280千円	1,433千円
汲取転換	1,124	1,220	1,373

4. 雨水浸透・貯留施設設置の助成／河川・下水道管理課

雨水の流出抑制及び地下水の涵養促進を図り良好な水環境を創出するため、雨水浸透施設を設置する者に対して平成10年度から助成金を交付している。また雨水の有効利用を図るため、雨水小型貯留施設を設置する者に対して13年度から設置費の一部を助成している。

(1) 雨水浸透施設設置助成金

雨水浸透施設設置適地内の戸建住宅等を対象に標準算定基準により算出して得た額を助成する(宅地開発条例、市民あま水条例の対象を除く)。

(2) 雨水貯留施設設置助成金

市内全域の戸建住宅等を対象に次の割合に基づき助成する。

雨どい取付型は設置費用の2分の1とし、25,000円を限度額とする。

浄化槽転用型は設置費用の3分の2とし、80,000円を限度額とする。

(令和7年度)

助成件数	浸透枳	浸透トレンチ	雨どい取付型	浄化槽転用型	助成金額
7件	0個	0.0m	4基	3基	335,900円

5. 治水等の対策／下水道建設課

(1) 排水路整備事業

昭和56年10月の台風24号を契機として60年3月に策定した「市川市雨水排水基本計画」に位置づけられている幹線排水路等を、新設及び既設水路を改良して整備し、浸水被害の軽減に努めている。令和7年度末時点で、幹線排水路の総延長229,177mに対し、133,599m(58.3%)を完了している。

(2) 排水施設整備事業

昭和41年度から地盤が低く自然排水のできない地域に排水機場を整備し、浸水被害の軽減に努めている。

施工年度	事業費	排水機場名及び能力			
令和7年度 まで	14,602,917 千円	(真間川流域)			
		須和田	100m ³ /分	美里苑	58m ³ /分
		本北方	50m ³ /分	宮久保	60m ³ /分
		八幡	39m ³ /分	北方ポンプ場	227m ³ /分
		(総武線以南)			
		鬼高	41m ³ /分	原木第1	236m ³ /分
		原木第2	186m ³ /分	原木第3	100m ³ /分
		二俣	95m ³ /分		
		本郷	90m ³ /分		
		(行徳地区)			
		河原	123m ³ /分	本行徳	270m ³ /分
		押切	229m ³ /分	香取	116m ³ /分
		欠真間	248m ³ /分	相之川第1	48m ³ /分
		相之川第2	80m ³ /分	新井	499m ³ /分
		妙典	728m ³ /分		
		(市内全域) 暫定仮設ポンプ 真間川仮設第1ポンプ 他80カ所			

(3) 真間川流域の治水対策

真間川流域は、千葉県北西部に位置し、標高30mの下総台地に源を発し、松戸、鎌ヶ谷、船橋の各市域の雨水を集めて市川市域で江戸川と東京湾に注いでいる。流域の面積は約65.6km²で、約45万人もの多くの人々が住みその生活と深く関わっている。

この流域は、昭和30年代後半より都市化の進展が著しくなり、保水・遊水機能の減少により降雨の流出時間が短く、また流出量が増大したことで治水安全度が低下したことから、様々な治水対策を行っている。

①総合治水対策特定河川事業（県事業）

ア. 河道の改修

真間川は昭和54年に総合治水対策特定河川に指定されたことを受け、時間雨量50mmの降雨に対応できる河道の改修や下流への洪水流量を軽減するための調節池の整備などの治水施設の整備に加え、保水・遊水機能の確保、流域対策の強化など総合的な治水対策を推進している。

国分川については昭和54年度から、松戸市和名ヶ谷地先の獅子舞橋から市川市須和田地先の真間川合流点に至る延長約4.38kmを改修区間とし、真間川合流地点から堀之内橋までの市川市区間の整備が完成し、現在は更なる上流部(松戸区間)の河道拡幅を進めている。

春木川については平成8年度から、春木川水門～春雨橋区間の河道改修に着手し、現在用地取得と併せ工事を進めている。

派川大柏川については平成9年度に事業に着手し、用地取得を進めている。

大柏川については、真間川合流点から浜道橋までの区間で、拡幅事業等の整備が完了した。

イ．調節池の整備

大柏川第1調節池については、昭和54年度から都市河川治水緑地事業で用地取得を始めていたが、平成7年度から本事業として進められ、17年度に完成した。

大柏川第二調節池については、平成18年度より用地買収に着手し、令和7年度末現在で91.4% (158,924㎡／173,795㎡) を取得済みであり、用地のまとまった箇所から順次掘削工事が進められている。

国分川調節池については、平成6年度に都市河川治水緑地事業として用地取得に着手し、8年度から本事業として進められ、25年度に治水施設が完成した。

②都市基盤河川改修事業（市事業）

大柏川上流部の浜道橋から鎌ヶ谷市境までの延長1,621m区間が平成7年4月3日付けで一級河川へ指定変更された。そこで、市川市が事業主体となり大柏地区の浸水被害の解消を目指して7年度から事業に着手し、河川拡幅用地の取得及び河川拡幅工事を進め、令和4年度末までに、橋りょう全8橋の架け替え、護岸整備1,621m（100.0%）及び管理用通路の整備が完成し、6年度末に、県への移管を完了した。

◎農業委員会

(1) 農業委員数及び農地利用最適化推進委員数（令和8年4月1日現在）

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員は議会の同意を得て市長が任命、農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱。

①農業委員

実 数						定数
認定農業者	女性	青年	中立的立場	その他	合計	
7人※	2人※	3人※	1人※	1人	10人	10人

※認定農業者と青年は重複している者が2人

※女性と青年および中立的立場は重複している者が1人

②農地利用最適化推進委員

実数	定数
6人	6人

(2) 会議等の開催状況（令和7年度）

農業委員会総会
12回

(3) 農地等の権利移動等の状況（令和7年度）

①農地等の所有権移転（農地法第3条関係）

件 数	面 積		
	田	畑	計
17件	45.88 a	84.91 a	130.79 a

②農地等の貸借権設定等（農地法第3条関係）

件 数	面 積		
	田	畑	計
1件	0 a	4.94 a	4.94 a

③農地転用（農地法第4条関係）

	件 数	面 積			合 計
		田	畑	計	
許 可	8件	45.33 a	16.84 a	62.17 a	811.15 a
届 出	136	327.09	421.89	748.98	

④農地等の転用による権利移動（農地法第5条関係）

	件 数	面 積			合 計
		田	畑	計	
許 可	45件	205.28 a	80.56 a	285.84 a	1,083.38 a
届 出	170	203.48	594.06	797.54	

⑤農地等の賃貸借の解約（農地法第18条関係）

	件 数	面 積			合 計
		田	畑	計	
許 可	0件	0 a	0 a	0 a	95.58 a
届 出	7	10.24	85.34	95.58	

第9編 外郭団体等

◎ 市川市土地開発公社	323
◎ 公益財団法人 市川市清掃公社	323
◎ 公益財団法人 市川市文化振興財団	324
◎ 公益財団法人 市川市花と緑のまちづくり財団	326
◎ 社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	326
◎ 公益社団法人 市川市シルバー人材センター	330
◎ いちかわクリーンエネルギー株式会社	331

○外郭団体とは、次の2つの条件のいずれかを満たす団体のことをいう。

①市が資本金、基本金その他これに準ずるものの1/4以上を出資しているもの、市が借入金の元金または利子の支払いを保証しているもの

(地方自治法第199条第7項後段参考)

②上記の条件を満たさないが、市の行政を補完する団体として、市が継続的に人的又は財政的支援を行っているもの

◎市川市土地開発公社

土地開発公社は、市に代わって公共用地などの取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として昭和50年7月、市が設立した。

所在地 市川市八幡3丁目3番2-408号

(1) 市の出資金

基本財産 10,000,000円

(2) 業 務

土地開発公社の業務は、公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項及び第2項に掲げる道路・公園・緑地・学校・その他公共施設及び公用施設の用に供する土地の取得並びに造成、処分等を行っている。

① 令和7年度実施事業

取 得

道路拡幅用地

取 得 面 積 63.15㎡

取 得 金 額 87,579,919円

処 分

都市計画道路3・6・32号用地

処 分 面 積 41.39㎡

処 分 金 額 63,534,246円

②令和8年度事業計画

処 分

道路拡幅用地

処分予定面積 636.86㎡

処分予定額 183,863,000円

◎公益財団法人 市川市清掃公社

昭和50年6月1日に発足し、市の委託を受けた一般廃棄物（し尿）の収集業務の他、浄化槽の清掃、保守点検業務なども行っている。

所在地 市川市二俣新町13番1

(1) 出資金 30,000,000円（市川市が全額出資）

内 訳 { 基本財産 10,000,000円
運用財産 20,000,000円

(2) 保有車両台数

し尿収集関係 6台

浄化槽関係 14台

そ の 他 13台

(3) 事業内容

し尿	市内全域のし尿汲み取り
浄化槽	清掃及び保守点検
不法広告物除却	市内全域の不法看板等撤去
リサイクルプラザ	家具等再生品販売等
不燃系ごみ分別	不燃系ごみの分別等
仮設トイレ	市内全域の仮設トイレの汲み取り
産業廃棄物	グリストラップの清掃
排水設備申請確認	排水設備申請書類の審査
給排水設備	受水槽の清掃等
特定家庭用機器	家電リサイクル対象機器の運搬
環境衛生管理	ハウスクリーニング等
販売機手数料	自動販売機の飲料販売

(4) 一般廃棄物（し尿）収集状況

(令和7年度)

収集自動車延べ台数	総収集量	終末処理	
		衛生処理場	その他
2,061台	2,452.95kℓ	2,452.95kℓ	—

◎公益財団法人 市川市文化振興財団／文化芸術課

公益財団法人市川市文化振興財団は、市民文化の向上及び振興のための事業として、公益財団法人市川市文化振興財団主催による自主文化事業を47事業、共催・後援事業を42事業実施した。

また、市川市との指定管理者に関する協定に基づき、市川市文化会館、市川市行徳公会堂、市川市芳澤ガーデンギャラリー、市川市木内ギャラリーの管理業務を実施した。

更に、市川市より管理運営の委託を受け、市に寄贈された文化施設（清華園・郭沫若記念館）の管理業務を実施した。

所在地 市川市大和田1丁目1番5号（文化会館内）

実施事業（令和7年度）

ジャンル：クラシック音楽12／ポピュラー3／ミュージカル1／演劇1／演芸4／美術展5／その他21

実施日	公演名	実施場所
4月26日～6月29日	青森の芸術家 棟方志功から奈良美智まで	芳澤ガーデンギャラリー
5月10日	旅をする音楽 星野道夫×haruka nakamura	文化会館小ホール
5月15日	さだまさしコンサート	文化会館大ホール
6月7日	鈴木雅之コンサート	文化会館大ホール
6月15日	祝祭管弦楽スペシャルコンサート	文化会館大ホール
7月26日	海宝直人×オーケストラ	文化会館大ホール
7月27日	おやこ寄席 落語体験講座	文化会館大会議室
8月3日	長崎追想 一父 井上ひさしへの旅	文化会館小ホール
8月20日	バックステージツアー	文化会館大ホール
9月13日～10月19日	中山忠彦追悼展	芳澤ガーデンギャラリー

実 施 日	公 演 名	実 施 場 所
9月21日	ポーランド国立放送交響楽団with角野隼人	文化会館大ホール
10月3日～4日	宝塚歌劇 星組公演	文化会館大ホール
10月5日	0歳からジャズコンサート	行徳公会堂ホール
10月11日	高校生書道パフォーマンスフェスティバル	文化会館大ホール
10月18日	H Z E T T M ピアノ独演会 2025	行徳公会堂ホール
11月8日	こまつ座 きらめく星座	行徳公会堂ホール
11月11日	40周年記念事業	文化会館小ホール
11月16日	川井郁子 with アンサンブル響 コンサート	行徳公会堂ホール
11月19日	家族の週間ファミリーコンサート	行徳公会堂ホール
12月10日、12月17日	大ホールピアノ試弾体験	文化会館大ホール
12月13日	N響メンバーによるクリスマスコンサート	文化会館小ホール
12月14日	音楽の絵本 ブラスサンタ with サキソフォックス	行徳公会堂ホール
12月14日～1月12日	いちかわ未来の画家コンクール	芳澤ガーデンギャラリー
12月20日	木内クリスマスワークショップ	木内ギャラリー
1月17日	ニューイヤーフェスティバル2026	文化会館大ホール
2月22日	ダンス活性化事業	文化会館小ホール
3月15日	春のうたごえ 市川・第九	文化会館大ホール
3月19日	行徳特選落語会	行徳公会堂ホール
年2回	地域連携事業	木内ギャラリー
年2回	アイ・リンクコンサート	アイ・リンクタウン展望施設
年2回	芸術講座 音楽・美術	文化会館小ホール、他
年2回	市川ゆかりの作家展	木内ギャラリー
年2回	市川寄席	文化会館大会議室
年2回	みんな楽しく0歳からコンサート	文化会館小ホール
年3回	小島貞二記念寄席	グリーンスタジオ、他
年3回	午後のクラシック	文化会館小ホール
通年	中山文化村事業	清 華 園
通年	新人演奏家事業	文化会館小ホール
通年	アーティストバンク事業	—
通年	芸術文化奨励賞	—
通年	サテライト事業コンサート（社会包摂）	市 内 各 施 設
通年	サポーター事業（音楽）	文化会館小ホール、他
通年	サポーター事業（美術）	文化会館展示室、他
通年	市川よみっこ運動事業	文化会館小ホール、他
通年	ボランティア事業	各 施 設
通年	水木洋子事業	水 木 洋 子 邸 、 他
通年	新人アーティスト紹介事業	—

◎公益財団法人 市川市花と緑のまちづくり財団／公園緑地課

市民の積極的な協力を得ながら、緑の保全、緑化の推進を目的として、財団法人市川市緑の基金が昭和61年10月27日に設立。平成25年4月1日に花と緑の普及、推進を加え、公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団に移行。

第1次、第2次総合5カ年計画で市から6億5,000万円を出資。

長期目標額 50億円 (令和8年3月末現在実績 15億5,757万円)

所在地 市川市国府台3丁目9番1号(里見公園内)

令和8年度事業計画

(1) 募金活動

いしかわローズフェアや各種イベント等での活動時に実施。

(2) 緑化の普及啓発

①花と緑に関する講座の開催

市川の緑を守るボランティア体験教室、素敵なガーデニング講座、はじめてのバラ講座、ナチュラルガーデナー養成講座、はじめてのガーデニング講座、庭木の手入れ講座、ハンギングバスケット講座、寄せ植え講座、その他単発で親子で木工工作体験講座等。

②園芸相談

③催し物等の開催(いしかわローズフェア、樹木の名札付けイベント、グリーン&フラワーフェスティバルなど)

④市民活動の支援(緑のボランティア活動支援、公園花壇管理支援、花壇づくり支援)、バラボランティア、樹木管理ボランティア、草花管理ボランティアの支援

⑤市民の花 バラの普及促進(小冊子の発行、公園バラ園維持管理、バラ園をバラ育成体験学習の場、バラボランティア人材育成の場として活用)

⑥公共施設をはじめ街における花と緑の普及促進(公共施設における花と緑の普及、推進、桜並木整備、公共施設のバラ園維持管理)

(3) 緑化助成事業

①緑化活動団体等への助成

②生垣設置者への助成

③屋上等緑化設置者への助成

④花壇設置者への助成

⑤駐車場緑化設置者への助成

◎社会福祉法人 市川市社会福祉協議会

昭和26年6月、社会福祉事業法(現社会福祉法)の施行により地域社会で住民主体の立場から福祉活動を行う民間自主組織として市川市社会福祉協議会が発足し、42年12月22日、認可を得て社会福祉法人となる。

所在地 市川市東大和田1丁目2番10号

令和8年度重点事業

1. 地域福祉活動への支援

2. 権利擁護関連事業の積極的推進
3. 貧困や社会的孤立への対応
4. 放課後保育クラブ事業の運営

(1) 互助のまち構築づくり～地域福祉活動への支援～

ノーマライゼーションに基づく地域連帯感で結ばれた小域福祉圏（市内14地区）ごとに地区社協を設置し、住民参加による心豊かなまちづくりを推進すると共に、ボランティアセンターを市内2カ所で運営している。

- ① 地区社協活動と「てるぼサロン」支援および設置促進（令和8年6月 130カ所設置・活動中）
- ② 「お互いさま事業」の実施支援
- ③ 地域ケアシステム事業の推進（地域福祉活動及び相談事業）
- ④ 地域福祉・ボランティアセンターの運営

地区社協支援及びボランティアの登録や活動の紹介を行うと共に、ボランティア講座等を通じてボランティア養成・拡充を図っている。また、車いすの貸し出しやボランティア保険の受付、施設・在宅生活者へのボランティアの紹介、ボランティアグループへの活動費の助成等を行っている。

なお、ボランティアセンターを市内2カ所（社会福祉協議会内、行徳支所内）に設置している。

- ⑤ 社会福祉法人等による公益的事業協議や連携と事業実施
- ⑥ 民生委員児童委員協議会、保護司会の事務局運営

(2) 福祉専門職の充実

複雑・多様化、増大する課題に迅速・柔軟に対応するために、専門職の適正な配置を目指している。

- ① コミュニティソーシャルワーカーの適正配置
- ② 個別支援専門職の適正配置（生活困窮支援、後見支援、福祉サービス利用援助事業）
- ③ 子育て支援専門職の適正配置（放課後児童健全育成事業）

(3) 個別支援の充実と権利擁護体制の充実

地域福祉専門機関としてセーフティーネットの一端を担う個別支援の充実による「地域共生社会」の実現への活動を目指す。

① 「後見支援センター」の運営

判断能力が不十分な方及び親族等に対し成年後見制度に関する相談及び広報啓発、申し立て支援、市民後見人の養成等を行うとともに、法人として後見の受任を行い、後見センターを中心に権利擁護体制の充実を目指す。

② 福祉サービス利用援助事業の実施

高齢者、知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者の方等を対象に本人と契約を結び以下のサービスを提供する。

- 1) 福祉サービス利用援助
- 2) 財産管理サービス
- 3) 財産保全サービス

③ 経済的困窮者への相談支援

ア. 相談支援体制強化（市川市生活サポートセンター「そら」との連携）

イ. 利用者に応じた支援メニューの実施

ウ. 生活困窮者への貸付等の相談と自立支援

○生活福祉資金（国の事業）

低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯の経済的自立や在宅福祉及び社会参加の促進、失業者世帯の自立支援を目的にその世帯の福祉向上を図るために必要な資金を貸し付ける。

○応急援護資金、福祉つなぎ資金（法人独自の事業）

低所得世帯の応急的需要に対し、自立更生を図ることを目的に必要な資金を貸し付ける。

エ．子ども食堂の支援

オ．フードバンクの推進と各種パントリー支援

カ．いちかわ制服バンクの推進

キ．身内、知人等の支援がなく、亡くなられた方の支援（無縁物故者の法要）

(4) 福祉きょういく（教育・共育・協育）の拡充とボランティア活動の推進

①子どもたちへの福祉きょういく

ア．市教育委員会との連携

○福祉教育推進校の指定及び助成

○総合学習への協力（福祉体験出前講座の開催、福祉機器貸出）

イ．子どもを対象としたボランティア体験事業

②ボランティアの養成、確保、登録、紹介

③ボランティアセンターの運営（社協事務所、行徳公民館内）

④社会福祉士等の実習生の受け入れ

(5) 災害支援体制の構築

(6) 外国籍の方の支援～多文化共生社会の実現に向けて～

(7) 福祉の組織化と公益的事業の連携・協働

(8) 寄付文化の醸成

①寄付文化推進

②遺志による寄付「遺贈呼びかけ事業」周知活動の強化

③ふれあい基金の事業

④共同募金への協力

⑤歳末たすけあい募金配分の実施

⑥災害支援基金の事業

(9) いちかわ社協経営健全化の取り組み

①会員の加入促進

ア．一般会員、賛助会員、法人会員加入促進

②収益事業・新規収益事業の企画、検討、実施

ア．自動販売機設置事業

イ．てるぼピンバッジ、一筆箋、Tシャツの販売

ウ．心の遺言ノート・誕生記念ノートの販売

エ．入れ歯リサイクル事業

オ．LINEスタンプの作成販売

(10) 多種多様なニーズに応じた取り組み

(11) 知らせる、宣伝する（広報）

①会報の発行

- ②ボランティア情報誌の発行
- ③地域福祉推進キャンペーン（市民まつり出店等）
- ④Webサイトの運営SNS活用
- ⑤広報紙広告掲載事業
- ⑥野外ベンチの寄贈
- ⑦オリジナル商品等販売事業

(12) 高齢者への支援

- ①心を遺すメッセージ事業（「心の遺言ノート」発行・販売）
- ②車いすの無料貸出（再掲）
- ③「てるぼベンチ」の寄贈による設置（再掲）
- ④結婚50周年夫婦祝品進呈
- ⑤食生活支援グループ助成（配食サービスボランティアへの検食・検便費用補助）
- ⑥高齢者クラブ助成
 - ア．高齢者クラブ連合会助成
 - イ．高齢者クラブ結成助成
- ⑦単身高齢者出会い演出事業（リ・シングルパーティー）

(13) 障がいがある方への支援

- ①点字名刺等作成事業
- ②障がい者団体助成
 - ア．在宅障がい者支援事業助成
 - イ．障がい者団体助成

(14) 子ども・子育てへの支援

- ①保育クラブ（放課後児童健全育成事業）運営～市指定管理者事業～
（令和7年度保育クラブ数 47クラブ 135クラス）
- ②地域と連携した新たな子育て支援
 - ア．学校、PTA等と連携した事業（制服リサイクル）推進
 - イ．子ども食堂支援
- ③心のメッセージ「誕生記念ノート」発行・販売
- ④子ども会等活動助成
- ⑤ふれあい基金による交通遺児援護事業

◎公益社団法人 市川市シルバー人材センター

高齢化社会が進行する中で、健康で働く意欲のある60歳以上の高年齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な仕事をお世話するための公益法人。

高齢者がこれまでの経験を生かし、働くことを通じて副次的な収入を得ながら、健康の維持や社会参加の喜びを得て生きがいの充実を目的とした会員制の組織であり、市内に住む人ならだれでも参加できる。

一方、市内の事業所・会社からは、高年齢者にも可能な一般的な業務や軽作業を、各家庭からは植木の手入れ、ハウスクリーニング、水回り工事、草取りなどの請負仕事の発注を受けている。他にもシルバー派遣事業、有料職業紹介事業を行っている。

所在地 市川市平田1丁目20番17号

(1) 就業相談

職業紹介事業を含む入会及び就業相談を定期的実施している。

平田事務所（平田1丁目）、行徳事務所（行徳支所内）

(2) 令和7年度事業実績

①公共・民間別事業実績

公・民別	受託件数	就業延人員	受託事業収入	構成比
公 共	50件	74,951人	421,217,459円	63.9%
民 間	3,537	60,572	238,424,817	36.1
一 般 企 業	446	45,928	159,001,049	-
個人・家庭	3,091	14,644	79,423,768	-
合 計	3,587	135,523	659,642,276	100

②シルバー派遣事業実績

受注件数	延人員	賃金等	派遣手数料等	合計	受託収入
86件	23,838人	109,163,804円	26,685,965円	135,849,769円	11,136,733円

(3) 会員の現況

会員年齢別構成表

年 齢 別	会 員 数			構 成 比	平均年齢	
	男性	女性	合計			
60～64歳	18人	22人	40人	3.1%	男 性	76.0歳
65～69歳	91	67	158	12.4	女 性	76.7歳
70～74歳	218	101	319	25.0		74.5歳
75～79歳	307	148	455	35.7	最高年齢	
80歳以上	239	64	303	23.8	男 性	94歳
合 計	873	402	1,275	100	女 性	88歳

◎いちかわクリーンエネルギー株式会社

いちかわクリーンエネルギー株式会社は、市川市のカーボンニュートラルの核の施策として、クリーンな電力（環境価値を有する電気）を市内に供給するとともに、地域経済の域内循環を高める目的で、令和7年1月23日、市川市が京葉ガス株式会社、株式会社千葉銀行と共同で設立した。

所在地 市川市八幡1丁目1番1号

(1) 資本金及び出資額

資本金：60,000,000円

出資額（出資比率）：

市川市 : 33,600,000円（56%）

京葉ガス株式会社：23,400,000円（39%）

株式会社千葉銀行：3,000,000円（5%）

(2) 事業スキーム

市川市クリーンセンターで発電されたクリーンな電力を調達し、市川市の一部の公共施設に供給する。利益については、カーボンニュートラル施策に充てるなどして地域に還元する。

(3) 事業内容

小売電気事業等

市 政 概 要

令和 8 年度版

令和 8 年 9 月発行

編集・発行 市 川 市 議 会 事 務 局
市川市八幡 1 － 1 － 1
電話 (047) 712－8673